



平成28年 第1回定例会

# 会 議 録

(平成28年3月4日～3月29日)

枕 崎 市 議 会

平成 28 年  
枕崎市議会第 1 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 26 日間（3 月 4 日～3 月 29 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
3 月 4 日（金）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第45号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 基本構想特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第46号－第48号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 地方創生に関する調査特別委員会の報告について 15 散 会
3 月 5 日（土）	休 会		
3 月 6 日（日）	休 会		
3 月 7 日（月）	本会議	前 9：30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
3 月 8 日（火）	本会議	前 9：30	1 開 議 2 一般質問（2 名） 3 散 会
		委員会 後 1：5	1 産業厚生委員会
3 月 9 日（水）	休 会	委員会 前 9：24	1 総務文教委員会
3 月 10 日（木）	休 会	委員会 前 9：23	1 予算特別委員会（補正）

3月11日(金)	休 会	委員会	前 9:22	1 基本構想特別委員会
3月12日(土)	休 会			
3月13日(日)	休 会			
3月14日(月)	休 会	委員会	前 9:22	1 予算特別委員会(当初)
3月15日(火)	休 会	委員会	後 1:6	1 予算特別委員会(当初)
3月16日(水)	休 会	委員会	前 9:22	1 予算特別委員会(当初)
3月17日(木)	休 会	委員会	前 9:23	1 予算特別委員会(当初)
3月18日(金)	休 会	委員会	前 9:21	1 議会運営委員会
3月19日(土)	休 会			
3月20日(日)	休 会			
3月21日(月)	休 会			
3月22日(火)	休 会	委員会	前 9:19	1 議会運営委員会
3月23日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号) 3 表 決 4 議案上程(日程第2号-第16号) 5 委員長報告 6 質疑、討論、表決 7 議案上程(日程第17号-第28号) 8 委員長報告 9 質疑、表決 10 議案上程(日程第29号-第34号) 11 委員長報告 12 質疑、討論、表決 13 議案上程(日程第35号) 14 委員長報告 15 質疑、表決 16 議案上程(日程第36号) 17 提案理由の説明、質疑 18 議案委員会付託

		委員会	前 11:32	19 散 会 1 予算特別委員会 (補正)
3月24日 (木)	休 会			
3月25日 (金)	休 会	委員会	前 9:18	1 議会運営委員会
3月26日 (土)	休 会			
3月27日 (日)	休 会			
3月28日 (月)	休 会			
3月29日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程 (日程第1号-第8号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第9号) 6 表 決 7 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(平成28年3月4日)

平成28年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成28年3月4日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特
5	2	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
6	3	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
7	4	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
8	5	平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
9	6	平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
10	7	平成28年度枕崎市一般会計予算	〃
11	8	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
12	9	平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
13	10	平成28年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
14	11	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
15	12	平成28年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
16	13	平成28年度枕崎市水道事業会計予算	〃
17	14	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
18	15	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用	〃

		等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
19	16	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
20	17	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
21	18	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	19	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
23	20	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
24	21	枕崎市行政不服審査会条例の制定について	〃
25	22	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
26	23	枕崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	〃
27	24	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
28	25	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
29	26	第6次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について	基本構 想特委
30	27	枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について	総 文
31	28	公の施設の指定管理者の指定について	産 厚
32	29	公の施設の指定管理者の指定について	〃
33	30	公の施設の指定管理者の指定について	総 文

3 4	3 1	公の施設の指定管理者の指定について	総 文
3 5	3 2	公の施設の指定管理者の指定について	〃
3 6	3 3	公の施設の指定管理者の指定について	産 厚
3 7	3 4	市道の廃止について	〃
4 2	3 9		
4 3	4 3	専決処分の承認を求めることについて	総 文
4 4	請 1	南薩地区衛生管理組合の新設ごみ焼却施設候補地推薦地の追加について検討するよう市当局に要請することを求める請願	産 厚
4 5	陳 1	道路の改良について	〃
4 6	4 0	教育長の任命について	
4 7	4 1	人権擁護委員候補者の推薦について	
4 8	4 2	人権擁護委員候補者の推薦について	
4 9		地方創生に関する調査特別委員会の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり



1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
俵積田 清 文 建設課長  
白 澤 芳 輝 健康課長  
福 元 新 水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
橋之口 寛 監査委員事務局長  
田 中 義 文 福祉課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
竈 原 均 会計管理者兼会計課長  
木之下 浩 一 学校教育課長  
末 永 俊 英 文化課長  
三 島 洋 台 消防長  
森 蘭 智 之 消防総務課長  
石 場 博 和 総務課行政係主任

久木田 敏 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
松 田 博 税務課長  
俵積田 寿 博 下水道課長  
山 崎 公 広 監査委員  
永 江 隆 水産商工課参事  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
上 園 信 一 生涯学習課長  
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長  
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長  
山 口 太 総務課行政係長  
牧 野 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成28年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、6番俵積田義信議員、9番沖園強議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月29日までの26日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年11月、12月、平成28年1月及び2月執行の例月現金出納検査結果報告書、平成27年11月及び平成28年1月に実施されました定期監査の結果並びに平成28年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成27年第6回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第45号までの42件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 平成28年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、初めに、平成28年度から37年度までの10年間を計画期間とする「第6次枕崎市総合振興計画(案)」を策定したことについて申し上げます。

当総合振興計画案は、我が国の人口が既に減少局面に入ったことを踏まえ、次の10年を「本市の人口減少に歯どめをかけ、安定した人口を維持しながら持続可能な地域づくりの礎を築くための10年」ととらえて策定しました。

その上で、「すべての人々が健康で幸せに育ち、住まい、活動し、集い、憩い、交流する環境が整ったまちづくり」を目指して、それぞれの場面に必要な施策を切れ目なくつなげていくことで、「豊かな自然環境の中で過ごすことで心身の安寧を保ち、活力のある地場産業に支えられ着実に進歩することで、安定した潤いのある未来を見通せる暮らしを築いていける枕崎市を追求していくこと」を基本理念としています。

将来都市像は、多くの市民の意向をとらえ、「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安

らぎと潤いのある枕崎市」と定めています。

なお、当総合振興計画案は、お手元にお届けしてありますので詳細な説明は省略させていただきますが、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、枕崎市人口ビジョンと枕崎市地方創生総合戦略について申し上げます。

「人口ビジョン」には、10年後の目標人口「2万人の維持」を掲げるとともに、総合戦略の基本方針では、「枕崎で安定した雇用を創出する」「枕崎への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの柱を据え、平成31年度までの計画期間に実施または実施に向けた検討を行う事業、施策として全15事業63のメニューを列記しました。

今後、これに掲載された事業の実施及び実施に向けた検討が本格化していきますが、これに要する財源については、国、県の補助事業及び地方創生推進交付金の獲得を目指してさらなる努力を重ねます。

続いて、枕崎市過疎地域自立促進計画について申し上げます。

「新過疎計画」は、平成28年度から32年度までを計画期間とし、過疎地域自立促進特別措置法及び鹿児島県過疎地域自立促進方針並びに第6次枕崎市総合振興計画の計画内容の範疇で策定するものであります。

その内容については、本市の財政状況を考慮しながら、各課の長期計画のうち特に過疎対策に資する175事業について、策定しています。

また、今後の過疎債の発行については、事業実施の必要性、妥当性等を慎重に検討した上で、財政運営にも配慮したものとなるよう心がけてまいります。

この「枕崎市過疎地域自立促進計画」についても、皆さんのお手元にお届けしてありますので詳細な説明は省略させていただきますが、よろしく御審議をお願いいたします。

新年度からの事業実施に当たり、組織機構の改編を行うこととしています。

健康で長生きできる環境づくりのさまざまな施策を展開できる、子供からお年寄りまで全市民を対象とした地域包括ケアシステムをさらに推進するため、「地域包括ケア推進課」を新設いたします。

また、地方創生のための総合戦略の各種施策等について、それぞれの事業・取り組みを着実に推進していくため、企画調整課内に「政策推進係」を置きます。

新年度から新たに始まる事業としましては、まず、平成27年度から準備を進めてきた「枕崎国際芸術賞展」について、4月には第1次審査が始まり7月18日には展覧会が開催されます。

千住先生を初めとする作品審査に当たる先生方の顔ぶれの話題性から、美術ファンは、「どんな作品が集まるのだろう」と期待している人が多いと思いますが、まだまだPRが足りないところがありますので、これに力を入れていきたいと思っております。

私が10年以上前から申し上げていた「思い切って公民館の再編を行わなければ、本市は衰退していくであろう」との思いから、自治公民館の再編を促すための助成を開始します。

また、市内の河川環境対策や地域の環境保全に取り組む公民館・市民グループの活動を助成するなど、地域環境の保全活動や環境教育の啓発に努めます。

このほか、主な事業として、「市役所本館耐震補強工事・外壁改修工事」「瀧山団地建替事業」の建設事業のほか、「防災行政無線デジタル化基本設計業務委託」「不妊治療費助成事業」「産科医療体制確保支援事業」「地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業」などに取り組んでいくこととしております。

続いて、ただいまの説明内容との重複を避け、新年度の新規事業など施策の主なものについて、第6次枕崎市総合振興計画の基本構想の6つの柱に沿って、説明いたします。

まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅の長寿命化計画に基づいて長寿命化工事を実施するとともに、潟山団地の建替事業に着手します。

水道事業については、安全で良質な生活用水等を供給できるよう、老朽管の改良事業等を実施するほか、金山浄水場の急速ろ過池更新事業の完成を目指します。

公共下水道事業においては、立神北町の面的整備を実施し、快適な生活環境づくりを推進するとともに、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業を実施するほか、松之尾ポンプ場及び管渠・マンホール等の長寿命化にも取り組みます。

生活環境の改善や公用水域の水質保全を図るため、事業場の適切な排水処理の指導強化に努めるとともに、公共下水道区域外の浄化槽設置を積極的に推進します。

市内各地で大量発生したヤンバルトサカヤスデ等不快害虫対策については、より効果的な薬剤散布方法の検討を行いながら、蔓延防止と駆除対策に努めます。

新広域ごみ処理施設建設に向け、関係自治体と引き続き協議を行います。

また、ごみ分別を徹底し再資源化やごみの減量化に市民と一体となって取り組むとともに、住環境を悪化させないためにごみの不法投棄撲滅に取り組みます。

災害対応の拠点となる本庁舎の耐震補強工事を行うとともに、災害情報の迅速な伝達を図るため、防災行政無線のデジタル化に着手します。

平田潟上流排水機場は、ポンプを更新し、豪雨・台風等の災害に備え、市民の安心・安全の向上に努めます。

河川改修の総合流域防災事業は、新年度から、中洲川の改修工事に着手します。

消防業務については、救急需要の増加に対応するため救急救命士並びに指導救命士を養成するとともに、隊員の資質の向上を図ります。

また、地域防災力の中核である消防団の装備の充実を進め、市民の安全と安心の確保に努めます。

都市公園施設長寿命化計画に基づき、総合体育館などの老朽化した施設の改修を行います。

消費者行政においては、複雑・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、持続的に高度な専門知識の習得に努め、相談体制の一層の強化を図るとともに、高齢者や児童・生徒を対象とした出前講座の開催や広報啓発を通じ、近年被害が多発する特殊詐欺等の消費者トラブルについて未然防止の意識の向上に努め、自主的に判断できる自立した消費者の育成に努めます。

次に、「快適で便利なコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

国道225号峯尾峠の改良については、昨年引き続き用地買収を実施します。

防災・安全交付金事業、過疎債事業等により、老朽化した市道の舗装修繕及び道路改良工事を実施します。

まくらぎき保育園前の交差点改良事業については、新年度から工事に着手します。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検を行うとともに、補修工事を実施します。

立神通線道路改築工事については、建物等調査を行い、用地買収と、一部道路改築工事も実施します。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

枕崎漁港については、特定第三種漁港であり、水産物輸出入拠点漁港としての機能に加えて国際コンテナ貨物の受け入れ、積み出しが可能な機能の付加を目指して引き続き調査研究を行います。

フランスでのかつおぶし生産の取り組みを引き続き支援するとともに、「ふしの日」として制定した24日に毎月販売促進活動を行うなど節類の消費拡大と販路拡大に努めます。

漁港整備関係では、水深9メートル岸壁の新設を進めるとともに、水深4.5メートル岸壁の改

修と、臨港道路舗装改修を行います。

新年度から運用開始される高度衛生管理型荷捌き所については、漁業協同組合並びに関係団体と連携し、適正な運用・管理に努めます。

農業については、人・農地プランの充実を図りながら地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努め、農村地域の活性化、農地の有効利用や荒廃防止、農道、水路の保全管理の観点から、日本型直接支払制度の事業に取り組みます。

また、守るべき農地を明らかにする取り組みとして、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地銀行や農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りを推進し、耕作放棄地の減少を図ります。

農家経営の安定を図るため、安心・安全で高品質な農畜産物の生産を進めるとともに、新しい特産品の開発や農畜産物の輸出の推進を図り、強い農業の実現に努めます。

農業生産基盤の向上に向けて、南薩畑かん施設の更新や山口地区の農道改良及び広域農道の保全対策事業を実施します。

畜産業については、家畜ふん尿処理施設の整備を進めるとともに、家畜防疫の強化と環境問題の改善を図るため、畜産農家への一層の指導に努めます。

農作物への鳥獣被害については、野生鳥獣の増加により深刻化・広域化してきているため、猟友会と連携し一層の被害の軽減に努めます。

商工振興対策として、市街地への新規出店者の初期費用の一部を助成するとともに、中小企業制度資金の融資制度を利用した者に対する利子補給制度を創設し、商工会議所や通り会連合会等と連携して魅力ある商店街づくりに努めます。

また、「枕崎鰹船人めし」と「枕崎鰹大トロ丼」の全国的展開への市通り会連合会の取り組みに対する支援を引き続き行い、「食のまち枕崎」の魅力を発信し、ブランドの確立を目指します。

さらに、県内外において地域資源を生かした「食」に関する商品や農水産物等の地場製品の消費拡大及び販路開拓に向けた取り組みを実施します。

また、雇用対策として、雇用拡大及び処遇改善に努めるとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、迅速な情報提供に努めます。

観光振興については、駅前広場の整備に引き続き、火之神公園において、自然の良さを生かした園路等を整備中であり、完成後は、市内周遊手段として電動アシスト自転車を活用するなど、駅から火之神公園を結ぶ観光ルートの構築に力を注ぎます。

また、効果的に地域の魅力を発信しながら、より多くの観光客を本市へ呼び込むための施策を展開します。

さらに、今後は外国人向けの観光戦略が求められることから、鹿児島県南部の関係団体との広域連携による誘客戦略の策定、プロモーション活動等を実施することで、交流人口の増加や物流による新たな販路開拓を図ります。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

子供から高齢者まですべての市民が健康に過ごせる社会づくりを目指し、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、「健康まくらざき21」に掲げた各分野の施策を着実に推進します。特に新年度は、若手市職員の発案によるほっとPHOTOウォーク事業を実施します。

国民健康保険の財政状況は、依然として厳しい状況が続いていますが、平成30年度には国民健康保険の運営主体が県へ移管されることから、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の動向を注視しつつ、昨年3月に改訂した国民健康保険財政健全化行動計画を着実に実行します。

市立病院においては、女性活躍社会推進事業の一環としての病児保育事業の施設運営、医療機器等の整備等を行い、より充実した医療サービスの提供に努めます。

子供を安心して生むための環境づくりとして、子供を望む夫婦の経済的負担を軽減するため不妊治療の助成を実施します。また、地域で安心して出産できるよう産婦人科医等の確保に要する費用の一部を助成する制度を創設します。

児童福祉においては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て新制度の確実な実施を推進します。病児・病後児保育事業や、平成27年度から取り組んだ「子育て短期支援事業」等の安定的・継続的運営に努めます。

障害者福祉においては、第4期障害福祉計画に基づき、障害者が安心して地域で暮らせる環境づくりに努めます。なお、新年度から、軽度・中等度の難聴児に係る補聴器購入費の助成事業を新たに実施します。

高齢者福祉においては、「第6期老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき各種事業を実施します。「高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業」や「てげてげ広場事業」のさらなる普及促進を図るとともに、新年度は、新たに実施する「在宅医療・介護連携推進事業」などに取り組み、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせる環境づくりにさらに努めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

学校教育については、県教委や南薩教育事務所、市教委から研究指定を受けている学校が、学力や豊かな心、体力向上等をはじめ、小・中一貫教育についての成果を公開発表します。さらに、教職員を対象とした授業カブラッシュアップセミナーを開催し、先進校視察の成果発表や活用力を高める問題作成等を通して、教職員の資質向上を図ります。

また、学校施設については、引き続き施設・設備の補修等を計画的に実施します。

生涯学習の推進については、市民が積極的に学習活動に取り組める環境づくりを図るとともに、郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるため、家庭・地域・学校等が一体となって体験活動の機会の提供や家庭教育の向上に努めます。

スポーツの振興については、国体に向けた施設の整備、老朽化した社会体育施設の維持・修繕に努めるとともに、各種イベントを円滑に運営する中で、生涯スポーツの振興、健康増進、体力向上を図り、スポーツを通した明るく豊かな生活の構築に努めます。

文化の振興については、この夏、南浜館において「枕崎国際芸術賞展」を開催します。日本画家で国際的に活躍されている千住博氏を筆頭に、東京芸術大学美術学部長の保科豊巳氏、台北芸術大学教授の曲徳益氏を審査員に招聘し、斬新で国際色豊かな芸術文化を紹介するとともに、海外からの出品者や来訪者の増加が見込まれることから、国際交流の促進による多様な文化の交流と振興を図ります。

次に、「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

世帯数の減少や高齢化等に伴い、自治機能の維持が懸念される公民館があることから、再編に向けた協議を行う目的で設置される自治公民館再編推進委員会には補助金を交付し、再編協議が整った場合には、公民館活動の円滑な運営を支援するため、2カ年にわたり自治公民館再編交付金を交付して、公民館の再編を支援します。

多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、市民の満足度を重視し効率的な行政事務を構築するため、社会保障・税番号制度を最大限に活用するとともに、個人情報保護などプライバシーに配慮した取り組みを進めます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研さん努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会をはじめ市民の皆様、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係13件、条例12件、第6次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について1件、枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について1件、公の施設の指定管理者の指定について6件、市道の廃止について6件、人事案件3件、専決処分承認を求めることについて1件の計43件であります。このうち、人事案件を除く40件について、説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,430万円を追加し、予算総額を114億9,230万円にしようとするものです。

繰越明許費は、自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか2事業を、平成28年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか3事業の追加及び過疎対策事業ほか10事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、自治体情報セキュリティ強化対策事業、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、南薩地区衛生管理組合負担金などをお願いしております。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,054万7,000円を追加し、予算総額を47億6,517万3,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、徴税費、共同事業拠出金、保健事業費、償還金及び還付加算金並びに繰出金の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金及び繰入金の増並びに国民健康保険税、県支出金、共同事業交付金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第3号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ649万9,000円を減額し、予算総額を3億1,938万4,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の増及び後期高齢者医療保険料の減で措置いたしました。

次に、議案第4号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、予算総額を7億4,317万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増であります。

以上の財源として、繰越金の増及び一般会計繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第5号平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益及び一般会計負担金の増に伴い医業収益を8,617万4,000円、医業外収益を588万9,000円追加するほか、一般会計補助金の増に伴い附帯事業収益を176万2,000円追加し、収益的支出において、材料費の増並びに給与費、経費及び減価償却費の減に伴い医業費用を411万8,000円減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金及び

一般会計負担金の増に伴い、収入を221万円追加し、建設改良費の減に伴い、支出を814万3,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する2,376万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第6号平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、営業費用を87万7,000円追加し、資本的支出において、建設改良費を16万2,000円追加しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億0,030万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第7号平成28年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「人とまちの安心・健康」を目標に掲げ、「入るを量りて出づるを制す」を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見きわめて限られた財源を効果的・効率的に配分し、重点的に推進する施策に取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は、106億4,700万円となり、前年度当初予算額に対し2.2%の減となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、施設型給付費の増などで扶助費が増となったものの、人件費や公債費が減となったことから、対前年度比1.6%減の61億4,566万6,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、補助事業費が小・中学校の屋内運動場等の非構造部材耐震化事業の完了で減となったほか、広域漁港整備事業負担金の減などで県営事業負担金についても減となったものの、市役所本館の耐震補強工事と外壁改修工事や、市営住宅潟山団地の建替事業に着手することに加え、臨空工業団地の土地取得費が大幅増になったことなどに伴い単独事業費が増となったことから、前年度とほぼ同額の13億6,950万円となっています。

その他の経費は、対前年度比4.4%減の31億3,183万4,000円となっていますが、その内訳は、補助費等が汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金終了の影響などで減となったほか、繰出金も減となっています。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、対前年度比1.7%増の21億4,221万2,000円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比3.7%減の33億4,000万円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や地域振興基金、庁舎整備基金からの繰り入れなどで、対前年度比43.5%増の3億4,010万1,000円を計上しています。

市債は、汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金終了の影響などにより、対前年度比29.1%減の10億8,760万円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

なお、当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第8号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、45億0,412万4,000円で、前年度当初予算に対し、1.7%の増となります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金などがあります。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第9号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。



新年度の予算総額は、3億2,571万5,000円で、前年度当初予算に対し、1.6%の増となります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第10号平成28年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、23億7,196万9,000円で、前年度当初予算に対し、4.0%の増となります。歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などであります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金及び県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第11号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は、8億7,749万5,000円で、前年度当初予算に対し、10.4%の増となります。

主な事業としては、立神北町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場改築更新事業、松之尾ポンプ場の詳細設計、管渠・マンホール等の長寿命化計画策定などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第12号平成28年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万8,250人、外来で1万5,624人、1日平均患者数を入院で50人、外来で62人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を6億2,533万6,000円、支出額を7億3,156万2,000円とし、差し引き1億0,622万6,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を4,480万8,000円とし、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第13号平成28年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,702戸、年間総給水量を288万6,000立方メートル、1日平均給水量を7,907立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業及び金山浄水場急速ろ過池更新事業等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億9,785万2,000円、支出額を4億3,291万2,000円とし、税抜き後で3,743万2,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を3億3,109万5,000円、支出額を9億4,684万1,000円とし、差し引き6億1,574万6,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第14号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織について、地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的として、新たに地域包括ケア推進課を設置する等のため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第15号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び勤勉手当又は期末手当の支給率の改定を行うほか、本市の厳しい財政状況を考慮し、引き続き職務の級が6級以上である職員の平成28年度における給料月額を減額しようとするものです。

次の議案第16号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支

給率を改定するほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第17号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、同法の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものです。

次の議案第18号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第19号枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第20号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第21号枕崎市行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備を行うとともに、枕崎市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

次の議案第22号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ所要の改正を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第23号枕崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきましては、消費者安全法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

次の議案第24号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第25号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、これに準じ、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する規定について改めようとするものです。

次に、議案第26号第6次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について申し上げます。

これは、平成28年度から平成37年度までの10年間を期間とした第6次枕崎市総合振興計画基本構想を策定することについて、枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第27号枕崎市過疎地域自立促進計画の策定につきましては、枕崎市過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第28号から議案第33号までの6件につきましては、枕崎市福祉会館、上釜会館、火之神会館、サン・フレッシュ枕崎、枕崎市立図書館及び枕崎市クリーン堆肥センターの6施設の指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第34号から第39号までの市道の廃止につきましては、既存の6路線を廃止することについて、道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次に、議案第43号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

これは、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布され、個人番号利用手続の一部において個人番号の記載を不要とする見直しがなされたこと等に伴い、枕崎市税条例の一部を改正する条例の一部改正の必要を生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時24分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 私は、平成28年第1回定例会に当たりましてですね、数多くの、たくさんの議案が出されておりますけれども、その中で、議案第7号、それから議案第14号、議案第15号、議案第16号、そして議案第32号についてですね、質疑をいたしたいと思います。

まず、議案第7号の新年度、平成28年度当初予算の関係でございますが、当初予算のあらまし、この1ページに書かれております予算編成方針の要旨の下から7行目にですね、「第3次行財政集中改革プラン」に掲げられた実施項目を確実に実行するなかで行財政の健全化を推進すると、28年度予算編成方針はそういったことが出されているんですね。

予算については後もって委員会もございますので、全体的なことですね、質疑をさせていただきますが、この第3次行財政集中改革プランは、御承知のとおり1年前の平成27年3月末に策定されております。

で、その中で、集中改革プランの4ページは、今後の本市の財政見通しが各年度ごとに書かれているんですね。平成28年度の財政見通し、地方交付税においては、35億4,100万円の見通しでございますが、今回の28年度当初予算、約2億円減少の33億4,000万円計上されております。

また、同じくこの財政見通しの平成28年度の市債発行ですね、これは見通しとしては8億8,500万なんですが、今回の28年度当初予算は10億8,760万、これまた、約2億円の増加。

つまり、集中改革プランの見通しよりですね、交付税では2億円が減少、市債は2億円の増加、これを合わせますと大きく4億円ですね、見通しがもう食い違ってきているんですね。

こういった集中改革プランの予測よりですよ、財政上は大変厳しい予算案になっているんですが、果たして28年度末の財政健全化がですね、目標設定どおりに達成をできるのか、この点について見解をお聞かせください。

それから、議案第14号課設置等の関係ですね、先ほどの市長の施政方針でも若干説明があったんですが、同じくこの集中改革プラン、この中では、本市の行政組織機構のスリム化ということも言われているんですね。

今回、地域包括ケアシステム課を新しく設置をするということでございますが、もう少し詳しくその設置の意義・目的を説明いただきたいと思います。

そして現在、本市では、幾つの課があり幾つの係があるのか。今回、庁内組織再編によってですね、企画課のほうでも何か新しい係を設けるといいますので、新年度、幾つの課が、あるいは幾つの係ができていくのか、答弁をいただきたいと思います。

それから、議案第15号職員給与の関係でございます。

例年は、国会のほうで秋に臨時国会が開催されて、この人勧に基づく給与改定は、12月議会でやられるわけですが、昨年秋、臨時国会がなくてですね、それで今回3月議会での各地方自治

体の給与改定になってると思うんですけども、この給与改定の関係で、本市の場合、人事院勧告とは全く別個に政策的な取り組みとして、6級以上の職員の給与カットを続行するという議案なんです。

これ、今回の場合、幾らのカット率になっているのかですね。また、その目的が本市の大変厳しい財政状況を考慮しということなんですが、この具体的に6級以上のカットをですね、どういう財政状況になったらきちんともどおり戻すのかですね。6級以上のカットはしなくて済むという状況はどのような状況なのか、その点も明確にしていきたいと思います。

それから、議案第16号の関係でございますが、職員の給与改定を考慮して、議員と特別職の期末手当を引き上げ改定するという案でございます。

職員給与は、先ほどの議案第15号において、本市の大変厳しい財政状況を考慮して、6級以上は給料月額を減額しようとしているのによ、なぜ、議員と特別職の期末手当は値上げということになるのかですね。それで人事院勧告で、特にこの特別職等の期末手当について言及をされている部分があるのか、その点も明らかにしてください。

それから、指定管理の関係で、議案第32号市立図書館の指定管理、これは前回、平成25年に指定をされているんですね。

そうしますと、今回の指定の切りかえってというのは、3カ年の指定期間であったんですが、今度の案では平成28年から5カ年の期間に指定を延ばすということになっておりますが、この指定期間が変更になった理由、これを明らかにしていきたいと思います。

**○佐藤祐司財政課長** まず、一般会計当初予算と集中改革プランの財政見通しとの差ということでございます。

地方交付税につきましては、確かに見通しと比較をして、大きく減額として当初予算に計上されております。

これにつきましては、やはり国から示された推計方法によって推計したわけでございますけれども、最も大きい影響といたしますのが、来年度からですね、27年度に行われました国勢調査の人口に測定単位が置きかわることになります。その人口の減で見込みますと1,579人程度、今回の国勢調査で減少をいたしております。

今回の推計に当たりまして、その人口減を見込んで計算をいたしました結果、単に置きかえて計算した試算なんですけれども、人口減の影響としては1億6,500万円程度影響があるのではないかと、現段階で試算をしているところでございます。もちろん今後、補正とかがありまして、その影響がその数字になるかどうかは現段階ではわからないところなんです、現段階でそのような試算をしているところでございますので、どうしても大きく、地方交付税については見通しよりも減額になったということでございます。

それと、見通しの状況では、市税や地方消費税交付金等につきまして、今回の当初予算で出ておりますとおり、前年度より2つ合わせて7,000万円程度増額になっております。

そこら辺の影響で基準財政収入額のほうも落ちていると、落ちているというか、収入額が上がるということも地方交付税の減少の理由の一つでございます。

それと、市債のほうでございますが、プランのときには、市庁舎の耐震化事業につきまして、国の交付金を活用しながら実施をするというような計画で立てておりました。その耐震化事業の事業費見込みとしては、1億程度を予想しておりました。

しかしながら、今回の実施設計をしますと、耐震化事業のほうが大きく事業費が膨らんでおります。1億8,000万程度膨らんで、1億8,000万程度まで膨らんでおります。

そして、交付金事業ではなく、すべて緊急防災・減災事業債という交付税措置70%の地方債を活用して実施することといたしました。それは、交付金事業で実施をすると、どうしても交付税措置の低い地方債を活用せざるを得ない、それと交付税措置70%の緊急防災・減災事業債を

活用したほうが、実質の負担としては少なくなるという試算のもとに、今回、単独事業費として実施をする、耐震化事業を実施することとしたものでございます。

その結果、地方債残高としては、もちろん借入額としては大きい金額になりますけれども、実質負担として、こちらの交付税措置70%の事業債を活用して実施したほうが少なくなるという試算のもとに、地方債のほうについては増額にはなりますが、そちらの単独事業で実施することにしたものでございます。

最終的にこのような状態で健全化が達成できるかということでございますけれども、地方交付税については、当初予算時での推計の数字でございます。

それで今後どうなるかについては、また7月の決定後で、また分析したいと思っておりますけれども、地方債については先ほど申し上げたように、実質負担がより少ない方策をとったということでございますから、残高としては大きくはなっておりますが、実質負担としては少なくなっているということを御理解いただければと思います。

**○本田親行総務課長** まず、課設置条例の関係でございますけれども、市長の施政方針でもございましたとおり、28年度からより積極的に本市独自の地域包括システムを構築していくため、地域包括ケア推進課を設置したことに加え、また、総務課行政係と企画調整課市民係を廃止・統合し、企画調整課内に政策推進係を置いて、地方創生と各施策を推進していくこととしております。（20ページに訂正発言あり）

そのほか、枕崎市消防本部警防課の3係、警防係、予防係、危険物調査係の事務分掌を見直して危険物調査係を廃止することとしております。

その結果、平成27年4月1日現在の組織機構27課60係が、1課増及び2係の減となり、平成28年4月1日予定では28課58係となる予定でございます。

それから、給与条例の関係で、特定職、管理職員の独自削減につきましては、全職員の給与カットを平成25年度で終了したわけですが、6級以上の職にある職員については、引き続き2%のカットを実施しております。財政状況等を考慮しながらのカットでございますけれども、その復元時期につきましては、現在、給与の総合的見直しがなされておまして、高齢者層については、給料表が4%程度見直されております。現在、現給保障が図られているわけですが、見直しの時期にしましては、その経過措置が終わる30年度ぐらいに検討していくものかと考えているところでございます。

それから、特別職の期末手当の議案を提出した理由につきましては、国家公務員の特別職におきましては、一般職の指定職等の給与改定がなされた場合、それを考慮して給料・期末手当等の改定がなされております。

本市におきましても、一般職のそれを踏まえて、これまでも一般職の給与改定が行われた場合には、特別職の期末手当の改定についても提案しているところです。そのほか、本市の市長、副市長、教育長並びに市議会議員の報酬改定につきましては、平成28年1月22日に特別報酬等審議会に白紙諮問し、現在支給されている給料等がその職責、責任に見合ったものであるのか、また、社会一般の情勢に適したのか、類似する他の市との均衡などを考慮したものになっているのかを審議いただきましたが、据え置くことが適切であるとの答申をいただいたことから、給与改定の議案としては提出してないところです。

国家公務員につきましては、期末手当の0.05月、国家公務員の特別職につきましては0.05月分の期末手当の増額のほか、給料の1,000円アップの法改正がなされているところでございます。

**○末永俊英文化課長** 市立図書館の指定管理につきましては、平成22年度に組織機構検討委員会の中で方向性が示されまして、市内の読み聞かせボランティアグループに、そういうNPO法人をつくって対応してもらおうという方向性が示されました。そういう中で、現在の団体に初回の委託を行ったわけです。

そういう中で、基本的にさまざまな問題が生じた場合とか、いろんな部分で不安があるというような当該団体からの申し出もございましたので、初回の引き受け期間はとりあえず3年として、この期間の委託料の支払い方法につきましても、概算払いの精算方式という県内では極めて珍しい方法での指定管理をこの3年間行ってきたわけでございます。

その期間中に特段の瑕疵がない場合は、そのまま4年目以降も継続するというところでございまして、枕崎市の場合は、同じく読み聞かせボランティアから派生したNPO法人に委託しております指宿市の先行例を参考にしまして、今回、2回目以降の指定管理期間も5年としたところでございます。

県内のほとんどの公立図書館の指定管理につきましては、現在、5年というかたちでの契約が多いようでございます。

**○本田親行総務課長** すいません、ただいまの答弁の中で、総務課行政係と企画調整課市民係を廃止・統合しと申しましたが、正確には、総務課行政改革推進係と企画調整課市民協働係を廃止・統合し、企画調整課内に政策推進係を置くこととしているというところでございます。

**○新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

**○13番立石幸徳議員** 議案の関係はですね、議案の関係といいますか、総務委員会で付託される予定の関係についてはですね、総務課長が言われたこと、説明資料といいたししょうか、資料をもとにいろいろ審査をするのがふさわしいかという部分もございまして、この当初予算の集中改革プランの関係でですね、この集中改革プランには、第3次プランにおいては、これまでの改善目標・実績を検証しつつ、状況の変化に応じた目標値の見直しを行うということもきちっと記載されているんですね。

今、大きな交付税の違い、あるいは市債発行においても、実際上は有利になると言っても、財政指標の係数そのものはいろいろと食い違ってまいりますよ。

ですから、この財政指標っていうのは、本市の場合は本当に気になる部分ですのでね、財政指標の改善目標、もともになるデータが大きく食い違ってきているわけですので、見直しをする予定があるのかどうか、この点を確認させていただきます。

**○佐藤祐司財政課長** 今般、枕崎市の総合振興計画を策定することとなっております。

それに合わせまして5年間程度の財政計画も策定をし、最終本会議までには、議員の皆様にも提出をいたしたいというふうに考えております。

その中で、財政指標につきましても、新たな数値に見直して提供させていただきたいと思っております。

**○新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

**○新屋敷幸隆議長** これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、ただいま上程中の日程第29号については、議長を除く全議員で構成する基本構想特別委員会を設置し、これに付託して審査をしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案及び日程第29号除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第46号から第48号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第40号から議案第42号までの3件について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第40号教育長の任命について申し上げます。

教育委員会委員山口英夫氏が平成28年3月3日をもって同委員を辞職したことに伴い、丸山屋敏氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次の議案第41号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員久保愛子氏は、平成28年6月30日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

次の議案第42号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員瀬戸口勇市氏は、平成28年3月31日をもって任期が満了となりますが、その後任として籠原修氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の3件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の3件に対し、質疑はありませんか。

○4番城森史明議員 私は、議案第40号について質疑をさせていただきます。

丸山屋敏さんに教育長の任命をされるということですが、それに関する詳細な、それに至った経緯を説明をお願いしたいと思います。

○神園征市長 山口前教育長が辞任の辞表を出されましたので、いなくなったら当然、後任は補充しなければならないわけですし、それにつきましては、適したいい人はいないかという、いろんなところからの情報等もお聞きした上で、御本人にお会いしました。

で、十二分に教育長の後任が託せる人だところ思ったから推薦したと、お願いしたということです。

○4番城森史明議員 経歴はここに書いてありますが、非常に申し分のない経歴ではないかと思うんですけども、ただこの経歴だけでは私どももですね、一応、いろんなもっと深いことを知りながら決定したいということで、承認したいということで考えているんですけども。

例えば、履歴を見ますとですね、この枕崎市との縁というものがありませんね。その辺の枕崎市との縁というものはなかったのか、どのように考えているのか。

それと、鹿児島市の鴨池公民館長をされておりますよね。そのときの活動内容はどうだったのか。

この2点について説明をお願いしたいと思います。

○神園征市長 枕崎市との関係は、特別にはなかったようであります。

しかし、それが支障を来すということではなかろうと私は思っております。こういった例はほかにもいっぱいあるんじゃないでしょうか。その出身地以外のところからその教育長を勤められるという例は、ほかにもあると思います。

もう一つは何でしたかね。

鴨池公民館長……、いろいろ、いろんな方の話を聞く中でもですね、公民館長も十分に責任を持って果たされてるし、そしてまた、当然、これを丸山先生を後任ということを決定するまでには、県教委の話も伺いに行きました。県教委のほうでも、立派な先生ですよということでございましたので、お願いしたということです。

○4番城森史明議員 枕崎の件で、それがなくても十分務まるという市長の御見解ですが、私はやっぱり一番大事なのは、どれだけ枕崎をこれから愛してくれるかということですね。そういうことがやっぱり、特に教育長でありますから、一番重要な、重要というか要素になってくるんじゃないかと思えます。

そういうことでお聞きしたわけですが、要望、私としてはやっぱりそういう、今後ですね、枕崎っていう土地を思いやるというか、愛するとかたちで臨んでほしいなと思ってしたわけです。以上です。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の3件については、無記名投票で行います。

まず、日程第46号教育長の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。



会議規則第28条第2項の規定により、立会人に11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第47号の人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異常なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、4番城森史明議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第48号人権擁護委員候補者の推薦について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありますか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番吉松幸夫議員、6番依積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第42号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第49号を議題といたします。

地方創生に関する調査特別委員長に報告を求めます。

[中原重信地方創生に関する調査特別委員長 登壇]

○中原重信地方創生に関する調査特別委員長 ただいま議題となりました日程第49号について、地方創生に関する調査特別委員会の報告を申し上げます。

委員会は、委員長に中原重信、副委員長に吉松幸夫委員を選任いたしました。

本委員会は、地方創生に係る地方版総合戦略等に関する事項について調査を行うことを目的として、昨年9月4日の本会議で設置され、これまで6回にわたり調査を行ってまいりました。

まず、第1回目の委員会では、「総合戦略策定作業等の進捗状況と今後の予定等について」を、第2回目の委員会においては、総合戦略策定等のため、当局が実施した「まちづくりについてのアンケート」をはじめ、「結婚・出産・子育てに関するアンケート」、「枕崎出身者のUターンに関するアンケート」、「企業・事業所の雇用状況に関するアンケート」の調査報告書等の内容についての、調査・分析等を進めました。

第3回目と第4回目の委員会においては、総合戦略の草案策定や枕崎市地方創生総合戦略審議会での検討の参考としていただきたいということで、各委員からそれぞれ総合戦略策定に係る提言等を出していただき、それらを含め、委員会の調査の過程で、各委員から出された意見・要望等について、概要としてまとめて、市長あてに送付いたしましたところであります。

第5回目の委員会では、枕崎市地方創生総合戦略審議会での審議を経て、策定された「枕崎市人口ビジョン・枕崎市地方創生総合戦略」の素案が示され、当局から説明を受けるとともに、その内容を審査いたしました。

これまでの委員会の審査の中では、「人口ビジョンの設定」の根拠や、「枕崎で安定した雇用を創出する」、「枕崎への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という総合戦略の4つの柱に沿って、各委員から多くの質疑・意見・要望等が出されております。

その詳細につきましては、委員会が議長を除く全議員での構成であったこと、そしてまた、それぞれの委員会の記録や委員から出された意見・要望等の概要も、既に配付してありますので、省略いたしますが、今後、本市の地方創生を進めていく上での要望事項等、第6回目の委員会で集約した事項について、以下、申し上げます。

まず、第1は、これまでの委員会で作出されてる意見・要望等について、当初の総合戦略に盛り込まれていないものについても、計画期間5年間における検証・見直し作業等において、引き続き検討を行ってほしいということ。

第2には、地方創生推進交付金による支援の対象となる事業の仕組みとして、重要業績評価指標KPIが、原則として成果目標で設定され、基本目標と整合的であること等が前提となるということであるので、各種事業の業績評価のもととなる現状の数値等、調査を進め、市民にもわかりやすい具体的な実数での数値目標として、早急に示していくべきであるということ。

第3には、総合戦略に掲げられた事業等については、現在の審議会を存置し、毎年KPIに基づく評価をすることで、PDCAサイクルを実施し、適切に実行されるよう進行管理を行い、事業の追加等の計画変更も実施するということであるが、各年度の事業成果の検証結果等については、その都度、議会にも報告してほしいということ。

以上を本委員会での取りまとめとして、当局に要望することといたします。

なお、本委員会に要した経費は、4万9,823円でありました。

最後に、今回策定される「枕崎市地方創生総合戦略」に掲げた各種事業の実施が着実に推進され、本市の人口減少に歯どめがかけられるとともに、将来にわたって活力ある社会が維持されていくことを願い、地方創生に関する調査特別委員会の報告といたします。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいまの報告をもって、地方創生に関する調査特別委員会の調査を終了いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時22分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成28年3月7日)

平成28年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成28年3月7日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水 和 弘 議員（28ページ～38ページ）
		沖 園 強 議員（38ページ～47ページ）
		立 石 幸 徳 議員（47ページ～57ページ）
		禰 占 通 男 議員（57ページ～65ページ）
		永 野 慶一郎 議員（65ページ～72ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のおり

神 園 征 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
俵積田 清 文 建設課長  
白 澤 芳 輝 健康課長  
福 元 新 水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
橋之口 寛 監査委員事務局長  
田 中 義 文 福祉課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
丸 山 屋 敏 教育長  
木之下 浩 一 学校教育課長  
末 永 俊 英 文化課長  
三 島 洋 台 消防長  
森 蘭 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
松 田 博 税務課長  
俵積田 寿 博 下水道課長  
山 崎 公 広 監査委員  
永 江 隆 水産商工課参事  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
上 園 信 一 生涯学習課長  
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長  
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長  
石 場 博 和 総務課行政係主任

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番清水和弘議員、2番沖園強議員、3番立石幸徳議員、4番禰占通男議員、5番永野慶一郎議員、6番豊留榮子議員、7番城森史明議員の順に行います。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

前回に続いて、私はトップバッターで質問をさせていただくということで、本当に感謝、感激しているところでございます。

傍聴席にもたくさんの方が来られ、我々の一般質問としての責任は大きいものと考えております。

さて、平成元年に市制40周年を記念して開催された「風の芸術展」は、現代美術の公募展として全国に高い高い評価を受けるとともに、多くの市民の皆様にご親しまれ、本市の経済効果にも寄与してこられたと考えております。

2015年4月9日の時事通信提供によれば、枕崎市は、3年に1回実施してきた現代美術の公募展「風の芸術展～トリエンナーレまくらぎ」の名前を変更し、「枕崎国際芸術賞展」として新たに開催する。日本画家の千住博氏をプロデューサーに迎え、国際公募展の要素を強くする。

また、「風の芸術展」は、1989年に第1回を開催。平面と立体の2部門で募集し、これまでの全10回で出品数は計約6,000点になっているとのこと。

市は、同展の審査員が高齢を理由に辞退することを受け、さらなる観光客の増加を目指し新たに展開させる。

神園市長は、「新人芸術家の登竜門のような位置づけにしたい」との記事がありました。

枕崎市国際芸術賞展は、ことしの7月18日から9月4日までの49日間、第1回枕崎国際芸術賞展が開催されます。

市民から展覧会についての賛否の声があると思います。私のところにも、枕崎市にそのような金があるのか、今までの風の芸術展のままでよいのではないかとの意見が多数あります。

そこで、この展覧会の開催意義や目的についてお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 去年まで、風の芸術展のまちとして名前をだいぶ浸透させてきたと思っております。

ところが、審査委員の、例えば野見山暁治先生、文化勲章を受賞をなさった方ですが、野見山暁治先生も御年90歳を超えられたということで、もう勘弁してくれというようなお話もございました。

これまで25年にわたって10回展まで開催してきたわけですがけれども、この現代美術のまちとして、これで終わりにするのは惜しいという気持ちがありました。

いろいろ検討した結果、だいぶ審査員のほうも若返ってもらって、今回は、国際公募展という新たな切り口で、枕崎をもっともっとPRしたいと。国の内外を問わず広く作品を募集することによって、すぐれた作品の発表と鑑賞の場を提供し、芸術文化の発信地として国際交流と地域文化の向上を目指して開催するものです。

○7番清水和弘議員 風の芸術展と枕崎国際芸術賞展との違いについて質問いたします。

これまで10回開催されてきた風の芸術展の評価と、今回開催される枕崎国際芸術賞展との違いについてお伺いいたします。

○末永俊英文化課長 基本的には、今回開催されます枕崎国際芸術賞展も現代美術という部分での路線は引き継いでいくということでございます。

大きな違いは、これまで風の芸術展が国内向けの公募展であったのに対し、枕崎国際芸術賞展は、海外へも発信する国際公募展であるという点が大きな違いでございます。

○7番清水和弘議員 それでですね、風の芸術展での応募の中ではですね、この資料によりますと、平面の大きさは130号までとなっています。

これは、これまで第1回、10回を除くと、平均の出品数が700点以上だと思いますが、今回、この応募品は50号までと小さくなるとここに書いてありますが、この50号までということは、応募品も小さくなるということで、運搬費も安くなると考えるんですね。

そういうことで、これまでの風の芸術展以上の出品数が多くなると私は思うんですけど、その辺はどのように予想しておりますか。

○末永俊英文化課長 確かに、風の芸術展のころまでは、最初150号以内、しばらくして130号以内ということございました。

以前は、市のほうで搬入経費、あるいは搬出経費を負担しておりました。その関係でそれなりに、日本の端で開催される公募展ということでもございまして、たくさんの応募が寄せられまして、一番多いときは950を超えていた時期がございます。

第9回展から、その経費を個人負担にしましたところ、遠方を中心に200点規模で減少してきております。第10回展では320点ほどに減ってきております。

そういうこともございまして、いろいろな応募者の中から、作品の号数を130号以内というんじゃないくて、50号以内にしてほしいという希望がございました。そういう問い合わせもございました。

それと今回、国際公募展ということもございまして、50号以内としないと、さらに海外から作品を搬入する場合に、かなりの経費が予想されるということで、今回、そのような号数にしたところでは。

国内からは、そういうこともございまして、実際の搬入については、ふえるものと予想はしております。

○7番清水和弘議員 審査員についてですけどね、風の芸術展では、美術評論家の金澤先生、画家の野見山先生、美術評論家の林先生、彫刻家の植松先生の4人だったと。

ところが、今回、この枕崎芸術賞展においては、画家千住先生、画家保科先生、画家曲先生とあります。これを見ますと、すべて画家になってるわけですよ。立体作品の審査の場合、専門性の立場から、いろんな意見の食い違いが出るとは思いますが、影響はないんでしょうか。

○末永俊英文化課長 東京藝術大学の保科教授は、一応、画家となっておりますが、そのほかにも造形作家という肩書を持っておられます。

さまざまな美術展、芸術展にインスタレーションというかたちでの出品の経験もございまして、立体作品については、十分そういう作品についての審査が可能ではないかと思っております。

○7番清水和弘議員 開催経費と費用対効果について質問していきます。

国際芸術賞展の開催経費予算の内訳と市の持ち出し額について、また、寄附及び協賛金などの内訳はどのようになっているのかお伺いいたします。

○末永俊英文化課長 予算の内訳につきましては、費用については、本年度の準備経費と、28年度当初予算に開催経費を計上しているところでございますが、効果としましては、国の内外からも多くの方々が本市を訪れることが見込まれておるために、本市の知名度アップと同時に、国際交流が進み、それに伴って地域における経済面での活性化にもつながるものと期待しているところでございます。



数字的なものにつきましては、ちょっと時間をくださいませでしょうか。

○新屋敷幸隆議長 時間をとめてください。

○新屋敷幸隆議長 いいですか、再開します。

○末永俊英文化課長 今回、国際芸術賞展の予算案として、当初予算に計上してあります歳入予算でございます。

歳入が1,135万5,000円ということで、歳出が2,092万2,000円ということで計上してあるところでございます。

○7番清水和弘議員 寄附金と協賛金のその内訳については、どうなっているんですか。

○末永俊英文化課長 予算におけます企業団体からの協賛金あるいは寄附金、これにつきましては、企業及び団体からは30万、これは寄附金でございます。それから企業協賛賞としては、150万を計上しているところでございます。

○7番清水和弘議員 それではですね、風の芸術展が9回、10回だけでもいいんですけど、これに比較してどのような差異が出てきておるのか、違いですね。

○末永俊英文化課長 違いといいますと、どこの何が。

○7番清水和弘議員 寄附金30万、この協賛金の150万、このことについての差です。

○末永俊英文化課長 風の芸術展の寄附金でございます。

まずは、協賛賞にかかわる寄附金、これ第3回展まではございません。第4回展から30万円で、第8回展まで推移しております。

その他の寄附といたしまして、第8回展が13万、それから第9回展が7万円、第10回展が28万、そのほかに財団等からの寄附がございます。申しわけありません、もう一つございました。風の芸術展実行委員会からの寄附金ということで、8回展に328万という寄附がなされているようです。

それから、文化振興基金からの助成金としまして、第2回展で400万、それから第4回展で200万、第7展に200万、それから第9回展に290万、10回展が200万ということになっております。

○7番清水和弘議員 私は、差額についてお尋ねしたんですけど、これはいいとして、次に移ります。

それからですね、風の芸術展では、平面・立体作品の大賞1点、賞金が200万円。準大賞1点、賞金100万円。これは企業賞と書いてあるんですけど、佳作賞2点、賞金30万円、協賛賞若干、賞金10万円とあります。この協賛賞の若干名ということは、何名を言っているんでしょうか。

○末永俊英文化課長 風の芸術展のころは、協賛金が集まったその金額をもとに、その賞の数を設定していたところでございます。

そのために、当初からは、協賛賞という部分については、数を限定していないということでございます。

○7番清水和弘議員 この若干名ということは、普通一般的に考えたらですよ、二、三名ということじゃないでしょうか。この理解でいいんでしょうか。

○末永俊英文化課長 二、三名といいますか、例えば、私に対応してきました10回展につきましては、6点ということになっております。

○7番清水和弘議員 2015年4月9日の時事通信提供の枕崎国際芸術賞展によればですね、風の芸術展との違いを見ると、佳作は10点、30万。そして協賛賞15点、10万円とあるわけなんですよ。

これは、この最初質問したこの協賛賞若干名と、ここには15点とはっきり明確になってるわけなんです。こういうことで、賞金額の違いが私は出てくると思うんですよ。賞金額の違いによって開催経費への影響も出てくると思うんですけど、この辺はどう考えていますか。

○末永俊英文化課長 風の芸術展につきましては、先ほど言ったとおりでございます。

今回、国際芸術賞展を開催するにつきまして、審査委員の先生方ともいろいろ協議をした結果、やはり、国際芸術賞展というふうに対応をする場合には、もう少し賞をふやすべきではないかということもございました。

それで、できるだけ市の持ち出しが少なくなるようにということで、たくさんの方に、あるいは団体に協賛をお願いするということで、15点と協賛については15点ということで、それを目標に協賛団体を募っているところでございます。

それと、佳作賞につきましては、その時事通信社が出した部分については、予定ということで出しておりますので、それについては、現在、28年度当初予算に計上してある部分については、1点20万円ということで、10点というかたちでの予算計上をしてあるところでございます。

○7番清水和弘議員 私はざっと計算したらですね、この風の芸術展の賞金総額、大体この協賛賞若干ということで計算した場合400万円程度、ところが、この国際芸術賞展、賞金総額、これは700万ぐらいになるんじゃないかと考えるんですよ。

だからこそ、ここに私は開催経費への影響はないのかという質問をしとるわけですけど、この辺はどうなんですか。

○末永俊英文化課長 協賛賞につきましては、現在15点、すべてもう企業からの協賛確約を得ておりますので、企業とか団体ですね、これについてはちゃんと、市の持ち出し部分については、ないものと思っております。

○7番清水和弘議員 次にですね、神園市長は謹賀新年のあいさつですね、ニューヨークを拠点として活躍してる千住先生やその家族について、著名な芸術一家と紹介されています。

これまでの風の芸術展に比べ、どのぐらいの来場者の効果があると踏んでいますか。

○神園征市長 いいかげんな憶測は避けたいと思います。

○7番清水和弘議員 この来場者のある程度の予測を立てながら、私はこの予算というのはつけていくんじゃないかと考えるんですよ。いいかげんな考えで枕崎国際芸術展を開催するというのは、私はいかがなもんかと考えております。

次に、風の芸術展は、第9回における歳入額は1,059万4,450円、入場者数は1万3,328名。第10回展では、歳入額は468万0,350円、入場者数においては、南浜館と明治蔵のほうで7,020人となっています。

入場者数や歳入額は第9回に比べ、この10回展が減少、半減した理由はどのようにとらえているのか。また、この減少した理由を、この枕崎芸術賞展ではどのように生かそうと考えているのかお伺いいたします。

○末永俊英文化課長 まず、歳入額の減少についてです。9回展から10回展についてかなりの歳入の減少がございまして、これにつきましては、いろいろな芸術財団、こういうところからの助成金がありまして、それまでずっと風の芸術展、いろんな財団にお願いをしてきたところでございます。

ただ、この10回展につきましては、7カ所の財団に助成依頼をしたわけですが、そのすべてがいわゆる落選したということでございまして、歳入が大きく減っているというのについては、その財団助成が全然なかったということでございます。

今回、財団助成については、ただいまの段階で決まっているのが、3つの財団から100万円ということで決まっているところでございます。

今後とも、その財団助成については、特に大きなところについては県を通じて進達した部分とかございまして、県へもよろしくお願いをしているところでございます。

それから、来場者数につきましては、その9回展の来場、これについては1万3,328となっておりますが、

---

○7番清水和弘議員 このカウントがまずかったというその……、何ですか、やり方、まずかったやり方とはどういうことなんでしょうか。

○末永俊英文化課長 それ以前の来場者につきましては、普通7,200とか5,700とか2,577ということで推移してるわけですけども、

---

---

○7番清水和弘議員 \_\_\_\_\_という話ですけど、これはちょっと聞き捨てならない言葉ですよ、これ。これははっきりしているんですか、そういうこととということです。

○末永俊英文化課長 \_\_\_\_\_

---

○7番清水和弘議員 ここにですね、ずっと1回から、8回展はたしか2,577、これはもうちょっと例外だということで、この第8回展はですね。

ところが、第2回から、第2回も1万6,000、第4回も1万5,000とかこの数値がきとるわけですよ。しかも、私が気になるのはですね、第10回展は2会場でやとるわけですよ、2会場で。2会場でやとるにもかかわらず、なぜこの数字なのかということ言うてるんですよ。

○末永俊英文化課長 2会場でやった部分につきましても、やはり、正確にカウントした部分では、この数字におさまったところでございます。

○7番清水和弘議員 私は、市民へのPRが、市民あるいは外部へのPRが、努力が足りなかったんじゃないかとそういうふうに判断しております。

次に移ります。

この企業の協賛と寄附について、お尋ねしていきます。

この第10回の風の芸術展では、会場を南溟館、薩摩酒造「明治蔵」となっております。

このような関係から、薩摩酒造が大口で協賛を、寄附してもらったとされているんですけど、今回はどのような状況になるのか。また、ほか企業からの協賛や寄附の状況は、先ほど来、述べたと思いますけど、どのような状況になっておるのかお伺いいたします。

○末永俊英文化課長 まず、第9回展から会場を2つに分けて、あるいはジュニア展についてはお魚センターでというかたちで、会場を分けて開催してきておりました。その2回ともですね、それに従事するボランティアの確保が非常に難しいということで、特に10回展では、ボランティアが不足しておりました。その関係で、お魚センターのジュニア展については、ボランティアを毎日配置することができない状況にございました。

また、9回展の折に、薩摩酒造さんからは100万円という寄附をいただいたということで、そのときから明治蔵で分けてするようになったわけですけども、当時、明治蔵のほうでもボランティアの方々がチケット販売をしておりました。そうしますと、明治蔵に来られたお客さんが、明治蔵の入場券というのと同じなのかなと、明治蔵は御存じのとおり無料で観覧できる施設でございますけれども、その入り口でそういうチケットを販売していたために、そちらを買ったお客さんがたくさんいると。風の芸術展をそのときに、本会場は南溟館ですので、そこまで見に来てくださるお客さんも中にはいたんですが、ほとんどが基本的に明治蔵に観光に来られたお客さんであるということで、10回展では、もう明治蔵でのチケット販売は行わなかったところでございます。

基本的には、10回展、薩摩酒造さんからは50万寄附をいただいております。9回展を除いて、ずっと50万というかたちで推移してきております。今回、国際芸術賞展にも50万というかたち

での御寄附をいただいたところですが、これは協賛賞というかたちでいただいております。

基本的にはそのようなことで、明治蔵との、あるいは薩摩酒造さんとのつながりは特段の変わりはないと考えております。

○7番清水和弘議員 先ほど、課長はボランティアの不足でこういう状況になったとありますが、このボランティア不足を解消するためには、どのような対策を考えておられますか。

○末永俊英文化課長 今回、国際芸術賞展につきましては、会場を南浜館に限定するというかたちで、それに挑みたいと思っております。

○7番清水和弘議員 次に、枕崎国際芸術賞展支援協会から公民館への寄附依頼の趣旨について伺っていきます。

2月の本市回覧版で、枕崎国際芸術賞展の寄附依頼が枕崎国際芸術賞展支援協会会長揚野卓郎氏名で来ております。

これまでの風の芸術展において、市民への寄附依頼があったのかどうか。なぜ、またこのような状況になったのかをお伺いいたします。

○末永俊英文化課長 これまで風の芸術展では、公民館を通じてそれぞれの皆様方に、そういう寄附金をお願いするという部分はありませんでした。

今回、枕崎国際芸術賞展支援協会から公民館への寄附のお願いにつきましては、枕崎国際芸術賞展をまだ市民に広く周知されていないということもございまして、広く市民の方々に周知を図りたいということと、多くの市民の皆様の御支援で同展を盛り上げたいという趣旨で、支援協会が実施したところでございます。

○7番清水和弘議員 私はですね、この市民へのPR度が足りないと思うんですよ、この来場者数のPRが足りないために、この来場者数も少なくなるんじゃないかと。これまでもですよ、いろんな大型店舗などへのPR、チラシなどを配っておるんでしょうか。

○末永俊英文化課長 市内の大型店舗、あるいは公共施設等には、ポスター等を掲示しております。

それから、先日、市内の医療機関、ここへも医師会等を通じて御許可いただき、そういうポスター掲示のお願いをしたところでございます。

○7番清水和弘議員 枕崎国際芸術賞展支援協会の文面にはですね、「国際的な公募展の開催となりますと、それなりの体裁を整え、充実した運営を行う必要があることから、広く市民に支援を賜りたく支援をお願い申し上げる次第でございます」とあるわけなんですよ。

このそれなりの体裁を整え、充実した運営を行う必要があると、それなりの体裁とはどういうことを言っているんでしょうか。

○末永俊英文化課長 基本的には、この支援協会の寄附金、これは今までも、風の芸術展のころには、風の芸術展実行委員会というかたちで運営をしておりました。

今回、国際芸術賞展に変わるということで、会長のほうから基本的にこれまでも実行委員会と名乗ってきていたけれども、実行委員会という体をなしていないということで、今後は、サイドから国際芸術賞展を協力あるいは支援する立場での会としての運営を図りたいということで、この会がこれまでいろいろ寄附を行ってきておりました。これにも限らず、例えば今、市内の主な公共施設とか、漁協さんとか農協さんとかそういうところにも募金箱を設置してあります。

そのほか、これまでもいろいろな……、収益事業といいますか、コンサートとか、あるいは講演会とか、そういうのを開催して、そこから得た益金を市の文化振興基金に積み立てておったわけです。

この市の文化振興基金につきましては、風の芸術展あるいは国際芸術展の支出状況を見きわめて、最終的にそういう展覧会の歳入へ繰り入れて相殺を図るということでございますので、今回、風の芸術展、いろんな部分で、例えば、人を雇って海外の方に英語でのオープニングについても、

英語での、日本語の後、英語での紹介をすとか、そういうようなことを企画しておりますので、基本的にそういう部分で、支援協会としていろいろ盛り上げたいという立場での行事あるいはイベント、そういう部分も企画しているようですので、そういう部分でのまた支出も出てくるんじゃないかということで、それなりの体裁ということで掲載したと思っております。

○新屋敷幸隆議長 傍聴席にお願いがあります。

私語は謹んでください。

○7番清水和弘議員 課長のほうから翻訳という言葉もありましたけど、翻訳に関しては、もうそれほど、枕崎の市民の中にも英語に堪能な人はおるわけですし、そんなに心配は要らないと思うんですよね。

ところでですね、私が次に、当初予算に書いてあったことなんですけど、枕崎国際芸術賞展に関する開催経費として2,097万1,000円、一般会計予算書には、その他委託料、枕崎国際芸術賞展関係費として326万4,000円を記載されております。

この第9回、10回、これの歳出を平均すると、大体、1,300万程度になるんじゃないかと思うんです。

収入・支出は、展覧会の企画の段階で、先ほど言いましたけど、入場者数に見合った予算編成をするべきだと私は考えておるんです。

そういうことで、この市民に負担を強いると、強いるものと、この公民館長からすごいおしかりを、二、三の方からいただきました。今やってることは、市民に負担を強いることじゃないかと、それよりは、この風の芸術展を今まで寄附もなかったわけだし、こういうかたちでやったほうがいいんじゃないかという声があるんです。

この市民からの寄附について、どのくらいを予定してるんでしょうか。1口500円とそういうふうになっておるんですけど、どのように予想していますか。

○末永俊英文化課長 これはあくまでも任意の寄附のお願いでございますので、寄附を实际していただく方々もいらっしゃるでしょうし、また公民館によっては、全然取り合わないというところもあるようでございますので、個々については、私どもとしては、その見積もりとかそういう部分については、これ支援協会のほうでやってますけど、私どもとしては、そこについての具体的な歳入額というのは、決めて、それを行ったということではないと考えております。

○7番清水和弘議員 私が言いたいのはですね、これまでの9回、10回の歳出を見ると、先ほども言いました1,300万程度になってるわけですよ。

ところが今回は、もう開催経費として2,097万計上しとるわけじゃないですか。これは、どういうことでこのような金額になったのか。しかも、ここに寄附も要求しとるわけですよ。なぜ、こういうふうになったんですか。

○末永俊英文化課長 予算書に計上してあります寄附につきましては、先ほど言いましたとおり企業とか、主な市内の団体とか、そういうところにこれまでもお願いして、大体、歳入がある程度見込まれる寄附であるということです。

ただ、支援協会が行っている寄附につきましては、いろんな募金活動とかそういうのも含めまして、できるだけ市の負担を軽くしたいということで、文化振興基金への積み立てを多く積み立てたいという気持ちでやっておりますので、そこについては先ほど言いましたとおり、できるだけ多くの市民の皆様の御支援で国際芸術賞展を盛り上げていただきたいという思いでやったものであると思っております。

○7番清水和弘議員 次に、この作品出品予定者の反響と来場者の予想と対策について質問していきます。

今回の展覧会出品者数と展覧会への入場者数をどのくらいに見込んでいるのか。また、応募方法は1次審査と2次審査に分け、作品数を、作品の大きさは50号、これまでの130号に比べ小さ

くなっています。作品の出品数は、1次審査と2次審査ではどのぐらいを見込んでいるのかお尋ねいたします。

**○末永俊英文化課長** 作品の応募数につきましては、これは水ものですので、幾ら来るかというのはわかっておりません。ただ、市のホームページに設けてあります枕崎国際芸術賞展のバナーの閲覧者数を見ますと、2月末現在で5,500を超えております。そのほか、事務局への問い合わせ等も多いことから、前評判としては上々の反響があるところでございます。

あと、入場者数につきましては、これも水ものですので、本当幾らと限定することはできませんけれども、できるだけ来場者をふやす対策としては、同時期に開催されます瀬戸内国際芸術祭との連携、あるいは県内の旅行業関係機関へのツアー企画をお願いしているところでございます。

**○7番清水和弘議員** 次に、枕崎国際芸術賞展と瀬戸内国際芸術祭との連携した取り組みについて、お伺いしていきます。

市長は、枕崎商工会議所の2016年新年のあいさつの中で、瀬戸内国際芸術祭と連携した取り組みをするものとあいさつをしております。

この連携した取り組みとは、具体的にどのようなことをいうのか、市長にお伺いいたします。

**○神園征市長** 瀬戸内国際芸術祭のメイン会場をはじめ、お互いの主要会場や観光施設にポスターの掲示やチラシの配置を行うことが決定しています。

チラシ等については、枕崎国際芸術賞展のほかに、南薩地域振興局にお願いして作成してもらった、日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語による南薩地域の観光パンフレット等も配置して、南薩地域を含めて広域的なPRを行うことで、来場者確保につなげたいと考えております。

**○7番清水和弘議員** 私は、この連携という言葉にちょっとおかしいんじゃないかと思って、電話してみたんですよ、瀬戸内のこの実行委員会のほうに。

そしたらですね、瀬戸内国際芸術祭2016広域連携事業制度実施要綱というところにですね、第2条、本制度は、瀬戸内国際芸術祭2016と同時期に、同時期ですよ、同時期に瀬戸内地域において実施される地域活性化に資するアートイベントなどのうち、芸術祭2016と連携することにより相乗効果が期待できるものを広域連携事業と位置づけるとあるわけなんですよ。

そしたら、市長は、この商工会議所の年頭あいさつするとき述べられたこととは、チラシだけなんですよ、考えてるのは。違うと思いませんか。この瀬戸内国際芸術祭が述べてる連携という意味とですね、市長が述べられたこの連携という意味では、ちょっと違うと思うんですけど、どうなんですか。

**○神園征市長** それは見解の相違というものです。

**○7番清水和弘議員** ことについてはですね、事務局のほうも、私らは連携については断りましたと、ただ、チラシとかパンフレット、これについてはお互い効果があると思うから、配布をするようにしましたという話を聞いたんですよ。その見解の相違とか、そういうものじゃないと思いますよ、これ。もうちょっと言葉っていうものには、私も頭悪いから言えませんが、本当にこの市民を惑わすようなこの言葉というのは、私は慎んでもらいたい。

次にですね、この瀬戸内芸術……、これはもういい。

次にですね、南浜館の雨漏りによる展示品への影響、あるいは被害について質問していきます。

南浜館の展示場は、現在、雨漏りがあるといろんな方からの苦情があり、私も何回か見に行きました。

そういう中で、担当課のほうにも、早急に修理すべきだと思うけど、なぜしないのかと言ってきましたが、その後どのような対応をしてこられたのか、雨漏りに対してですよ、どのような対応してきたのかお伺いします。

**○末永俊英文化課長** 南浜館の雨漏り対策につきましては、ことし……、昨年ですね、昨年の梅雨どきにかなりの箇所が雨漏りが発生しまして、それまでになかった箇所が雨漏りするという部

分で、非常に対策に追われたところでございます。

その関係で、本年度予算で何カ所か対策を図ったところございまして、基本的には、一番大きな雨漏りというのは現在ストップしておりまして、20カ所以上あった雨漏り箇所も、かなりもう数カ所程度に減ってきております。

ただ、今後も開催前までに引き続き補修工事を実施することになっているところでございますので、会期中に予期せぬ雨漏りとか、そういうのが生じる場合に備えましてですね、いろいろ展示方法についても工夫していきたいと、対応には最善を尽くしたいと考えているところでございます。

**○7番清水和弘議員** 次に、ふるさと納税について質問していきます。

2月28日、このネットにより、私は枕崎市のホームページの市政サービス、ふるさと納税について調べてみました。

そこですら、枕崎市ふるさと納税について、詳しくは1から5の中からとあり、この1とは、寄附金の活用について、2番目、ふるさと応援寄附の申し込み方法について、3番目、ふるさと応援寄附金の納付方法について、4番目、税制上の優遇措置について、5番目、ワンストップ特例制度とありました。

ふるさと納税の返礼品については一切触れていませんでしたので、ほかのページにあるんじゃないかと思って私は探したところ、この納税ポータルサイトにお礼品の用意はありませんという文字が出て、本当にびっくりしました。

そのような中ですね、ふるさと納税ポータルサイトには、鹿児島県19市の中で枕崎市だけが返礼品の用意はないんです。ほか18市においては、ほとんどの市でお礼品が用意され、一番多かったのが曾於市、ここが300品目程度返礼品の用意をされている状況です。

また、そのような返礼品を調査する中、一番多いのは焼酎による返礼品が目につきました。

そしてまた、都城市の返礼品では、200万のふるさと納税に対し、その返礼として霧島酒造の焼酎365本を返礼したとの話も聞きました。

このような動きこそが地域経済の活性化につながると、ふるさと納税の本来の姿じゃないかと私は考えます。

また、宮崎県串間市に政府から地方創生特命として赴任した矢後雅司氏は、串間商工会議所の講演の中で、志布志市との広域連携が必要だと、この地方創生についてはですよ、この広域連携が必要だと述べておるんです。

そういうことから、本市も近隣商工会議所との広域連携をすることにより、枕崎市の発信力も大きくなり、本市地場産業へ好影響が生まれると考えているんです。

本市のふるさと納税について、本年度の現状と今後の見通しについてお伺いいたします。

**○神園信二企画調整課長** 本年度の現状、見通しをお答えします前に、ポータルサイトの開設というところにつきましては、12月議会の一般質問、それから先日開催されました総合振興計画の内容説明のための全員協議会ですね、こちらのほうでも、進捗、その事業の進捗ぐあいについては御報告して承知だと思っておりますが、3月初旬ということで今現在作業中でございます。

そういう御報告をしてございますので、当然、ごらんになられても、ポータルサイトの中には、まだお礼品の表示というところできていないという状況ではございますが、返礼事業自体は、1月、ことしの1月御寄附をいただいた分、納税をいただいた分から実施をするという取り組みをしております。

それと、他市の状況では、霧島酒造さんの例をとられまして、焼酎を365本送った例があるという御指摘でございましたが、私どもの薩摩酒造さんのほうからも、そのような御提案をいただいております、今それらを掲示、ポータルサイトのほうで掲示できるように準備をしているところでございます。

その辺につきましては、また御承知おきをいただきたいということでございます。

それから、広域連携というところでございますが、こちらにつきましては、枕崎のふるさと納税をいただいた分でございますので、ぜひとも枕崎の産品を届けたいということで考えておりますので、今、各市内の業界、事業者さんのほうに返礼品の候補というものを上げていただきまして、その辺の精査もしておりますということは、先日の全員協議会のほうでまた議会にも御報告をしておりますので、改めて御承知おきをいただければと思っております。

それでは、平成27年度のふるさと納税額というところでございますが、今年度の実績額につきましては360万円というところで見込んでございます。これは、実質、返礼事業が進んでない時点での数字でございます。で、内訳は、本市に直接寄附されますふるさと応援寄附金が320万、県を經由して配分されます「かごしま応援寄附金」の本市分というものはございますが、こちらが40万円です。

返礼開始後の見通し額につきましては、平成28年度当初予算、もう既に御提案申し上げてございますが、こちらのほうでは、歳入500万円ということで計上しておりますけれども、最終的な金額につきましては、今後、ポータルサイトでの掲示等、今後の推移、実績・推移を見ないと軽々に判断できないところでございます。

なお、28年度中の歳入、ポータルサイトによるふるさと納税のお願いを申し上げますと、ぼんと金額的にも上がる可能性もありますけれども、一応そういう状況になりましたときには、28年度中に歳入の補正、それから、当然、歳入がふえますと、返礼に要します返礼事業に要する事業費というものがかかってまいりますので、こちらのほうもあわせて補正を行う、補正予算の提出、お願いをするという可能性もあることを御承知おきいただきたいと思っております。

**○7番清水和弘議員** このふるさと納税による事業というのは、私は本当早い者勝ちなんですよ。二番せんじとかですよ、もう人が売った後ですよ、これ。同じような品物を鹿児島県の返礼品というのは、本当かつおぶしとか、いろんな地域も同じような品物が多いんですよ。だから私はこれは早くすべきだと、早くすべきだということで、今こういうふう述べておるんですよ。

あまりにも、枕崎市当局としては、私は枕崎財政状況を考えた行動なのか、本当に疑わしい。

次に、下水道処理場からのですね、悪臭、これを地域住民から私のところにはすごく苦情が来ているんですよ。

そういうことで、私も、県職員やほか自治体職員との意見交換をしてまいりました。

ところがですね、悪臭検知器の種類や計測位置の状況によって数値は変化すると、そういう意見が多うございます。

本市のほうは、これまでの苦情に対して、苦情が来たことがあるのか、その苦情に対してどのような対応をしてきたのかお伺いいたします。

**○俵積田寿博下水道課長** 枕崎終末処理場につきましては、当初より、住宅に近い場所に建設することなどから、最終沈殿池からエアレーションタンク等の水処理施設に対しまして、においが上部に漏れないようにふたで覆いまして、また、敷地外周には植栽を三重にいたしまして、臭気ができるだけ場外に漏れない工夫をして建設しております。

今、議員からの質問等でおきまして、地域住民からの臭気に対する苦情・要望等は、直接届いていないところでございます。

また、簡易式臭気測定器による年4回の自主検査、また、環境担当部局による専門検査機関における臭気測定調査等を実施しておりますけれども、検査結果につきましては、異常値等は見受けられない状況でございます。

しかしながら、終末処理場からの汚泥処理や運搬作業の一部により臭気の拡散があるため、現在、対策を進めているところでございます。

また、議員からの指摘によりまして、終末処理場南側商店街の臭気調査を行った結果、商店街



内の側溝からの腐敗臭、また、休止店舗付近からの異臭等も見受けられる状況であります。

終末処理場からの臭気対策としましては、まず、汚泥棟からの汚泥搬出作業時における開口時間の短縮化、運搬車の洗浄作業の見直し等により臭気漏れ防止を行い、また、汚泥処理過程におきます脱臭設備を通過しない換気ダクト側の臭気漏れ対策といたしまして、通風口上部に臭気を水に接触・溶解させて除去するシャワーミストの設置を行う予定であります。

さらに、汚泥処理棟全体の臭気対策といたしましては、平成25年度から26年度にかけて活性炭入れかえ工事等を行っておりますけれども、汚泥処理棟内の臭気対策設備の密閉化による臭気漏れ防止を図るため、今後、長寿命化事業によりまして臭気防止対策に取り組んでいく計画であります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○9番沖園強議員 おはようございます。

初めに、本市の市勢発展のために御尽力されてきました今回御勇退される山口教育長を初め、退職される職員の皆さん方に対しまして、深甚なる敬意の意と惜別の思いを込めて、また、新しく御着任されました丸山教育長には、これからの枕崎の教育行政を託しまして質問に入りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

さて、枕崎市誌によると、本県における衛生自治の変遷は、県は明治23年、市町村に衛生組合の結成を勧奨し、明治28年に集落単位での衛生組合の設立を義務的にした衛生組合規則の制定に始まっているようです。

その衛生組合規則は、明治30年に大字単位の組織から明治42年には市町村単位の組織へと規則が改正されてきております。当然、本市における衛生自治組織も同じ変遷をたどっており、戦後まで存続していた衛生組合は占領軍の命により昭和23年に解散し、昭和24年にその業務は市の衛生課に移管されて市の事務として行われるようになり、昭和35年に衛生自治体連合会が結成され今日の衛自連の活動につながっているようです。

その市の衛生事務におけるし尿処理に当たっては、昭和26年に三輪車1台をもって市直営のふん尿くみ取り事業が始まっており、昭和28年に汚物処理手数料条例が制定されふん尿のくみ取り料を徴収するようになって、このころからふん尿がし尿と言われるようになり、昭和42年に現在の落シ地区のし尿処理場の建設に至っております。

現在の落シ地区のし尿処理場は、昭和47年に発足した旧知覧町及び旧坊津町を含む枕崎市ほか2町衛生管理組合を契機といたしまして、施設の全部を衛生管理組合に寄附をして、現在の南薩地区衛生管理組合に発展してきているようでございます。

一方、昭和28年の汚物処理手数料条例の制定によって始まったごみの収集運搬処理業務は、昭和38年に犬牟田ごみ焼却炉を建設し、ごみの焼却処分が行われるようになったが、高度経済成長期に入り、昭和44年ごろから搬入される廃棄物が予想以上に増加したことや、犬牟田焼却炉の処理能力に問題があり、現在の内鍋の埋め立て場にごみの投棄処分が始まっているようです。

その内鍋埋め立て場へのごみの投棄処分は、昭和47年に衛生管理組合が発足した後、昭和55年に建設された内鍋清掃センターで焼却処理されるようになったと市誌には紹介されているのであります。

明治、大正、昭和の時を経て、平成28年に今入っております。実に、126年を刻む私たちの衛生自治の歴史、その長い歴史を持つ私たちの衛生自治の歩みは、先人たちが心を砕き築き上げて

きたものであります。その先人たちが築き上げてきた南薩地区衛生管理組合は、枕崎市が落シ地区のし尿処理場の全施設を衛生管理組合に寄附するなど、南薩地区の共同、協調の精神で築かれてきた大事な大事な財産でございます。

実に126年の歴史を刻む長い長い歴史がある私たちの衛生自治、ところが新ごみ焼却場の建設箇所候補地推薦地をめぐって、今議会に新たに推薦地を検討するよう市当局へ要請することを求める請願が、その衛自連の要職にある方から紹介議員を通じて議会に提出されました。朝ドラ流に言いますと、まさしく、びっくりぽんでございます。

衛生管理組合の申し合わせ事項による推薦候補地の締め切りは平成26年12月であり、請願者みずから認めているように、既に現地調査も終わろうといたしております。

私にはわからない。何をしたいのかわからない。何を言いたいのか、私には理解できない。衛生管理組合の申し合わせや経緯をほごにしろとでも言いたいのでしょうか。そのことを私には理解できない。理解できないのは私だけでしょうか。

私は、うそを言うな、うそは泥棒の始まりだ。借りた金は返せ、決まりは守れと口酸っぱく親に言われて育ってまいりました。

社会にはルールがあります。そのルールによって社会の秩序は保たれております。その決まりごとである平成26年12月締め切りは、議会や広報で市民にもお知らせしてまいりました。なぜ今になってこのような請願が上がってくるのか私には理解できない。そのことによって、構成市の信頼関係を損なうことにならないだろうか。

わからない、どうしてもわからない。何の意図があり、このよううごめきがあるのかわからない。社会の秩序が乱れることは、残念であり、心寂しいことでございます。根拠のない不安をおおるような情報や不穏な動きによって、市民が混乱し人の心が傷つくことがあってはならないことでもあります。お互いに自覚して議員活動に取り組んでまいりたいものでございます。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにお願いします。

○9番沖園強議員 初めに、南薩地区衛生管理組合の各市の経常費に対する運営負担金の賦課状況について、どのような見解をお持ちなのか、まずもってお伺いいたします。

○新屋敷幸隆議長 9番議員、時計の始動が1分おくれましたので、1分前で時間となりますので、御了承よろしくお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 南薩地区衛生管理組合では、枕崎市、日置市、南さつま市及び南九州市のごみを処理するための焼却施設、中継施設、埋立施設、そしてし尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理する施設及び火葬施設の維持管理を共同処理しており、この運営経費について各市で分担して負担しているところです。

施設ごとの利用状況と経常負担の賦課割合につきましては、担当参事が説明いたします。

○加藤省三市民生活課参事 施設ごとの利用状況につきましては、平成26年度の決算の数字でございますが、内鍋清掃センターにつきましては、枕崎市の搬入量が9,558トン、南さつま市が9,818トン、南九州市の旧知覧町でございますが、4,444トンでございます。負担割合につきましては、均等割が3、搬入割が7でございます。

川辺清掃センターにつきましては、南九州市の旧川辺町が3,603トンでございます。負担割合につきましては、南九州市が全額負担でございます。

南さつまごみ中継基地につきましては、資源ごみが1,302トンでございます。負担割合につきましては、南さつま市が全額負担でございます。

知覧中継場につきましては、最終処分場への搬入量は、焼却灰が300トン、不燃物が1,225ト

ンでございます。負担割合につきましては、均等割が4、人口割が6でございます。

南さつまクリーンセンターにつきましては、最終処分場への搬入量は、焼却灰が1,468トン、不燃物が171トンでございます。負担割合につきましては、均等割が3、搬入割が7でございます。

枕崎衛生センターにつきましては、枕崎市が8,198トン、南さつま市旧坊津町でございますけれども、1,975トン、それと南九州市の旧知覧町でございますけれども、6,680トンでございます。負担割合につきましては、均等割が4、人口割が6でございます。

それとあと南さつま衛生センターにつきましては、日置市旧吹上町でございますけれども、6,092トン、それとあと受託事業としてですね、日置市の旧伊集院町でございますけれども、6,351トン、南さつま市の旧坊津町以外がですね、2万4,296トン、南九州市旧川辺町でございますけれども、8,825トンでございます。負担割合につきましては、搬入割10でございます。以上で終わります。

**○9番沖園強議員** ただいまいろいろ搬入量、そしてまた負担割合について御答弁があったんですが、それぞれのまちよっての各施策の利用状況も違いまして、また均等割、人口割、搬入量等で違っているようでございますので、今回のお尋ねは全域においてですね、同じ施設で今から取り組もうとしている、現在取り組んでいる、し尿とごみの処理の関係に絞ってお尋ねしてまいりたいと思います。

今、搬入量の割合、そして均等割の4対6とか3対7とか、そういった経常費に対する賦課割合を今報告があったんですが、現在、南薩地区衛生管理組合が運営しております、し尿処理とごみ処理においてですね、搬入状況、利用状況ですね、各市の経常負担金に対する賦課割合、率にして各市それぞれ幾らになるのでしょうか。

**○加藤省三市民生活課参事** 内鍋衛生清掃センターにつきましては、枕崎市が35.25%、南さつま市が43.94%、南九州市が20.81%でございます。

あと南さつま関係では、新ごみ処理関係のですね、広域の処理施設関係が、枕崎市が19.38%、日置市が33.33%、南さつま市が27.13%、南九州市が20.16%でございます。

あと南さつま衛生センターにつきましては、まだ実質稼働はしておりませんが、26年度の決算の割合でいきますと、枕崎市が0.24%、日置市が16.17%、南さつま市が61.18%、それから南九州市が22.40%でございます。以上です。

**○9番沖園強議員** 今の御答弁では、枕崎衛生センターがちょっと抜けているんですけど、南さつま衛生センターのほうでは28年、ことしの1月からの搬入と、アクアセンターの部分ですよ、今からの、そういった部分になっているんですけど。

各施設の運営経費に対する各市の負担割合は、均等割、対人口割、あるいは均等割と搬入割ということであるんですけど、特化して、例えば平成26年度決算データによります内鍋清掃センターへの全体搬入量に占める経常経費の割合、そういったものは今報告等もございましたが、枕崎市が40.13%、南さつま市が41.2%と、あんまりこう変わらないようなんですよね、搬入量に対する搬入量自体はあまり変わらないと。

しかし、全体経費に対する負担に占める割合は、枕崎市が、経常経費に、全体の経常経費に対する負担金に占める枕崎市の負担金賦課の割合は49.18%、すみません、内鍋清掃センターの場合35.25%、そして南さつま市が43.94%。賦課割合に対して枕崎市が、内鍋清掃センターに限れば35.25%、南さつま市が43.94%とあんまり搬入量は変わらないんだけど、賦課割合は枕崎市のほうが安くつく、安くというか少なくて済んでいると。

その一方で、内鍋の焼却灰を処理する知覧ごみ中継場ですよ、この負担の、賦課割合の負担の状況は枕崎市が49.18%、そして南さつま市が18.86%におさまると。この辺がちょっと根拠がわかりませんのでお示しをいただきたいと思います。

○加藤省三市民生活課参事 内鍋清掃センターと知覧のごみ中継場の負担割合の根拠ということでございますけれども、これにつきましては……、ごみ中継場につきましては、枕崎市と知覧町と坊津町のごみを、燃えたごみを搬入しているところでございます、この南さつま市が18.86%と少ないのは、坊津町の分のごみだけということで、少ないということになっていると考えております。

○9番沖園強議員 そうすると、その内鍋清掃センターの焼却灰はどうやって振り分けているんですかね。同じ焼却炉から出る焼却灰、そういった分離といいますか、その割合はどうやって、搬入量で決まっていくなですか。

○加藤省三市民生活課参事 焼却灰の振り分け方でございますけれども、それにつきましては、議員がおっしゃるとおり、搬入量です、搬入量の比率で出た灰を振り分けて、それぞれ坊津と知覧と枕崎の分は知覧のほうに持ってきてまして、南さつまの分は金峰町の処分場のほうに持っていくことになっております。

○9番沖園強議員 金峰町というと、そうすると南さつまクリーンセンターですかね、そこになるわけですね。それでは、ごみについては一応保留しておきます。

次に、し尿処理についてですが、4月から本格稼働になってきますアクアセンター万之瀬、本市の建設負担金、直近の議会でも建設費に対する追加補正が出たんですけれども、建設費負担金の賦課割合と経常経費に対する負担金の賦課割合はどのようになっているのかお示しをいただきたいと思っております。

○加藤省三市民生活課参事 アクアセンター万之瀬のですね、建設負担金につきましては、均等割が3、人口割が7で算出した額でございます。この人口割7につきましては、下水道人口を差し引いた人口でございます。

それと経常負担金につきましては、均等割が3、それと搬入割が7でございます、この搬入割につきましては、前々年度の実績の搬入割で計算をするようになっております。以上です。

○9番沖園強議員 そうすると、これから4月から稼働するアクアセンターなんです、アクアセンターの当初予算も示されております。その中で、4月から稼働するアクアセンターの当初予算を計上するに当たってですね、当然実績、ただいま出ました前々年度の実績ということですから、そういった実績をもとに今までの枕崎衛生センター、そして南さつま衛生センター、その実績から試算したと思うんですが、28年度当初予算の編成時におけるですね、幹事会等で、アクアセンターに関する各市の負担金の賦課割合、そういったものはどのような検討がなされたんでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 アクアセンター万之瀬のですね、負担金賦課につきましては、平成22年のですね、2月9日の組合議会におきまして、負担方法は新年度に向けて調整協議していきたいと管理者の発言がありました。

それによりましてですね、平成22年の5月の28日のですね、構成市の担当者打合せから、各構成市の財政課長、係長、担当課長、係長を含めた会議、それとあと組合の幹事会等の会議をですね、6回行いまして、平成22年12月15日開催のですね、組合の協議会で決定しておりますので、それに基づいて負担金は決定しております。以上です。

○9番沖園強議員 そうしますと、先ほどの御答弁では、均等割3、搬入割7、これ平成22年度にはそれが決定しておったということですよ。

そうすると当然、前々年度の実績から算出してきたということですよ。その22年以降、12回の幹事会等があって、担当者会議があって、その後は、そのまま均等割3、搬入割7で決まったままなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 その平成22年の12月15日の決定後、それについての話し合いはしておりませんし、経常経費につきましてもですね、実際稼働するのは28年の4月からですので、

まだその稼働した後、数字がどのようなになるかっていうのもまだわかっておりませんので、検討するとするならばですね、実際数字が出て、その数字の整合性がとられているとかそこら辺を検討していくことになろうかと考えております。以上です。

○9番沖園強議員 そうすると、それでは当初予算に示されたですね、アクアセンターのし尿の部分で、搬入量の割合、各市の搬入量の割合ですね、占める割合、そして各市の賦課金の負担割合、それをパーセントで示していただけないですか。

○加藤省三市民生活課参事 搬入量の割合のことでございますけれども、現行のですね、均等割3、搬入割7でした場合の枕崎市の負担割合はですね、16.13%になります。（「すみません。搬入割合も、搬入割合と両方お願いします」と言う者あり）枕崎市だけでいいですかね、全部…、（「一応、全部お願いします」と言う者あり）

○新屋敷幸隆議長 申しわけございません、沖園議員。もう一回、はい。

○9番沖園強議員 申しわけないんですが、搬入割合の各市の割合、比率、そして賦課金負担の各市の割合をお示しいただきたいと思います。

○加藤省三市民生活課参事 均等割3、搬入割7でした場合でございますけれども、まず搬入割合がですね、枕崎市につきましては12.32%、日置市、吹上、伊集院、日吉ですけど、これが24.87%、南さつま市が39.5%、南九州市の知覧、川辺が23.31%でございます。

これを負担割合にした場合は、枕崎市が16.13%、日置市が24.91%、南さつま市が35.15%、南九州市が23.82%でございます。

均等割2、搬入割8でした場合は、搬入割合は先ほど一緒に変わりませんが、負担割合がですね、枕崎市が14.86%、日置市が24.89%、南さつま市が36.6%、南九州市が23.65%です。

均等割1、搬入割9でした場合は、搬入割合は変わりませんが、負担割合が枕崎市が13.59%、日置市が24.88%、南さつま市が38.05%、南九州市が23.48%という数字になるようでございます。

○9番沖園強議員 ただいまの御答弁、私も以前ちょっと試算をしてみて、それボードにしてみましたので、それを論議してまいりたいと思いますが……、見えますかね。（傍聴席より「見えない」と言う者あり）ちょっと傍聴席静かに。

○新屋敷幸隆議長 ちょっと静かにしてください。

○9番沖園強議員 失礼ですよ。

均等割3割、搬入割7割にした場合、先ほど答弁がございましたように、枕崎市は、搬入割合が12.32%に對しまして負担割合は16.13%になると。そして日置市が24.87%搬入割合が、そして負担割合は24.91%になります。南さつま市は、搬入割合は39.5なのに、負担割合は35.15%になります。そして南九州市は、23.31%の搬入割合に對して負担割合が23.82%、この均等割、搬入割3対7でいきますと、日置市と南九州市、先ほどの御答弁では、下水道人口等を省いた利用人口と言いましたので、これまさしく、これが比較できると思うんですけど、日置市と南九州市、大体見合っているんですよ。

しかし、枕崎市は12.3%に對して16.13%の負担と。南さつま市に至っては39.5%搬入量があるのに35.15%でおさまっていると。そして、先ほどの答弁と繰り返しになるんですけど、これを1対9と2対8に試算してまいりますと、2対8でやった場合、まだ枕崎市が12.3%に對して14.86%の負担であると。日置市と南九州市は大体見合っておりますので、南さつま市を申し上げますと、39.5%の搬入割合に對して36.6%で、負担割合は低く抑えられると。

そうすると、1対9になりますと枕崎市12.3%の搬入割合に對して13.59%、まだここでも1.2以上の開きがあると。で、日置市は24.87%に對して24.88%、これほぼすり合わせができる。そして南さつま市が39.5%に對して38.05%と。南九州市は23.31%に對して23.48%と若干高くなり

ますが、南九州市は高くなりますが、まだ枕崎市は搬入割合に対して負担割合が高いと。そして南さつま市は、搬入割合に対して負担割合は低いと。こういった前々年度の実績で試算をするとこういうかたちになるということをやまず指摘しておきたいと思えます。

さっき驚いたんですが幹事会、実際稼働しないと、確かに幹事会等で何のデータに基づいてこういった試算をしていくのかということになりますので、あまり深く追求はいたしませんけど、22年12月に決まったまま、そのままおざなりとは言いませんけど、その試算で今当初予算が組まれてきたということです。

ただいまのそういった御答弁の中にも出ましたが、こういった答弁と私の質疑の中身でおわかりになったと思えますが、1対9、均等割1、搬入割9割にいたしますと、全市とも負担金、賦課割合が搬入割合に対して極めてこう近くなるんですね。

私は先般、2月17日に開催されました組合議会で、私は枕崎市から出された組合議員でございますので、枕崎市の立場で市民の利益を守らんといかんということで質問させていただきました。3割の現在のこの均等割の賦課状況になりますと、本市の場合、不公平になる。仮に均等割2割、1割を試算するとどうなのか試算を行うべきであると、こう申しました。

それに対して管理者のほうから、先ほどの御答弁でもございましたが、今後運営状況を見ながら検討したいという答弁をいただきました。

建設費にかかわる部分は、均等割3、人口割7、それはもう将来の社会資本整備のことですから事細かにそういった賦課は難しいんでしょうけど、その建設費に関する部分は100歩譲ってもですね、この経常経費に対する賦課割合、これはほっとくわけにはいかんでしょう。

例えば、もう1枚パネルを準備してございますが、3割、均等割が3割の場合、今、本市の経常経費に対する当初予算ベースでいきますとですよ、3,272万9,000円なんです。これを2割にしますと3,015万7,000円に下がると。そして、1割負担にしますと2,758万5,000円で済むと。

これが幹事会等でですね、協議をして、そのことが今後のアクアセンター運営に生かされていけば、実に1割負担になりますと、年に514万4,000円の節約になると、本市にとっては。そういうふうに見ております。市長の御見解をお聞きします。

**○神園征市長** 精査した上で、もう1回検討する必要があるのかなと思っております。

**○9番沖園強議員** 当然、これから7月から稼働、何回もこういった協議の場が持たれるでしょうから、ぜひですね、枕崎の立場、そして今の不均衡なこの部分を主張していただきましてですね、できるだけ市の負担が軽く、重くならないように御尽力いただきたいとそういうふうに思えます。

ちなみに、大隅の肝付地区清掃センターの負担割合は、均等割が1割、そして人口割合が4割、搬入実績割が5割、こうなっております。極めて精査した上でこういった、あそこは1市5町ですかね、あの清掃センターは、そういった部分で出されたんでしょうけど、今後、今、新ごみ焼却場建設の問題も持ち上がっております。

そういった部分から、今後一本化された中での取り組みになっていくわけですから、ぜひこういった立場は、本市として主張していただきたいということを要望いたしまして、次に移ります。

私、通告に新たな新ごみ焼却建設工事の申し出があったと聞くが、本当か、今後、新たな申し出があれば検討するのかと通告いたしました。が、請願が出されております。風聞されておったことは本当だったんだと驚いております。

委員会の審査等もございますので、ここでは3点だけお伺いしておきますが、当局としては申し出があった土地がどこなのか知っているのか。そして申し出があったとしてございますが、請願は、当局に申し出があったのかどこにあったのか、それを知っているのか。そして、最後に、3点目に、請願者みずから検討委員会による現地調査も終了している状況にあると、こうわざわざ書かれているんですね、このような状況下に置かれている中で、新たな申し出が出てきたら、

今回のように、まだ検討する余地があるのか3点だけお伺いしておきます。

**○神園征市長** 要望書は、私あてに届いておりますけれども、その新しいごみ焼却施設建設候補地の申し出という、これは私のほうには全然ありません。

ただ、その要望書の中にですね、申し出があった土地の所在地については、枕崎市字日隠西（5ヘクタール）と記載されておりました。これも、具体的には、所在地ははっきりつかめません。その土地の所有者がだれかもわかりません。

何しろ、その要望書そのものが非常にわかりにくい文章でして、さらに新しい申し出があった場合には検討するののかということですが、これにつきましては、さっき議員、さっき演壇のほうでお話されたようにですね、もう締め切りはとっくに過ぎておりますので、検討の余地はなからうと、こう思っております。

**○加藤省三市民生活課参事** 3番目の質問の検討する余地が残っているかということでございますけれども、検討するという事は考えておりません。

理由につきましては、南薩地区衛生管理組合と構成市で取り決めた構成市での取り決めにおいてですね、各構成市の推薦地については、先ほども言いましたとおり、平成26年12月末日までを締め切り日として推薦地を挙げる約束でありましたので、各市そのスケジュールにより推薦地を挙げました。

新たな推薦地の申し出については、締め切り日を過ぎての申し出であること、既に構成4市の市民に対して推薦地5カ所の位置図を記載したチラシを配布したこと、また、新広域ごみ処理施設建設候補地検討委員会では、現在までに6回の委員会を開催し協議を重ねており、もう先日、推薦地5カ所の現地踏査を終えて今後は評価段階に入っていくなど、着々と協議が進んできており、6月までには答申をまとめ上げ、7月に管理者に提出するスケジュールとなっております。

このような中で、今後新たな推薦地を追加し検討していくことになりますと、すべての作業を一からやり直さなければならないことと、今まで構成市でさまざまな取り決めを協議しながら進めてきたことなどから、他の3市との信頼関係や道義的責任等を考えた場合、新たな申し出を検討し再度推薦地の追加を提出することはできないことと考えております。

また、南薩地区衛生管理組合へ確認をとりましたが、組合といたしましても、先ほどから説明しているような理由で受け入れられないとの回答でございました。以上です。

**○9番沖園強議員** また、枕崎市誌に返って、長いと言わないでください。枕崎市誌をちょっと読み上げてみます。

「枕崎は約2,000戸にして、その塵芥はことごとく海岸に持ち出し、衛生管理組合において、時々掃除するも不潔極まりなく、港の体裁を損じ、臭気発散して衛生を害すること甚だし。明治44年」云々と、こうございます。

そして、ごみの処理には、行政当局は常に頭を悩ませてきたと、こう言って紹介されているんですが、当時、恵比須、台場公園と花渡川河口にあったごみ捨て場の状況を生々しくこう紹介しております。

常に、行政は、衛生自治については、心を砕いて取り組んできているものと信じております。意を強くしてですね、市民一丸となって、今の計画が成功裏に終わりますよう御尽力いただきたいと申し添えて、次に移ります。

[傍聴席で発言する者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 再三申し上げますけど、傍聴席はですね、静かにしてください。全く、議会を冒瀆してますよ。何と考えているんですかね。もう再三の注意を守らないとだめですよ。

どうぞ。

**○9番沖園強議員** 通告を多々してございますが、時間の都合がございましたので、何点かまとめてお伺いしておきます。

防災行政無線整備事業についてお伺いいたします。28年度当初予算にも顔出しをいたしておりますが、整備事業の基本計画を策定するという内容でございます。今後のスケジュールはどうなっていくのかお示しいただきたいと。そして2点目に、現在、各公民館のエリアトークの整備状況はどのような状況になっているのか。そして3点目に、防災無線のデジタル化に伴って防災無線とエリアトークを共用する地域では、電波法なんですかね、共用波であるために現在のエリアトークの周波数が使えなくなると、こう聞いてるんですけど、機器の更新時の助成制度とかそういうものはどう考えておられるのか、まず3点お伺いいたしたいと思います。

**○本田親行総務課長** 現在の防災行政無線につきましては、平成9年から2カ年で整備を行い平成11年4月から運用を行ってきていますが、拡声子局等の老朽化に伴い、老朽化が進んでいるものの、電波法の改正により平成19年12月以降はアナログ防災行政無線の新設や増設ができなくなったため、保守備品等の調達が難しくなっているところがございます。このようなことから、デジタル化による防災行政無線の再整備を行う必要が生じています。

現在の予定におきましては、平成28年度に基本設計を実施して、防災行政無線の再整備の方向性を定め、平成29年度には基本設計に基づいた実施設計を行って、平成30年度から32年度までの3年間で防災行政無線の整備を行う予定としているところがございます。

また、各集落で整備しておりますエリアトークにつきましては、自治会無線放送設備として、宝くじのコミュニティ助成事業や農政サイドの県単ふるさとむらづくり整備事業を活用するなど、平成17年度から19年度にかけて整備されており、桜山地区や別府地区を中心に市内の28公民館、約2,800世帯で屋内受信機が設置され、運用がなされているものと理解しております。

また、このエリアトーク等につきましては、御質問のとおり電波法の改正に伴う周波数の割り当て計画を変更する総務省の告示により、簡易無線のうち400メガヘルツ帯アナログ周波数については、周波数の使用期限が平成34年11月30日までと定められており、平成34年12月1日以降には使用することができないこととされております。

現在、エリアトークにつきましては、18年度からは市の防災行政無線と接続をしており、市からの災害関連情報等を広く市民に迅速かつ確実に伝達する有効な手段となっているものと認識しております。

このようなことから、デジタル化による防災行政無線の再整備に当たりましても、これまでと同様に各公民館の無線放送設備と接続が可能となるよう整備していく考えでございます。

なお、お尋ねの公民館等への無線放送設備の更新時における助成制度につきましては、新規で無線放送設備を整備する場合も含め、今後検討していかなければならない課題であると考えているところがございます。

**○9番沖園強議員** 助成制度については、今後検討をされていくと、課題であると、検討しなければいけない課題であるということなんですが、この各地域、各公民館等への助成制度ですね、近隣の市町村ではどんな取り組みをされてるものですか。

**○本田親行総務課長** 自治会における放送設備の整備に対する助成制度につきましては、近隣の市の状況を調べてみましたところ、南さつま市におきましては、自治会の全世帯に戸別受信機を設置し、市の防災行政無線放送を聞くことができるように無線放送設備を整備した場合に、整備費の2分の1の額を、また、南九州市におきましても、自治会の無線放送設備、あるいは有線放送設備の新設並びに更新に対し整備費の2分の1の助成を行っているようでございます。

なお、いずれの市におきましても、他の補助金を受ける場合には、補助対象経費からその補助金の額を控除した2分の1の額を助成しているようでございます。

**○9番沖園強議員** 非常に難しい問題なんでしょうけどね、どこまで助成できるか、当然行政としてどこまでが助成対象にすべきか、非常に難しい問題が生じてくると思うんですよ。

また、南さつま市、確かに全世帯に各自治会が設置した場合を前提にして2分の1の設置費用



に対しての補助ということになってるんですが、南さつま市の場合、後々の維持管理費に対してもですね、放送施設保守維持管理費に対する自治会への助成という位置づけで基本額1,500円、自治会に対する、そして親機に1台に対して3,500円、そして遠隔制御装置1台当たり3,000円と、どうしてそういった位置づけをしたのかなと思って聞いてみたんですけど、戸別受信機1台当たりにも250円を助成してるんですよ。

先ほど総務課長の御答弁でありましたように、行政防災無線と連携、連結していると、が前提であるということですので、行政の最たる取り組まなければいけない事務の一環として位置づけるんだなと私こう認識しているんですけど、今後こういった検討がなされるのか。先ほどタイムスケジュール的な部分は、来年度実施設計に入り、30年から3カ年で実施していくというわけですので、その辺を検討していただきたいと思うんですが、大体、仮にですよ、枕崎市が全世帯に戸別受信機を設置して、全公民館に遠隔制御装置を設置するという事になった場合、大体どんくらいかかるもんなんですか。

○**本田親行総務課長** デジタルの戸別受信機につきましては、1台の価格が5万から6万ということになっております。

全世帯に、仮に配置したと、配置費に補助を行ったとすると5億5,000万、6億6,000万円程度の経費が必要になるのではないかと思います。

○**9番沖園強議員** その場合、過疎債の対象にはならんとですかね。

○**佐藤祐司財政課長** まず防災行政無線の整備事業自体は過疎債の対象となっております。

次に、助成制度が対象になるかどうかにつきましては、公共的団体等が行う事業に対して補助する場合も対象になるというふうにしております。

ただし、公共的団体等の定義でございますが、地方自治法上は公共的な活動を営む者はすべて含まれ、法人格を有するか否かを問わないというふうにされておりますが、過疎債を利用する場合には、市町村が所有または権利等の所在が不明確な団体等に対し、高率の交付税措置のある過疎債を財源とした補助金等を拠出することは公共性の観点からふさわしくなく、事業主体としての立場を明確にする観点から、これらのうち法人格を有するものというふうにされております。

このため、住民による自治組織、つまり自治公民館に過疎債を財源として補助するには地方自治法第260条の2に規定される市町村の認可を受けた地縁による団体であることが要件となっております。これはあくまでも過疎債を財源として補助する場合ということでございます。

○**9番沖園強議員** 今までのエリアトークにしても途中でコミュニティ事業のほうは打ち切られたんですけど、公民館等によりましてはいろんな財源の問題もございまして、その手出しの部分でなかなか導入できなかった公民館もあると。

そういった部分で、こう不公平感といいますか、それはいたし方ない、制度上いたし方ないことなんですけど、今後、仮に今答弁があったように、地縁団体でないと過疎債の対象にならないということであれば、そこをばどういったかたちで救済といいますか、補助事業を持ってこれるのか。各公民館が抵抗なくというか、スムーズに事業に取り組むことができるのか、今後検討していただきたいと、これ要望にかえておきたいと思っております。

次に、時間がございませんので、まとめてお伺いいたします。

ヤンバルトサカヤスデの対策についてでございますが、薬剤の取り扱い、これは毒物取扱者の資格が必要なのかということが1点。次に、薬剤の販売・頒布等を各公民館の責任で行うことはできないのか。というのは、高齢者など交通弱者ですね、そういう人たちが市役所までわざわざ買い求めることが非常に難しい状況もあると。そういった方々は、どういったかたちで購入されているのか。それと今、公道等に限って散布していただいておりますけど、その実績はどういうふうになっているのかお伺いしておきます。

○**加藤省三市民生活課参事** ヤスデの薬剤につきましては、ヤスデ専用の不快害虫用薬剤です。

成分につきましては、法定毒物や法定劇物は含まれておりませんので、毒物劇物取扱責任者の資格は必要ありません。

2番目の質問でございますけれども、ヤスデ用の薬剤販売・頒布につきましては、先ほど申し上げましたようにヤスデ専用の不快害虫用薬剤であり、小売店や公民館等での販売・頒布については特に問題はないものと考えております。

3番目の質問でございますけれども、高齢者や交通弱者が薬剤を購入する場合は、親族や親戚の方をお願いして購入している方、それから公民館で集落内に散布希望の回覧を回しまして、それを集約いたしまして、公民館長等がまとめて購入し、個人に配付、集金している例などがあります。また、隣近所の方がですね、購入に行く際に、自分の分もお願いしているような例もあるようでございます。

それとあと、各年度の公道への散布状況でございますけれども、平成24年度から生活環境保全事業を実施しており、その作業員の業務の中で、公道や側溝等への散布を行っております。散布状況につきましては、作業員が巡回した箇所に散布する場合と市民から散布依頼があつて散布した場所があります。数字で申し上げますけれども、平成24年度が273件、平成25年度が166件、平成26年度が394件、平成27年度が2月末現在でございますけれども、237件です。以上です。

○新屋敷幸隆議長　ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時43分　休憩

午後1時10分　再開

○新屋敷幸隆議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員　登壇]

○13番立石幸徳議員　通告いたしました次第に従い、一般質問をいたしたいと思っております。

東日本大震災から5年間の過ぎようとしております。

平成7年1月17日の阪神大震災から2週間ほどたった1月30日に、作家司馬遼太郎氏は、産経新聞「風塵抄」にエッセーを掲載しております。途中を少し省略しながら紹介しますと、次のようなものであります。

神戸という大都市に、災害が襲った。

感動し続けたのは、人々の表情であった。

神戸だけでなく、西宮、芦屋など、摂津の町々の人たちを含めた誰もが人間の尊厳を失っていませんでした。

暴動の気配もなく、ののしる人も少なく、扇動者も登場しなかった。たとえ登場しても、誰もが乗らなかつたろう。

人々は、家族を失い、家はなく、途方に暮れつつも他者をいたわったり、避難所で助け合ったりしていた。わずかな救援に対して、全身で感謝している人が圧倒的に多かった。

神戸の市民の心は、この百難の中で、かえって輝きを増したように思われた。

神戸や阪神間の人たちは、偉かった。というものであります。

阪神大震災の約3倍ほどの犠牲者が出た東日本大震災も、個人の人生観や世界観を簡単に覆すほどの大災害でありましたが、私たち日本人は、「頑張ろう日本」「頑張ろう東北」という言葉をかけ合いながら、復興へ向けて精進しております。

どのような大災害にあつても、人の精神面における強靱さが最も重要なことであろうと思っております。

そして、地域社会における防災・減災という観点から、天災よりは、原発事故などの人災を恐れ、住民の生命、財産を守る立場から、よりよい対策を常に検討し続けなければならないと考えます。

本市においては、東日本大震災後、防災対策上、どのようなことを重点的に改善し強化されてきたものか、最初にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

**○神園征市長** 東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、多くのとうとい命が犠牲となった東日本大震災から5年がたとうとしています。

改めまして、震災により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災地の一日も早い復興と、被災された皆様の心の平穏ができる限り早く取り戻されることを、心よりお祈り申し上げます。

東日本大震災では、死者・行方不明者が約1万9,000人、死者は1万5,890人、行方不明者が2,589人と、甚大な人的被害が生じましたが、その多くは、津波によって犠牲となりました。

私たちは、多くの犠牲と引きかえに、津波による犠牲者を出さないための教訓として、適切な避難行動の徹底こそが最も重要であることを学びました。

東日本大震災後、地震・津波に対する防災対策を行ってきていますが、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

**○本田親行総務課長** 地域の安心と安全を確保する防災・減災対策は、行政の基本的な責務であるのはもちろんのことですが、災害時におきましては、みずからの身の安全はみずから守る自助と、地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する共助が極めて重要となることを踏まえ、まずもって、市民の防災意識の向上に努めてまいりました。

東日本大震災以降の防災対策の具体的な取り組みとしましては、地域防災計画を見直して地震・津波編を追加し、避難場所や避難時の心得、避難情報、津波対策などを掲載した防災マップの全戸配布をはじめ、緊急災害情報のメール配信、標高表示板や津波避難場所表示板等の設置などのほか、広報紙においても定期的に災害関係特集を組むなど、取り組みを行ってきています。

また、地域や消防、警察などの関係機関等と連携し、実践的な防災訓練の実施や鹿児島県消防協会の防災アドバイザーの派遣を受けて、災害図上訓練等も行っているところであります。

このような取り組みから、自主防災組織での防災訓練の実施もふえてきており、中には、独自で地域の防災マップを作成し、防災訓練を実施する組織もあるなど、市民の防災に対する意識は高まってきているものと考えています。

ハード面におきましては、防災・減災対策を予算編成の重点施策に掲げ、小・中学校や消防署の耐震化工事を終えたのをはじめ、排水機場の排水ポンプの更新、防災倉庫を高台の妙見地区に設置したほか、災害時の救急・救命活動や、救急物資・人員受け入れの拠点となるヘリポートについても新たに設置したところであります。

新年度におきましても、災害対策の拠点となる本庁庁舎の耐震補強工事や防災行政無線のデジタル化に着手するとともに、市立図書館の耐震診断なども実施することとしています。

今後とも、災害時に市民の皆さんが迅速かつ確実な避難行動がとれるよう、地域や消防、警察など関係機関と連携し、実践的な防災訓練を継続していくとともに、自主防災組織の結成についても、さらに高めるよう努めていかなければならないものと考えております。

**○13番立石幸徳議員** 防災という非常に広範な行政課題の中でですね、当然、与えられた時間の中で、すべてにわたっていろいろ質問をするわけにいきませんので、特に、東日本大震災の多くの教訓の中からですね、具体的に防災マップの活用、それから本市の小・中学校の学校現場での防災教育、この2点に絞っていろいろ掘り下げてお尋ねをさせていただきます。

防災マップは、阪神の大震災後、それから東日本大震災後は、なお加速するような状況で各種の防災マップ、あるいはハザードマップとか、もしくは津波避難マップというような名称でですね、全国的に作成されてきているわけですけども、本市においてはですね、具体的にどういったマップが今現在存在するのかですね。それから、どの程度配布されているのか。全戸配布という

表現もありましたけど、特に本市内の公共施設における防災マップの張り出し、この状況についてまた説明をいただきたいと思います。

それから、学校教育上の防災訓練の中ではですね、その学校教育の日程の中で、どのようなスケジュールで、この訓練がなされているのか、こういった訓練内容でですね、防災教育がなされているのか、この点をお答えいただきたいと思います。

**○本田親行総務課長** まず、マップにつきましては、津波対応のマップをまず作成いたしました。

それから、現在、防災マップ、それを取りまとめた、先ほど申しましたけれども、日ごろからいざというときのために、避難箇所、避難所、避難時の心得などを掲載した防災マップを全戸配布しております。

公民館配布につきましては、公民館加入世帯、未加入世帯を問わず市内全世帯に対して、平成24年度に郵送で配布したところでございます。

また、転入世帯に対しても、市民生活課窓口で同じように配布しているところでございます。

また、公民館等に対しましても、全戸に配布してあることを周知した上で、地域での防災対策に役立てていただくようお願いして配布してございます。

また、避難場所や保育所、小・中学校など、市内116カ所の機関や団体などに対しましても、日ごろから目につきやすい場所に張るなどして、防災対策に役立てていただくようお願いして配付してあります。

**○米森基保健体育課長** 各学校におきましては、すべての学校で1単位時間の避難訓練を年2回以上計画的に実施しており、中には20分ほどのショート訓練を月1回ずつ実施している学校もあります。

その内容につきましては、火災、地震、津波、風水害を想定した訓練ですが、実施については、消防署との連携を図りながら、保護者への引き渡し訓練、予告なし訓練、小・中合同訓練等も行っているところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 防災の専門家からですね、出されている苦言といいましようか、厳しい意見として、この阪神大震災後、行政が一挙に整備をし始めたこのハザードマップ、このマップが果たして防災や減災に役に立っているのかという疑問の声が上がっているんですね。

東日本大震災は、一般の想像をはるかに超える大災害、地震直後に、まさに想定外という言葉が非常に頻繁に、そういった想定外想定外という言葉が飛び交ったわけでありまして。

マップ自体は、専門家の言う意見によりますと、想定範囲内で作られていますのでね、そういった点から、この防災マップが役に立つのかということと言われるわけですね。

で、皮肉な意見としては、マップに書かれている避難所の場所だけを覚えておけばよいのだろうかとか、あるいは災害が起きた後にマップは見ればいいのかというような声さえ聞かれる。さらには、その誤解を招くマップとして、そのマップ上は、自分のところは危険地帯にはなっていないと、総体的に危険性が低いとされた地域の人に、逆に、安心感、安心情報を与えてしまうのではないかとといった、こういったことさえ言われてきているわけです。

ただ言えるのは、先ほど総務課長の答弁にもありましたが、一番この防災マップを有効にといいましようか、生かすためには、自分自身でといいましようか、手づくりの、自分の身の回りがどういう状況になっているか、自分自身でマップづくりを手がけると、これが一番効果的なんだということですので、そういった地域が幾つあるのか、それは改めて、時間の関係がありますので、また教えていただきますが、そういう取り組みをやっていただきたい。これは学校でもマップづくりを子供たちにですね、自分で手がけさせるという取り組みをしていただきたいと思うんです。

防災マップについては、私の意見だけに終えまして、教育上の防災教育の点でですね、もう少しお尋ねをいたします。

で、東日本大震災後に、学校における防災教育の模範とされたのが、岩手県釜石市教育委員会の防災教育でございます。

ちなみに紹介しますと、東日本大震災では、被災3県で、571人の児童・生徒が犠牲になっているようであります。

で、その中で、この釜石市の鶴住居小学校というところと、釜石東中学校の570人、割りと海岸に、海に近い学校なんですけど、とっさの判断で高台に逃げて、難を逃れた。

これはですね、実に大きな理由があるわけですし、釜石市教育委員会が、東日本大震災が起こる、何と3年前から、小・中学校で本格的に学校で津波対策等の防災教育に力を入れてたんですね。そして、手引きをつくって訓練をしていた。

で、釜石東中学校の中学生は、中学生として、もう助けられる人じゃないと、助ける人になろうという、そういうテーマを掲げて、地域の防災のために自分たちは何ができるかということを考えて、防災訓練に3年前から取り組んでいたわけです。

私は初めて知りましたが、よく言われる春の甲子園野球大会ももうすぐやってまいりますけれども、この全国の学校の中で、防災甲子園というコンクールがあるんですけども、このコンクールにおいてですね、釜石東中は、震災前の2009年と2010年、震災は2011年ですから、2009年と2010年の2年連続で防災甲子園の優秀賞を受賞していたわけです。

そういった教育訓練の積み重ねが、2011年3月11日の東日本大震災時にしっかりと生かされて、「津波てんでんこ」という言い伝えも、さらに普及した。この「津波てんでんこ」という言い伝えは、津波が来たら、みんなてんでばらばらに逃げなさいという言い伝えでございます。

で、こういったことがあってですね、2013年3月に、文部科学省は、釜石市の例を参考にしまして、防災教育の方向性を示した冊子「知識に基づいた判断と迅速な行動」というのを作成しまして、全国の学校や幼稚園にまでですね、防災教育の充実を求め、危機管理マニュアルの整備を指示いたしております。

本市市内学校では、この危機管理マニュアル、これは、現在整備されているのかどうかお答えいただきたいと思っております。

**○米森基保健体育課長** 「津波てんでんこ」という教えが受け継がれて、釜石の奇跡とも言われた子供たちの防災意識のすばらしさをもとに、文部科学省も冊子を出しておるわけですがけれども、平成25年7月には、鹿児島県教育委員会が、学校におけるさまざまな危機を想定し、学校における危機管理のあり方等について基本的な指針を示した、「学校における危機管理の手引」というものを作成しております。

本市におきましても、この手引をもとに、自分の命は自分で守ることを念頭に置きながら、各学校における危機管理マニュアル等の点検・見直しを行いながら、児童・生徒の発達段階、学校や地域の特性や実態等を考えて、実行性のある訓練、または、校内研修を進めているところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 今この全国の学校でですね、この釜石の教育長は、今もう講師として引っ張りだこ、特に、南海トラフ地震が予想されている四国においては、釜石の学校のいろんな実例をですね、本当に呼んで、高知の小学校でも年に10回訓練をし、それを防災訓練を保護者にですね、参観をさせる、授業参観で防災訓練を見ていただくという取り組みがなされているようです。

これ、防災というその取り組みにおいては、本当にやらなきゃならないことがたくさんございますので、一応紹介だけしてですね、次の具体的な、最近の災害についての対策について、質問に移りたいと思っております。

最初に、本年1月24日から25日にかけて、大雪が降りましてですね、かなりの農業被害が出てきたわけです。

この農業被害の支援策等を質問いたしますが、今回の雪あるいは寒害被害額については、既に農政課のほうで、本市関係分として、実エンドウが3,955万、それから、ソラマメが4,644万、ビワの関係もあります、合計で8,955万6,000円になると被害の確定をし、報告もされております。

県下全域でも、大体約28億円の被害、これは日に日に報道によって変わりますが、特に指宿市の被害を当初14億1,000万円というような報道もございましたが、最近では、20億ぐらいになっているんじゃないかという報道もあるようです。

で、こういった中でですね、既に国・県においても、大雪等に伴う農業被害への支援策、これが出されてきていると思うんですが、担当の農政課ではどのように確認されているのか、まず教えていただきたいと思います。

**○真茅学農政課長** 平成28年1月の雪と低温による被害に対する補助として、国と県で対策が示されております。

まず、国の対策としては、野菜、果樹等への支援として、産地活性化総合対策事業において、被災した農地における営農再生に向けた残渣の撤去・整地や、作物生産の再開に対する農業生産資材の共同購入等へ支援することとしております。

施設園芸への支援としては、被災を契機に収益力強化に取り組む産地に対して、産地パワーアップ事業によりパイプハウスの導入等を支援することとしておりますが、以上が国の対策となっております。

次に、県の対策につきましては、園芸産地再生支援対策事業として、農作物の再生産支援として、土壌改良資材や種子、種苗、肥料、農薬等の購入費、その他農作物の生産に必要な経費の2分の1以内を補助することになっております。

園芸施設の再生支援としては、農業用施設の再建、修繕、被覆資材の張りかえに必要な経費の2分の1以内の補助を平成28年度に行うこととなっているところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 私は、正直申し上げまして、農業はど素人であるんですけども、今回この質問を取り上げるに当たってですね、一番気になったのは、実はそれこそちょうど5年前、東日本震災と同じ、平成22年12月31日大みそかから平成23年1月元日の日にですね、大雪が降ったんですね。

このときも、当時の会議録を引っ張り出しますと、総額で、本市で6,080万円の被害額になっているんです。そして実エンドウが、3回ほど被害が出てるんですけども、4,000万円ぐらい。ソラマメもやはり似たような被害がですね、出てきている。

つまり何を申し上げたいかということ、5年前も全く似たような被害が起きて、そして今回の1月24日、25日もまた農民の皆さんの、農家の皆さんの御苦勞が本当に泡と消えてしまった。こういったことを繰り返しているというのは、どこか政策上あるいは対策上おかしいんじゃないかという気持ちが非常に強いわけです。

実際この5年間ですね、そういった被害があったときにどういう農政の指導をしていたのか、今回、雪自体がですね、5年前より少なかったけど、温度が非常に下がったんだという話も聞かされております。

ただ、同じようなことを繰り返すということがですね、私には理解できないんですが、こちらについては、農政課はどういうふうな整理をされているんですかね。

**○真茅学農政課長** 実エンドウ、ソラマメにつきましては、冬の栽培であることから、過去に低温、あられ、雪等により、いろいろな気象災害を受けてきております。

このため、市としましては、低温に対する抵抗性の高い品種の導入や、降灰対策事業による施設の整備を推進してきたところではありますが、農家の方々は、後作にサツマイモが入ってまいりますので、農家の方々は、ハウスを設置してあると後作のサツマイモ栽培に不便があることや、

露地栽培でも被害を受けながらも何とか収益を確保してきたことから、施設の整備が進んでいないのが現状であります。

今回、豆類に大きな被害が出たことから、改めて施設化の推進等も検討してまいりたいと考えております。

**○13番立石幸徳議員** 実は、昨日も指宿市のほうにですね、自民党の小泉農林部会長まで入ってですね、いろいろ現状を見ておられるようです。

そして、コメントとして、とにかく強い産地づくりをしなければならないというコメントが出されております。

で、指宿市議会のほうもですね、議会として、臨時議会においてですね、2月12日に指宿市議会として、意見書を可決されております。

その意見書が、簡潔に申し上げますと、1項目が園芸作物の所得補償制度の早期実現、2点目に、被災作物の復旧と代替、次期作に係る経費を助成する法整備、3番目に、激甚災害の指定を行って見舞金の支給の制度化というようなことを、指宿市議会が議決して、意見書を出している。

そして県のほうも、先ほども言いましたように、今度3月の県議会、補正予算の中で、約4億9,400万ぐらい、園芸産地再生産支援事業、それから国のほうは、先ほど課長の説明のあった産地パワーアップ事業、これは、本来はT P P対策としてつくられた事業を早速、鹿児島県には、12億円配分するというような状況なんですけれども、こういった国・県のいろんな事業を本市の農家には適用できるような、そういったものがあるんですかね。

**○真茅学農政課長** 国と県の対策はよく似ておりまして、まず被害に遭った作物の除去に関する経費、整地、それと肥料、農薬、生産資材の購入に対する経費等を補助対象とするとしておりますので、当然、実エンドウ、ソラマメ、また、ビワ、そういう作物の対象になると考えておるところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 対象になるということですのでね、これ私もちょっと調査してみますと、J Aの農協共済も適用されないと。J Aは何をやっているかということ、Aコープ店あたりで募金をしているような状況ですしね。

ただ、指宿のほうはですね、いろんな資料を向こうからいただいておりますが、市のほうです、ね、「雪害により農作物が被害を受けた農家の皆さんへ」というチラシまで、指宿市は作成して配っております。

枕崎のほうは、いろんな関係の農家に聞きますと、なかなかこの聞き取りがですね、来ていただいているという苦情を聞いてるんですよ。

そういうことで、その実態についてのまたお答えは委員会でも結構ですけども、今後、いろんなかたちで救済をして、二度と同じようなことを繰り返さないような対応策、対策を取り組んでいただきたいと思っております。

それから次に、これも去年の災害の課題でございました、昨年台風15号のですね、高潮被害、この対策が現在どうなっているのか。旭町、新町、岩戸海岸の防潮対策についてですね、海岸保全事業の導入、進捗がどうなっているのかということ質問させていただきますが、県当局においては、まず、その高潮被害発生後、当該地に台風時にどのような波が押し寄せてきたものかという、そういった状況をしっかりと検証をして、このことを検証するために、県の補正予算でですね、コンサルに委託し、そのコンサルの調査結果報告が、工期としては、ついこの間3月1日までになっているというふうに確認しているんですが、本市当局においても、これからのこの対応を含めて、こういった進捗状況をどのように把握してですね、対応策を考えているのかお尋ねをしておきます。

**○下山忠志水産商工課長** 台風第15号により被害を受けた旭町及び新町地区の護岸改良を含む防災対策については、9月に南薩地域振興局に対して要望を、12月には鹿児島県に対して陳情

を行いました。

議員御承知のとおり、南薩地域振興局では、昨年12月に枕崎漁港海岸県単漁港整備設計委託（波浪推算）として調査業務を発注し、本年3月1日を履行期限として調査をしております。

調査内容は、台風第15号で発生した波を計算で再現し、どのような波が護岸に対してどのように影響したのかを推算するものだということです。

調査の結果につきましては、まだ説明を受けておりませんが、今後、説明していただけるものと考えております。

今後の進め方としましては、南薩地域振興局から、調査業務の結果をもとに地元の意見を聞きながら検討していくと伺っておりますので、市といたしましては、地元の方々の意見もお聞きし、南薩地域振興局と連携しながら防災対策を進めていきたいと考えております。

**○13番立石幸徳議員** そこで、その東日本大震災でも既にいろいろ問題になっている、例えば気仙沼市あたりの非常に高い防潮堤というのがどうなんだと、景観上の問題もある。しかし、もちろん経費の問題もあるんですけども、本市の今言った海岸保全事業の対策としてもですね、当然その周辺住民の声を生かしながら、振興局のほうでも地元の意見を聞きながら、そうしてやっていくということですので、担当課のほうで御苦労いただいてですね、やはり、周辺住民もある意味で納得、理解できるかたちでの対応策に取り組んでいただきたいと思います。

最後にこの件、そのスケジュール的にはですね、簡単に言うといつごろ着工になるような感じなのか、その辺については、担当課としては、どういうめどをつけているのかお答えいただきたいと思います。

**○下山忠志水産商工課長** 今後のスケジュールにつきましては、現在、波浪推算調査を行ったところであり、時期的にどのようになるかということは、申し上げられないところであります。

事業を実施する場合、一般的には手法などをさまざまな方向から検討され、地元協議を行い、事業要望や申請の後、事業決定となり、測量、試験、計画設計、工事費積算、工事発注、工事着手というふうな手順になるかというふうに考えておりますけれども、具体的に今、波浪推算をした段階でございますので、いつごろというふうなことは考えにくいところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 説明のあったとおりですね、なかなかいつ着工するかということを言える状況でもないと思うんですけども、やはりこういうことも含めて、周辺住民は台風で被害を受けた、その後、何の音さたもないということ自体がですね、私は一番まずいんじゃないかと。

説明のできる範囲内で、こうこういうことですかということをやっぱり言うておくことが住民の皆さんへの、ある意味で親切、思いやりだろうと思うんで、そこらについても配慮方をお願いしておきたいと思います。

災害対策で最後に、本年度、市役所本庁舎を耐震補強と大規模改修をするという、この設計業務を予算化していたわけでありまして。

で、当然、市役所本庁舎は、災害発生時の拠点、司令塔となる大事な災害対策の中核を持つ建物であるんですけども、この設計の内容、そういった面です、昨年6月11日の予算委員会にも、一応の設計委託明細は、資料としていただいておりますけれども、この中で、防災の拠点としての本庁舎、ここにかかわる設計づくりという意味では、どういった設計の結果になっているのかですね、担当のほうにお尋ねをしておきたいと思っております。

**○本田親行総務課長** 平成26年度に実施しました庁舎の耐震診断において、西側別館には耐震性が認められたものの、本館については、構造耐震指標が構造耐震判定指標の0.6以上を満たしておらず、耐震補強工事が必要であると診断がなされたことから、本年度、庁舎の長寿命化工事とあわせて実施設計を済ませて、新年度から工事を始めることとしております。

本館の耐震補強工事につきましては、市役所の業務にできる限り影響を与えないように、業務を行いながらの施工が可能な外付け工法、具体的にはハイパー耐震工法外付け工法タイプで実施



することとしております。

補強内容につきましては、景観等にも配慮しながら、既存の外壁の外側に補強柱とはりを全体で16スパン設置して、耐震性を持たすものでございます。

また、新年度に行う長寿命化工事につきましては、本館の耐震補強工事とあわせて行うもので、外壁と屋上の防水工事を計画しております。

**○13番立石幸徳議員** 産業振興の面で2点ほどですね、まず、新幹線の全線開通、これもまさに、東日本震災の明くる日3月12日が、九州新幹線全線開通の日だったんですけども、5年の節目を迎えてですね、本市への新幹線効果というのがどうなっているのか。

これから、観光産業、いろんなそういうことに取り組む中でですね、私はぜひ整理していただきたいという気持ちからお尋ねをいたします。

日本の人口が、いよいよ初めて減少していくという状況が出ているようであります。

そういう中で、地域活性化をしていくためには、定住人口ということじゃなくて、交流人口の増加ということがどうしても欠かせない、極めて重要になってきている状況があるわけです。

日本全体でも、訪日外国人がですね、既に2020年の2,000万人を前倒しで目標達成して、今度は、国は3,000万人の目標設定をするという状況にございますが、こういう中で、私たちの枕崎市の交流人口というのを考える中でですね、この九州新幹線全線開通後の動向、これはどんなものだったのかということを考えざるを得ないんですけどね。担当課のほうでは、この5年間の新幹線効果をどういうふうに整理されているんですかね。

**○下山忠志水産商工課長** 平成23年3月12日に、九州新幹線が全線開通したわけでございますが、そうした中で、全線開通後の本市における観光面の効果についてのお尋ねというふうなことであります。

まず、鹿児島県観光統計によりますと、鹿児島県全体の延べ宿泊者数は、新幹線全線開通後平成23年から平成26年まで毎年伸びてきており、開業前の平成22年には610万5,360人、開業後の平成23年には679万5,810人、直近の平成26年では753万4,490人となっております。

一方、本市の観光統計上把握している数値では、まず、市内観光施設等入り込み客数について、開業前の平成22年には69万3,499人、開業した平成23年には62万6,563人となり、開業前に比べて6万6,936人減っておりますが、これは、東日本大震災による自粛ムードや、同年、鹿児島市を中心に開催された「花かごしま2011」の影響が出ているものと考えております。

平成24年から平成27年の4年間は各年ばらつきはありますが、平成22年に比べ1万0,433人から7万1,511人の減少となっております。

また、宿泊施設の入り込み客数については、平成22年には2万5,636人ですが、平成23年から平成27年の5年間は全体的に増加傾向であり、平成22年に比べ3,343人から1万0,556人の増加となっております。

観光統計上の数値比較は、以上申したとおりでございますけれども、観光動向につきましては、その年によって気象条件、イベントや取り組み、社会情勢等、さまざまな要因に左右されますので、なかなかこの数値をもって、本市への観光面における新幹線効果がどうだったかということ进行分析を行うことは難しいというふうに考えております。

本市におきましては、九州新幹線全線開通後に伴う誘客対策も含め、観光振興策として、枕崎駅舎建設や駅前広場の整備を実施したほか、通り会連合会のShow-1グルメグランプリでの優勝をきっかけとした枕崎鰹船人めし、鰹大トロ丼など、食によるまちおこし、さらに、友好都市である稚内市との連携によるコンカツプロジェクトなど、官民一体となって継続して取り組んできており、それぞれの取り組みにおいて、本市の観光の魅力が広く発信され、一定の効果が見えてきているのではないかとこのように認識しております。

**○13番立石幸徳議員** もちろん大きなこういう交通機関の利用もさることながらですね、今の

答弁を聞いて考えるに、やはり枕崎市は、いずれにしても本市独自のユニークないろいろな取り組みをする必要があるのではないかと考えざるを得ないんですよ。

そういう一般的な、国があるいは県がいろいろな施策を打ち出して、それに便乗ということも、全然しないということではなくてですね、やっぱりそれ以上に本市独自のユニークな対応策というのを考える必要性があるかと思います。

次に、農林水産品の輸出振興の件ですね、質問をさせていただきます。

実は、これはTPPの関係もあるんですが、今、国のほうで、この農林水産物の輸出振興というものに、非常に力を入れてきております。

実際、成果が出てきている。で、2015年、昨年1月から12月までのですね、1年間の農林水産物、食品の輸出額が、対前年比ですね、2014年とすると、21%アップしているんですね。これが金額で7,452億円、これは3年連続で上がってきてるわけです。

で、輸出額が順調に伸びた原因を農水省としてはですね、ユネスコの無形文化遺産登録や、ミラノ万博で日本食人気が一段と高まったと。それから、円安の原因も含んでいるようです。

そこで、国は2020年にですね、輸出額を1兆円にするという目標、昨年が7,450億円でしたからね、そういった目標を立ててきているんですね。

品目ごとに輸出が伸びているのが、農産物ではリンゴ、これは55%増、牛肉が34.6%増、緑茶29.6%、水産物ではですね、ホタテ貝が591億円、真珠319億円、サバですね、179億円なんですね。

本市と一番関係あるのはですね、輸出をしている輸出先の上位の国・地域の順位が、1位が香港なんです。そして、アメリカ、台湾、中国、韓国で、アジアの国々が輸出総額の約4分の3となっております。

で、こういった状況を見てですね、枕崎市の農林水産物において、今後輸出の希望の持てる品目、期待できるような農産物、水産物、それぞれどういうものを考えておるのかですね、お尋ねしておきたいと思います。

**○下山忠志水産商工課長** 現在、枕崎から輸出されている水産物は、鹿児島税関枕崎出張所の資料によりますと、カツオ、キハダマグロ、メバチマグロを缶詰加工用として、タイ、インドネシア、マレーシアに輸出しております。また、B1カツオフィールがハワイに、カツオたたきがアメリカ、中国、香港に輸出業者を通じて輸出されております。

一方、水産物以外の加工品では、焼酎が中国、アメリカ、マレーシアに輸出されているようであります。

本市の基幹産業であります水産業や加工業、焼酎製造業においては、以上のような状況であります。今後このような品目が輸出されていくものと考えております。

**○真茅学農政課長** 黒毛和牛につきまして、経済連の南薩工場で処理されたものが、アメリカ、カナダ、東南アジアを中心に輸出されており、お茶につきましても、日本食ブームの影響等により、輸出はここ10年間で約4倍に増加しており、これらの品目で輸出に希望が持てるかと考えているところであります。

このような中で、枕崎にあっては、県茶業会議所が主体となって進める輸出茶の取り組みに13工場が参加し、平成28年度一番茶の輸出に向けて取り組んでいるところであります。

なお、その他の農畜産物については、まだ輸出に向けた具体的な検討がなされていない状況にあります。

**○13番立石幸徳議員** この分野の取り組みというのは本当に私はですね、急速にいろいろ進んでいると思います。

実は、業界誌からいろいろ持ってきたんですけども、先月2月25日ですね、全漁連（全国漁業協同組合連合会）は、クアラルンプールですね、日本の水産物のセミナー、マレーシアで

やってるんですが、そこで紹介されたのが、鹿児島県の枕崎市漁業協同組合のぶえん鯉でございます。

そして、この試食会で、ぶえん鯉のカツオのたたきといったものをですね、先月25日、これから輸出拡大しようということで、いろいろ試食をさせている。

それから3月ですね、6、8日、今ちょうど真っ最中なんですけれども、アメリカのボストン市ではですね、この鹿児島県のハマチをですね、10社の水産品を売り込もうということでですね、現在、アメリカ、ボストン市の見本市でそういった取り組みがなされているんですね。

そういうことを受けて、実は、大日本水産会の水産物・水産加工品輸出拡大協議会というもの、事務局を拡大しまして、新たに看板を新しくして、その大日本水産会の中にですね、この輸出拡大協議会が看板かけを新たにやり出したと。

こういう本当にですね、いろんな取り組みが紹介されている中で、やはり私は、本市の新年度28年度予算にも新規事業として、鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業が230万円計上されてるわけなんです。これは、当然TPP対策を進める上でも、あるいは枕崎漁港をですね、貿易港として活用をしていくためにもですね、積極的に地場産品の輸出振興に取り組んでいただきたいと思うんですけれども、今現在、問題点と言われているのが、輸出で一体全体だれがもうけているのかと。生産者、農業者や水産業者の再生産につながるような取り組みをしていただきたいと。

こうでないと、いわゆる持続する取り組みができないんじゃないかということも言われておりますが、この新規事業の南部広域連携観光物流構築事業、これは貿易振興上、こういった期待が持てるものかお尋ねをしておきたいと思えます。

**○下山忠志水産商工課長** 鹿児島空港からの直行便が就航した香港をはじめとしたアジア諸国との物流・交流による販路拡大や観光客誘致、観光客受け入れ体制整備を推進し、交流人口の増加など、経済活性化を図る目的で、鹿児島県南部の枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市、南大隅町の4市1町で構成する鹿児島県南部広域観光物流実行委員会が、本年3月に設立される予定であります。実行委員会では、物流部門で香港ヤフーへの企業出展支援、香港輸出セミナー及び商談会として、輸出セミナー、個別商談会、意見交換会の実施、県内貿易商社との商談会の実施を計画しており、今後4市1町の、輸出の促進に向けた取り組みを行っていく計画であります。

**○13番立石幸徳議員** あまり時間も残されていませんけれども、通告した福祉の関係でですね、介護離職のことです。

安倍内閣が介護離職ゼロと、1億総活躍社会ということを打ち出して、県の28年度、新年度当初予算でもですね、介護職員を確保し、これを強化していくと。そのために、介護事業所内に保育所を設置したり、運営する場合の経費を一部助成する予算も出ております。

今現在、本市の介護離職の実態、あるいは介護職員のいろんな事情での離職と、こういった実態はどうなっているのか。

先般は、認知症のですね、人を、監督が、責任があるかどうかという最高裁の判決も出てですね、非常に介護の現場っていうのが、私は非常にこう、きちっと政策的に対応しないと大変な問題になっていくような気がしてるんですけれども、本市のこの介護離職の実態あるいは解消策、この面について、福祉課のほうではどういうふう考えているのかお尋ねをしておきます。

**○山口英雄福祉課長** 今、議員が言われたとおり、政府は、介護離職者をゼロにするという目標を掲げてございますが、これにつきましては、家族の介護、看護を理由とする離職者をなくそうとする趣旨でございます。

国は、このために、介護サービスを提供するための人材の育成確保等を図るというふうにしております。

お尋ねの、本市における介護を理由とする離職の状況についてでございますが、市内の各事業

所において、個々の離職の理由につき、詳細に把握してないという場合も多々想定されますので、介護を理由とする離職の状況を市のほうが把握するという事は、現実的には困難であると思われます。

また一方で、介護職に従事する者の離職状況につきましても、全国的には、介護職員の離職率は低下傾向にあるものの、依然として他の産業よりも高いというふうに言われておりますけれども、市内の状況について把握することは現実的に困難であるところでございます。

その解消策ということでございますけれども、議員がおっしゃられますとおり、県も今回28年度当初予算に予算を組んでおりますし、国におきましても、28年度予算におきまして163億円を計上して、介護人材の確保に向けた取り組みとして、都道府県の取り組みをさらに支援するといったようなことも示しておりますので、市といたしましては、県が実施する各種研修事業等の積極的活用を事業者に推奨するとともに、必要に応じて市総合戦略の中にも掲げてあります人材育成基金での取り組みについても、今後検討していきたいと考えております。

○新屋敷幸隆議長　ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分　休憩

午後2時19分　再開

○新屋敷幸隆議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員　登壇]

○8番禰占通男議員　皆様、こんにちは。

もう朝から4人目ですので、だいぶお疲れのことと思います。1時間よろしく願いいたします。

今回は、公教育で使われる教科書の評価と採択についてと、社会医療費が増大し2025年問題とも言われていますが、国も推進する在宅医療について、介護する家族の支援に対してどのように取り組むのかを伺いたいと思います。

通告により、小・中学校の教科書採択は、どのような経緯で行われるのかをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町村教育委員会にあります。幾つかの市町村を合わせた地区で共同採択をしてよいことになっています。

本市は、指宿市、南さつま市、南九州市の4市で構成されている南薩地区で採択をしています。採択の経緯につきましては、学校教育課長から答弁させます。

○木之下浩一学校教育課長　採択の経緯としましては、まず、4市の教育長及び保護者代表5名が委員となり、事務局として4市教育委員会職員が携わる南薩地区教科用図書採択協議会を立ち上げます。

次に、採択用教科用図書を各学校に一定期間巡回し、その間に全教員が閲覧、研究を行い、教科書ごとに意見をまとめ市教育委員会へ提出します。

さらに、各学校から出された意見を各市教育委員会がまとめ、採択協議会に提出します。

一方、採択協議会では、教科ごとに各市の教諭を調査研究員として委嘱し、2回にわたり教科書研究を実施します。この研究には、各市でまとめた意見も反映されるように配慮しております。

最後に5名の委員が、調査研究員と各市の学校からの意見を総合的に判断して、それぞれの教科書を慎重に採択していきます。

○8番禰占通男議員　それぞれの教育委員会の調査員、そういう人たちがかわるということで、その現場教員の、現場教員にも一定期間の閲覧というのも今言われましたけど、そういった現場教員の要望とか意見というのは、これはどのように反映をしているんですか。

○木之下浩一学校教育課長 一定期間、各学校で閲覧をする際に、各教員が自分の意見、感想を記入するそういう用紙がございます。その用紙を学校が取りまとめて市教育委員会のほうへ提出をし、市教委はそれを採択協議会に提出しております。

○8 番禰占通男議員 あともう一つは、この調査員ですよね。何名、各市に1人なのか、そういった調査員というのは。調査員の選出方法というのはどのようになされてるんですか。

○木之下浩一学校教育課長 教科書の採択の教科書会社の数にもよりますけれども、その時々々の教科書の数によって各教科の調査研究員の数が違ってまいります。

選出方法としましては、各市に採択協議会のほうから割り当てがまいりますので、その割り当て人数に基づいて、市教育委員会で検討した上で教員の中から推薦をして出しております。

○8 番禰占通男議員 2番目の質問にまいりますけど、今回問題になっております検定中の教科書の閲覧ということですけど、新聞で私も知ったんですけど、これはいつ判明したのかということについてお願いいたします。

○木之下浩一学校教育課長 新聞報道等によりますと、一部の発行者が採択前年の平成26年夏、全国の中学校長ら11人を集めて申請段階の教科書を見せ、意見を聞き、謝礼を渡していたのがわかったのが平成27年10月下旬であります。

○8 番禰占通男議員 今、課長が言われましたように、15年10月ということで、三省堂の違反が、違反行為が発覚したとなっておりますけど、文部科学省も検定中の教科書を外部に見せることを規則で禁止してると。そして、業界においても自主ルールで採択関係者に金品等を渡す行為を自粛してるということも載っておりますけど、こういうルールが出版業界でつくられている。文科省も規則で禁止している。私から思わせると、過去にもあったのではないかと、これが、発覚というか、発表されたときに思ったんですけど、課長も一般質問の中で言われましたけど、今回調査対象になっている期間の検定というのが、小学校の09年と13年度、そして中学校はその1年おくれて10年と14年度となっておりますけど、これ以前にそういうのがあったとか、そういうのは、情報等、県の教育委員会からの情報というのは入ってないですか。

○木之下浩一学校教育課長 市教委としましては、そのような事実は把握しておりませんし、聞いておりません。

○8 番禰占通男議員 この問題に関しまして、この出版12社の教科書採択について、本市の状況ですよね、出版12社の教科書をどの程度採用してるのか、それについて、小・中学校についての説明をお願いいたします。

○木之下浩一学校教育課長 今回の採択になりました中学校の教科書に絞ってお答えしたいと思いますますが、よろしいでしょうか。

本市が平成28年度から使用する中学校の教科書は次のとおりです。各教科読み上げます。それから教科書会社等も読み上げます。

国語、光村図書、書写、教育出版、社会（地理、歴史、公民を含む）、教育出版、社会（地図）、帝国書院、数学、学校図書、理科、東京書籍、音楽（一般と器楽・合奏を含む）、教育出版、美術、日本文教出版、保健体育、学研、技術・家庭（技術分野、家庭分野を含む）、開隆堂、外国語、東京書籍、このうち、検定中の教科書を見せたと言われている会社は、社会（地図）と保健体育を除いた6社でございます。

○8 番禰占通男議員 今言われましたように、十数教科のうちほとんど8割以上、9割以上ですよ。そうだった場合、本当に、公平に、公平公正に選ばれたのかという疑念が残りますよね。

それで、今後の対策としては、どのような、どのようにお考えなのかということですよ。

○木之下浩一学校教育課長 県の教育委員会の県議会での答弁、県の教育長の答弁にもございませうように、それを若干読み上げながらお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。

今回、一部の教科書発行者が教職員に検定中の教科書、製本を閲覧させるという事案があった

ことについて、文部科学省に報告がなされ、このことを受け、同省からは、本県教職員にも該当者があったとの情報提供を受けたところであります。

県教育委員会としましては、教科書の適正かつ公正な採択の観点から、今回の事案については重く受けとめているところであり、これまでの指導の重なる徹底の必要性を痛感するとともに、引き続き事実関係の詳細な把握に努めてまいりたいと考えております。

**○8番 禰占通男議員** 4番目の質問ですけど、鹿児島県の閲覧した関係者は延べ96人に上るとも報道されていますが、南薩地区の状況はどうなってるのかということなんですけど。

NHKで私がたまたまテレビを夕方の番組で見っていたときに、公立学校96人のうち92人、そして謝礼等に関係する人が48人という報道がなされて、これは新聞には出なかったんですけど、これ以外にも教員以外も含まれて、調査中という県教育委員会の発表などもあります。その進捗状況というのは届いてないんですか。

**○木之下浩一 学校教育課長** 具体的には伺っておりませんが、3月の半ば過ぎに文科省のほうに報告をするように聞いております。

教科書の発行者の報告をもとに、文部科学省から情報提供を受けた本県の関係者96人のうち、公立学校教職員は91人でございます。

**○8番 禰占通男議員** 12月には県教委も、県内中学校教員が2人、三省堂の編集会議に参加して、その教員2人が参加した三省堂の採択に2人は採択に関与はなかったという報道もなされ、謝礼の有無などについては調査中となっております。

それで、1月の8日の副大臣の発表によりますと、自己点検してくれということですよ、発行者に対してもね。それで、自己点検に漏れがあった場合は、発行者の指定取り消しも含めて検討するという重い発言をなされて、本当に学校教育に与える影響が相当大きかったのではないかと私も思っております。

それで、5番目の質問に移りますけど、こういった金品を受けるそれがどの程度まで許されるのかということで、課長も私にもおっしゃいましたけど、交通費とかいろんな名目で支払われている分があったと言いましたけど、中には5万円とか3万円とか、いろいろ各出版社で額は違うんですよ。それが、どの程度が、何て言うか、交通費は別として払って、それが謝金とした名目になるのか。それがまだ、また、採択に関係するのかもしれないのかということで、何か内容がものすごく違ってくると思うんですよ。

どこまで許されるのか、公務員法の服務規程との抵触ですよ。その辺はこういう検定に対する関係、かかわる人に対しての謝礼というのはどのように考えておられるんですか。

**○木之下浩一 学校教育課長** 本件につきましては、県教育委員会が事実関係を調査している最中でもあり、地方公務員法第29条によります懲戒は、任命権者であります県教育委員会の権限でありますことから、市教育委員会としましては、本質問にお答えする立場ではないところでございます。

**○8番 禰占通男議員** 一応、今の問題で総括というか、採択問題によりますと校長も十何人、中にはかかわったと報道もありましたよ。そして、教員でない者もということが入っているということは、教育委員会の方も関係しているということですね。そういった含みで報道していると思いますけど。

日本全国をひっくるめて、あまりにも数が膨大過ぎて、私はこの文科省の処分も、何かこう悩んでいるんじゃないかと思えますけど。そういった教育委員会が関すること。校長といえば役職ですよ、県の教育委員会、出先の。そういった場合に、校長が関係するということの重大性についてはどのように思っておられますか。

**○木之下浩一 学校教育課長** 管理職、それから教育委員会職員がこの件に関与することは、非常によくないことであると考えております。

馳文科大臣は、けしからんと思う、教科書業界全体の問題として受けとめてほしいという不快感を示し、また、教科書は極めて公共性が高く、作成のいずれの段階でも公平性、透明性が担保されることが不可欠だと申されております。このとおり私も考えております。

それから、11人のこの管理職の小・中学校の所在地でございますけれども、本県は含まれておりませんので、お知らせいたします。

**○8番 禰占通男議員** 次に、在宅医療についてお尋ねいたします。

在宅医療はどのように取り組むのかをお伺いいたします。

**○山口英雄福祉課長** 在宅医療についての御質問ですけれども、厚生労働省の示す資料によりますと、国民の6割以上の方が医療とか介護が必要な状況になっても、できる限り住みなれた自宅で医療を受け、介護を受けたいと、こういった希望を持っているというふうにされております。

高齢化が進行します中、寝たきりや障害を持った状態になっても、だれもが可能な限り住みなれた地域で、安心して生きがいを持って暮らしていけるようにするためには、医療ばかりではなく、介護、保健、予防、住まい、生活支援などのさまざまなサービスを自宅や住みなれた地域において、一体的、複合的に受けることができる地域包括ケアシステムの構築が今後非常に重要になってくると考えております。

市では、平成27年4月から福祉課内に地域包括ケア推進室を設置いたしまして、市医師会など関係機関・団体等との連携のもと、地域包括ケアに関する市民向け・専門家向け研修会の開催など、数々の取り組みを進めてまいりました。

なお、今議会に提案しております枕崎市課設置条例の一部を改正する条例にお示してありますとおり、新年度からは、地域包括ケア推進課として推進体制を強化し、本市の地域特性に合った枕崎独自の地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関等との連携をさらに強めながら積極的に事業を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

**○8番 禰占通男議員** 今、課長からも言われたとおり、住みなれた自宅で暮らせるように支援するということの在宅医療ですけど、よい点とか心配な点というのはどのようにお考えですか。

**○山口英雄福祉課長** 在宅医療を含めた地域包括ケアシステムのいい点、悪い点ということでございますけれども、よい点といたしましては、何と言いましても医療や介護を受けられる本人が御自分の御希望どおり自分の住みなれた地、家、地域で御希望どおりですね、受けることができると、そういったことが一番ではないかというふうに考えております。

また、悪い点と申しましょうか、地域包括ケアシステムは何と言っても医療とか介護の、そういった専門家ばかりでなく、もちろん御自分たちの自助それから近隣の、地域の方々の共助とか、そういった多様な方が、その地域包括ケアシステムの運営に参加して初めて成り立つものというふうに考えておりますので、そういった方たちの連携をいかにつくるかと、そういったことが課題であろうというふうに考えております。

**○8番 禰占通男議員** 現在、枕崎の在宅で療養している方っていうのは、数はわかっておられるんですか。

**○山口英雄福祉課長** 誠に申しわけありませんが、ただいま資料を持ってきておりませんので、この場でちょっと数字のほうは、答弁はいたしかねます。

**○8番 禰占通男議員** 数字は、この第6期介護事業にも大まかには載っているんですけど、これは後もって、いろいろと後の質問にも影響してきますので、またわかったら教えてください。

2番目のこの、一番今、医療関係者も頭を悩ましてと思うんですけど、療養病床廃止、14万床、全国で。本市へのこの影響については、どのように把握しておられますか。

**○山口英雄福祉課長** 平成18年度医療制度改革によりまして、療養病床について、患者の状態に即した機能分担を促進するという観点から、高齢で医療の必要性の低い方々を対象とする介護療養病床につきましては、平成23年度末で廃止し、老人保健施設等、他の施設へ移行するとい

うこととされました。

なお、この措置は、その後6年間の期間延長がなされておりますけれども、現在、全国で約6万1,000床あると言われております介護療養病床は、平成29年度末には廃止されることというふうになっております。

さらに、厚生労働省は、本年1月に開催された療養病床のあり方等に関する検討会の中で、療養病床のうち、看護師の配置基準が低く比較的医療の必要性が低い高齢者の長期療養の場となっている約7万6,000床について、老人保健施設などへの転換を求める方向性を示しました。

この結果、これまで主に高齢者の長期療養の場として利用されてきました約14万床の療養病床が、平成29年度末で削減される見込みというふうになっております。

**○8番 禰占通男議員** この療養病床廃止については、経営者ですよ、枕崎市も市立病院を除いて、民間の医師が経営する病院、療養病床がある病院ということになりますけど、これが課長も言いましたように、介護を重点的に担うところが対象と、あと看護師などの配置が手薄なところを廃止をしようという国の方針ですけど、こういった病床数が減るということは、医療機関が経営が成り立たないということ言ってるんですよ、簡単に言えば医者という言葉で申しますけど。そういうふうになった場合に、病床数が減るということは病院経営が成り立たない、成り立たないということは、今、政府が推し進めるかかりつけ医の活用ということを一先懸命言われておりますけど、また、このかかりつけ医も不在になるんじゃないかと私は考えてるんですよ。

そこは置いて、この本市の対象者ですよ、課長が教えてくれましたように231床あると、療養と介護型とひっくり返して申されましたけど、その病床を削減されて、その病床による入院患者が在宅へ移るとなった場合、それは何を判断して在宅へ移すのかというそういう基準とかは示されているんですか。

**○山口英雄福祉課長** 今、御質問にありましたように、市内の療養病床、現在231床ですけども、これが削減される見込みではありますけれども、現時点でどの程度の病床が削減されるかというのは、現在のところ定かではございません。

また、今、議員がおっしゃられましたとおり、この病床削減によっていかなる場合の方がその在宅のほうに移行するのか、そういったものも明確に現在のところ示されていない状況でございます。

**○8番 禰占通男議員** 先ほども課長がおっしゃられました介護、老人保健施設等への転換ということ言っておられましたけども、この保健施設というのが3カ月の壁があるわけでしょう。それが住民というか家族にとっては一番厳しいわけですよ。

空いたところがあればすぐ移ってもらえるけど、空いたところがなければ、また3カ月間、自宅で介護、在宅ということになりますけど、それから療養病床から特老等への施設へ移ればいいんですけど、私も議員なってからずっと南方園とか立神のほうとかいつも聞くと、各施設100人以上待機者がいつもおりますよね。毎年、枕崎市の住民でも100人以上申し込んで、それがすんなりとは入られないという事情もありますけど、やはりこの今の受け皿というのは、全国的に見て、この療養病床というのは大きな比重を占めているとなってるんですよ。

だから、そういった場合、県内の訪問診療を扱っているところが、診療所が全体の46%ぐらいの51カ所の医療機関が、実施している病院が全体の64%、161カ所あるとのことですけど、本市の病院も多い、診療所もあるんですけど、この訪問診療というのを手がけている病院とかはわかっているんですか。わかっていたら教えてもらいたいです。

**○白澤芳輝健康課長** 総合診療ということでのお尋ねなんですけれども、現在、厚生労働省、進めていますのは、かかりつけ医、主治医を持ってくださいということで、まず、中核的なそういう病院よりも、常日ごろの健康管理は主治医を通してやっていきたいと。そこで現在、そういうはっきりと市内の中で、そういうふうにしてはっきりと主治医を持っていらっしゃる方が幾



らいてとか、そういうことはまだ現時点では把握はしてないところで、そういう中で、市内の医療機関の中で総合医的なそういう医師免許を持っていらっしゃる、あるいは総合医のそういうことをやっていらっしゃるのが現時点で何名いらっしゃるかというのは現在把握してないところでございます。

**○8番 禰占通男議員** 3番目の質問ですけど、今、2番目の質問とも重複すると思いますが、医師……、在宅医療に取り組むようになったとして、この医師とか看護師の確保は十分になされるのかということについてはどのようにお考えですか。

**○白澤芳輝健康課長** まず、急激にその療養病床をなくして、すぐに、言えば、自宅に帰るという制度ではありませんので、まず、今、厚労省あたりでもそういうふうすぐに帰すことは無理ということで、新たなそういうサービスの提供をしないといけない。で、新たな類型の中には、利用者の生活様式に配慮して、長期療養生活を送るのにふさわしいプライバシーの尊重や家族や地域住民等の交流が可能となる環境整備をしないといけないということで、国のほうでは考えておきまして、その中で経管栄養とか喀たん吸引等を中心とした日常的・継続的な医学管理や充実したみとりやターミナルケアを実施する体制をつくっていきますよということですので、すぐに療養病床を廃止したから、すぐに自宅ということではないということを御理解いただきたいと思っております。

で、3番目の質問の医師の部分につきまして、医師、看護師の現在の状況ですけれども、現在、鹿児島県地域医療構想検討懇話会ということで、新たな医療構想の検討に入っております。

そこで出された資料によりますと、南薩保健医療圏における人口10万人当たり医師数は、204.4人、病床100床当たり看護師数は59.0人で、いずれも全国平均を下回っています。

また、鹿児島県の特徴といたしまして、地域間特定診療科間、特定診療科間と申しますのは小児科、産科、麻酔科、この、で、鹿児島医療圏に医師が集中しているという状況がうかがえるところでございます。

総合振興計画時の枕崎市医師会への聞き取り調査でも、医師の高齢化、それから医療従事者の確保が課題となっておりますということで、人材の確保策を検討してほしいということも、要望もあつたところでございます。

このようなことから、将来の在宅医療に向けた体制づくりでも、やはり医療スタッフの確保というのは重要な課題となってくるとおられますので、奨学金貸与制度の見直しをはじめとしまして確保策を検討していきたいと、そういうふう考えているところでございます。

**○8番 禰占通男議員** この医師という中で、私も二、三年前に初めて知ったんですけど、いつ往診、訪問してるのかというそういう医師と話をする場で伺ったところによると、昼飯時間に行っていると言うんですね。病院もいろいろ患者、外来を診ないといけない。そういった場合、夜行くわけにはいかないから、昼飯、昼どき。そうしたら何か体が休まる暇がないんじゃないかと思って、そこで、医師のこの負担を軽くするための対策として、看護師、薬剤師も含めたチーム医療にも取り組むように国も考えているようですので、本市についても何か医師の方たちも高齢化もだいぶ進んでおりますので、そういった対策も、行政としての手助けもしてもらえたらありがたいと思っております。

4番目の質問ですけど、家族の在宅医療ということになると、家族の介護支援負担が考えられる。対処はどのように取り組むのかということで、本市の行政の考え方を伺います。

**○山口英雄福祉課長** 先ほども答弁いたしましたとおり、地域包括ケアシステムは、寝たきりや障害を持った状態になっても、可能な限り住みなれた地域で安心して生きがいを持って暮らしたいというその方の思いを実現するために、多様な主体が連携しながら、医療や介護、保健、予防、住まい、生活支援などのさまざまなサービスを一体的、複合的に提供しようというシステムでございます。

市といたしましては、地域包括ケアシステムの構築に際しまして、行政や医療機関、福祉関係の事業所はもとより、NPOや自治公民館、老人クラブ、ボランティアなど、多くの団体、個人が役割をそれぞれ分担して協働して支え合うかたちで、本市の地域特性に合ったシステムを構築していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、介護する家族の方々の立場から見ますと負担がふえるということは想定されますけれども、この点につきましては、地域包括ケアシステムがまず自助、共助そして公助、こういったものが相寄り合って支えていくというようなシステムでございますので、御家族の方の負担が若干ふえるといった点については、地域包括ケアシステムに関する住民向けの説明会等を通じて、市民の皆様の理解を十分得ていきたいというふうに考えているところでございます。

**○8 番 禰 占 通 男 議 員** 2000年に介護保険が始まって16年、今、見直しの時期ということで、こういう在宅医療というのが話題になってますけど、この家族の介護、支援ということについてはあまり報道などでも取り上げられてはおりませんが、やはり在宅介護殺人とか一家心中事件とか、今そういうのも報じられておりますよ。

そういった中で、今、課長もおっしゃられましたけど、共助、ボランティアというけど、介護に対しては、私は家族以外はあまり首を突っ込めるような問題じゃないんじゃないかと私も思っております。

なぜかという、結局、介護保険ができたのは、結局、家族単位の介護の……、何て言うか、もう力がなくなってきたからこそ、核家族によって崩壊してきたわけですね。それで介護保険ができて、一応施設で見るっていうそういうのが十数年続いてきた。そこで年40兆にも上る社会保障ということで危機的になってきて、今こういうことが述べられていると思うんですよ。

この家族の介護の支援ということで、枕崎市にも、当初予算にも載っておりますけど、この老人介護手当、これは寝たきりという条文がついてますよね。この支給というのは何人ぐらい受けられているのか。何かものすごく少ない額ですよ。

**○山口英雄福祉課長** 老人介護手当につきましては、支給要件といたしまして、常時介護が必要な方について、御家族が引き続き3カ月以上介護している場合に月額6,000円ですか、で支給するものでございます。

なお、現在どの程度の方が受給していらっしゃるかということでございますが、すいません、手元に資料を持ってきてませんので、受給者については数字で現在答えられないところでございます。

**○8 番 禰 占 通 男 議 員** 昨年の予算で、平成25年度は66人だと私もメモが残っておりましたので、ここで間違いがないとは思いますが、言っておきますけど。

これ老人介護手当ですよ、寝たきりという条文とあと介護保険のほかの給付を受けなかった場合という条件がついてますよね。こういった場合、在宅的なことを家族が一生懸命頑張っている、そういった方に対して幾らかの援助、補助ですよ、こういうのは市の条例として額を上げられるのかどうかということをお伺いいたします。

**○山口英雄福祉課長** 在宅で介護される方たちの御家族の方の負担軽減、支援策につきましては、国のほうもそういった方針を打ち出しているところでございます。

今、御質問の在宅で御家族で介護している方への経済的支援を検討しないのかということでございますけれども、今後の地域包括ケアシステムの進捗状況、そういったものも見ながらですね、そこら辺の負担、御家族の、介護する御家族の負担軽減のためにどのような策が必要なのか、そういったものも十分見きわめながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

**○8 番 禰 占 通 男 議 員** あと、家族の介護で一番大変なのは、外に相談する人がいないと、そういうのがいろんな事故につながってくると思うんですけど、ケアマネージャーがいつも対策を、利用計画を策定をするということで、一番対応していると思うんですけど、ケアマネージャーであっ

てもどこまでかかわれるのかっていったら、これ、ただ介護保険に対しての利用状況の対応だけですよね。そういった場合、心のケアというのはほとんどできないわけでしょう。

であれば、このケアマネージャーとほかの事業と組み合わせて、家族の人的援助というですね、そういうのは考えられないんですか。

**○山口英雄福祉課長** 先ほども若干申し上げましたけれども、国も現在、「新・三本の矢」の中で、介護離職ゼロということで打ち出しておりますけれども、この中で介護する家族の不安や悩みにこたえる相談体制の強化・支援体制の充実ということで、大きなこういったことに取り組むということで掲げてございます。

具体的な中身につきましては、まだ詳細には把握しておりませんが、こういった今後の国の取り組みの概要等、流れ、今後明らかになってくると思いますので、それも踏まえた上で、本市におきましても、どのような対策が必要なのかっていうのを検討してまいりたいというふうに考えております。

**○8番禰占通男議員** 一応この問題で、4番目で一番お願いしたいのは、夜間や緊急時に対応できるサービスということの充実をお願いしたいんですけど、24時間訪問診療というものもありますが、本市にはまだされていないと思うんですけど。それとあとショートステイがありますよね、毎日ではできないでしょうけど、その家族が面倒見る場合、これには費用負担の問題、施設の人手不足もあって体制が不十分だということが挙げられているんですけど、本市の夜の訪問介護というのはないと思うんですけど、ショートステイ、その他についての取り組みは、今十分なのかということでお尋ねしておきます。

**○山口英雄福祉課長** 現在、今、市のほうでは、そういった多様な主体により、必要なサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムをどのように構築していくか、そういったことの構想を練り、その環境整備を図っているところでございます。

今、質問者が言われた、その夜間の対応策、そういったものも含めて今後うまく十分連携、多様な主体で連携ができますように、十分考慮してシステムを構築していきたいというふうに考えております。

**○8番禰占通男議員** 最後の5番目の質問にまいりますけど、地域医療構想のまとめはいつごろになるのかということですけど、18年までにという以前法律で決まっていると。ですけど、この2016年半ばまでにまとめるようにという厚労省の通達があると思うんですよ。今、枕崎市の現状はどのような状況にあるのかをお伺いいたします。

**○白澤芳輝健康課長** まず、地域医療構想、これは県全体で地域医療構想を策定するわけですけども、鹿児島県には、鹿児島県地域医療構想検討委員会というものがあまして、その下に各地域、二次医療圏ごとの地域保健医療圏地域医療構想懇話会というのがございます。

その中で、本市は南薩地域の保健医療圏の地域医療構想懇話会に参加しているわけですが、そこで示されました資料によりますと、本年7月に鹿児島県地域医療構想検討委員会での協議を終了後、パブリックコメントを実施し、鹿児島県医療審議会への諮問を経て、9月までに策定して、10月に厚生労働大臣に提出、公示されるスケジュールが現在示されているところでございます。

**○8番禰占通男議員** 今、7月にということですけど、そうなった場合、地域医療介護総合確保基金が今示されていますけど、鹿児島県分は6億2,000万ということですけど、7月に決まるということは、この病床機能の再編や施設整備財源ということになってるんですけど、ほとんどまだ明らかにされてないということですか。

**○白澤芳輝健康課長** 質問の趣旨がちょっとわかりにくかったんですけども、基金は設置はされておりますので、その進めるためのそういうさまざま、地域医療ビジョン推進のための施策として、実施中の事業としまして看護職員の修学資金貸与事業や病院内保育所運営費補助、それか

ら助産師出向支援導入事業とか在宅医療ターミナルケア人材育成、さまざまな事業は、そういう中で実施はされているというところでございます。

○8番禰占通男議員 この在宅医療で、最後にまとめてお伺いいたしますけど、昨年もらいました第6期介護保険事業計画の在宅医療・介護連携の推進の項で、医療関係者など関係団体とは、まだ十分な連携体制がとれてないという、書かれてるんですけど、71ページに。これは今後どのように医療関係者との話し合いなり、介護なりそういうのがなされたのか。また、今後いづろなされるのか、それをお尋ねしておきます。

○白澤芳輝健康課長 どこでどういうふうに今のあれが書かれているのかわからないですけど、枕崎市におきましては、現在、枕崎市医師会の主導でですね、在宅医療介護連携事業を進めて3年目になります。その中に私ども市の職員も出席して、その中の介護連携を進めております。そういうふうにして医師会と連携しながら、また、介護事業所とも連携しながら、この25年から、25、26、27と3年間事業を進めてきたところです。

で、今後につきましては、先ほど福祉課長からもありましたとおり、その事業を引き継いだ上で福祉課のほうに課として設置いたしまして、平成28年度以降については、市のほうが主体となって事業を進めていくということになります。

○8番禰占通男議員 質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時19分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 皆様、こんにちは。

本日最後の質問者となりました。朝からの一般質問で、皆さん大変お疲れだとは思いますが、しばらくの間、おつき合いいただきますようお願い申し上げます。

私、議員になりまして、はや10カ月が過ぎました。

今まで、3度の定例会を経験いたしまして、そのほかに委員会活動等もございましたが、その中で、私が強く感じたことがございます。

この議会は、行政の審査機関であり、非難をする機関ではないのではないかと、ということを感じました。

しかし、残念ながら、原因追及に終始したり、非難にも思えるような発言等が多く、これが本当にまちの発展につながっていくのかと疑問に思っているところでもあります。

今定例会では、第6次枕崎市総合振興計画や枕崎市版総合戦略といった、今後の枕崎にとって非常に重要となる計画がスタートすることになっておりますが、このような大事な議案を審査するにあたり、今後、私ども議員一人一人が議員としての資質向上に努め、今一度襟を正して議員活動に取り組んでいかなければいけないのではないかと考えます。

まず、そこで1つ目の質問でございますが、第6次枕崎市総合振興計画（案）からでございますが、環境に優しい潤いのある社会の実現という項目の中に、広域的なごみ処理施設の検討を行うとありますが、現段階での、新ごみ処理施設の候補地選定においての進捗はどうなっているのか、午前中にも質問がございましたので、重なる部分は省略していただいても結構ですので、教えていただきたいと思っております。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 新広域ごみ処理施設の候補地選定につきましては、構成市4市から選出された住民代表と、学識経験者で構成する新広域ごみ処理施設建設候補地検討委員会で選定し、協議会で

決定することとなっています。

現在、候補地検討委員会は、今まで6回開催しております。

1回目から4回目までは、基本的な考え方や評価項目、評価基準等を検討し、都城市や鹿屋市の処理施設の視察を行い、先進処理施設を研修し、2月18日には、枕崎市と南九州市の推薦地の現地踏査、2月26日には、日置市と南さつま市の推薦地の現地踏査を実施したところです。

今後は、推薦地の評価・検討をおおむね3回開催し、管理者への答申及び概要版を作成し、7月には管理者へ答申するスケジュールとなっています。

以下、担当参事に答弁させます。

○2番永野慶一郎議員 午前中にもございましたように、すべて推薦地の現地調査も終了しているということですが、今、検討段階に入っているということによろしいでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 現在のところ検討段階に入っておりまして、詳細を申し上げますと検討項目というのがありまして、地権者の用地買収は可能なのか、それから活断層の近接状況、それから液状化の状況、それとあと電気、水道のインフラ整備などのですね、評価項目が24項目あります。

その24項目につきまして、それぞれA・B・Cと点数をつけまして、Aが2点、Bが1点、Cが0点、それぞれ点数をつけて、合計点数の大きいほうから1位、2位と順位をつけて、上位2カ所を選出することになっております。

特別、重点項目について設けないということなどが、検討委員会の中では、今のところ決まっているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 この評価をして、当初の予定どおりといたしますか、12月議会でお聞きした、7月ごろに推薦地、候補地が2カ所決まるというので、そこら辺の変更はございませんでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 先ほど市長からの答弁でもございましたとおり、7月にはですね、管理者へ答申するというスケジュールになっております。

○2番永野慶一郎議員 その推薦地の視察をする前に、金山・桜山校区の公民館長を対象とした説明会が開催されたそうですが、説明会の内容と結果、どうだったのかを教えてくださいませんか。

○加藤省三市民生活課参事 金山校区、桜山校区の公民館長さんを対象に、2月4日のですね、午後7時から、城山センターにおきまして説明会を行いました。

29名の対象公民館長さんがいらっしゃいましたけれども、うち23名の参加がありました。

内容につきましては、衛生管理組合が作成したチラシと、こちらのほうで準備した補足資料で説明を行いました。

主な意見といたしましては、枕崎市につくるのは反対でなく、ぜひ建設していただきたい。日置につくった場合、今みたいに簡単に持っていけなくなる。推薦地の決め方について、せめて金山、桜山の公民館長を集めて説明をしてほしかった。枕崎市の推薦地が決まった場合には、交通量増加への対策をしていただきたい。ダイオキシン類についてわかりやすく説明していただきたいとの、前向きな意見などやですね、近くに金山浄水場があるのに、なぜそのような場所を推薦地としたのかなどの意見が出されました。

○2番永野慶一郎議員 そのほかの枕崎市内の地区も、説明会等の要望、また予定と違って今の段階であるのでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 当日のですね、会議の最後に、今後公民館で説明を行ってほしい公民館がありましたら、今回のような説明会を実施しますので、市民生活課の環境整備まで連絡をしてくださいとの説明は行いました。

○2番永野慶一郎議員 それですと、要望のあるところは説明会を開きますと。特に、いついつ、

どことこの公民館でっていうのは、予定はされてないということによろしいでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 現在のところ、どことこの公民館でいついつしてくれという要望のほうは、市民生活課の環境整備のほうには来ていないところです。

○2番永野慶一郎議員 私、最近、いろんな人から、新ごみ処理場について聞かれることが多くなってきました。

そこで、今までも以前の議会でもですね、再三お聞きしておりますが、新ごみ処理施設が本市に建設された場合のメリットを、確認のために改めて教えていただけないでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 このことにつきましては、さきの12月議会でも答弁をいたしました。施設が本市にできた場合のメリットにつきましては、新しい施設は現在の内鍋清掃センターよりも大きい施設ですので、管理運営については、今以上の雇用が生まれるものと考えられ、従業員等についても市内に居住していただくことになるため、市内の購買力の増や人口増など、地域経済活性化に大きくつながっていくものと考えます。

もう1点は、施設建設工事により、地元建設業者や工事に携わる企業等にですね、大きな経済効果があると考えており、また、施設を維持していく上で必要な工事や経費も出てまいりますので、地元企業にも大きなメリットがあると考えます。

○2番永野慶一郎議員 12月議会の終了後でございましたが、市内に配布された文書の中に、新ごみ処理場が枕崎市以外の他市に建設されても、運搬コストは交付税措置されると言っていて、市民の負担は何ら変わらないというような表現が、その中にございました。

しかし、実際には、枕崎市以外の市に建設された場合、運搬コストが市民の負担になるのではないかと私は考えますが、実際のところはどうかでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 運搬コストにつきましては、施設が遠くなりますと、運搬に関する燃料費ですね、それや、運搬時間がふえます。また、収集につきましても、現在の収集回数を維持していくためには、車両の大型化や台数の増、収集人員の増などが必要になり、当然コストが高くなることも考えられます。

市民に対しましても、収集回数の見直しやごみの持ち込みなど、いろいろと負担をすることも出てくるものと考えます。

このようなことから、ぜひ、本市にごみ処理施設の建設誘致をと考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 12月の産業厚生委員会の中で、財政課長の答弁の中にあっただけですけども、他市に、ほかの市にできても交付税措置は変わりませんというお答えだったんですけど、これ私が解釈したのは、これ例えばの話なんですけども、例えば実際に運搬コストが今1,000円かかっていると、そのうちの交付税で200円を負担してますよと、交付税措置がされていって、これが、枕崎市以外のまちにできて、2,000円逆に運搬コストがかかるようになりました。しかし、交付税の措置は今までの200円と変わりませんよと、そういうことですよ。どうでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 それにつきましては、議員のおっしゃるとおりと考えております。

○2番永野慶一郎議員 となると、必然と市民にも何らかのやっぱり負担が出てくるということによろしいでしょうか。

はい、こういった大事なことをですね、誤った解釈で市民の皆様にお伝えするということは、正しいことが伝わらずに市民に混乱を招く一因になるのではないかと考えます。当然のことながら、私は、この議会でお聞きしたことを正確に伝えることが議員の仕事だと思っております。

そこで、さらにお聞きいたしますが、運搬コスト以外の市民への負担は、ほかに何か考えられるものがございますか。

○加藤省三市民生活課参事 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、当然、車両の大型化と

かしなければなりませんし、市民に対しての負担といひましようか、今までの収集回数を維持していくということについてですね、場合によっては、距離も遠くなりますし、内鍋みたいにすぐ持って行ける距離でもありませんので、収集回数が例えば今、週に3回燃えるごみを収集しておりますけど、それを2回にするとか、これは例えばの話ですけど、そういったようなことも考えられるのではないかというふうには思っております。

**○2番永野慶一郎議員** そうなりますと、大変、枕崎市民にとっては当然、便利が悪くなるような感じもいたします。

私、12月議会で、建設促進に賛成の立場で討論をした立場でございます。一つの企業誘致としても考えられますこの新ごみ処理場の建設でございます。行政のほうにおかれましては、何とかですね、枕崎のほうに建設ができるような最大限の努力をしていただきますようお願いをしておきます。

続いての質問でございますが、すいません……、私、次に際しまして、12月議会在終わった後に、12月22日でございますが、平成27年の4月から稼働しております都城のクリーンセンターに視察に行つてまいりました。

都城のクリーンセンターは、車両の出入り口はエアカーテンが設置されており、場内の臭気が一切外部に出ないような工夫もされておりました。また、ごみの焼却時には、場内の臭気を吸引し、それを燃焼炉に送つて燃焼の促進を図るように使われておるともおっしゃっておりました。

私たちが案内してくれた係の方が、年々こういったごみ処理場とかの建設の技術は進歩しておるといふことで、私どもの新施設が建設されるころには、今あるこの都城の施設よりもまだ環境に優しい施設ができるはずだともおっしゃっておりました。

そういった面も踏まえまして、これも、再認識の意味でお聞きいたしますが、一般的に言われる公害等はないのか、そこをまた教えていただけないでしょうか。

**○加藤省三市民生活課参事** 将来建設されるごみ処理施設につきましては、もちろん最新の技術を用いて、安心で安全な施設を建設することになります。

排水対策については、施設内の使用水はもとより、収集車などを建物の外で洗車した水についても循環し、施設内で再使用するクローズドシステムにより、一切外に出さない仕組みとなります。内鍋清掃センターにおきましても、このシステムで処理をされております。

現在の焼却施設では、排出されるダイオキシン類や、ばいじん等について、国の排出基準よりさらに厳しい自主規制を設けており、新広域ごみ処理施設建設につきましても、そのような自主規制値を設けて稼働していくものと考えております。

**○2番永野慶一郎議員** やはり、市民の皆様の心配事は公害ということでございます。そこら辺をですね、私たちもしっかり正しいことを伝えていけるように、また今後努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

続いての質問でございますが、その都城のクリーンセンターでの話でございます。

クリーンセンターではですね、ごみを燃やしたときの熱を再利用した発電施設がございまして、月に約2,000万の売電収入を得ているとお聞きしましたが、やはり少しでも、ごみを減らしていくのが理想だとおっしゃられておりました。

例えば、コンビニでの弁当のおはしや、ビニールの買ひ物袋を控えたりする、そういった取り組みも大事だというお話をお聞きいたしました。

そこで、こちらもですね、第6次枕崎市総合振興計画（案）の中にあつた言葉でございますが、ごみの分別、収集、減量化、そして再利用対策の推進を挙げておりますが、具体的には、どうやって市民に周知して取り組んでいくのかをお聞かせください。

**○加藤省三市民生活課参事** 現在、国の政策といたしまして、循環型社会形成の推進のため、3R運動が展開されております。

リデュース、ごみの発生を抑制する。リユース、何度も繰り返し使用する。リサイクル、資源としてごみを再利用する。この頭文字をとった言葉であらわされているところでございます。

ごみの量が減れば、ごみ処理施設のランニングコストも減ります。ごみを可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみに分別することにより、市の施設負担金の減額にもつながっていきます。

このため、ごみ分別につきましては、広報紙で定期的に広報をしておりますし、ことしから衛自連と市で、ごみ出しカレンダーを作成いたしまして市民に配布するなど、ごみ分別についての徹底を図っており、来年度も引き続き広報紙やごみ出しカレンダーを活用して市民への周知を図ってまいります。

また、ごみの分別については、資源ごみの種類や可燃ごみ、不燃ごみとの区別をしていただくために、ごみ分別についての地域説明を実施するなど、分別の仕方をわかりやすく説明していきたいというふうに考えております。

**○2番永野慶一郎議員** 私、とあるところで、コンビニのビニール袋をもらうのを控えなさいと言ったらですね、生ごみはどうやって捨てるんですかという質問がございまして、なかなかゼロというのは難しいところもあると思うんですけども、私どももやっぱり少しでも減らしていく努力というのは続けていかないといけないと思います。

同じようにですね、やっぱりランニングコストがごみを燃やすのにかかるというのもおっしゃられておりましたので、そういった努力も必要になってくるのかなと考えているところでございます。

続いての質問でございます。

これも同じように総合振興計画（案）にございました。私、9月の一般質問の中で、不妊治療をされている方は、肉体、経済、そして精神的な苦痛があるところでお話をいたしました。平成28年の新規事業として、不妊治療費助成事業が新規事業として当初予算に計上されておりました。治療を受けられる方の経済的負担が軽減されることを大変うれしく思っているところであります。

今回、この総合計画（案）の中に、もう一つ項目があったんですけども、不妊に悩んでいる夫婦への相談窓口を開設するとございますが、具体的に、この相談窓口はどういったものになりますか、教えていただきたいです。

**○白澤芳輝健康課長** 不妊に悩む方のための相談窓口を健康センター内に設置しようと考えております。

母子保健を担当する保健師が相談員として、相談者の意思とプライバシーを尊重しながら対応していきます。

また、医学的、専門的な相談は、鹿児島大学病院が開設しています専門相談窓口を紹介したいというふうに考えているところです。

**○2番永野慶一郎議員** この相談窓口でございますが、市民の皆様には、お伝えを、既に周知とあって今までもされていたんですか。

**○白澤芳輝健康課長** 現在も母子保健を担当する保健師がおりますので、そういう相談があったときには相談に乗っております。

また、平成28年度から不妊治療費の助成事業も取り組みますので、そういう経済的な助成の部分についても、現在、もしあったとしたら、そういう部分でもお話ができるというところでございます。

**○2番永野慶一郎議員** 9月議会の後にもですね、それまでも、私のところに不妊に悩む方たちの相談とか、お話を聞く機会がいろいろあったわけでございますが、9月議会以降も、いろんな不妊治療されているという方のお話も、まだまだたくさん聞くとところでございます。

本当に、表に出てこないというか、見えないところでやっぱり、どれぐらいの数の人が悩んで



いらっしゃるのか、ちょっと把握ができませんと思いますが、そういった方たちですね、そういった、この相談窓口とか、どんどん活用していただいて、精神的な苦痛を今度はですね、取り除くお手伝いをしていただき、安心して治療を受けられるような体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

続きましての質問ですが、教育環境の整備充実、老朽化の進んでいる校舎等の改修・改築の現段階での計画はどうなっているのかということでございますが、なぜ私がこういった質問をするかといいますと、昨年、枕崎市内の中学校です、これは。その中学校の公開授業に行く機会がございました。

そのとき、対応していただいた先生のお話を聞かせていただいたわけですが、校舎が老朽化していて、壁紙がはがれていたり、傷んでいる箇所が多くあるということで、子供たちが勉強する環境としては、この状態はあまりよくないとおっしゃられておりました。

そこで、今後の改修とか改築の計画を教えてくださいと思います。

**○田代芳輝教委総務課長** 学校施設の整備については、これまで国の有利な財政措置のある交付金事業を積極的に活用した校舎等の耐震化事業に取り組み、平成27年度をもって所期の計画を達成できたところです。

今後の課題として、子供たちの安全・安心の確保とともに、快適な学習環境の整備など、学校施設環境の改善を重要課題としてとらえています。

そこで、平成28年度からは、老朽化した校舎の屋根防水や体育館の床改修、グラウンド整備などを最優先課題として事業に着手する予定です。

また、中・長期的な計画として、第6次枕崎市総合振興計画の策定に当たり、国の補助事業を活用して、教室やトイレ、照明などの改修を検討しているところです。

今後も、学べる環境づくりに取り組んでいきたいと考えます。

**○2番永野慶一郎議員** 今おっしゃられたようにですね、やはり、教室内とか校舎が暗いと、非行というのはないとお聞きしたんですけども、そういったのにつながりやすいというお話もお聞きしております。

やっぱりですね、子供たちが学びやすい環境をつくってあげられるように、今後も改修や補修工事をしていただきたいと思います、これは私からの要望でございます。お願いしておきます。

続いての質問でございます。

最近、子供さんたちがですね、携帯電話、特にスマートフォンだと思うんですが、普及して、LINE（ライン）とか、そういったメールでのやりとりが多くなってですね、会話をすることが減ってきたと。それで、コミュニケーションが上手にとれない子供たちがふえてきているという話もよくお聞きいたします。

そこで、学校でのコミュニケーションスキルの向上についての取り組みは、どうやっていくのか教えてください。

**○木之下浩一学校教育課長** まず、学校教育における取り組みから申し上げます。

社会的な問題なっておりますいじめ問題や自殺者の増加、携帯端末に起因するトラブルなどは、コミュニケーションの不足の影響とも言われています。

子供たちのコミュニケーションスキルの向上を図るには、学校のすべての教育活動で取り組む必要があります、そうすることで、より大きな成果が上がります。

言語は、コミュニケーションや感性、情緒を育む基盤として重要です。国語科の授業では、記録、説明、報告、紹介、感想、討論などの言語活動を行う能力を確実に身につけ、伝え合う力を高められるよう継続的に指導しています。他の教科においても、授業の中で自分の考えをまとめ、発表する場面を設定したり、ペア活動やグループ活動を積極的に取り入れたりしています。

また、児童・生徒会活動では、同年齢集団だけではなく、異年齢集団の活動を実施することで、

幅広いコミュニケーションスキルの向上を図っています。

総合的な学習の時間での高齢者の方々との交流会や、学級活動でソーシャルスキルトレーニングなども行っております。

このように、すべての教育活動の中で、子供同士や他の人とのかかわりを持つ活動に取り組むことによって、子供たちのコミュニケーションスキルの向上を図っています。

**○2番永野慶一郎議員** 先日、テレビを見ておりました。これ、ドラマだったんですけども、若い子がずっとメールでやりとりをして、ちょっとうるさいおじさんがですね、その子供に向かって、「メールで何が伝わるんだと。人というのは、言葉と言葉で交わし合って、初めて相手のことがわかるんだ」というのを、それこそつい先日見ていた中で出てきておりました。

本当に、私もそう思います。メールでですね、本当に何が伝わるかと。絵文字で涙を書いたって、人の思いとか、そういった感情っていうのは伝わらないと思います。

ただ、確かに便利です、メールって。私たちも電話ができないときにメールでですね、連絡が来たりするんですけど、便利な反面、一方でそういったコミュニケーションが上手にとれなくなっていくとか、そういった弊害もやっぱり起きているのは確かだと思います。

学校のほうでも、そういった指導をですね、今後も続けていっていただければ、すごいありがたいと思います。

あと、学校だけでそのコミュニケーション能力が高まるのかっていうと、そうではないと私思います。やはり家でですね、家庭でのそういったコミュニケーションに対する学習といいますか、そういったのも大変大事になってくるのではないかなと考えているところでございますが、そこで、家庭での教育というのはどうやっていくかっていうのは、具体的に教育委員会のほうでは何かお考えでしょうか。

**○上園信一生涯学習課長** 携帯端末の普及により、家庭においても日常会話が減ってきている現状にあるようです。

各家庭に対しましては、ノーメディアデーに取り組んでもらう中で、家庭学習を推進するとともに、家庭での団らんによる親子の触れ合いをふやす取り組みをお願いしているところです。

触れ合いと語らいが揺るぎない信頼関係をつくると言われていたことから、体験活動の場の提供など、今後におきましても、家庭教育の支援に努めてまいります。

**○2番永野慶一郎議員** 私が研修を受けている講師の先生がですね、私も知らなかったんですが、東京都の地方創生の委員をしておられるということだったんですが、先日、その先生とたまたま私の研修がございまして、その後、地方創生についてお話をする機会があったのですが、今ですね、やはり講師の先生も、若い世代の人たちがコミュニケーションを上手にとれなくなってきていて、特に、年上の年代の人たちとの会話をできないんじゃないかと望んでいないという傾向にあると、そういったふうにお聞きしました。

そこで、じゃあどうするのかっていうことだったんですけども、そこはですね、積極的に私たちのほうから若い方たちに話しかけていって、若い人たちと、会話じゃなくて対話をするのが大変重要になってくる、大事なことだと。そういったことがですね、地方創生にもつながっていくことだというふうにおっしゃっておりました。

学校や家庭任せにするのではなくてですね、私たち一人一人も意識して、今後、子供たち、そしてまた若い世代の人たちとのコミュニケーションを図れるように取り組んでいかないといけないのではないかと、私はそう考えているところでございます。

最後の質問になりますが、これも総合計画の案からでございます。

青少年教育の充実ということで、リーダーの養成に努めるとありますが、今までの取り組みと今後についてお聞かせください。

**○上園信一生涯学習課長** これまでの取り組みとしましては、3回にわたって行われる県のジュ

ニア・リーダー研修会に参加させ、ジュニア・リーダーとしての現状や課題を把握させるとともに、組織の運営等に必要な知識・技能を習得させております。

また、南薩教育事務所が実施する南薩・北薩地区ジュニア・リーダー交流会においては、活動事例等の情報交換を通して、地域社会における中・高校生の役割について考え、リーダーとしての資質と活動に対する意欲を高める研修を行ってきました。

さらに、市におきましては、子ども会大会での受付や進行など、大会全般の運営を担ってもらっており、みずから主体的に取り組むリーダーの養成に努めているところです。

今後におきましても、さまざまな研修会等に参加させるとともに、成人式や生涯学習フェスティバルでの司会進行など、あらゆる場面においてその活用を図りながら、ジュニア・リーダーの育成と確保に努めてまいります。

**○2番永野慶一郎議員** 先月ですね、私どもの会のほうで、鹿児島4区選出の小里先生をお招きして、地方創生についてということで講演をいただいたんですが、私、その後の質疑応答でですね、交付金もなかなか、地方創生の交付金も、もらいにくい状況にあるとお聞きしますということをお伝えして、そういった中で、私たちに、じゃあ何ができますかということで、先生に質問をいたしました。

そしたら、小里先生のお答えがですね、交付金に頼ってはだめだと。やはりですね、まちにリーダーをつくりなさいという答えが返ってきました。1人でも2人でも、そういった核となる人を育てていってくださいと、それが地方創生への第一歩であるし、これがまちの発展につながっていくことだということで、お答えをいただきました。

私もずっとそれを感じておりまして、やはりちっちゃなときから、子供のときからですね、そういった子供たちに、そういった自覚というか、リーダーとしての自覚とか養っていただいでですね、大きくなって大人になっても、このまちを、もちろんこのまちに残ってもらうのが大前提でございますが、このまちを牽引していってもらうような立派な若い人たちをつくっていかねければいけないのではないかと思います。

そこで、丸山教育長、お願いでございます。新任早々、私からのお願いでございますが、大変申しわけございません。教育委員会任せでは、私は、だめだと思うんです。

私たち、このまちに住む大人がですね、子供たちに声をかけたり、たむろしていたらそれを見て、「また、どこどこ学校の衆は、あつこたむろをしとっち、何か不良だ」みたいなことをおっしゃるみたいなんですけど、そうじゃないと。そこに、そういう子供たちを見かけたら、「おい、何してるの」とか「早よ帰れよ」とか、そういった声をかけていく、それが、私たちこの枕崎に住む大人としての使命だと、私は思っております。

ですので、これからまた、ともにですね、明るい未来に向かって、そういった子供さんたちを育てていけるようにともに力を合わせて、教育長、頑張っていきましょう。よろしく願いいたします。

これで、私の質問を終わります。

**○新屋敷幸隆議長** 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時59分 散会

# 本 会 議 第 3 日

(平成28年3月8日)

平成28年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成28年3月8日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 豊留 榮子 議員（75ページ～83ページ） 城森 史明 議員（83ページ～93ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のおり

神 園 征 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
俵積田 清 文 建設課長  
白 澤 芳 輝 健康課長  
福 元 新 水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
橋之口 寛 監査委員事務局長  
田 中 義 文 福祉課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
丸 山 屋 敏 教育長  
木之下 浩 一 学校教育課長  
末 永 俊 英 文化課長  
三 島 洋 台 消防長  
森 蘭 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
松 田 博 税務課長  
俵積田 寿 博 下水道課長  
山 崎 公 広 監査委員  
永 江 隆 水産商工課参事  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
上 園 信 一 生涯学習課長  
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長  
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長  
石 場 博 和 総務課行政係主任

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

議事に入る前に、文化課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○末永俊英文化課長 昨日の清水議員の一般質問の中で、風の芸術展第9回展に比べ、第10回展の入場者数が半減したその理由についての質問があり答弁いたしました。第10回展は出品者数が少なかったため公募展としての盛り上がりには欠けたことが一つの要因であったと考えます。

私の認識の誤りでございましたので、深くおわび申し上げ、昨日の私の答弁は取り消しいたします。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいまの申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決定いたしました。

なお会議規則第123条の規定により、会議録の副本には、取り消しを行った発言は掲載しないことになっておりますので、取り消す箇所については、記録を精査の上、議長において措置いたしますので御了承願います。

それでは議事に入ります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、おはようございます。

きょうは、よろしくお願いたします。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、間もなく5年が経過しようとしています。

いまだ行方不明者が多数おられ、家屋の流出や倒壊によって仮設住宅での生活を余儀なくされている方々は、依然として厳しい状況に置かれていることと思います。これは、国が被災地の現状にしっかりと向き合い、最大限の取り組みをしていくことを願わずにはおられません。

私は日本共産党議員団の一員として、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をさせていただきます。

初めに、介護保険制度についてですが、これは、家族介護のために仕事をやめざるを得ない、そして転職せざるを得ないという介護離職者が年間10万人と言われております。

安倍政権は、一億総活躍社会の目玉として、「新・三本の矢」の第三の矢に介護離職ゼロを掲げました。その柱は、必要な介護サービスの確保と働く環境改善、家族支援となっておりますが、本市においても、この介護離職をゼロにすることができるのでしょうか。

まず、市長の見解をお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 政府は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に取り組むべき対策として、「新・三本の矢」を打ち出しております。

その第三の矢「安心につながる社会保障」の中で、介護離職者をゼロにするという目標を掲げておりますが、これは、全国で年間10万人とも言われる家族の介護・看護を理由とする離職者をなくするという趣旨のもので、介護離職ゼロに直結する緊急対策として、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保、介護する家族の不安や悩みにこたえる相談機能の強化、支援体制の充実、介護サービスを提供するための人材の育成・確保と生産性向上を図るとしてまいります。

介護離職をゼロにできると考えるかとの御質問ですが、介護を理由として離職する方々の事情はさまざまであり、どのような対策を講じたとしても介護離職が直ちにゼロになることはないと思いますが、今回の国の緊急対策が介護を理由としてやむなく離職される方の減少に大きな効果を発揮することを期待しております。

**○12番豊留榮子議員** 市長が言われるように、介護離職をされる方の事情というのは個々それぞれあるかと思えます。その中でも、働く人の条件ですとか、賃金の問題とかいろいろありました。

で、本市におけるそういう状況っていうのは、市は確認されているんでしょうか。働く方たちの、離職の中身でありますとか、賃金ですね、その点はどうでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 昨日の一般質問でも答弁いたしましたけれども、市内における介護を理由とする離職の状況につきましては、各事業所におきまして離職された方の理由を詳細に把握していないという、そういったことも多々想定されますので、現実的に、介護を理由として離職していらっしゃる方の状況というのは、把握することは困難でございます。

**○12番豊留榮子議員** これ一番大事なことだと思うんですね。今本当に、介護の職についている方たちが長く介護職についてほしいと皆さん願っているんですよ。

これ一番大事なところですし、これから市が取り組んでいこうとしている地域包括ケアシステムですか、病院と施設と、地域と、家族と連携して取り組んでいくという、そういうシステムにも、この介護職についている方がどういう条件で働いているかっていうのは、とってこれ、皆さん今、全国注目の的だと思うんですね。

そういう支援策も出ていたはずですけども、事業所によってはどうなってるのかっていうのも、市はつかんでないんじゃないかなと思うんですが、そういうところで、介護職にもっと目を向けて、市も目を向けていってほしいと思うところなんです。

きょうの私の質問に、実際に介護の現場で働いている方々は注目してるっていうんですね。

ですからここを、市はしっかりと、その点は、幾つかの事業所がありますが把握していってほしいと思うところです。

それとまた、昨日の一般質問でも禰占議員が言われていましたけれども、家族介護の負担を少しでも軽くするためにですね、介護保険制度ができていたのに、今は施設介護から無理やり在宅介護へ戻そうとしているように私は感じるんですね。

その上、介護保険料は上がり続けて、いや応なしの年金からの天引きで、高齢者の生活を圧迫する要因の一つとなっています。この保険料の軽減措置なんですけれども、これはどのようになっているんでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** まず、御質問に答える前に、現在、介護制度が施設介護から無理やり在宅のほうにという趣旨の御発言でございましたけれども、昨日も答弁申し上げましたとおり、医療とか介護が必要な状況になっても、6割以上の方が在宅で、住み慣れた家で、必要な医療、介護を受けたいと、こういった思いがあるということでございまして、現在、私どもが進めています地域包括ケアシステムの考え方というのは、そういった方々の思いを実現するためのものがございます。

それから、介護保険料の関係でございましてけれども、第6期介護保険事業計画がスタートいたしました平成27年4月から、第1号被保険者に係る介護保険料の階層区分につきまして、より所得水準に応じたきめ細かい保険料設定を行う観点から、従来の6段階が9段階へと細分化されるとともに、低所得の高齢者に対する保険料の軽減措置が講じられました。

具体的に申し上げますと、平成27年度及び28年度におきましては、生活保護の受給者、それから世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者の方、それから世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方、こういった方に対する第1号保険



料につきまして、本来の年額2万8,300円が2万5,500円と、2,800円軽減されているところがございます。

またこれは、平成29年4月から消費税の10%が予定されておりますけれども、これに伴いさらに拡大予定でございまして、今申された対象者につきましては、現在の2万5,500円がさらに軽減されまして、1万7,000円というふうになります。

ほかにも、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方は、4万2,500円が2万8,300円、それから世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方につきましては、4万2,500円が3万9,600円と軽減されるということになっております。

○12番豊留榮子議員 それで、軽減措置の対象となる条件は言われましたけれども、その対象となる方は何人くらい本市におられるんですか。

○山口英雄福祉課長 具体的な軽減の本市における実人数につきましては、資料をただいま持ち合わせてきておりませんので、改めて委員会等の中で答弁させていただきます。

○12番豊留榮子議員 わかりました。

例えば、このような限定的な軽減措置ではなくて、国庫負担の割合をですね、引き上げて、低所得者への減免制度ですか、これを確立することはできないんでしょうか。これが必要だと思うんですけど。

○山口英雄福祉課長 介護保険料の軽減について、国の国費投入、そういったものをふやして、もっと広げた対策をできないものかということでございますけれども、それにつきましては、今後、高齢者の状況とか、さまざまな要因を踏まえて、国のほうで検討されていくものというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 それならばですね、これは市長にもお尋ねしたいと思うんですけれども、本市独自の軽減措置といいますか、その軽減措置の拡充ですか、これを検討すべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 介護保険料の軽減につきましては、本市独自の対策ということではなくて、この制度全般的に、根幹にかかわるものであると思いますので、国のほうで主要な検討はなされていくべきものだというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 国の制度でありますけれども、やはり本市独自でという、国のあれを待たなくてもやっていけることはやっていったほうが良いと思うんですね。

次に、今団塊の世代が75歳以上になる2025年をめぐって、この住み慣れた地域で人生の最期を終えられるようにと、医療、介護、予防、住まい、そして生活支援など、これらを1つにまとめた仕組みを地域包括ケアシステムとしているとありますが、本市の取り組みですね、これはどのようなになっているのか説明してください。

○山口英雄福祉課長 昨日の質問にも答弁をいたしましたけれども、本市におきましては、地域包括ケアシステムを推進するために、平成27年4月から、福祉課内に地域包括ケア推進室というものを設置いたしまして、地域包括ケアシステムの構築に向けたさまざまな取り組みを進めているところがございます。

これまでの取り組み状況といたしましては、まず、各地区の公民館長、民生委員及び事業者を対象とした地域資源の掘り起こしのためのアンケート調査の実施、それから市医師会など関係機関・団体との連携のもとで、地域包括ケアに関する市民向けあるいは専門家向けの研修会の開催、また、地域における支え合いの場づくりといたしましての、てげてげ広場事業などに取り組んできたところでございます。

今議会に提案してありますとおり、枕崎市課設置条例の一部を改正する条例でお示ししてありますが、新年度からは、地域包括ケア推進課ということで推進体制を強化いたしまして、本市の

地域特性に合った枕崎独自の地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関等との連携をさらに強めながら、より積極的に事業を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** 地域包括ケアシステムの財源ですけど、これはどうなっているんですか。これを成り立たせていくための財源。

**○山口英雄福祉課長** 地域包括ケアシステムにつきましては、昨日来答弁申し上げておりますとおり、まずは自助、それと互助、それから共助といったものを多様な主体で分担しながら、だれもが住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるようにというようなシステムでございます。

財源につきましては、介護保険給付で見られる部分もありますし、地域支援事業の中で財源としてできる部分、あるいは昔ながらの互助と申しますか、お互い支え合っという部分、そういったボランティア的な部分、そういったもの、多様なサービスの組み合わせで成り立っていくものでございます。

**○12番豊留榮子議員** 先ほど、施設の中に入ってらっしゃる方の6割方が在宅医療を希望しているというお話でしたけれども、今、この団塊の世代が特に強調されてこのごろ言われるんですけれども、今入所されている方々っていうのは、どちらかというとなんか親の方々じゃないでしょうかね。

そうするとですよ、特にこの団塊世代が親を見てるわけですよ。そうすると特に、特になんですが、親の介護をしてきた方自身は、自宅で子供の世話になったりとか、そういうことはしたくない。迷惑をかけたくない、できるなら施設に入って人に迷惑かけないで老後を過ごしたいっていう方が多いんですよ、私の周りには。

ですから、政府のやってることはちょっと、ちょっと違うんじゃないかって思ったりするんです。

ですから、2025年をめどにということなんですけれども、本当に、地域が連携してですよ、これはとてもいいことなんです。いいことなんですけれども、これはまた25年が過ぎたころになると、やっぱり間違っていたなというふうになってくるんじゃないかと、そんな気がしてならないんですね。先取りしているようであって、ちょっと違うんじゃないのって。

私も10年ほど親の介護をしてきましたけれども、私自身も子供の世話にはなりたくない。できれば、というふうに思いますよね。子供には迷惑をかけたくない、皆さんもそうじゃないですか。

そうすると、やっぱり施設っていうのは大事なんですよ。そこで働く人たち、だから今、施設から、今3カ月ですか、何か、すると、自宅というふうになりますけれども、自宅に帰ってくると、その方が言われるんですね。娘も忙しいから、そんなにちょこちょこ顔を出してくれないし、近所の人もだんだん亡くなって行って、人は少なくなってだれも会いに来てくれないって、家にいたら寂しいって言われるんです。そういう寂しさをなくすために、この地域包括ケアシステムってのはできるんだと思うんですけれどもね。そういう、こういう考えを持つ方も団塊の世代には多くおられると思うんですね。ですから、医療と介護の連携はとても重要なんです。

実際には、在宅サービスも切り捨てられて、入院、入所を制限するなど、国の姿勢は予算の削減ありきです。だからこそ、住民の尊厳を守るべき自治体の手だてが強く求められていくんじゃないでしょうか。市長、どうでしょうか。

**○久木田敏副市長** 今、議員のおっしゃるように、人生観の中でいろんなそういう考え方の方もいらっしゃると思います。

また、福祉課長が申し上げましたように、6割の方がそういう自宅で介護を望むというようなさまざまなそれぞれの人生観がある中でですね、それを今後どのように枕崎市独自の地域包括ケアを構築していくかということが大事になってくると思いますので、その意味で室を課に昇格い

たしまして、その体制づくりを数年かけてですね、取り組んでいくというようなかたちをとっておりますので、そういうふうに御理解いただければと思います。

○12番豊留榮子議員 それは大事な取り組みではありますので、期待しております。

次に、子育て支援についてお尋ねしていきます。

本市の子ども・子育て支援事業計画が5年計画で策定されて1年になりますが、実施状況などいかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 市では、平成27年度から31年度までの5カ年間の計画として、子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

この1年の実施状況ということでございますけれども、計画で予定した各事業につきましては、ほぼ当初見込みどおり進捗しているというふうに、現在のところでは考えております。

○12番豊留榮子議員 策定されたこの冊子、私たちもいただきましたけれども、これは市民にはどのように、配布されたのでしょうか。

○山口英雄福祉課長 子ども・子育て支援事業計画につきましては、策定いたしまして、広報紙、ホームページ等を通じて公表いたしましたほか、各関係の事業者につきましては、この計画書を配付してございます。

○12番豊留榮子議員 とても貴重な資料などもたくさん入ってますんで、ぜひみんなの目に触れるようにしていただきたいと思うところです。

非正規労働者が今ふえまして低賃金が固定化される中で、年収200万円以下の労働者は、2006年から連続して1,000万人を超えるといいます。

この消費税の増税や年金の引き下げ、そして医療、介護、社会保障制度の改悪で、貧困は広がっています。

日本の貧困率は、2012年で16.1%、国民の6人に1人が貧困状態にあるといいます。年収122万円で、月収にすると約10万1,600円、これで家賃などを差し引くと、生活保護の基準以下だといいます。また、ひとり親世帯の貧困率はさらに高く、54.6%と、世界第1位です。2世帯に1世帯以上が貧困だと言われています。

このように、所得の低い世帯やひとり親世帯を、就学援助支援が子育てを支えてきました。それも義務教育の中学校までです。高校生になるとなくなってしまいます。本来なら、今から教育にかかる費用は大きくなります。

高校までは進みたいという子供の夢を応援する手だてはないのでしょうか、質問します。

○木之下浩一学校教育課長 就学援助費の支給は、学校教育法第19条に基づくもので、同法によりますと支給対象を学齢児童生徒、つまり義務教育期の児童生徒の保護者と限定しておりますことから、本市におきましては、高校生以上の保護者への市独自の援助を行う予定はございません。

○12番豊留榮子議員 そうですか。

例えば、高校、大学となりますと、奨学金制度がありますよね。これは子供が貸し付けを受けるということで、その卒業と同時に返済が始まります。

奨学金制度は、どれも返済しなければなりません、2014年に長野県が経済的な理由で進学をあきらめている学生を支援しようと、入学一時金に相当する給付型の奨学金をつくりました。これは上限額が30万円ということです。

県内の状況は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○田代芳輝教育委員会総務課長 県内におきましては、薩摩川内市のほうで特別奨学資金というのがございます。この特別奨学資金は、返還不要の奨学資金制度でございます。

そのほか、県内におきましては、若者のUターンを後押ししようとする長島町の「ぶり奨学金制度」があります。

また、鹿児島県におきましては、大学等を卒業して、県内の基幹産業分野に就職することを条件に、奨学金の返還を免除する制度を考えているようです。

また、県の制度としまして、授業料を負担する高等学校等就学支援金や、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金があります。

**○12番豊留榮子議員** 今、県内でもいろいろあるということですが、川内市では、もう既にやっているということで、このような奨学金のあり方をですね、市長はどのように考えられますか。

**○神園征市長** ただいま教育委員会総務課長の答弁にもありましたように、県のほうで新しい制度をつくらうという動きがあるようです。

それに対しまして、市のほうも出損を、出損と言うのは金を出すという意味の出損ですが、求められております。要請がありますので、どういったかたちでの就学援助支援ができるか、今後研究してみたいと思います。

これは財源の当然かかる話ですので、やっぱり金との、財源との相談もしないといけません。

**○12番豊留榮子議員** そうですね、ちょっと希望が見えてきたかなと思うんですが、やはり市長、この長野県が最初にこれを提案したんだということだったんですけども、やっぱりどっかで勇気を持って何か行動を起こすってのは、本当大事なことですね。

ぜひこの制度を確立して、子供たちが安心して進学できるようにして欲しいと思うところなんです。

次に、生活保護の制度についてお尋ねしていきます。

生活保護法は、健康で文化的な生活は国民の権利であり、国がその権利を保障する義務があると、生活保護法第1条は定めています。

そして憲法第25条は、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定めているところです。

この生活保護法第1条は、憲法を暮らしの中で実際に活用できる制度として具体化した制度だということを明確にしています。

ところが2013年度からの制度改定によって、生活保護は社会保障費の削減のためと言われ、昨年から住宅扶助が引き下げられ、また、11月からは冬季加算が引き下げられるなど、大変厳しい状況に置かれているとありますが、本市の実態はどのようになっていますか。お尋ねします。

**○山口英雄福祉課長** 生活保護制度の改正に伴いまして、平成25年8月から生活保護基準額の段階的な改定が実施されております。

これは、平成20年以降の物価の動向の反映と、年齢、世帯人員、地域差による影響の調整を主な理由として実施されたものでございます。

なお、制度改正に伴う影響につきましては、当初から大都市の世帯人員の多い子育て世代で最も影響が大きいと予想されていた反面、地方の単独の高年齢者層、こういったところでは、最も影響が小さいというふうに予想されていたところでございます。

実際に本市の場合で見えますと、生活扶助基準額につきましては、例えば、60歳代の単身世帯で見えますと、改定前の平成24年当時の生活扶助基準額と現行の生活扶助基準額を比べてみますと、逆にプラスになっております。1,000円程度上がっております。

また、60歳の夫婦2人世帯、こういったところでも、平成24年と27年現在と比較してみますと、500円程度プラスというふうになっております。

なお、この生活保護基準額の見直しにつきましては、世帯の状況とかそういったものによりまして違いますので一概には言えませんけれども、こういったふうに、本市におきましては、逆に地域格差、そういったもの見直しで逆に生活保護基準額が上がってるっていう状況もあるところでございます。

それから、冬季加算の部分等につきましても、今年度、27年度から冬季加算が変動しておりますけれども、これも見てみますと本市の場合、3級地-1という分類に該当いたしますけれども、こういったところでは、基本的に冬季加算額は増減なし、あるいは若干プラスというふうになっておりまして、また、平成27年度からの住宅扶助につきましても、単身世帯では基準額が変動なし、ただし2人世帯になりますと若干の増というように、本市のような地方都市の場合には逆に上がっているといった状況がうかがわれるところでございます。

**○12番豊留榮子議員** 今、全国で生活保護の受給者が約216万人、世帯数で163万世帯となっているようです。これは15年度の11月時点ですね。このうち、高齢者の世帯が80万世帯を超えて、半数近くの世帯が高齢者世帯だと言われています。

本市における生活保護世帯数ですね、そのうちの高齢者の世帯数ですとか、ひとり親世帯の数、わかりますでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 世帯類型についての詳細な資料は手元にございませぬけれども、被保護者の年齢構成で申してみますと、65歳以上の被保護者が、全体の半数以上を占めているといった状況でございます。

**○12番豊留榮子議員** あのですね、例えばひとり世帯ですと、子供が高校ですとか大学に進みたいと希望する場合、その世帯に、ひとり親世帯に何かその支援策とかあるんでしょうか。子供が進学する際の支援策。

**○山口英雄福祉課長** 生活保護世帯に属する子供さんが進学とかそういったものをする場合には、その部分、所要の必要経費につきましても、生活保護費の中で見れるようになっております。

**○12番豊留榮子議員** すべてを見るわけじゃないですよ。

高校に行くとしたら、ちょっと遠ければバスにも乗らなきゃいけないとか、その交通費とかもありますし、どこまでが支援されるのか。その制服代までは支援されるのか。

また、今、高校ですと、公立の場合は授業料が今、全体に補助が出てあれなんですけど、私立の場合はまた、教育費が要りますよね、授業料費が。

そういうこともありますし、今、国が任意事業として4つの事業を挙げておりますよね。

その就労準備支援事業ですとか、一時生活支援事業、そして家計相談支援事業、学習支援事業っていうのもあるようなんですけれども、これは、実施している自治体はまだ少ないようなんですが、この自治体の増加を国は見込んでいる数が出ているようなんですけれども、この4つの支援事業に対して、この学習支援事業というのもあるんですが、こういう点はどうなんでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 今、御質問のありました任意事業の4事業につきましても、本市はまだ現在取り組んでおりませぬけれども、今後、必要性とかそういったものを見た上で、ニーズを見た上で、実施するかどうかというのを検討していきたいというふうに考えております。

**○12番豊留榮子議員** 実際に高校生を持つ親御さんですけれども、昨年暮れはもう悲惨なもんだったと。食べる物もなくて、とてもきつい年越しだったというふうに言われるんですね。

子供さんがいて、学校に通うのに、今は自転車通学できるけれども、いずれはバイクを買って通学するようになるということで、バイクはアルバイトでもして買いなさいというふうに言っていると言われるんですけれども、いろいろな条件の中で、子供たちが本当に勉学を苦勞せずに、大学になったらね、ちょっとみんな頑張っておアルバイトでもしてやりなさいみたいに言っても、高校までは何とかみんなと同じような待遇で学ばせてやりたいなところなんです。

生活保護法で、今示されているようにですね、生活保護は、人としての尊厳に基づいて、それぞれの条件に応じて経済的な面でも日常生活や社会的な生活でも、この人間らしい自立した生活を保障して、生きる希望が持てるための制度であるべきだと思うんです。

ぜひ一生懸命頑張っている子供たちのために、お力添えをお願いしたいと思います。

次に、災害対策についてお尋ねします。

昨日もこれは出ておりましたけれども、1月の大雪被害でグリーンピースですとか、ソラマメ、ビワなどが、栽培している農家が被害を受けました。

それぞれの被害額と被害を受けた農家数ですね、これはもうお尋ねは、資料としていただいているんですけれども、再度のお願いです。

**○真茅学農政課長** 実エンドウでは約150戸で栽培され、3,955万1,000円の被害、ソラマメは約120戸で栽培され、4,644万円の被害、ビワは19戸で栽培され、356万5,000円の被害が出たと推定しております。

**○12番豊留榮子議員** 市は、農家の要望聞き取りなどをされて、市はどのような対応をされたのか。そして、市独自の支援策とかあるんでしょうか。

**○真茅学農政課長** 災害発生後、農協を中心に事後対策の検討会が実施され、樹勢回復のための栽培管理の説明を行っております。

また、農家への支援については、農協等と連携した支援ができないか検討しておりましたが、このような中で、国や県の支援策が出てきたところでありまして、現在、その対応を行っているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** 昨日もありましたけれども、農家の方々はですね、いつもなら最盛期で一番忙しい時期なのに、何もすることがなくて情けないというふうにこぼしていらっしゃいました。

せめて種代だけでもと言われますけれども、これ国や県への支援要請も実際されたんでしょうか。

**○真茅学農政課長** 具体的に支援要請ということは行っておりませんが、いち早く国とか県がそういう対策を示されましたので、現在その対応に当たっているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** 昨日テレビを見ていましたら、自民党の小泉さんが指宿を訪ねて、指宿のマメ栽培のところを訪ねて、テレビに映ってましたけれども、日本共産党の田村貴昭衆議院議員はですね、被害があったすぐ直後に、国会の合間を縫って鹿児島県の被害状況を実際に確認しに指宿に入りました。そのときに、枕崎での、こちらへ来る時間がなかったので、私のほうから枕崎の被害状況は、田村氏に伝えてありました。そして、2月24日の田村議員の国会質問の2日前にですね、質問する前に、国がその支援策を打ち出したということだったんですね。

ですから、きのう詳しく報告がありましたけれども、御答弁ありましたけれども、農家の方々へのこの支援の周知ですね、これをどのようにされていくのか。

また、今枯れたグリーンピースは、もう皆片づけられていますよね。これをどのように申請していくのか、これはどんなふうにするんですか。

**○真茅学農政課長** 国の事業の説明会が先週行われまして、大体内容がわかってきましたので、農家への説明会を3月24日、行う予定としております。

また、県の事業説明もたしか来週だったと思いますので、行われる予定ですので、合わせて国と県の事業の説明をやっていきたく。

そういう中で、私ども国・県の事業は、こういう時期でございますので、当然、来年へ繰り越すということで考えて、6月補正を想定しておったんですけども、国につきましては、本年度中に決定をしたいということで、すぐ計画書を出せということになっておりまして、現在、計画書を作成して、国のほうにですね、上げる手続をしているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** ぜひこれは、農家の方々が本当にこういう被害に遭われるたびに思うんですけれども、農業経営を支えていく後継者をですね、育てていくためにも、農作物の価格保証制度というのは必要じゃないかなと思うんですが、この点はどう考えられますか。

**○真茅学農政課長** 農作物の価格保障制度は、必要であると考えております。

本市においては、ソラマメで、国の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の価格保証制度に

加入し、実エンドウで、県単野菜価格差補給事業に加入しております。

それぞれ農協を通じて市場に出荷されたものに対して、保証基準額を下回った価格での販売となったときに補てんされる仕組みであります。

農家の負担額については、資金造成額に対し、ソラマメの場合36分の7、実エンドウの場合は20%の負担となっているところであります。

○12番豊留榮子議員 これは、農協の組合員でなくても適用されるんですか。

○真茅学農政課長 農家の方は、ほとんどの方が農協の組合員になってると思いますので、対象になると思いますけど、ただ先ほど言いましたように、農協共販、農協を通して出荷した場合に対象になるということでございます。

○12番豊留榮子議員 これで終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時29分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 本議会での最後の質問となりました。よろしくお願ひしたいと思います。通告に従って一般質問を行います。

社人研の枕崎市の人口予測は、2025年度において1万8,943人と予測しております。これに対し枕崎市人口ビジョンは、2025年において2万人を目標にすることが示されました。これを実現するために、いよいよ本格的な枕崎市地方創生総合戦略への取り組みが平成27年度から平成31年度まで実施されます。

素案においては、今までにない新規事業、今までにない具体的な内容となっており、これらを実施すれば目標達成は当然、目標達成はできなくても、少なからず激しい人口減少に歯どめがかかるものと大いに期待している次第です。

市当局、市議会、民間業界等を中心に、枕崎市一丸となった取り組みが必要不可欠と考えます。

まず、政策パッケージの中で、産地産業グローバル展開支援はどのような内容なのか質問いたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 本市におけるグローバル展開活動で、皆さんも御存じの事例はフランスかつおぶし工場の例があります。

この他の事例としては、市内の複数の茶工場が県の茶市場を通して行っている北米大陸に対するお茶の輸出事業の事例があります。

また、本市には薩摩焼酎の代表銘柄であるさつま白波を製造する薩摩酒造株式会社があり、既に海外輸出についての取り組みも進んでおります。

それぞれの具体的な取り組み状況については、担当課長から答弁させます。

○真茅学農政課長 お茶の輸出については、県茶業会議所が中心となって取り組んでいるところですが、本市においても平成26年度から取り組みを始め、現在13の茶工場が取り組んでおり、平成27年度は3,985キロの輸出がなされたところです。今後、輸出量はふえてくるものと考えております。

○神園信二企画調整課長 薩摩酒造株式会社の海外への焼酎輸出につきましては、既に香港をはじめとする東南アジアへの輸出について、一定の実績をお持ちであることは皆さんも御承知のことと思っております。

今後は、海外の和食ブームと日本の食文化への関心の高まりから、欧米への輸出についても一

段の取り組みが行われるものということで存じておるところです。

議員がお尋ねの産地産業グローバル展開支援事業につきましては、本市総合戦略本文にも記載しておりますとおり、既に我が国の人口が減少局面に入ったことに対する危機感から組み立てられた事業でございます。

国の戦略に掲げられた人口目標は、2060年、平成72年に人口1億人の維持ということでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の2060年の人口推計、我が国の人口推計は約8,600万人、現在の約1億2,700万人と比較しますと約3分の1の消費者が消失するという数字が出されております。

これを単純に言いかえますと、本市の食品製造業の企業、それから農業、水産業、水産加工業、ひいては国内のすべての事業者の3分の1が消失しても不思議ではないということになります。

そこで、今後は海外市場をターゲットにした事業活動を行うことで、本市の事業者の存続・発展を図らなければならないと考えております。

そのために、産地産業グローバル展開支援事業に掲げました海外ビジネスセミナーの開催、それと海外見本市への出展サポート、国際認証取得に対する助成、それと国と一体となったグローバル化の展開というメニューにつきましては、必要不可欠な取り組みであると認識しております。

生鮮農産物の生産につきましては、JGAP、K-GAP等の農場での基準が示されることで、海外への輸出基準となるものと考えておりますが、農産物加工品及び農産物の6次化産品、水産加工品やその他の本市地場資源を材料とする加工食品の輸出に関しましては、HACCP対応工場での生産品であることを基本として、ISOの22000という国際基準、それからFSSC 22000の国際基準、これらの生産過程での異物混入、それから品質管理に関する国際基準を満たす工場での生産物でないとは海外バイヤーとの商談対象にしてもらえないというところは、既に業界の常識となっております。

さらに、国内の大手スーパー等のバイヤーが求める品質基準も、HACCP対応工場での生産、それから先ほど申しました国際基準を満たす製造工程管理の要求が高まるなど、今までの地方の食品加工工場の常識が通用しないレベルまで高まっているというところは、これもまた業界の常識となっているところではあります。

これらの要素を考え合わせたときに、フランスかつおぶし工場に限らず市内のつけあげ、かまぼこ等をはじめとする水産加工品、それから農産物や農産加工品、焼酎製造業など、本市の地場産業と言われるすべての産業、企業のグローバル展開とともに、高度に品質管理をされました加工品の製造を目指し、そして人口減少時代に対応する本市の地場産業のあり方を検討、模索していかなければならないというふうに考えております。

なお、国の平成27年度補正の交付金事業、交付金の対象事業として申請を行っております鹿児島県南部広域物流加速化事業におきましては、香港で行われます香港フードエキスポと銘打った国際商談会に本市の事業者の参加も予定をされるなど、予定をしております、今後、各業界でどの事業者が出展、参加するのかの協議が行われるものというふうに承知をしているところでございます。

**○4番城森史明議員** 私が質問する前にですね、すべて言ってもらった感じがあるんですけど、まず、その中堅企業というのはどういうものなのかっていうことで私書いておりますが、一応この中で、食品、さつまあげ等ですね、そういう食品加工業も含んでいると。

で、農業に関してお茶関係ということの理解で言われたと思うんですが、そのほかにはないですかね、考えていることは。

**○神園信二企画調整課長** 具体的にその取引先への危機感を持って海外に展開をしていきたいというところではですね、農産物でも、タンカンとかかんきつ類、日本のかんきつ類は東南アジアにも人気があるというところでありますので、要は、生産者それから企業の皆さんの熱意次第と



いうふうに考えます。

で、そういう熱意を持って海外に打って出ようというときには、私ども、水産商工課、それからそれぞれの産業団体、これが一体となって後押しをするべきというふうには考えているところでございますので、そういう事業者の掘り起こしというところも私ども行政で目につかないときには、こういう事業者がいるんだというところも、また、議員の皆様方のほうで教えていただければ対応、幅広い対応ができるのかなというふうに考えております。

○4番城森史明議員 きょうの南日本新聞にもですね、要はHACCP取得ですね、これを製造工場やら、それに国が義務づけると、そういう記事が載っておりました。

そういう意味で、そのHACCPに関してはここにも書いてありますけど、国際認証取得への助成ってありますね、これは具体的にHACCP、さっき言われたいろんな国際認証っていうことの理解でいいんですか。

○神園信二企画調整課長 HACCP工場への現存の施設の改修というものは、それはそれでまた補助がございます。

で、そういうHACCP対応工場の建設というところの補助、国の補助等もございますので、そちらのほうを御相談いただければ、担当課のほうで対応するのかなと思っております。

で、そのほかに国際バイヤーが要求しているのは、先ほど申しましたISO基準、FSSCの基準、異物混入と製造工程の管理の基準というところを求められて、もう既に首都圏周辺の製造業等は、この国際基準を持っているのが常識という時代でございますので、そういう国際基準を取得する場合につきましては、これは鹿児島県が今現在進めております食プロというプロジェクトがございますけれども、こちらのほうでその資格取得に必要な人件費の助成等を行っておりますので、こちらの補助金等の獲得に市も一体となって取り組んでいきたいと、事業者と一体となって取り組んでいきたいというふうなところを考えているところでございます。

○4番城森史明議員 お茶の輸出なんですけど、農薬基準が非常に厳しい……、アメリカなんかはですね。それで有機農業的な物を生産しないと、そこをクリアしないということを言われておりますが、その辺の現状は実際輸出があるわけですから、その辺はクリアされていると思いますが、その辺のお茶の輸出に対する各国の基準というのは違いがあるものなんですか。

○真茅学農政課長 今、お茶についてはアメリカ向けに取り組んでおるわけでございますけれども、今取り組んでる中では2点取り決めがございます。

1つは、出品する茶園を指定するというのが1点でございます。

そしてもう1つは、従来お茶農家が栽培管理暦があるわけでございますけど、どういう農薬をどうにかたちで使えという、それがそのままアメリカ向けには使えないということで、アメリカ向け独自の栽培管理暦をつくりまして、それで栽培管理して生産されていけば現状では輸出できるということで取り組んでるところでございます。

○4番城森史明議員 その他の香港とか東南アジア系はどのような……、そういう基準があるんですか、ないんですか。

○真茅学農政課長 そういうところは、輸出相手国として検討しておりませんのでわかりませんが、ヨーロッパ向けについては相当厳しい基準があるというふうには聞いてるところでございます。具体的な中身はちょっと掌握してない状況でございます。

○4番城森史明議員 TPPにおいてですね、一番影響を受けるのは畜産業だと、そういうことで言われてですね、国の予算もそれに向けてですね、28年度予算からそういうものが含まれていると思いますが、実際、平成27年度補正予算と平成28年度の予算において、畜産関係のですね、補助というか政策というか、どのようなものがありますか。

○真茅学農政課長 平成27年11月25日に決定した総合的なTPP関連政策大綱に基づき、畜産や酪農の収益力や生産基盤を強化し国際競争力の向上を図るため、地域の関係者が連携し一体と

なって、地域全体での取り組みが強く求められております。

このような中で、国の平成27年度補正予算の主なものは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、また畜産・酪農生産力強化対策事業、畜産経営体質強化支援資金融通事業、そのような事業が挙げられるところでございます。

次に、国の平成28年度予算の主なものにつきましては、畜産収益力強化対策、畜産クラスター、地域の畜産農家また農協、行政、食肉処理工場、そういう取り扱い業者、地域のそういう関係者がみんな協力し合って、経営の体質向上、収益向上を図っていこうということでございますけど、そういう畜産クラスターをつくっていくというのが一つの目玉と申しますか、なっております。

あと、そのほか畜産・酪農生産力強化対策事業、飼料増産総合対策事業、そのような事業のほかに畜産・酪農経営安定対策などの事業があります。

これらの事業の中には、地域の関係者が連携し一体となって、収益性向上を図る趣旨が反映された畜産クラスター計画の作成が必要な事業等もあり、その計画の実現のために必要な事業は優先的に採択されることになっております。

本市におきましても、平成27年度補正予算の関連で、市内の2つの養豚業者から機械導入の要望があったところでございます。

今後、地域の畜産関係者と行政機関が一体となった枕崎市畜産クラスター協議会の設立と畜産クラスター計画の策定に取り組むとともに、地域のクラスター協議会とも連携を図りながら、地元畜産農家の収益性の向上に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

**○4番城森史明議員** 枕崎市内ですね、その畜産の出荷額なんですけど、肉用牛が、これ25年度なんですけど、肉用牛が19億、そして養豚が18億、養鶏が6億、計50億近い出荷額があるわけですね。要は農業産出額の50%ぐらいの比重を占めているわけですが、そういう意味では非常に大事な産業だと思うんですよ。

そういう意味で、そのクラスター、畜産クラスターの事業というのはですね、どちらかというで大規模な、例えば、北海道地区の畜産業に対しては、向けの、じゃないのかっていうそういう声があるわけですね。要は、鹿児島県を含め枕崎市は、非常に中小零細な家族経営が特に肉用牛では多いわけですね。

そういう中で、それが実際に先ほども養豚業者の例がありましたが、やはりその辺のところは非常に難しいんじゃないかと思うわけです。

要は、そういう中小……、大企業版と中小企業版ということですね。そういう、それについてはどのように考えておられるんですか。

**○真茅学農政課長** 本市でも2件の養豚農家の希望があったということで、国のほうに要望を上げているわけですが、その農家自体については家族経営的なごく一般的な規模の養豚農家でございまして、ですから、議員が言われたようなそういう大規模な畜産農家対策というのも当然あると思いますけれども、そういう小規模な家族経営的なものについても対応されていくものと、当然されていかなきゃいけないと思いますので、その辺は国・県等とも特に県ですね、県等とも十分要請していきたいと考えております。

**○4番城森史明議員** 耕畜連携で飼料米というのがありますね。飼料米を今、耕作放棄地の解消とかですね、そういう面では飼料米を進めているわけですが、その辺のことも含まれるんですか、そのクラスター事業については。

**○真茅学農政課長** 具体的などころまでは、先ほど市もクラスター協議会を立ち上げるという答弁いたしましたけど、至ってないんですけれども、飼料の確保という観点から、これ地域の関係者がみんな集まってということになっていきますので、飼料用米をとということであればその飼料用米を加工する業者がおるわけですので、その辺との連携がどういうふうになっていくのか、必要

があれば検討していかなきゃいけない事項だとは考えております。

○4番城森史明議員 それともう1つは、以前、課長も言われたようにですね、環境改善というか、要は養豚、肉用、牛から出るふん、あれをですね、環境改善というかそういう問題点もあると。実際、そういう施設を、処理施設を大体大ざっぱに見て、枕崎の中で何%ぐらい、ある程度完璧な施設というのは、ざっくり導入されているんですか。

○真茅学農政課長 まず、養鶏につきましては、これは汚水が出ませんので、ふん処理だけということでございます。あと肉用牛についても、これは汚水が……、仕切りをしますので汚水ができないと、これもふん処理だけと。養豚については、汚水とふんが出ますので、ふん処理と汚水処理が必要ということで、まず、ふん処理につきましては、枕崎市クリーン堆肥センターを中心として、また農家においては、個々で整備している農場もございまして、現状では十分設備的には足りてると判断しております。

また、汚水については、設置義務がされてる養豚農家ですね、そこは全部、汚水処理施設は整備しております。整備されてないところが一部あるんですけど、そういうところは、ごくちっちゃな養豚農家で、例えば10頭、20頭ぐらい飼っているようなそういうちっちゃな農家ございまして、そういう農家については汚水タンクを整備して処理しているという状況でございます。

○4番城森史明議員 畜産業は、やはり枕崎の農業の50%をされているわけですから、そういう環境汚染もですね、完全に肥料化もあります、堆肥化ですね、要はそういうのを使って、それと今バイオマス発電というのもあると思うんですけども、これはそういう意味では、ふん尿、堆肥を利用したバイオマス発電という動きは、南薩を含めて量が要りますからね、ある程度の堆肥の量がないとそういうバイオマス発電はできないんですが、それは、そういう動きは南薩地区にはないんですかね。

○真茅学農政課長 そのような動きは聞いてないところでございます。

○4番城森史明議員 先ほどちょっと1つ質問を忘れたんですけども、要は海外見本市への出展サポートとありますが、先ほど香港もそういうのが予定されてると。

例えば、国内に来て外国の人を呼んで国内でするのがありますよね。そういう見本市、それも含まれるんですか、その援助っていうのは。

○神園信二企画調整課長 今、議員がおっしゃられるように海外に出かけるだけではなくて、海外のバイヤーが国内に来てという見本市のケースもあろうかと思えます。

これにつきましては、先ほど申しました助成事業等をやるというふうな決定、検討の中でですね、どの辺まで範囲にしていくのか補助の対象にしていくのか、どういう国内での見本市、商談会というのが開かれているのかという例につきましてはですね、それぞれ農政の担当、水産商工の担当、そちらのほうで研究をして、業界と打ち合わせをしながらどういう制度設計をしていくのかということについては、今後検討が進んでいくものというかたちで考えております。

で、先ほど海外……、香港での香港フードエキスポですね、加速化事業においてはということで香港フードエキスポへの本市の事業者の参加というところで御紹介を申し上げましたが、これは27年度補正の事業、国の交付金対象事業ということで今申請しておりますので、これがもし通らなかった場合、国の採択をいただけなかった場合は、どうしても財源の関係で事業を縮小せざるを得なくなるというところが見えておりますので、国の交付金事業に採択された場合には、本市の事業者の参加というところも想定されるというふうに御解釈をいただきたいというふうに思っております。

○4番城森史明議員 次に、企業誘致事業なんです、企業誘致支援員が配置されるということですが、それがどのような内容なのか企業誘致を行う対象事業についてどのような企業を想定しているのか質問いたします。

○神園信二企画調整課長 これまで企業誘致業務におきます情報収集、提供を受けるところにつ

きましては、鹿児島県の東京、大阪の両事務所に配置されております県の企業誘致担当課、それから企業誘致アドバイザーというのがおりますけれども、こちらからの情報収集、提供、それから県が主催します首都圏、近畿圏、中京圏の経営者との名刺交換を兼ねました意見交換会に市長や本市担当が出席しての面談、それから既に本市に進出しました企業の経営者との情報交換、さらには関東枕崎会、東京枕崎会ですね、近畿枕崎会に出席する本市出身者からの情報提供をもとに活動を重ねてきたところでございます。

このうち、県関係のルートによります情報収集、提供には、今後も変化はないところでございますけれども、各枕崎会の本市出身者のうち多くの方が今後団塊の世代ということで、世代が移っておりますので団塊の世代の方々が定年退職を迎えて、今後、本市の市勢発展のために御協力いただける時間がふえるということになります。

この方々の経験をもとにした情報収集能力に期待をいたしまして、企業誘致支援員としての委嘱を行うというところは各市とも行っておりますけれども、本市もそういう委嘱を行いまして、首都圏、近畿圏、中京圏、東海圏での情報収集体制の確立を図ることを検討したいと考えているところです。

企業誘致の対象業種に関しましては、特に業界、業種を限定することは想定はしておりませんが、やはり誘致可能性が高いというところでは、本市の地場産品または農林水産資源を原料とする企業の誘致の可能性が高いのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○4番城森史明議員 企業誘致推進員というのを説明いただきましたが、要は職員の、専属的な職員を置くということじゃない……、それはないんですか。

○神園信二企画調整課長 本市の役所の中にそういう専門員を置くということではございませんで、企業誘致関係に対する受け皿としては引き続き企画調整課のほうで担当させていただきたいと思えます。

ただ、先ほどの答弁の繰り返しで恐縮ですけれども、首都圏、近畿圏、中京圏、東海圏、こちらのほうに枕崎出身の方がいらっしゃるわけでございまして、この方々が今までずっと培ってきた人脈とか情報網というのがございます。

この方々が今後団塊の世代に差しかかって、もう既に退職されていらっしゃる方もいらっしゃいますし、今後退職に向かう方もいらっしゃる。そういう方々に枕崎市の企業誘致の推進員ということで、支援員ということで委嘱を行うというところは、ほかの市ももう既にやっているところでございますので、私どももしっかりそういう方々に本市出身のそういう経験持っていらっしゃる方々に情報提供をしてくださいと、今後、枕崎市のほうに情報をいただくことで、市政を支えてくださいと、市の企業誘致を支えてくださいということをお願いをして、情報の提供をお願いをしていきたいというふうに考えているところです。

○4番城森史明議員 私個人の意見としてはですね、やはり、要は責任がないとなかなかそういうのは達成できないと思うんです、ある程度報酬も与えて、職員の、すべてそういうずっと担当するんじゃないかと、今の仕事の中の半分をすとか、その半分をその企業誘致に時間を割くとかですね、そういうやはり職員がやはりして、ある程度責任を持たしてですね、やったほうが成果が出ると思うんですけど、その辺は市長はどのように考えておられるんですか。

○神園征市長 ある程度のめどがあつてですね、動くことは非常に効率も高くなると思うんですけども、何もない中で飛び込みでいろんなそういう話に行くというのはちょっと無駄も多いんじゃないかと、経費もかかるんじゃないかと、こう思いますので、今までの姿勢を踏襲してですね、今やってるような先方から話がある、あるいはなくてもどっかで情報を仕入れるという、そういったときにはすかさず企画の担当の者とか、あるいは直接私も出向いて話を決めたいと、そういうふうに思っています。

○4番城森史明議員 その辺はですね、結果が出ればいいと思いますので、いろんなかたちで結果を出すようにですね、一応やっていければとお願いしたいと思います。

次にですね、介護離職、介護の問題ですが、現在、枕崎市内にはこの前の地方創生の委員会のデータで出してもらいましたが、約670人ぐらいの介護の仕事をしている人がいるわけです。

そういう意味で、それと地方創生の中にはC C R Cというあれも出ました。

やはり介護についてはですね、雇用の確保ということからも非常に大事な要素じゃないかと思うわけですね。そういう意味で安定した雇用に創出するということが出るんですが、そういう意味では総合戦略の中では、どういう位置づけになっているのかをお願いします。

○山口英雄福祉課長 介護職従事者の確保ということでの御質問でございますので、まず、本市の状況等については先般の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、介護職従事者の離職状況としては、全国的には低下傾向にあるとされてはおりますけれども、依然として他の産業よりも高い状況であるというふうに言われております。

また、本市の介護職従事者につきましての離職状況につきましては、それぞれの事業所の都合とか、事情とかいうものがありますので、正確なところを把握することは非常に難しいところではございますけれども、事業者の話によると、なかなか介護職員の確保が非常に難しい実情にあるというふうには聞いているところでございます。

なお、国は介護離職ゼロに直結する緊急対策ということで、介護サービスを提供するための人材の確保、育成といったことについて、28年度予算にも所要の予算を計上いたしまして、人材確保を図るというふうに行っているところでございます。

介護職員の人材確保につきましては、県が主に主体となって取り組んでおりますいろいろな研修事業とかやっておりますので、市といたしましては、県が実施する介護職員研修費助成事業等の各種事業の積極的な活用を事業者に対して推奨をしていきたいというふうに考えておりますけれども、また必要に応じては総合戦略、市の総合戦略の中に掲げてあります枕崎市人材育成基金での取り組み、こういったものについても今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○神園信二企画調整課長 総合戦略における位置づけということでの御質問でございますので、総合戦略関係の詳しいところにつきまして、私のほうからまた御答弁を重ねたいと思います。

お尋ねの介護職の確保に限りませんで、看護師、理学療法士、作業療法士など、福祉・医療の現場で必要となる人材の確保、それから業種は異なりますが、土木・建設業における技師の確保というのも問題になっております。

これらの専門職の免許等を持ってらっしゃる方々の確保問題に対応するために、総合戦略では短期、中期、長期に分けて人材確保策を打ち出しております。

その例を申し上げますと、従業員の公的資格取得に取り組む事業所への補助、それから市奨学金制度の運用緩和、それと枕崎市人材育成基金の創設、この3つの事業の検討を行うことを掲げております。

まず、短期的な取り組みといたしましては、例えば、現在介護助手などとして介護の現場にいる方々が、介護士としての国家資格の取得に挑戦する場合は、その方が属する職場がこれを後押しして、給与、手当等の処遇の改善を約束するということを前提に、市がその資格取得に要する費用の一部を補助するなどして、これを後押しするというところで短期的な対応はできないかということを検討する準備をしてございます。

それから、中期的な取り組みといたしましては、介護士、看護師等の資格を、資格取得を目指して進学する方々が、本市の奨学金の貸与を受けまして進学し、その卒業後に本市の事業所に就職し一定の期間就業を継続した場合、本市の奨学金返済の減免を受ける制度を構築できないかということを検討を行います。市奨学金制度の運用上緩和というところでございます。

で、長期的な取り組みといたしましては、この市奨学金制度の運用緩和、この制度ができた場合に、その制度の恩恵を受ける業界というのが出てまいりますので、その業界の皆さんと本市行政の協働によりまして、枕崎市人材育成基金の創設というものを図ることで、今申し上げました本市奨学金減免の、奨学金の減免の財源を確保して同制度の永続を図ることはできないかということを検討したいと考えております。

以上のように短期、中期、長期に分けて人材の確保、それと雇用の安定を図りたいということで、総合戦略のほうには掲げているところでございます。

**○4番城森史明議員** 非常に前向きな、要は市内に若者を雇用するということですね、非常に前向きな非常にいい制度じゃないかと思えます。

それともう1つ、介護職はですね、看護師さんなんかは、給料は高いんですけど、介護士の給料が低いということでは言われていますが、そういうことでそういう資格を取ることによってですね、給与アップにもつながるわけですから、そういう、それを普及さしていただいております。お願いをしたいと思えます。

それと、もう1つは、これもこの前の新聞に載ってたんですけど、要はノーリフトケアっていうのを導入してですね、要はこれは、ノーリフトケアとはどういうのかということですね、介護職員の負担を軽減する機械なわけですね。それで、これでどういう効果があったかということ40%近かった離職率がですね、導入後は10%台で推移しているということなんですね。

そういうことで、こういう機械の導入にもですね、何らかの補助というか支援というか、それをうまく、さっきのクラスター事業の畜産のですね、あったように、こういうのも国の補助金を活用しながらですね、こういうのもできるように検討をお願いしたいと思えます。

次に、移住定住支援事業なんですけど、三世代同居・近居の促進ということで、これに助成すると今までなかったのが出てますが、これについて説明をお願いしたいと思えます。

**○神園信二企画調整課長** お尋ねの三世代同居・近居の促進というところにつきましては、もう既に国土交通省において補助制度の検討、実施に向けた動きがございます。また、28年度の税制改正の中でも租税特別措置の検討が行われております。

本市におきましても、これら国の動向をとらえて総合戦略に掲載しましたとおり、同一家族間での多世代同居・近居のための住宅のリフォーム、それから住宅建設・購入に関して国の助成制度がもう既にできておりますので、これらに歩調を合わせた市独自の施策が立案できないかというところは、今後検討を行いたいと考えております。

こういうふうな三世代同居・同居というところを促進していけば、子育ての援助というところでおじいちゃん、おばあちゃんの協力がいただけると。で、そうしますと今度は出産した方の精神的な負担の軽減につながると、そうなってくると出産の増というところも見込まれますし、今度は高齢の方々が介護が必要になった場合、地域包括ケアというところが今後進んでくるかと思えますけれども、家族がケアしやすいところが体制ができていくのかなというふうには考えております。

国の、いずれにしても国の助成制度、これが今後はっきり見えてくると思えますので、それに歩調を合わせた本市独自の制度、どういうものができるのか、そういうところを今後検討をしていきたいというふうには考えているところでございます。

**○4番城森史明議員** この三世代同居、あれはですね、私も去年、北陸に鯖江市に政務調査に行ってますね、北陸の学力が高いのは、その三世代同居が1つの要因なわけですね。

要は、祖父、祖母、おじいちゃん、おばあちゃんが子供、孫を教育するわけですね。ですから、家庭学習もしっかりするし、それがつながっているということと、それとまた中山間地のですね、人口増にもつながると思うんですね。

みんな今、立神、立神で家を建てる人が多いんですけど、やはりそれでどんどん桜山地域は、児

童も少なくなっているわけですよ。これも1人でもそういうことをしてもらったらですね、非常にそっちのほうにも効果があると思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと時間がないので、これに対するですね、財政的な対応、要は財政的な裏づけが担保されないですね、政策パッケージは絵に描いた餅になるわけですよ。そういう意味でこの財政体系はどういうふうになっているのか。例えば、補助、地方創生交付金もあるだろうし一般財源もあるだろうし、その辺の財源の体系どうなってるんですか。

**○神園信二企画調整課長** さきの地方創生に関する調査特別委員会でも説明しましたとおり、地方創生関連の交付金につきましては、国の平成26年度補正予算で交付された枠配分のかたち、枕崎市に幾らですよというふうなかたちでの交付金は今後はありません。

で、総合戦略に掲載された事業の実施及び実施に向けた検討が今後本格化していくことになりましても、これに要する、必要となる財源につきましては、国・県の補助事業、それから交付金の獲得を目指して努力を重ねていくことになります。

ただし、国の平成27年度補正予算、それから平成28年度当初予算における地方創生関連の交付金の考え方につきましては、さきの委員会で説明しましたとおり、広域連携で取り組む事業、それや、民間を事業主体として地域の産・官・学、産業界、行政、学校、それから金・労、金融機関、労働界、これらが一体となって立ち上げる事業であって、事業の立ち上げ後は民間が主体となって行政の援助等を頼ることなく、自走、自分たちで走っていける維持できる事業しか交付金対象として認めてもらえない状況ということでございます。

このため、各自治体ともに議会等から要望の強い雇用確保補助、子育て補助、出産補助、多子化のための補助、婚姻促進補助、定住促進補助、これらの施策につきましては、各自治体の一般財源で賄わなければならない状況ということございまして、各自治体からは国に対する困惑の声も上がっているところです。

また、一部では過疎債等の起債をしてでもこれらの補助を行うべきという御意見もありますけれども、一方では財政規律の維持を第一義とするべきという御意見もございます。

本年度実施する事業の財源としましては、地域振興基金を一部活用しています。

また、過疎債ソフト分の活用も考えられますが、これは借りられる限度額が決まっておりますので、総合戦略事業に使ってしまいますと、これまで過疎ソフト分を財源に実施してきた事業に一般財源を充当して実施しなければならないことになりまして、いずれにしても一般財源が必要になるということでございます。

今後につきましては、交付金の獲得に引き続き努力をいたしますが、ふるさと納税制度の活用等のほか、自主財源の確保に努め、総合戦略事業に充当していければというふう考えているところでございます。

**○4番城森史明議員** その地方創生交付金の獲得、確かにこれを見ると非常に難易度の高いような感じになっていますが、これでとれる枠というのも今のところわからないということなんですけど、その中で交付金が補正予算は100%になってるんですけど、これは2分の1になってますね、これはなぜなんですか。

**○神園信二企画調整課長** 平成27年度補正予算における交付金におきましては、100分の100ということでございます。で、28年度当初につきましては、国は1,000億の予算を計上しておりまして2分の1の交付ということでございます。

国の考え方としましては、地方創生ということで打ち上げてスタートいたしましたけど、当然これはそれぞれの地方も負担して独自に行うべきものというふうな考え方ですから、交付金の名前も最初のところはスタート時点での交付金の名前のつけ方、それから27年度補正では加速化交付金とこういうふうな名前のつけ方、28年度はその事業を深化していくための交付金ということで位置づけておられるようですので、2分の1になった経過につきましては、さまざま国の御

都合等もあろうかと思えますけども、そういう位置づけで当然に地方も負担するべきというふうな考え方があったのではないかというふうに考えているところでございます。

○4番城森史明議員 先ほど、ふるさと納税からも考えているということが出ましたが、これは条例を変えずにできる、条例を変えずにできる分野があるんですか。

○神園信二企画調整課長 ふるさと納税の条例につきましては、受ける時点でその用途をいただく方から御指定をいただくというふうなかたちで、たしか6項目だったと記憶しておりますけれども御指定をいただくというところでございます。

御指定をいただいた寄附金につきましては、納税につきましては、その事業に対して支出をしていくわけですけれども、そのような事業が行われる場合に支出していくわけですけれども、そのほかのところ用途を指定しない、市長が行う事業、必要と認める事業というところがございまして、そちらのほうに御指定をいただいた分の財源につきましては、市長が必要と認める事業のほうに充当できるというふうな取り計らいになろうかと考えております。

○4番城森史明議員 はっきり言って、財政の状況に関してはもうがっかりきてるんですが、なかなか厳しい財政の中において、一般財源から出すというのは、非常に今までと変わりませんよね。

そういう意味で何らかの工夫をしなきゃいけない。交付金をとる努力これはもちろんですが、そういう意味ではふるさと納税も一つのやはり、今後、28年度から納税の収入も期待できるので、その辺をちゃんと、その他じゃなくてですね、やはり条例を変えてまでも定住とか婚活とか、そうして変えてでも、やはりこの地方創生のあれを実現しなきゃいけないのかなと思います。

時間もないので、あと質問をですね、防災関係なんですけど、エリアトークのあれは前日の沖園議員の質問にもありましたが、垂水ですね、FMラジオ、あれは全戸に配付してるんですね。これの内容的、予算は御存じでしょうか。

○本田親行総務課長 垂水市におきましては、現在、通常の情報伝達については、アナログ放送等の防災行政無線で対応しているそうですが、緊急時の情報、災害情報等につきましては、NPO法人のコミュニティFMを活用して放送を行っていると。それに対して災害ラジオを交付、全戸に配付しているようですが、そのラジオにつきましては、2万、3万というような、1戸当たりですね、そういう価格と聞いておりますので、それに対する全世帯分の額となると思います。

今後におきましても、垂水市においては、防災行政無線をデジタル化して再整備していくというような方向性はないと聞いています。

○4番城森史明議員 その垂水市の例がありますね、例えば、枕崎でFMラジオをしたときに、コミュニティFMがないとできないということなんですかね。それとも、現在のFM放送を何とか利用しながら、鹿児島基地があるFM放送を利用しながらできないんですか。

○本田親行総務課長 県内19市のうち、18市が防災行政無線を使って災害時等の緊急情報の伝達を行っているようでございます。

本市につきましても、FMラジオ、防災無線、それぞれ特徴があるんでしょうけれども、防災行政無線のほう災害に強く、通信の安定性、柔軟性が高い、またFMラジオを運営する企業等もなければ行えない、そのような状況がございまして。

本市におきましては、今後とも防災行政無線のデジタル化を図って、情報伝達の中心として整備して、防災行政無線を整備していく考えでございまして。

○4番城森史明議員 きのうの試算からいいますと5億、6億かかるわけですよね、全世帯に配付しようとしたらですね。

戸別受信機が5万、6万、そんなに高いのかな、もっと安く、将来的に安くなるんじゃないかという予測もありますけど、その辺を、要は、FMラジオ……、その半額で、3分の1か、の額で済むわけですから、コスト的にはそちらが有利だろうなと思ってるわけですが、そういう意味



で……、しかし、枕崎市は防災無線をやるということで決めているわけなので、その辺のあれはですね、実際あれは非常に、情報伝達の場合は停電しても聞けるわけですから、非常に防災のときには役に立つわけで、その辺を考えたときに、やはりその防災行政……、ただ財源が必要になりますが、それを、その辺のところを戸別受信機も含めてどのように……、設計はまだでしょうが、例えばアンテナを例えば桜山小学校区とか、その辺に戸別の……、したら安くなるとか、その辺のところはないんですか。

○**本田親行総務課長** 災害時に人的被害を最小限に抑えるためには早期の避難が最も重要で、そのためには災害情報等を迅速、確実に伝える、市民に伝えることが不可欠でございます。

現在、平成18年度からエリアトーク等も接続を行っております。今回、その無線が、周波数が使用されなくなるというような状況にあるようでございますけれども、防災無線も市が再整備を計画しておりますので、その中で今後とも接続を図っていく考えでございますので、どのような方法をとったら公民館の負担も少なく、また、市も災害情報等を確実に伝えていけるか、来年度基本計画を設計、新年度にする予定でございますので、それらのことも含めて検討してまいりたいと考えております。

○**新屋敷幸隆議長** これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時30分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(平成28年3月23日)

平成28年枕崎市議会第1回定例会  
議事日程（第4号）

平成28年3月23日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		請願の撤回について	
2	14	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
3	15	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	16	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	17	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
6	18	枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	19	枕崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	20	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃
9	21	枕崎市行政不服審査会条例の制定について	〃
10	24	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
11	25	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	27	枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について	〃
13	30	公の施設の指定管理者の指定について	〃
14	31	公の施設の指定管理者の指定について	〃
15	32	公の施設の指定管理者の指定について	総文

16	43	専決処分の承認を求めることについて	総文
17	22	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
18	23	枕崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	〃
19	28	公の施設の指定管理者の指定について	〃
20	29	公の施設の指定管理者の指定について	〃
21	33	公の施設の指定管理者の指定について	〃
22	34	市道の廃止について	〃
27	39		
28	陳1	道路の改良について	〃
29	1	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予特
30	2	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
31	3	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
32	4	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
33	5	平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
34	6	平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
35	26	第6次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について	基本構 想特委
36	44	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予特

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
俵積田 清 文 建設課長  
白 澤 芳 輝 健康課長  
福 元 新 水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
橋之口 寛 監査委員事務局長  
田 中 義 文 福祉課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
丸 山 屋 敏 教育長  
木之下 浩 一 学校教育課長  
末 永 俊 英 文化課長  
三 島 洋 台 消防長  
森 蘭 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
松 田 博 税務課長  
俵積田 寿 博 下水道課長  
山 崎 公 広 監査委員  
永 江 隆 水産商工課参事  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
上 園 信 一 生涯学習課長  
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長  
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長  
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号を議題といたします。

請願第1号について、お手元に配付のとおり、請願者から撤回の申し出がありました。お諮りいたします。

請願第1号の撤回については、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって請願第1号の撤回については、同意することに決定いたしました。

次に、日程第2号から第16号までの15件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第2号から第16号までの15件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第2号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織について、地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的とし、新たに地域包括ケア推進課を設置する等のため、所要の改正をしようとするものです。

地域包括ケア推進課の設置に当たっては、現在の地域包括ケア推進室、地域包括支援センターの2係を福祉課から分離し、調整推進係と地域包括支援センターを置くものです。

委員から、地域包括ケア推進課として課に昇格させるメリットは何かということに対し、庁内外におけるさまざまな折衝・調整等において、一係あるいは一係長という立場では限界があり、課に昇格させ体制を強化することにより、折衝・調整力の強化とともに、事務の効率化や迅速な対応が可能になること等のメリットがあるとのことでした。

また、調整推進係の役割と必要性は何かということに対し、平成27年に地域包括ケアシステムを構築しなければならないということだったが、平成29年度以降、事業連携の推進が軒並みに計画されている。業務がますます増加し、間に合わないということも先々見えてきた中で、庁内や庁外において、しっかりと連携と調整を図っていくことを役割として、体制を整備するとのことでした。

人員体制はどうなるのかということに対し、地域包括支援センターは、これまでの人員体制と同じ8名、地域包括ケア推進室ということで、福祉課参事と係員1名で進めてきたものを、課長、係長、職員、臨時職員の4名の体制を予定しているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号及び第4号の2件は関連がありますので、一括して審査いたしました。

まず、日程第3号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び勤勉手当または期末手当の支給率の改定を行うほか、本市の厳しい財政状況を考慮し、引き続き職務の級が6級以上である職員の平成28年度における給料月額を減額しようとするものです。

今回の改正では、職員の年間の期末手当と勤勉手当の合計の支給率を4.10月分から4.20月分にする、また、給料月額の改定においては、若年層は2,500円の引き上げ、その他は1,100円の引き上げを基本とする改定内容となっているとのことでした。

次の日程第4号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率を改定するほか、条文の整備をしようとするものです。

改正の内容は、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定を行い、年間の支給率を3.05月から3.10月に引き上げるとのことです。

委員から、職務の級が6級以上の職員の給料月額の2%カットをいつの時点でもとに戻すのかということに対し、今、給与制度の総合的見直しということで、高齢者層については給料表が4%程度下がっており、現在は現給保障がなされているが、この経過措置が平成29年度に終了するので、見直しをするタイミングは平成30年度ぐらいを考えているとのことでした。

また、本市財政は極めて厳しい中、去年の台風15号と今年1月の約9,000万円に及ぶ大雪の被害を考慮した場合、議員及び市長等の期末手当の引き上げは、市民感情として許されるべきものではなく、議案第16号は撤回すべきではということに対し、今回もこれまでと同様に人事院勧告に基づく市の一般職の給与改定を考慮し、特別職の期末手当についての改定も提案したものであるとの説明がありました。

そのほか、県下19市における市長の給与総額において、枕崎市長の給与は下から3番目と低いので、賛成するという意見も出されました。

この2件について、まず、日程第3号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。日程第4号については、可否同数となり、委員長裁決で否決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものです。

主な改正点は、枕崎市職員の給与に関する条例の改正においては、これまで初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則において定めていた級別標準職務表を、新たに級別基準職務表として条例で定めようとするものです。

また、枕崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正においては、人事行政の運営の状況に関し、教育委員会等の任命権者が市長に報告すべき事項として、職員の人事評価の状況及び退職管理の状況が加えられたことにより条文の整備をするものです。

委員から、なぜ、規則で定めていたものを条例で定めることになったのかということに対し、地方公務員給与における職務給の原則を、一層徹底させようとする観点からであるとのことでした。

また、具体的にどのようなかたちで人事評価の状況を報告するのかということに対し、現在課長級の人事評価を市長に報告しており、一般職の人事評価においてもそれを踏襲していくとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、条文の整備をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正については、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月

22日に公布され、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率がそれぞれ改正されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号及び第9号の2件は関連がありますので、一括して審査いたしました。

まず、日程第8号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、行政不服審査法の全部改正が行われ、新たな行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について整備しようとするものです。

行政不服審査法の主な改正点は、不服申し立て構造の見直しの観点から異議申し立てが廃止され、不服申し立ての手續が審査請求に一元化されること、また、公正性の向上の観点から、審理員制度の導入と第三者機関への諮問手續が新設されるとのことです。

次の、日程第9号枕崎市行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の改正に伴う審理員制度の導入にあわせ、不服申し立てを諮問する第三者機関として、枕崎市行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものです。

委員から、不服申し立ての事例はあるのかということに対し、過去10年間で7件あり、内容は、過払い金に対する債権差し押え処分についての当該処分の取り消しを求めることなどであるが、わかっている範囲内では、いずれも棄却されたとのことでした。

この2件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正については、火災予防条例準則の運用指針となります省令が一部改正され平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市過疎地域自立促進計画の策定について申し上げます。

本件は、枕崎市過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものです。

過疎地域自立促進特別措置法の法期限が平成33年3月末日まで延長されたことを受け、平成28年度から平成32年度を計画期間とする新たな計画を策定し、本市の財政状況を考慮しながら、過疎対策に資する175事業について策定したとのことでした。

委員から、過去2年間の取り組みにおいて、どのような成果があったのかということに対し、2カ年の計画の中で掲げた事業、それから考え方というのが、最終的にいろいろなかたちで効果を上げるものと思っているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

日程第13号から第15号までの公の施設の指定管理者の指定についての3件について申し上げます。

これら3件については、関連がありますので、一括して審査いたしました。

日程第13号は、火之神会館は火之神公民館を、日程第14号は、サン・フレッシュ枕崎は公益社団法人枕崎市シルバー人材センターを、日程第15号は、枕崎市立図書館は特定非営利活動法人読書推進団体枕崎みしのたくかにとを、いずれも本年4月1日から5年間、引き続き指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を



得ようとするものです。

これら3件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、日程第16号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布され、個人番号利用手続の一部において個人番号の記載を不要とする見直しがなされたことに伴い、枕崎市税条例の一部を改正する条例の一部改正の必要を生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定に基づき議会にこれを報告し、その承認を求めるものです。

本件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○新屋敷幸隆議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

**○9番沖園強議員** 委員長の頭越しで大変申しわけないんですが、何点かお聞きしておきたいと思います。

ただいまの報告によりますと、議案15号と16号についてお聞きしてまいりたいと思いますが、ただいまの報告によりますと、ラスパイレス指数について報告がなかったんですが、提出された資料によりますと、本市のラスパイレス指数は、県下19市の中で10位と平均的な状況になっているわけですね。

平成の大合併のときにもいろいろ議論されたんですが、給与水準が低いまちと合併した場合、その合併市は、各市町村ごとに給与格差があって、ラスパイレス指数は低くなるということが考えられると。ですから、合併しなかった本市等とのラスパイレス指数を比較するのは、非常に困難であると。そのことを裏づけるように、お隣の南さつま市、南九州市、まだいまだに職員の給与の格差があるようです。

そういった提出資料によるラスパイレス指数については、議論はなかったのかということが1点と、ただいまの委員長報告で、非常に事実誤認があると。

提出された資料によります本市の市長等の給与の状況、これ確かに枕崎市より給与全体が、26年度を出されておりますが、これ、3番目じゃなくて2番目なんですよ。今、西之表、そして枕崎市と、26年度は。ただ、27年度はどうなってるのかということは、議論されなかったのかということが非常に残念なんですが、委員会ではですね、6級以上の職員の減額措置をしている中で（電話の着信音が鳴る）……、すみません。

**○新屋敷幸隆議長** すみません、議長からお願いが。携帯電話はですね、ぜひ切るようにしてください。お願いします。

**○9番沖園強議員** おわびしたいと思います。大変失礼いたしました。

特別職の期末手当の支給を上げることは、市民感情として許されないという報告がございました。そういったことで委員会は否決されたということなんですが、附則で、市長の給料月額を10%カットから5%カットへと、それと副市長、教育長の給料を8%から4%カットに見直したことを、給料を上げた、特別職の給料を上げたと言う方々がいらっしゃいます。本当に三役は給料を上げたと思っているのか、そういう観点はどのような観点で審査をされたのかですね、お伺いしたいと思います。

まず、事実誤認、県下で3番目というのは、今、27年度時点では最下位でございますが、その辺をどうとらえて審査されたのかお聞きしておきます。

**○4番城森史明議員** まず、1番目のラスパイレスについては、これは議論されておられません。

2番目の市長の給与が下から3番目であるということですが、これは議員の発言であります。でありますので、議員の発言をそのまま報告しているということでもあります。

3番目の市長の給与の本則についてということですが、委員会では、前、報告したとおりです

ね、議員と市長と副市長、教育長の値上げで、値上げというか給与改定である条例ですから、個々に、市長がどうだ、副市長がどうの、議員がどうだという議論はあんまりなくてですね、総合的に、この辺に対してどうだという議論が主にされました。以上です。

○9番沖園強議員 私の感覚ではどうしても、三役は、附則によってまだ給料カット、減額していると、下げたままであると思っております。

そこで、委員会に提出された資料によりますと、今回の人勸を受けて、国に準拠して三役の給料とボーナスを引き上げ、議員のボーナスを据え置いたのは、県下19市の中で南九州のみなんですよね、資料によりますと。三役の給料を上げて、議員の手当だけを据え置いたと。南九州市がですよ。

また、18市の中では、今、提出された資料に基づいて私お尋ねしてるんですけど、南さつまを除いた18市では、奄美市を除いて、すいません、奄美市を除いて18市では、国に準拠して三役のボーナスをすべて引き上げているわけですよ。すべて引き上げております。

また、委員会資料によりますと、26年度の県下の市長給料等のみの状況が出されていますが、その議員のボーナスを据え置いて、三役の給料・ボーナスだけを上げた南九州市の特別職と本市の特別職の27年度の状況を私ちょっと調べてみたんですよ。

そうすると、市長は、南九州市が本則が82万7,000円、本市が75万1,000円、7万6,000円の開きがあると。そして副市長は6万1,000円低いと。教育長は5万5,000円と。それが今、南九州市も附則で減給をやっているんですが、附則による差額はどうかといいますと、市長は、南九州市が10%、枕崎市は5%なんだけど、それでも3万0,850円月給が低いですよ。そして副市長においては5万2,000円、教育長は、南九州市は3%カットに本市は4%、そこは5万8,920円違うんですよ。低いんです、枕崎が。大きな開きがあるんです。それでも南九州市は、三役の給料、また、期末手当を準拠していると。議員だけ、議員だけですよ、上げなかったと、据え置いたということです。

また、議員のボーナスの引き上げを据え置いたまちは、南九州市とほか含めて4市あるようですが、議員の引き上げを据え置いて、国に準拠して三役の給料ボーナスを引き上げた南九州市など、そういった事例等は論議はされなかったんですかね、審査の過程中、お聞きします。

○4番城森史明議員 一部、委員の発言の中に、南九州の例も取りざたされましたが、議論としてはしなかったところであります。

○9番沖園強議員 非常に審査が、本当に審査されたのかということで疑問を持つんですが、本市では、平成9年に全く今回と同じで、人勸を受けて国に準拠した職員の期末手当支給率アップと、その職員に準じて1年後に三役の、特別職の期末手当支給率アップの提案がありましたが、議会が修正を出してですね、そのことを、修正案が全会一致で可決されたので、結局、否決されたと、そういった経緯があるんです。

ということは、今日まで本市の特別職の期末手当は、ほかのまちより0.05%低いという状況が続いてきていると思っております。

仮に、今回のこの議案が否決されますと、ほかの三役の期末手当支給率と比較しますと、本市の特別職の期末手当は0.1%低くなると思っております。

19市の中で最も低い三役の給与体系であることに加えて、さらに今回否決されると格差が広がるということになります。このことはですね、議会にとっても非常に責任のある問題であると、大きいものがあると思っております。委員会では、この件について審査がされたのか伺います。

また、特別報酬審議会は、議員を含めた特別職の給料・報酬を据え置くことが適切であると答申しております。

そして、その判断基準として、県下各市の類似都市との均衡を勘案するとともに、その職責に

応じたふさわしい額のあり方や、本市の厳しい財政事情を考慮して総合的に判断すべきであるとして、市長、副市長、教育長の給料額は、条例本則額がふさわしいものであり、附則による減額が続く状況を継続していくのであれば、本審議会での本則額を審議する意義も薄れていくことを念頭に置かなければならないと、非常に一步踏み込んだ意見書になっているわけです。

委員会では、このような報酬審議会の答申をどのように審議されたのか、2点だけお聞きします。

**○4番城森史明議員** 県下19市の中でですね、そういう、非常に枕崎市は財政が悪いんだと、最下位であると。なのに、なぜ市長、三役の給料を上げるのかと、そういう議論がありました。

そして、南九州市の例も出されましたが、市町村にとってはいろいろ事情があるわけですね。県下19市見ても、いっぱいあるわけです。

そういうことで、「意見は求めています」と言う者あり）いや、意見は言ってないですよ、議論の中でと言ってますよ。

19市のいろんな事情があるわけですから、枕崎市が一番最下位であると、「意見だがね、それ」と言う者あり）いやだから、最下位という意見が出ましたよ。私も報告で述べたでしょ。

県下最下位で19位であるわけだから、その辺をやっぱり市長はそれに見合った、そして市の状況、大雪の被害、それに見合っただけ給料を決めるべきじゃないかという意見が多数でした。

そして、報酬審議会については、給与については据え置くべきだと、そういうふうに出されていると。ただ、そういうなぜ期末手当を上げるのかということに対しては、一応、一般職が人事院勧告でするので給料は引き上げるけれども、期末手当を上げると、一般職に従って上げるという議論でした。以上です。

**○新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

**○新屋敷幸隆議長** これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、沖園議員。

**○9番沖園強議員** 私は、議案15号並びに議案16号について、賛成の立場で討論を行います。

ただいまの質疑で明らかになったと思いますが、平成27年度における特別職の本則額を類似市と比較しますと、枕崎市との差額を申し上げます。

市長、南さつま市とは8万4,000円、南九州市とは7万6,000円、阿久根市とは4万9,000円。副市長、南さつま市とは7万円、南九州市とは6万1,000円、阿久根市とは4万4,000円。教育長、南さつま市、南九州市とは5万5,000円、阿久根市とは2万9,000円、こういった状況でございます。低いんです、これだけ。

本市の三役の期末手当を含めた給与については、鹿児島県下19市の中で一番低い水準にあります。

また、政治的要素が絡むと言われている附則による特別職の減額した給料月額においても、平成27年度の19市における状況は、政治混乱が続いてきた阿久根市よりも低い状況で、19市の中で最も低い状況であるのであります。

ましてや、平成9年に人事院勧告に準拠した特別職の期末手当0.05%の改正の議案が議会に否決され、今回の改正条例が否決されると、0.1%低い状況になることになるのであります。

特別職報酬等審議会は、このような状況を鑑みて、議員を含めた特別職の給料・報酬を据え置くことが適切であると答申し、その判断基準として、県下各市の類似都市との均衡を勘案するとともに、その職責に応じたふさわしい額のあり方や本市の厳しい財政事情を考慮して、総合的に判断すべきである。

市長、副市長、教育長の給料額は、条例本則額がふさわしいものであり、附則による減額が続

く状況を継続していくのであれば、本審議会での本則額を審議する意義も薄れていくことを念頭に置かなければならないと、あえて一步踏み込んだ意見を付議しているのです。

振り返ってみますと、附則で市長が10%カット、副市長と教育長が8%カットを行ってきたときの、私たち議員の報酬カットはわずか2%でした。それを市長5%カット、副市長と教育長は4%カットに見直したときも2%でした。その後、時限により、現在、議員だけは本則月額満額に戻りました。

現在、本市の特別職のうち三役の給料月額、本則の月額及び附則による月額とも、県下の19市の中で、低いほうから1位、最も低い水準、給料が安い状況であります。ちなみに、南九州市の市長、副市長は11位、教育長は8位となっているのでありますが、まだ三役給与の独自カットは続いているのであります、枕崎市は。

市長以下、三役は、給料を上げたのではなく下げているのです。議員だけは本則月額満額をもらっている、このことは、議会人であれば認識していなければならない責任があるのです。そのことを知っているにもかかわらず、委員会は、特別職が期末手当を引き上げるのは市民の理解を得られない。当局は、国に準拠した職員給与に準じて特別職の期末手当の改正条例を提案するのでは、特別職報酬等審議会は要らないとの趣旨の発言もありました。

賛成多数で議案を否決しました。

私は、委員会の審査状況を30分ほど傍聴させていただきました。

何と矛盾したことをと、委員会の反対する理由に驚きました。議員の引き上げは据え置いて、三役の給料、ボーナスは、国に準拠して引き上げた南九州市と、本委員会が議案を否決した理由とは、大きな見解の相違があると思っております。

市民に理解をされないと、そういった理由で議案を否決するのであれば、南九州市の議会のように、私たち議員だけの期末手当を修正するべきではなかろうか。

私は、特別職報酬等審議会の答申にあるとおり、県下各市及び類似都市との均衡を勘案するとともに、職責に応じたふさわしい額のあり方や、本市の厳しい財政事情を考慮しながら総合的に判断すべきであり、政治的な政争の具に使ってはならないと思っております。

今回、これらの議案を否決することは、本市三役の報酬は他市の三役報酬と比べてますます格差が開くことになり、議会みずから特別職報酬等審議会の答申を無視することになる議会の責任は、極めて大きな説明責任があることを強く指摘して、職員の士気高揚のためにも、6級職以上の給料月額の減額措置が一日でも早く是正されることを心から願って、15号、16号議案に賛成の討論いたします。

**○新屋敷幸隆議長** 次に、清水和弘議員。

**○7番清水和弘議員** 私は、議案第16号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

枕崎市長給与は、鹿児島県下で安いとの発言が議会でもありますが、1年ぐらい前だったと思います。

市長が給料を5%還元したときに、多くの市民は納得したと思っておりますか。

若い人たちは、給料が安くて結婚もできる状況にないと、本当に怒っていたんです。

議員の皆さんは、そのような市民の立場も理解してほしいんです。

議員の皆さんは、枕崎市の財政状況について全部御存じだと思いますが、基金残高は十二、三億円、県下最下位ですよ。これが続いているんですよ。

また、将来負担比率についても、県下19市の中で、枕崎市だけが100%を超えてる状況が続いているんですよ。

そしてまた、きょうの南日本新聞には、国交省が22日発表した県内19市の公示地価価格を掲載しておりました。枕崎市の地価公示価格下落率は、平均で5%程度になっております。またこ

れも、県内19市の中で最も高い地価の下落率にあるんです。

枕崎市を健全化するため最も重要なことは、市民から信頼されるように率先して特別職や我々議員が行動すべきだと考えます。

このような状況を脱出するために、我々議員は「議員必携」にも書かれております、議員は全体の奉仕者です。執行機関を公正に眺め厳正に批判し、厳正に批判し、行政執行上、適正で公平・妥当な結論を見出し決定するのが議事機関だとあります。また、執行機関に近づき過ぎて一つになってしまえば、批判も監視も適正な政策判断もできなくなり、議会の存在理由がなくなってしまうと書かれておるんです。このようなことも、議員として理解してほしいものです。

枕崎市の将来像や、枕崎財政状況を適正に判断し、市民感情を考慮した場合、私は、この議案第16号に断固反対いたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、吉松幸夫議員。

○5番吉松幸夫議員 私は、議案第16号に賛成の立場で討論いたします。

まず、本市の三役の報酬（118ページに訂正発言あり）は、一部の減額率を除いて、鹿児島県下、最も低い額となっております。また、多くの市が、報酬は国に準拠しているということ。さらに、審議会における答申を尊重すべきであろうということを考え、私は、この第16号議案に賛成いたしております。

○新屋敷幸隆議長 次に、豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第16号、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

年金が頼りの高齢者の方は、年金が減らされた上に消費税の8%はきつい、その上10%になったらもう暮らしていけないと、また、子育てをしている若い方たちは、子供の成長につれて教育費がかさんで家計を圧迫していると、悲鳴を上げています。

このような市民の暮らし向きが大変なときに、市長や議員の報酬引き上げなど考えられません。以上、反対して討論いたします。

すいません、失礼しました。

続いて、議案20号、21号に対して、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

この議案は、行政不服審査法の全部を改正して、行政不服審査法などの施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うために条例を整備するというものです。

行政不服審査制度とは、行政処分に関して、国民がその見直しを求めて行政庁に不服を申し立てる手続であり、国と地方公共団体に共通するもので、原則すべての行政分野が対象になるとされています。

これが全部改正されることによって、異議申し立てが廃止され、審議請求に一元化されることになりました。

国は、簡単に早く手続ができて保障の水準が向上するとしていますが、審議請求の前に置かれていた異議申し立てが廃止になり、再審査となることによって、異議申し立てにあった参加人の陳述や鑑定 の要求、処分庁による検証、審査請求人または参考人の審尋という手続が廃止になります。

これらは、再調査を行う行政側にとっては簡易・迅速になっても、国民の権利や利益の救済にとって後退と言わざるを得ません。

また、議案第21号は、行政不服審査会を設置するために条例を制定するものです。

国は、有権者から成る第三者機関が、審査庁の判断をチェックするとしていますが、審査の公正性を言うならば、処分を行った同じ行政から完全に切り離し、独立して審査を行う資格と能力、そして十分な身分保障に裏打ちされた人材による機関が必要であります。

しかし、本条例には、委員の任命は市長が行うという規定になっており、第三者機関としての中立・公正性を担保するための具体的な手だても尽くされていません。

以上のことから、これらの議案に反対いたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、禰占通男議員。

○8番禰占通男議員 私は、議案第16号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

平成28年度当初予算説明資料にもありますように、本市の経済・雇用を取り巻く環境、財政状況は厳しい状況にあり、金融市場においても、日銀のマイナス金利の導入により身近な生活にも影響が出始め、経済情勢は不透明である。

また、行財政改革中であります。

28年度末の財政調整基金残高については、10億円を下回る残高見込みの提示がなされ、6級以上である職員の平成28年度における給料月額も減額が提案されている。

財源が乏しい分、行政サービスの大幅な拡大は望めない。

市民の負託にこたえるためには、長以下、議員も身を挺することが望ましいと考える。

市民不在の政治や政策は無意味であります。

よって、私は、本案については反対するものであります。

○新屋敷幸隆議長 次に、立石幸徳議員。

○13番立石幸徳議員 私は、議案第16号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

まずもって、先ほどからの討論の中で、基本的な用語の誤った認識あるいは事実誤認に基づく討論がなされていることに、極めて遺憾な思いでございます。

本議案は、総務文教委員会で慎重かつ真剣に論議がなされ、委員長報告にありましたように否決されました。

現在、日本国内の大企業から中小企業に至るまで、賃上げ交渉の真っただ中、春闘の真っ最中でありまして。

デフレ脱却のため、政府みずから賃上げの要請がなされておりますが、我が国の経済状況は、大手企業ならまだしも、地方の中小企業はベースアップどころではないとのコメントが、あちこちで報道されております。

私たちの枕崎市の実態は、厳しい財政状況を考慮して、新年度平成28年度も、6級職以上の職員の給与カットが提案されております。

さらに、市民の生活状況は、去年の台風15号による被害、また、本年1月の寒波災害による農家の約9,000万円に及ぶ被害、さらに、水道管破裂は約150件に及ぶなど、住民生活を苦しめる災害が相次いでおります。

特別職の給与が、報酬審議会では現行どおりが望ましいと答申されているわけですので、特別職の給与について言及するのであれば、報酬審議会の答申に異議を唱えればいいのであります。

こういった中、本市特別職の期末手当値上げや、我々議員の期末手当をみずから引き上げることなど許されるものではないと考えます。

本議案は、総務文教委員会報告のとおり否決すべきものであると訴え、反対討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、城森史明議員。

○4番城森史明議員 私は、議案第16号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場より討論を行います。

皆さん、去年の3月議会を覚えているでしょうか。

枕崎市職員約200名の給料月額2%引き下げの条例改正の議案が提出された中、また、枕崎市議会が2議席の定数削減の議案が提出された中、市長、副市長、みずからの給与を上げる議案が提出され、賛成8、反対7で可決されました。

ことしにおいても、再び市長の期末手当増額の議案が提出されているのです。

私にはわかりません。幾ら考えても理解できません。この議案がなぜ提案されたのか。また、だれが提案したのか。市長ですか、副市長ですか、それとも総務課ですか。

昨年、台風15号により、枕崎市では、かつおぶし工場など大きな被害を受けました。災害は28年度も起こるかもしれません。一刻も早く高潮対策等を進めるためにお金を使うべきではないでしょうか。

ことしは、1月の低温、大雪のため、エンドウマメ、ソラマメなど約9,000万の農産物の被害が生じました。想定外の天災のために、ことしの収入がなくなり、生活への不安で苦しんでいる市民が多数いるのではないのでしょうか。

このような市民の状況の中で、なぜ市のトップであり市のリーダーである市長、副市長及び市民の代表である市議会議員が、こぞって年収を上げるのでしょうか。苦しんでいる市民に手を差し伸べるのが、行政や議会の使命ではないのでしょうか。

また、枕崎市の財政状況は、県下19市の中で依然として最も悪い状況にあるのです。市民の税金で成り立っている財政運営ですから、自分たちの給料値上げよりも市民目線で市民のために、まずお金を使うべきではないのでしょうか。

また、市職員においては、職務の級が6級以上である職員は、引き続き2%の給与減額が実施されているのです。6級以上である職員の給与が減額され、市のトップでありリーダーである市長、副市長及び市民の代表である市議会議員が、なぜこぞって年収を上げるんですか。

私は、一市議会議員として、議員の期末手当の増額に対して絶対賛成できません。

この議案に対する対応は、まさに枕崎市議会の誇りと品格が問われています。市民感情を無視し、自分たちの給料を上げるのか、市民の代表という議員の使命と議会の誇りを保てるのか、どちらかをとるのかを問われています。私は、議会の誇りと議員としての使命を果たして地元に戻り、本議案の説明責任を果たす覚悟です。

最後に、市のトップであり市のリーダーである市長、副市長及び市民の代表である市議会議員が、自分たちの給与を上げることが実現するなら、今後の枕崎市は、素晴らしいまちになるのでしょうか。今後の枕崎の明るい未来はあるのでしょうか。

答えはノーです。市長と市議会こぞって年収を増額するまちに、明るい未来が訪れることは絶対にあり得ないと、私は断言いたします。

以上、反対討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第2号及び第3号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び第15号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号に対する委員長の報告は否決でありますので、本会議では、原案のとおり可決するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第4号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号から第19号までの3件は、原案のとおり可決されました。  
次に、日程第8号及び第9号の2件について、順次、起立により採決いたします。  
まず、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。  
次に、日程第9号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。

次に、日程第10号から第16号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号、第25号及び第27号の3件は、原案可決、議案第30号から第32号までの3件は可決、議案第43号は、承認と決定いたしました。

次に、日程第17号から第28号までの12件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[沖園強産業厚生委員長 登壇]

○沖園強産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第17号から日程第28号までの12件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果を、主な点のみ御報告いたします。

委員会は、審査に先立ち、市道の廃止議案に係る現地調査を行い審査に入りました。

まず、日程第17号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ所要の改正を行うほか、条文の整備をしようとするものであります。

本市では、これまで地域密着型サービス関係の基準に関する3つの条例を定めておりますが、医療介護総合確保推進法の施行に伴い、本年4月から、利用定員18人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行すること等により、今回、地域密着型サービスの基準に係る厚生労働省令の改正がなされたため、関係する2つの条例を改正するもので、改正に当たっては国の基準改正との整合性を十分に図ることを念頭に置き、実質的に市の独自基準とした部分はなく、設備基準等についても基本的に従来と一緒であるとのことであります。

今回、18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行することに伴って、本市においては3つの事業所が対象となるとのことであり、各事業所においては、運営推進会議を組織して、地元の声や利用者のニーズを踏まえた運営を行っていくことになるということです。

また、18人以下の通所介護事業所の指定権限等が市に移譲されることにより、市としても地域の実情をより把握しやすくなるとのことであり、今後、地域密着型サービス運営委員会で協議しながら指定や運営に関する指導に当たるとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



次に、日程第18号枕崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律による消費者安全法の一部改正に伴い、同法の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

本市では、消費生活センターを平成24年4月1日に設置し、消費者安全法に基づき、その名称及び住所、事務を行う日及び時間等、内閣府令に定める事項を規則で制定して、運営しているところではありますが、平成28年4月1日に施行される消費者安全法の一部改正で、消費生活センターを設置する市町村は、その組織及び運営等に関する事項について条例で定めることとされたとのことであります。

条例で定める事項については、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、消費者行政事務実施によって得られた情報の安全管理に関する事項、その他内閣府令で定める事項となっているとのことであります。

また、内閣府令による消費生活センターの組織及び運営等に関する事項の参酌基準では、消費生活センターの名称、住所、相談日時の公示、消費生活センター長及び事務を行うために必要な職員の配置、みなし合格者を含む有資格者の消費生活相談員試験合格者の配置、消費生活相談員、いわゆる「雇止め」の見直し、その他適切な人材及び処遇の確保に必要な措置、職員に対する研修機会の確保、情報の適切な管理に必要な措置、消費者安全法では、消費生活相談員の要件等について、内閣総理大臣もしくは内閣総理大臣の登録を受けた法人の行う消費生活相談員試験に合格した者またはこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事もしくは市町村長が認める者でなければならないとなっており、消費者安全法及び内閣府令による参酌基準に従って条例を制定しようとするものであるとのことであります。

なお、みなし合格者については、平成28年4月から新たに設置される消費生活相談員試験合格者、独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格、一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格、一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格のいずれか、また、改正前の消費者安全法に定める事務に通算して1年以上従事した経験を有する者となっているとのことですが、消費生活相談員の資格については、学歴等は関係がないとのことであります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第19号から第21号までの公の施設の指定管理者の指定についての3件について申し上げます。

これら3件については関連がありますので、一括して審議いたしました。

日程第19号は、枕崎市福祉会館を社会福祉法人枕崎市社会福祉協議会に、日程第20号は、上釜会館を高見町公民館に、日程第21号は、枕崎市クリーン堆肥センターを南さつま農業協同組合に、いずれも本年4月1日から5年間、引き続き指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

これら3件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第22号から第27号までの市道の廃止についての6件について申し上げます。

今回の市道の廃止は、過去に農政事業の県営特殊農地保全整備事業（山口地区）で、耕地整備された地区内の道路を市道認定している路線の中で、再び農政事業の県営農地整備事業で舗装等の道路整備を実施する6路線、合計延長3,298メートルについて市道を廃止をしようとするものであります。

なお、県営農地整備事業を行う場合は、市道を廃止し、農道として位置づけなければならないため、事業を実施する路線を廃止するという事です。

また、市道を廃止した路線の中で、県営農地整備事業で整備されない部分については、地域との協議によって、国と県が75%の補助で、市が25%負担する多面的機能支払交付金事業において整備することが可能になるということです。

これら6件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第28号道路の改良について申し上げます。

本陳情は、枕崎市山手町の枕崎市政を考える会の代表から提出されたものであります。

陳情者が述べている国道225号及び270号、並びに駅通りの舗装や交差点の停止線の金具の突起等につきましては、いずれも事実が誤認されている内容となっていること、また、提出される陳情者の趣意文は、毎回、議会の審査になじまない表記が多々あることなどの指摘がありました。

本件は、全会一致で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第17号から第27号までの11件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号及び第23号の2件は、原案可決、議案第28号、第29号及び第33号から第39号までの7件は、可決と決定いたしました。

次に、日程第28号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第28号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立なし]

○新屋敷幸隆議長 起立がありません。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第29号から第34号までの6件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第29号から第34号までの6件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に吉嶺周作、副委員長に下竹芳郎委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付いたしました。

また、委員会は、議長を除く全議員で構成されておりますので、特に質疑、意見等のあったものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第29号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

補正予算の主なものは、一般職人件費、減債基金費、自治体情報セキュリティ強化対策事業、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、南薩地区衛生管理組合負担金などであります。

委員から、今回、特別交付税がふえた理由について質疑があり、特別交付税は、基本的に普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるもので、その中に不採算地区病院に対する経費というものがあるということです。この経費は、昨年度までは直近の国勢調査人口集中

地区以外の地域に所在するものという条件があり、本市の市立病院は該当していなかったというのですが、今年度から直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満のものという条件に変更にされ、新たに算定されることになったことから、その見込まれる財源を市立病院へ繰り出そうとするもので、特別交付税についても、4,631万円を補正するものであるということです。

自治体情報セキュリティ強化対策事業に関する質疑では、この事業は、概念的には、マイナンバー関係で市町村ごとを結ぶ回線とインターネットにつながる回線があり、2つのデータを1つのパソコン画面の中で処理できるシステムであったということです。国から、回線も、処理する機器自体も別にしてセキュリティの強化を緊急に図るよう指示があり、今回、マイナンバー関係の回線及び機器と、インターネットを利用する回線及び機器を切り離すセキュリティ対策の事業に取り組むものであるということです。

国民健康保険特別会計繰出金の補正の理由については、国民健康保険の財政健全化行動計画に基づき、単年度収支分の赤字見込み分については、一般会計からの繰入金で措置するということが決定されており、今回も平成27年度で赤字が見込まれる部分について、一般会計から繰り出しを行うものであるということです。本年度で見込まれる赤字の一番大きな要因は、平成27年度から始まった県全域での1円以上の医療費に対する保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金との部分で、当初見込みと比べると、国保連合会の当初試算と現時点での試算が大きく違ったことによって、赤字部分が大きく拡大したものであるということです。

南薩地区衛生管理組合で建設を進めている汚泥再生処理施設に関し、委員から、本市分として新たに生じる負担金の財源を過疎債で対応することになった経緯について説明を求めたところ、全国的に要望額の調整がなされて追加配分は難しいという状況の中、組合からも県に経過説明を行い、本市からも県に要望に伺い、また県も国へ要望を行ってもらい、追加工事分全額の借り入れ申請が認められたということです。

この件に関し、委員からは、今回は特別に過疎債を充当できることになったことは歓迎すべきことだと思うが、広域で行う事業については、その事業内容や負担のあり方など、本市が主張すべきところはきちっと主張してほしいという要望がありました。

審査の過程においては、ただいま報告しましたことのほか、地方消費税交付金に関する事、生活保護費に関する事、小・中学校の施設整備に関する事、個人番号カード交付事業に関する事、本年1月の寒波による農業被害に対する対策に関する事などについて質疑・意見等が出されたほか、委員からは、桜山小学校近くの交差点付近で発生した事故に関し、現実には事故が発生したわけであるので、道路改良、交通安全対策において、安全が図られるよう早急に対応してほしいということ。

また、地方路線バスの枕崎・道野・金山の循環線は、見通し的に非常に厳しい状況にあると思うが、1年でも延命化するために、例えば、滑川橋の完成に基づいて路線を変更するというようなこともあり得ると思うので、道野から桜山上町の人たちの利用状況を調べておいてほしいということや、本市加工場のHACCP取得に向けての取り組みでは、県内でいち早く取り組んだ東町漁協の施設や、静岡県で斬新的な考えをした施設など、先進的なところの視察等も行ってほしいといった要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第30号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の主な内容は、平成27年度実績見込み等に基づく歳入歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減であるということです。

共同事業拠出金については、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成27年度拠出金交付金の

決定通知に基づき、高額医療費拠出金を313万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を5,556万3,000円増額したということです。

保健事業費については、特定健診未受診者勧奨事業費のうち、国県支出金の対象となった時間外手当相当分を一般会計へ繰り出すものであるということです。

国保財政を好転させていく取り組みとしては、まずは生活習慣病対策として、自分の健康状態を知ってもらうため、特定健診を必ず受診するような取り組みをしなければならないということであり、平成27年度は、鹿児島大学と共同で尿中の塩分濃度を測定しており、平成28年度については、受診者全員分を測定し、高血圧対策と糖尿病対策に取り組む予定であるということです。

なお、平成26年度に市で行った集団健診の受診者は1,544名で、全体の受診者の68.8%を占めるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第31号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、後期高齢者医療保険料の減収見込み及び保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

後期高齢者医療特別会計の保険基盤安定繰入金制度は、国保と同様に、後期高齢者医療保険料の軽減措置をした分に対して、その4分の3は補助金として入ることになっているということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第32号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正予算の主な内容は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第33号平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

病院事業の経営の見通しについては、2年に1回の診療報酬の改定があること等があり、黒字化の時期は明言しがたいということですが、委員からは、病院経営の見通しについては、地域医療構想を見定めてというよりも、先取りしたかたちで、しっかりした経営計画を早急に立てて、示してほしいとの要望が出されました。

そのほか、決算や予算の審議の際にも、他会計からの負担金等を省いた病院自体の経営での収支を示してほしいという要望や、入院患者数、外来患者数の数が落ち込んでいる要因を把握すべきであるので、可能であれば調査してほしいとの要望が出されました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第34号平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増額であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第1号平成27年度枕崎市一般会計補正予算について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算の中に、通知カードや個人番号カードの関連事務費が計上されていました。

ことし1月から本格的な運用が始まったマイナンバー制度をめぐってトラブルが相次ぎ、仕組みの矛盾が浮き彫りになっています。

マイナンバーの通知書を受け取れない世帯が、依然として数百万規模で残されているだけでなく、政府が力を入れる個人番号カードの発行で、システム障害が繰り返されていることが、新たな問題が出てきています。こうした問題を放置したまま制度を押し進めるのは、余りにも乱暴なことです。

マイナンバーは、日本に住民登録をしている人全員に12桁の番号を割り振り、税や社会保障などの個人情報に国が管理する仕組みです。

昨年10月から、対象となる約5,600万世帯に番号を通知する簡易書留を郵送しましたが、さまざまな事情で転居届を出していない人たちなどの手元に届かず、200万通以上が返送されているといいます。

本市においても、これは3月2日現在、905通が返送されて、再度712通を郵送、残る193通も、今届ける努力をしているといいます。未交付率は1.73%ですが、これは日々変化しているようです。

この政府が普及を促している個人番号カードの交付システムでトラブルが繰り返され、希望者への交付手続が大混乱に陥っているようです。

個人番号カードの交付は市区町村の窓口が行いますが、それを総括している地方公共団体情報システム機構のカード管理システムは断続的に障害を起こし、カードの発行できない事態が続発しています。

個人情報の管理にかかわるシステムを、ふぐあいのまま動かし続けるのは危険です。せめて原因が解明されるまで、システムをとめ交付作業をストップすべきです。

個人情報を危険にさらし、国民の国家管理と監視強行につながるこのマイナンバー制度は、凍結、中止をして、廃止に向けた議論を行うことが必要だということを述べて、反対の討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。（「議長、議長、採決前にちょっと……、当局説明について、私はこの1ページに、ちょっと字句の内容がちょっとおかしいと思うんで」と言う者あり）

暫時休憩します。

午前11時0分 休憩

午前11時1分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

これより採決いたします。

まず、日程第29号について起立により採決いたします。

日程第29号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第30号から第34号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第6号までの5件は、原案のとおり可決されました。

時間がちょっと長引いています。

ここで10分間休憩いたしたいと思います。

午前11時2分 休憩

午前11時10分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第35号を議題といたします。

基本構想特別委員長に報告を求めます。

中原重信議員。

[中原重信基本構想特別委員長 登壇]

○中原重信基本構想特別委員長 ただいま議題となりました日程第35号第6次枕崎市総合振興計画基本構想の策定について、基本構想特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に中原重信、副委員長に吉松幸夫委員を選任いたしました。

本委員会は、議長を除く全議員で構成されておりますので、簡潔に報告いたします。

本件は、第6次枕崎市総合振興計画基本構想を策定することについて、枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

まず、第1章計画の基調について申し上げます。

当計画案は、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、次の10年を本市の人口減少に歯どめをかけ、安定した人口を維持しながら持続可能な地域づくりの礎を築くための10年ととらえて策定したということであります。

その上で、すべての人々が健康で幸せに育ち、住まい、活動し、集い、憩い、交流する環境が整ったまちづくりを目指して、それぞれの場面に必要な施策を切れ目なくつなげていくということで、豊かな自然環境の中で過ごすことで心身の安寧を保ち、活力のある地場産業に支えられ着実に進歩するという、安定した潤いのある未来を見通せる暮らしを築いていける枕崎市を追求していくということの基本理念としたということであります。

次に、第2章の将来都市像については、多くの市民の意向をとらえ「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」と定めているということであります。

委員からは、世界に目を向けて伸び行くという意識が強く感じ取れないので、基本構想の実現に向け、具体的に進める中で、外に向けても開けていくということも念頭に置いて取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、第3章施策の大綱について、6つの分野ごとに出された主な意見等について申し上げます。

まず、1の安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり（生活環境）分野では、下水道区域外の住宅への浄化槽の普及のためにも、補助制度の啓発に力を入れてほしいといった意見や、空家対策にあわせ、周りの住宅や農地等に悪影響を及ぼしている耕作放棄地対策についても強化してほしいとの要望がありました。

2の快適で便利なコンパクトなまちづくり（都市基盤）分野では、市内に散在する空き地の有効な利活用という面から、用途地域の見直しも視野に入れた取り組みも必要ではないかといった意見のほか、交通ネットワークの整備として、JR指宿枕崎線の将来にわたっての運行存続と需要喚起の取り組みに当たっては、沿線市はもちろんのこと、JRとも協調、連携する中で、沿線地域の活性化につなげていくというスタンスも必要であるといった意見がありました。

3の人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり（産業経済）分野では、地域に根差した農林業の振興に関して、今後は、生産から販売まで力を注がなければ、農家の定着は望めない、行政としても、企業への働きかけや、販売ルートの開拓等に力を入れてほしいとの要望がありまし

た。

4の健康ですべての人々にやさしいまちづくり（健康・福祉）分野では、地域で子育てを支える体制づくりについて、不遇な環境に置かれている子供もいると思うので、児童相談所、児童委員・民生委員等と連携した対策や、子供食堂なる事例に見られるように、子供を育てる上での地域での助け合いは大事であるという意見がありました。

5の豊かな人間性と文化を育むまちづくり（教育文化）分野では、今日の社会情勢の変化によって、教師の仕事量はふえる一方で、より質の高いものを求められている中、激務をこなす先生方のメンタルヘルス面への対応にも、十分、配慮した取り組みを講じてほしいとの要望がありました。

6の着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり（行財政）分野では、市民一人一人に「まちを思う気持ち」「まちを盛り上げようという気持ち」が培われていくことが、真の市民協働のまちづくりにつながっていくと思うので、行政としても、その機運をさらに醸成していくとともに、そういう思いを持った方々を大いに活用してほしいという要望がありました。

以上であります、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第35号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第36号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第44号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,338万4,000円を追加し、予算総額を115億4,568万4,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、地方創生加速化交付金事業に係る5事業及び雪害対応産地再生緊急支援事業を追加し、平成28年度に繰り越して使用するものです。

補正予算の内容につきましては、平成27年度の国の補正予算に伴うもので、地方創生加速化交付金事業として新ホームページ作成事業、空き家調査事業、地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業、地場産業・観光PR用動画制作事業及び香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業の5事業を、また、1月に発生した低温による被害対策として、雪害対応産地再生緊急支援事業をお願いしてあります。

なお、新ホームページ作成事業、地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業及び香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業につきましては、経費の一部を平成28年度当初予算に計上しましたが、国・県との協議を経て、地方創生加速化交付金事業として決定したことから、今回の補正予算でお願いしたものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、3月4日に設置した予算特別委員会に付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時20分 散会



# 本 会 議 第 5 日

(平成28年3月29日)

平成28年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第5号）

平成28年3月29日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	44	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予特
2	7	平成28年度枕崎市一般会計予算	〃
3	8	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
4	9	平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
5	10	平成28年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
6	11	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
7	12	平成28年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
8	13	平成28年度枕崎市水道事業会計予算	〃
9	45	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
俵積田 清 文 建設課長  
白 澤 芳 輝 健康課長  
福 元 新 水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
橋之口 寛 監査委員事務局長  
田 中 義 文 福祉課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
丸 山 屋 敏 教育長  
木之下 浩 一 学校教育課長  
末 永 俊 英 文化課長  
三 島 洋 台 消防長  
森 蘭 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
松 田 博 税務課長  
俵積田 寿 博 下水道課長  
山 崎 公 広 監査委員  
永 江 隆 水産商工課参事  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
上 園 信 一 生涯学習課長  
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長  
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長  
石 場 博 和 総務課行政係主任

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

議事に入る前に、吉松幸夫議員から、3月23日の本会議における発言について、発言を求められておりますので、許可いたします。

吉松幸夫議員。

○5番吉松幸夫議員 皆さん、おはようございます。

中日本会議での賛成討論の中で、私、三役の報酬と発言いたしましたところ、誤解を招いたようでしたので、三役の給料と訂正させていただきます。以上です。

○新屋敷幸隆議長 発言の訂正については、議長の許可となっております。

ただいまの5番議員の発言の訂正については、申し出のとおり許可いたします。

日程第1号から第8号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から日程第8号までの8件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してあります。また、各会計の詳細にわたる予算の概要につきましても、その中に記載してありますので、委員長報告では、特に質疑、意見等のあったものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第1号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

補正予算の内容は、平成27年度の国の補正予算に伴うもので、地方創生加速化交付金事業として、新ホームページ作成事業、空き家調査事業、地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業、地場産業・観光PR用動画制作事業及び香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業の5事業を、また、1月に発生した低温による被害対策として、雪害対応産地再生緊急支援事業を実施するものです。

空き家調査事業については、今後さまざまな情報発信により枕崎市内への移住の増加が想定されることから、実際、活用可能な空家がどの程度あるのかという基礎データとしての空家情報を求めておきたいということで、2,000軒を対象に民間の専門会社に委託し、利活用が可能かどうかを調査するものであるということです。

委員から、地場産業・観光PR用動画制作事業等に関し、観光協会やボランティア等を積極的に活用し、真に有効な宣伝となるように努めてほしいということや、雪害対応産地再生緊急支援事業の対象となる農家に漏れが生じることのないように周知を徹底してほしいといった要望がありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成28年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

総務費中、庁舎本館の耐震補強工事については、工期は、平成28年7月から来年の1月ぐらゐまでを予定しており、工法は、市の業務に支障を来さないよう外づけタイプの工法で行う予定であるということです。

委員からは、庁舎の外壁改修工事では、外壁の色合いについても、新庁舎と変わらないような感じになるようにしてほしいという要望がありました。

民生費中、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業は、従来の個人で行うポイントアップ事業だけではなく、福祉見守り活動を行う団体のボランティア活動などに対して、ポイントを付与

して商品券として換金する事業で、平成27年度から取り組んでいるということです。

委員から、平成25年度から実施している高齢者元気度アップ・ポイント事業の効果について質疑があり、当局からは、ボランティア活動を行う登録団体はふえてきており、地域の環境美化の活動など自主的な活動を通じて、元気づくり、生きがいづくり、介護予防などにつながることから、一定の効果があると考えているという見解が示されました。

衛生費中、不妊治療費助成事業は、枕崎市地方創生総合戦略の基本目標である若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための施策として平成28年度から取り組むもので、県の特定不妊治療の助成事業対象となる方に対しては年額20万円、一般不妊治療に対しては5万円、男性不妊治療に対しては10万円をそれぞれ限度として助成するものであるということです。

委員から、この事業の実施に当たって、本当に悩んでいる人たちへの周知を徹底してほしいという要望がありました。

浄化槽点検管理業務の委託料に関しては、各世帯の浄化槽の点検は、これまでの1月に1回から2カ月に1回になるということであるが、点検の回数が減るのであれば、委託料の見直しを検討すべきではないか、また、公衆トイレは、清掃と保守点検を一緒に契約しているということであるが、それを仕分けて、規則等に基づいた内容の契約にしていくことが行革にもつながるのではないかといった意見が出されました。

農林水産業費中、多面的機能支払交付金の事業については、事業に取り組むに当たって、前年度中に、場合によっては現地調査等を踏まえた図面等の確認作業が出てくるほか、組織の規約づくり、協力体制づくりなど、さまざまな準備が必要になってくるということであり、これらの準備経費に対する市からの補助金的な支援は行っていないということですが、準備作業には全面的に協力していきたいということです。

高度衛生管理型荷捌き所管理委託については、この荷捌き所は鹿児島県を事業主体とした県の施設であり、実質的な管理業務は市から漁協に委託することになるということです。

枕崎漁港の整備事業については、平成23年度から国が定めた特定漁港整備計画の中で進められており、平成28年度の広域漁港整備事業の内容はマイナス9メートル岸壁の新設で、高度衛生管理型荷捌き所前面に完成したマイナス9メートル岸壁の西側に連続して2バース目として100メートルを引き続き新設するものであるということです。

商工費中、商店等新規出店支援事業補助は、新たな制度として取り組むものであり、この制度は、市街地において新たに店舗等を出店する者等に対し補助金を交付し、本市市街地における魅力ある商店街づくり及び商工業の振興を推進し、まちの創生に資することを目的としているということです。

また、事業の内容は、枕崎市都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域または枕崎市通り会連合会に加入する通り会の主要道路に面する場所において、新規出店者が営む新たな店舗のために商店団体等や新規出店者またはその所有者が実施する事業で、新店舗及び営業のために必要な駐車場に係る賃借、店舗の新築、改修及び改装並びに新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備などの費用に対して予算の範囲内で補助しようとするものであるということです。

委員からは、平成28年3月末で終了する商店街空き地空き店舗対策事業にかわる商店等新規出店支援事業補助の助成制度は、利用要件の枠も広がり、今まで以上に出店者の数も見込めると思うので、大いに利用していただいて商店街が活性化するように進めてほしいという要望や、新規出店者が途中で撤退した場合の取り決めがなく、事業効果を考えると心配な面もあるので、新規出店者の条件で検討の余地があれば再度検討されたいという意見がありました。

土木費中、市営住宅の建設については、低所得者への対策として行政が行わなければならないことになっているものの、現状として、年数が経過し老朽化が著しい住宅の一部は政策空家にせざるを得ない状況にあり、一方で、市営住宅への入居者数はほとんど変わらず、ほぼ満室状態と

なっている状況にあるということです。そのような公営住宅の事情も踏まえ、今回潟山住宅の建てかえ方針を決めたということであり、今後は火之神、谷原の両住宅についてもある程度建てかえていかねばならないと考えているということです。

委員からは、市内の空家がふえていく中で、空家の実態を放置したまま、市営住宅建設を進める政策には少々の疑問を感じるので、今後の取り組みに当たっては、空家対策というものも念頭に置きながら進めるべきではないかという意見がありました。

消防費中、防災行政無線のデジタル化基本設計業務委託については、拡声子局等の設置場所の検討、既存の施設の活用の検討等を行い、平成28年度に基本設計を立案し、本市の方向性を定めていくものであります。今後、デジタル化になっても現在の基本構成と変わりはなく、防災行政無線の難聴地域の解消にはならないため、更新後もエリアトーク等の公民館放送設備とつなげ、広く迅速に災害情報等を伝えていく考えであり、また、同時に公民館のエリアトーク等の再構築に当たっても経費の負担を節減できないか、研究を行っていくということです。

教育費中、学校教育施設等整備事業は、小学校は、枕崎小学校の爆裂補修工事ほか3件を、中学校は、枕崎中学校の渡り廊下の改修工事ほか6件行うものであるということです。なお、小規模な修繕等については、小学校費320万円、中学校費304万円の予算の中で対応していきたいと考えているということです。

委員からは、学校施設の補修等に関し、簡単な修繕については、速やかに改善してほしいという要望がありました。

枕崎国際芸術賞展開催経費に関しては、応募状況や作品の審査方法等について質疑があり、3月14日までに平面が375点、立体が62点の合計437点の応募があり、うちオーストラリアから12点、中国から4点、台湾から4点の応募があり、さらに、ベルギーとオランダから応募する予定があると伺っているということです。

また、作品の審査については、作品が多く寄せられた場合に南溟館で対応できなくなるため、東京に3人の審査員が集まり、1次審査は書類審査とし、2次審査で実際の作品を見て審査することに決定したということでもあります。

委員からは、結果的には、今までの応募数とさほど変わらない状況であることから、今後、1次審査は、せっかく応募された芸術家の方々の気持ちに、できるだけこたえられるような審査のあり方を検討してほしいという要望がありました。

諸支出金中、土地開発公社の保有土地は、平成28年度に臨空工業団地の土地はすべて処分され、残りは市役所東側の千代田町用地の1筆のみになるということです。この土地についても、土地開発公社の健全化計画を策定する中で、5年程度かけて取得していきたいと考えているということです。

委員からは、地価が上がっていく状況のときには開発公社の役割は大きかったが、地価の値上がり期待できないような経済状況では、むしろマイナス面が強いのではないかと感じており、八潮跡地をできるだけ早い時期に買い取り、早い段階で開発公社が解散できるよう検討してほしいという意見がありました。

歳入の市税に関しては、個人市民税は、平成27年度当初予算と比較して、納税義務者数は若干減少しているものの、所得が増加していること等により、現年分の調定額程度の増に収納率の上昇を加味して、現年・滞納繰越分総計で770万円程度の増収を見込んでいるということです。

また、法人市民税は、大口事業所を除くその他の事業所分を前年度比較で2,320万円の増を見込み、平成27年度実績見込みの98%で予算計上しているということです。

ただいま報告申し上げましたことのほか、財政健全化の取り組みに関すること、地方創生総合戦略関係の事業に関すること、水質検査事業に関すること、ごみの分別に関することなどについて、質疑、意見等があり、委員からは、地方創生総合戦略において計画期間は5年間としている

が、計画期間が終了した時点では、本市の地方創生は何をしたのか、成果として残るような取り組みをしてほしいといった要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第4号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件について申し上げます。

委員から、累積赤字分の解消についてただしたところ、平成27年度補正予算においても、単年度収支分の赤字は一般会計から全額を繰り入れて予算書上の単年度収支は赤字にせずに、平成26年度までの赤字分についてはそのまま残したかたちでの予算となっているということですが、今後、補正予算に組めなかったものや、医療費・医療給付費を保守的に組んだ部分で約1億2,000万円の赤字を減らせるのではないかとみており、現在一般会計から繰り入れている単年度赤字部分で、累積赤字を幾ら減らせるかは、出納整理期間中に庁内で検討して決定したいと考えているということです。

職員提案による新たな保健事業のほっとPHOTOウォークは、2人以上のペアで100組の参加者を予定しており、市内のコースを歩きながら写真を撮りながら楽しんでウォーキングをしてもらうことにより、健康づくりへの意識を高めてもらおうとするものであるということです。

委員からは、本市は高齢者元気度アップ・ポイント事業などを行っているが、医療費の減少にどれだけ貢献しているのかなかなか見えてこない。元気なまちと言う割には元気ではないので、本当に元気なまちにするために保健事業も大々的に取り組んでほしいといった意見がありました。

これら2件については反対があり、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成28年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

委員から、介護サービスに関して、在宅で介護度が上がっていくと、家族の介護だけでは難しくなる状況に段々なっていく中、やはり施設の必要性もあるのではないかとという質疑に対し、平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護保険事業計画の中での施設整備としては、地域密着型小規模多機能型のような、地域に根差して住み慣れた地域で利用できるような施設を整備するという計画は立てているが、入所施設についての整備については予定していないということです。

また、介護保険事業計画策定に当たってのアンケートの中でも、6割以上の方が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしたいといった思いがある中で、そういった方々の思いを実現するためにも、御家族ももちろん、地域の方、医療施設、介護施設、NPO、民間の方々が、少しずつ役割分担しながら、できることを支援していく地域包括ケアシステムを進めていこうということであるとの説明がありました。

委員からは、地域で住みたいという高齢者は非常に多い中で、地域密着型による地域づくりは大事であると思うので、そういった取り組みに力を注いでほしいという要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

設備等の改築・更新の進捗状況については、平成27年度には長寿命化ということで水処理施設、最終沈殿池の3号汚泥掻寄機の機械設備の改築更新並びにそれに伴う電気設備関係の改築更新を行い、平成28年度には汚泥処理施設の改築と沈砂池施設の改築を、平成29年度には最終沈殿池の4号汚泥掻寄機の改築を行い、年次的に汚水処理に影響のない計画であるということです。

下水道事業の公営企業会計法適用化については、平成28年度に適用化における効果、成果、移行業務に要する経費、費用における財政計画、地方債等について調査・研究し、平成29年度からは、移行作業に係る予算措置を行い、平成32年4月からの移行に向けた取り組みをしていこうと考えているということです。

委員からは、事業収入より一般会計からの繰り入れが大きいという下水道事業財政の改善のために、できるだけ早い段階で特別会計を企業会計に切りかえるよう取り組んでほしいという要望のほか、水産加工場関係が下水道に接続することで、工場内での衛生面が改良されていくなどのメリットを、もっと詳しく丁寧に説明を行い、接続の推進に取り組んでほしいといった要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成28年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

委員から、病床数の削減等に関する質疑に対し、現在審議中の地域医療構想の中で審議されていくと考えており、現段階では把握していないということです。なお、新改革プランについては、介護病床や療養病床の削減問題に係る動向等も十分につかんで対応していかねばならないと考えているということです。

委員からは、病院経営の見通しについては、ここ数年赤字が続いている中で、病床数削減などの新たな改革要因が出てくると経営に大きく影響してくることになるので、そこらの情報収集を怠りなく行い、しっかりと見通しを立てて対応していただきたいという要望等がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成28年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

委員から、水道料金に関する質疑があり、水道事業経営が厳しさを増す中で、水道料金の値上げをせず経営を維持していくには、企業誘致や上水道への加入促進により給水量をふやしていくか、あるいは行財政改革による経営改善しか手法がないと思うが、本市は水道事業に有益な企業誘致も余り見込めない中で、さらなる行財政改革に取り組んでいくほかないと考えているということです。なお、本市は平成13年度以来、今日まで行革等に懸命に取り組みながら値上げを行っておらず、経営上、限界にきている状況にあるということです。

また、水道料金を値上げする場合は、給水人口の推移なども見据えた上で何年先を見込んだ計画を立てるかにより料金設定が大きく違ってくるので、具体的な検討段階にない今の時点での試算はまだ行っていないということです。

委員からは、金山浄水場の更新事業については、資本単価の関係から国の補助事業にのせられないということだが、この国の補助採択基準等に不合理な面があるのであれば、地方から声を上げていくべきであるので、その辺の考え方をきちんと整理しておいていただきたいという要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました議案7号平成28年度枕崎市一般会計予算から13号まで、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

28年度枕崎市一般会計予算におきましては、新たな取り組みとして不妊治療費の助成制度は、子供の欲しい方々に大変喜ばれることでしょう。

そして、産科医療体制確保の支援事業補助、これは本市の産婦人科医院はいずれ婦人科だけになって、出産は鹿児島まで行かなければならないと言われていましたが、これで皆さんも安心されることでしょう。出産間近になると24時間体制で、医師も待機していなければならない、その医師の確保も大変なことと思います。



ほかの医療機関からの派遣要請の経費の2分の1を市が補助する。この少子化傾向にある中で、地域医療を支え、住民が安心して出産できることは、これは評価すべき点だと考えます。

しかし、税や社会保障のためのマイナンバー制度の導入や風の芸術展にかわり枕崎国際芸術賞展開催など、市民感情になじまない事業が取り組まれています。

年金で生活をする高齢者の年金は引き下げられ、消費税は上がる。低所得者的高齢者や年金生活者へのこの支援、臨時福祉給付金の支給が3万円、これを今回限りではなく毎年支給するような制度なら、だれも安倍政権のばらまき政策とは言わないでしょう。

また、子育て中の若い方々は、子供の成長とともに教育費にお金がかかり、夫婦して働いても追いつかないといいます。子供が希望する大学まで進学させたいが、子供に奨学金という借金を背負わせるのは忍びがたいことだが、仕方がないと言われます。これこそ返済不要の給付型の奨学金制度の導入で、どの子も学べるようにすべきです。

日本の文化や芸術・芸能をゆっくりと堪能したいとだれしもが思うことです。ですがまず、住民の暮らしに光を当て、福祉や暮らし、教育を守る取り組みを進める、そして市民の生活を支える市政こそが今強く求められているのではないのでしょうか。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療制度の会計につきましては、国民健康保険は、もともと農林水産業者や自営業者を中心として創設され、国民皆保険のとりでとして国民の健康を支えてきました。しかし、政府は、平成30年度から都道府県に財政運営の責任主体を移行させる国民健康保険の広域化を実施しようとしています。

今でも国保税が高過ぎて払うことができないという声を聞きます。これが県に一本化されたら一体国保税はどうなるのか、不安の声が尽きません。これからますます高齢化が進み、また、医療技術の進歩によって、今後の医療費がふえていくことも考えられます。また同時に、高過ぎる国保税は、市民が必要な医療を受ける大きな妨げにもなっています。政府は一時的な国費の投入ではなく、国庫負担を大幅にふやして国保財政を支えるべきです。

そして、後期高齢者医療制度は、低所得者への保険料軽減措置がとられてきましたが、29年度からは元に戻すということで、高齢者の保険料が高くなり、深刻な状態が懸念されます。また、75歳という年齢で市民を分けるのではなく、後期高齢者医療制度は即廃止すべきです。

また、次に、介護保険特別会計予算につきましては、高齢化が進む中で、居宅介護、施設介護を問わず、目を覆いたくなるような事件が今、相次いでいます。そうしたニュースを見るにつけ、介護保険制度の重要性と介護職員の処遇改善の必要性を感じずにはられません。

また、若年性の痴呆がふえる傾向の中で、介護の形態も日々変化していくことでしょうが、自宅で訪問介護や施設サービスを利用しながらも、1人で介護するという事は難しいことです。

安倍政権は、医療介護総合法によって公費抑制型の医療介護の提供体制をつくり上げる動きを進めています。

本市でも、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、住み慣れた地域で人生の最期を終えられるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保されるよう地域包括ケアシステムを進めています。もちろん、医療と介護などの連携はとても重要ですが、実際には在宅サービスも切り捨てられ入院・入所は制限するなど、国の姿勢は予算削減ありきです。

今は元気でおられる方も家族に負担をかけたくないの施設への入所を希望していますが、既に特別養護老人ホーム施設への待機者は84人ということですが、特老施設の建設予定はないとのこと。今で公的な特老施設をつくるべきだと考えます。

次に、公共下水道事業特別会計予算につきましては、水産加工業者が公共下水道に未接続が9工場あるという、そのうち1工場は停止しているということですが、川を汚すことは市民の生活環境はもちろんのこと、観光客にもよい印象を与えないでしょう。

しかし、事業者はそれぞれに下水道に接続できない理由があることでしょうから、これはきち

んと相談に乗り応急処置で対応できるような簡易措置はないのか、大事な地域の地場産業を守るためにも、すべての業者が市の下水道に接続できるような手だてを尽くすべきです。

次に、枕崎市立病院事業会計予算につきましては、市立病院が取り組んだ病児保育カンガルーのポッケは、働く女性の強い味方となり本市の人口減少にも歯どめをかける大きな役割を果たしていると思います。そして、近隣の自治体や子育て中の方々は、カンガルーのポッケに注目していることと思います。

今後は、将来を見据え、看護師を初め、保育士が病院の都合で働くのではなく、身分保障もしっかりと常勤で働けるような運営をすべきではないでしょうか。

最後に、水道事業会計予算です。

年々給水戸数が減り、今年度は38戸数の減で総戸数が1万0,702戸となっています。このままいくと水道会計は、完全な赤字経営となり、市民への水道使用料の値上げにとどまらず、水道事業そのものが成り立たなくなります。これは毎年言い続けていますが、今で一般会計からの繰り入れをして水道会計を立て直すべきです。

以上のことを述べまして、日本共産党は、反対の立場を表明いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第8号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、全議員が提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成28年第1回定例会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明  
及び各委員から出された意見・要望

平成28年 第1回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①清水 和弘	枕崎国際芸術 賞展について	1 枕崎国際芸術賞展を開催する目的は  2 風の芸術展と枕崎国際芸術賞展との違いについて  3 開催に係る費用対効果について  4 企業の協賛と寄附について  5 枕崎国際芸術賞展支援協会から公民館への寄附依 頼の趣旨について  6 作品出品予定者の反響と来場者の予想と対策につ いて  7 枕崎国際芸術賞展の瀬戸内国際芸術祭との連携し た取り組みとは何か  8 南溟館の雨漏り等による展示品への影響及び展覧 会開催への影響について	市 長 副市長 教育長 課 長
	ふるさと納税 について	1 本年度の現状と今後の見通し額、返礼品による本 市産業への影響について	市 長 副市長 課 長
	下水道終末処 理場からの悪 臭について	1 周辺地域住民や店舗の方からの悪臭に対する苦情 対策について	市 長 副市長 課 長
②沖園 強	南薩地区衛生 管理組合の運 営状況につい て	1 施設ごとの各市の利用状況と経常負担金の賦課割 合(%)は  2 アクアセンター万之瀬の各市の建設費負担金の賦	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>課割合は</p> <p>3 アクアセンター万之瀬の各市の経常負担金の賦課割合は</p> <p>4 各市の負担金賦課は、公平性が保たれているのか</p> <p>5 経常負担金賦課の均等割の比率の根拠は</p> <p>6 建設費負担金の均等割の比率の根拠は</p> <p>7 幹事会等では、負担金見直しの検討はされないのか</p> <p>8 新たな新ごみ焼却建設候補地の申し出があったと聞くが、本当か</p> <p>9 今後、新たな申し出があれば検討するのか</p>	
	<p>防災行政無線 整備事業について</p>	<p>1 整備事業計画の進捗状況はいかに</p> <p>2 現時点のエリアトークの整備状況は</p> <p>3 現在のエリアトークの電波は使えなくなると聞いているが、更新時の助成制度は考えていないのか</p> <p>4 現在、エリアトークに対しての他市の助成制度の状況はどのようになっているのか</p> <p>5 全域に戸別受信機を設置したと仮定した場合の予算は、どの程度になると思っているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	ヤンバルトサ カヤスデの対 策について	<p>6 戸別受信機の助成制度に対しては、過疎債の活用ができるのか</p> <p>1 ヤスデの薬剤の取り扱いは、毒物取扱者の資格が必要なのか</p> <p>2 薬剤の販売・頒布を各公民館の責任で行うことはできないのか</p> <p>3 高齢者などの交通弱者は、どのようなかたちで購入しているのか</p> <p>4 各年度の公道などへの散布状況は</p>	市 長 副市長 課 長
③立石 幸徳	災害対策につ いて	<p>1 東日本大震災から5年間経過した。この5年間で本市防災対策は、どのような点が改善・強化されたのか</p> <p>2 防災マップの活用、学校現場での子供たちの防災訓練について</p> <p>3 本年1月24日から25日における寒波による農業被害対策について（国・県の支援策と本市の対策）</p> <p>4 昨年の台風15号高潮被害地への海岸保全事業等の導入・進捗について</p> <p>5 枕崎市役所庁舎本館の耐震補強と大規模改修の設計内容について</p>	市 長 副市長 課 長
	産業振興につ いて	<p>1 九州新幹線全線開通後の本市観光面における新幹線効果はどのようなものか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④ 禰 占 通 男	福祉について	2 本市農林水産品の輸出振興について  1 介護離職の実態と解消策について	市 長 副市長 課 長
	小・中学校の教科書検定中閲覧及び教科書採択について	1 小・中学校の教科書採択は、どのような経緯で行われるか  2 今回問題になっている検定中閲覧は、いつ判明したのか  3 出版12社の教科用図書採択について、本市の状況は  4 鹿児島県の閲覧した関係者は延べ96人に上ると報道されているが、南薩地区の状況は  5 地方公務員法との抵触はないのか	市 長 副市長 教育長 課 長
⑤ 永野慶一郎	地域における医療及び介護の整備について	1 在宅医療はどのように取り組むのか  2 「療養病床廃止」14万床による本市への影響について  3 医師、看護師の確保は十分なのか  4 家族の介護・支援負担が考えられる。対処は  5 「地域医療構想」のまとめは、いつごろになるのか	市 長 副市長 課 長
	環境にやさし	1 第6次枕崎市総合振興計画（案）に、広域的な	市 長



質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
	<p>い潤いのある社会の実現について</p>	<p>ごみ処理施設の検討を行うとあるが、現段階での新処理施設の候補地選定における進捗状況はどうなっているか</p> <p>2 金山・桜山校区の公民館長を対象とした説明会の内容、結果はどうだったのか</p> <p>3 新ごみ処理施設が本市に建設された場合のメリットは何か</p> <p>4 デメリットとして、他市に建設された場合、運搬コストが市民の負担になるのではないのか</p> <p>5 ごみの分別・収集・減量化・再利用対策の推進を挙げているが、具体的にはどうやって市民に周知し、取り組んでいくのか</p>	<p>副市長 課 長</p>
	<p>安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて</p>	<p>1 総合振興計画（案）に、不妊で悩んでいる夫婦への相談窓口等を開設するとあるが、具体的にはどういったものなのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>豊かな人間性と文化を育むまちづくりについて</p>	<p>1 教育環境の整備・充実・老朽化の進んでいる校舎等の改修・改築の現段階での計画は</p> <p>2 未来を担う子供たちのコミュニケーションスキルの向上についての取り組みは</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>豊かな人間性を育む生涯学習の推進について</p>	<p>1 総合振興計画（案）に、青少年教育の充実ということで、リーダーの養成に努めるとあるが、今までの取り組みと今後について</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥豊留 榮子	介護保険について	<p>1 家族介護のために仕事をやめる、転職せざるを得ない「介護離職」者が年間10万人と言われております。安倍政権は「一億総活躍社会」の目玉として「新・三本の矢」の第三の矢に「介護離職ゼロ」を掲げました。その柱は、「必要な介護サービスの確保」と「働く環境改善・家族支援」となっているが、介護離職をゼロにできるのか、市長の見解を</p> <p>2 介護保険料は上がり続け、いや応なしの年金からの天引きで、高齢者の生活を圧迫する要因の一つとなっているが、保険料の軽減措置はどのようなになっているのか</p> <p>3 団塊世代が75才以上となる2025年をめどに、住み慣れた地域で人生の最期を終えられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される仕組みを「地域包括ケアシステム」としているが、本市の状況はどのようなになっているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	子育て支援について	<p>1 本市の「子ども・子育て支援事業計画」が5年計画で策定され1年になるが、実施状況はいかがか</p> <p>2 就学援助支援は義務教育までで、高校生になると打ち切られる。本来なら今から教育にかかる費用は大きくなるので、必要ではないか</p>	市 長 教育長 副市長 課 長
	生活保護制度について	<p>1 2013年度からの制度改定により、生活保護は社会保障費削減のためと言われ、昨年からは、住宅扶助が引き下げられ、11月からは冬季加算が引き下げられるなど厳しい状況におかれているというが、本市の実態はいかがか</p>	市 長 副市長 課 長
	災害対策について	<p>1 1月の大雪被害でグリーンピース、ソラマメ、ビワなどを栽培している農家が被害を受けたが、それぞれの被害額と被害を受けた農家数は</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦城森 史明	枕崎市地方創 生総合戦略に ついて	<p>2 農家の要望聞き取りなどをされて、市はどのような対応をされたのか。市独自の支援策は</p> <p>3 農家の方々は、いつもなら最盛期で一番忙しい時期なのに何もすることがなく情けないとこぼしている。せめて種代だけでもと言われる。国や県への支援要請は</p> <p>4 農業経営を支え後継者を育てるためにも、農作物の価格保証制度が必要ではないか</p> <p>1 産地産業グローバル展開支援事業において、対象が市内の中核的企業とあるが、具体的にどのような企業なのか 枕崎の企業において、グローバル展開の事例は、かつおぶし工場のフランス進出がある。それ以外のグローバル展開の事例はどういう状況か</p> <p>2 農林業の成長産業化事業において、枕崎産農産物の販売力強化とあるが、具体的にどのようなことか。 (1) グローバル市場への展開支援において、お茶・畜産物・かんきつ等における現況はどうか。今後どのように展開していくのか (2) TPPにおける影響は、畜産関係への影響が最も大きいと予測されている。本市は畜産業が非常に盛んである。平成27年度補正予算と平成28年度予算における畜産関係の補助事業はどのようなものがあるか</p> <p>3 企業誘致事業において、企業誘致支援員が配置されるのとのことだが、どのような内容なのか 企業誘致を行う対象企業については、どのような企業を想定しているのか</p> <p>4 政府は介護離職ゼロを目指すとうたっている。この高齢化社会において介護職の重要性は高いのに、</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		<p>介護職は人材難になっている。「安定した雇用を創出する」という中で、介護職を確保するための総合戦略における位置づけはどうなっているか</p> <p>5 移住定住支援事業において、三世代同居・近居の促進とあるが、どのような内容なのか</p> <p>6 政策パッケージに対する財政的な対応はどうなっているのか。財政的な裏づけが担保されないと政策パッケージは絵に描いたもちになる。</p> <p>(1) 総合戦略を後押しをして実現する財政体系はどうなっているか</p> <p>(2) 平成27年度補正予算における地方創生交付金において、本市の状況はどうなっているか</p> <p>(3) 平成28年度予算における地方創生交付金において、本市の状況はどうなっているか</p> <p>1 エリアトークが設置されている公民館においては、集落内放送は当然であるが、災害時における情報伝達用としての機能も重要性は高い。最近、メーカーの九電工が5年後は現在のものは使用できないと公民館を回っている。</p> <p>(1) 市においても、デジタル化ということが近い将来実施されるとのことだが、どういうことか。災害時の情報伝達との関連はどうなるのか</p> <p>(2) 県下自治体における災害時の情報伝達の事例はどのようなものがあるか（垂水市は各世帯にFMラジオを配付したとのこと等）</p> <p>(3) 防災関係において、情報伝達が一番重要であるが、本市はどのような方向性を持っているのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>防災無線について</p>		

平成28年第1回定例会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第1号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,430万円を追加し、予算総額を114億9,230万円にしようとするもので、当初予算額より5.5%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか2事業を平成28年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、自治体情報セキュリティ強化対策事業ほか3事業の追加及び過疎対策事業ほか10事業の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、減債基金費、自治体情報セキュリティ強化対策事業、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、南薩地区衛生管理組合負担金などである。
- ・ 補正財源は、地方交付税1億8,573万円、繰越金9,313万円、地方消費税交付金5,780万円、市税4,700万円、市債3,420万円、県支出金904万9,000円、諸収入303万7,000円、寄附金294万円、株式等譲渡所得割交付金160万円、財産収入87万2,000円、国庫支出金9万3,000円の増、繰入金9,885万1,000円、配当割交付金220万円、利子割交付金10万円の減で措置した。
- ・ 個人市民税は、当初予算と比較して、納税義務者数は23人減少しているが、課税所得約1億5,400万円の増等による調定額の増約850万円や収納率の上昇等で、1,140万円の増収を見込んでいる。
- ・ 法人市民税は、法人税割額について、その他事業所分において、当初予算では前年度の93%と予想していたが、雇用情勢が緩やかな改善傾向にあり給与所得も増加している状況等から、業績が改善傾向にあると思われ、対前年度113.4%、対当初167%の増となり、約3,800万円程度の増収を見込んでいる。
- ・ 法人税割額総体としては、前年度比89.1%、約1,400万円程度の減となっている。また、市民税総体では、対前年度比約97.7%、約2,100万円程度の減となっており、前年度を上回るような景気の改善にまでは至っていないと考えている。
- ・ 当初予算での調定に対する予定収納率は、市税全体で92.5%、市民税の部分では、法人の現年度が100%、滞納繰越分が13.9%を見込んでいた。
- ・ 法人市民税の滞納は、26年度決算では10件の58万5,878円である。
- ・ 地方消費税交付金の補正は、県からの最終的な交付予定見込み額の通知に基づいて増額となったものであり、地方消費税交付金分は2億6,040万円で、対当初比115%、約3,390万円の増額、社会保障財源交付金分は1億8,250万円で、対当初比115%、約2,390万円の増額である。
- ・ 地方消費税交付金分は、人口割と従業者数割の交付基準により、社会保障財源交付金分は、人口割の交付基準により県内の市町村に交付されている。
- ・ 普通交付税は、当初予算で31億2,000万円を計上していたが、国の補正により、7月の決定の際に調整率を乗じて減額した額を復活するとして、変更交付決定がなされ、32億5,942万円と決定された。これまで数回の補正の中では、繰越金を財源として補正を行ってきたが、今回、特別会計への繰り出し、そして市立病院等への負担金という大きな財政需要があり、決定額と当初予算額との差額1億3,942万円について補正している。
- ・ 特別交付税は、基本的に普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対して交付されるもので、その中に不採算地区病院に対する経費というものがある。この経費は、昨年度までは直近の国勢調査人口集中地区以外の地域に所在するものという条件があり、本市の市立病院は該当しなかったが、今年度から直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の

人口が3万人未満のものという条件に変更にされ、新たに算定されることとなった。

その基準額は、1床当たり84万2,000円に55床を乗じた額4,631万円で、今回、特別交付税で算定をされる見込みが立ち、その部分を財源として市立病院へ繰り出すもので、特別交付税についても、今回4,631万円を補正するものである。

特別交付税の不採算地区病院に対する経費は、条件が変わらない限り来年度も引き続き行われるものと思っている。

- ・ 市民税がふえたことによる今年度の地方交付税の算定に関し、基準財政収入額は、本市として見込まれる収入を地財計画の伸びで計上しており、既に7月に決定され、今回補正になった分は基準財政収入額として普通交付税の中に見込まれている。

なお、税収がプラスになるであろうという推測は、地方財政計画の伸び率の中で既に見込まれているが、団体ごとの影響が大きい法人税割の分については、実際の法人税割の収入と基準財政収入額に算入された法人税割の収入との差額について、翌年度以降3カ年で精算する措置がとられることになっている。

- ・ 国の平成27年度補正予算に係る地方交付税交付金1兆2,651億円の増は、交付税特別会計への繰り入れというかたちになり、その大部分は平成28年度への交付税の原資となる。今年度においては、その一部が、各都道府県・市町村の調整率を掛けて落とされた分に使われ、本市の場合では614万8,000円が追加で変更交付された。
- ・ 本市の地方交付税の見通しに関し、地方財政計画の中で、一般財源額の水準としては平成27年度と同水準を保っていくという考え方のもとに、財源不足があれば、地方交付税、臨時財政対策債等の中で対処をしていくという姿勢は、今後も変わらないものと考えている。本市としてある程度の地方交付税が本当に確保されるのかどうかということは、毎年毎年の地方財政計画の中で検証をしていかなければならない問題であると考えている。
- ・ 鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度の負担金は、今後の退職者数の増加を見越して退職手当の平準化を図る観点から、平成27年度に加入した退職手当制度の負担金である。  
負担金の額は、職員の年間の給与額に負担率を乗じて計算するもので、職員の給与等も補正を行ってきていることから、実績に応じて確定した額で補正を行っているものである。
- ・ 退職手当債は、団塊の世代の大量定年退職等に伴い、平成18年度から平成27年度までの10年間の特例措置として認められた制度であり、平成27年度の発行額は、当初予算で9,000万円の予算措置をしていたが、最終補正で7,000万円としている。

なお、退職手当債の制度は、ピークは越えたものの、まだまだ退職手当の高い団体もあるということで、さらに平成28年度から10年間延長されたところであるが、退職手当債は交付税措置のない借金であることから、本市は、平成28年度当初予算については、退職手当債を借りずに編成をしている。

また、27年度末残高は4億2,775万円であるが、当面、毎年度7,000万程度の償還が進み、残高は減少していく見込みであり、今後借り入れなければ平成36年度末で償還が完了する予定である。

- ・ 退職手当債の将来負担比率への影響は、平成26年度が約8%、27年度、28年度、29年度では、それぞれ約7%、約6%、約5%と減少していく。
- ・ 自治体情報セキュリティ強化対策事業は、概念的には、マイナンバー関係で市町村ごとを結ぶ回線とインターネットにつながる回線があり、2つのデータを1つのパソコン画面の中で処理できるシステムであったが、国から、回線も、処理する機器自体も別にしてセキュリティの強化を緊急に図るよう指示があり、今回、マイナンバー関係の回線及び機器と、インターネットを利用する回線及び機器を切り離すセキュリティ対策の事業に取り組むものである。

なお、現在、職員が1人1台のパソコンでインターネットを利用して調査事務などを行って

いる中で、今後、インターネットにつながるパソコンは各係に1台ずつの配分とならざるを得ないと考えている。そうすると事務に支障が生じることが予想され、全く別個の端末の必要性から今後の財政需要が高まってくる可能性があるが、今後の運用を見て判断をしたいと考えている。

- ・ 個人番号通知カードを受け取れずに返戻されてきた件数は、本市では905通であったが、再度通知を出すなどして、現在の未交付件数は193通で、1.7%の方がまだ受け取っていないところである。
- ・ 未配付の通知カードは、住所を本市に置いていながら他市に居住されている方や仕事をされている方で連絡がとれないところであるが、調査等を行い、できる限りすべての方に配付できるようにしたいと考えている。あわせて、居住実態のあるところに住所を置いてもらうよう働きかけも行っていきたいと考えている。
- ・ 個人番号通知カードが本人に配付されない場合または番号を提示できない場合でも、やむを得ない場合は、行政は住民基本台帳に記載されている番号を利用することができるが、本人がさまざまな手続をしない限り番号を使うことはないの、行政が強制的に利用することはないと考えている。
- ・ 個人番号カードの交付を申請されている方は、3月2日現在で1,229名と通知を受けているが、郵送で申請されている方の分はJ-LISの機器へ登録できていないものがあることから、それ以上に申請があるものと思われる。
- ・ 個人番号カードの申請は任意であり、各種の手続に際し、個人番号カードをつくらなくても番号通知カードと本人確認のできる書類を提示すれば、何ら問題はない。
- ・ 地方バス市内路線維持費は、枕崎・道野・金山の循環線の維持費に対する補助である。この路線はいわゆる旧制度の第3種の生活路線であり、廃止対象となったが、制度の変更時点で議会にも相談の上、運行費と収入の差額を補助し路線を維持していただいている。
- ・ 地方公共交通特別対策事業は、空港バスに対する事業補助である。この路線は、平成25年度までは若干の黒字が確保できていたが、平成26年度からは運送費用の高騰により費用と収入が逆転したことから、県が運行経費等を審査し路線の通っている市町村へ負担分を割り当てて、その負担金を拠出して維持していくという位置づけである。
- ・ コミュニティバスの運行に関しては、地元の交通関係事業者及び利用者になるであろう障害者の方、老人クラブの方を集めて協議会を開き、素案を協議していただいたが、市内の交通事業者から、今で何とかバランスを保って事業を行っているの、こういう事業をスタートされると死活問題になるという意見があり、今、審議はストップしている状況にある。  
また、小型バスを使って地元の業者による運行はできないかということについては、市内で定期路線を持っているバス事業者の反対意向が見込まれることなどから、なかなか提案は難しい状況であるが、地域における移動手段を確保し、あわせて地元業者等の活用など、どのような方法がよいか今後も研究をしていきたいと考えている。
- ・ 地方路線バスの運行回数をふやすことはできないかということについては、道野金山線の循環バスについては、相談をしたとしても、車両や運転手の手配を理由に、なかなか応じてもらえないものと思われる。また、そのほかの市内を通っているバスについては、県全体の協議の中で、その運行回数が適切であるのか審査等がなされることになるが、採算性がない路線で車体を小型化し運行経費を下げるといった協議が、県の全体のバランスの中でどう判断されるのか、返答は難しい。
- ・ 地方路線バスの経路に停留所をふやすことはできないかということについては、停車回数が多くなり、その分の経費がかかるが、検討の余地はあると思う。要はバス会社に承諾してもらえるか、また、バス停の設置に関して、陸運局、警察との調整など、時間を要すると思う。

- 生活保護費国庫負担金は、生活保護費の給付後、所得・資産等が判明し過支給分となった部分について、負担割合に応じて国に返還する必要があることから、減額補正するものである。
- 本年1月末現在の生活保護実支給世帯数は、195世帯である。そのうち、高齢世帯が99世帯（うち高齢の単身世帯が96世帯）、母子世帯が12世帯となっている。
- 生活保護被保護者の方々に対しては、保護費は公費で賄われており、生活を維持するのに必要な経費を支給していることを認識していただき、遊興費などに過度に費やすことがないように、使途を十分考えた上で使うよう常々指導をしている。
- 生活保護世帯で就労可能な世帯については、ハローワークが毎月1回、定期的に行っている巡回相談を必ず受けるように指導している。また、随時、それぞれでも求職活動をするように指導をしており、ケースワーカーが、定期的にその状況等について聞き取りをしながら把握し、さらなる就職活動をするように指導をしている。
- 延長保育促進事業の減額については、市内の1保育園において、当初1時間の延長保育を行う予定で計画していたが、30分の延長時間に変更したことにより補助基準単価が落ちたことに伴う減額である。
- 本市においては、保育園等の待機児童はいない。
- 国民健康保険特別会計繰出金の補正の理由は、国民健康保険の財政健全化行動計画に基づき、単年度収支分の赤字見込み分については、一般会計からの繰入金で措置するということが決定されており、今回も平成27年度で赤字が見込まれる部分について、一般会計から繰り出しを行うものである。

本年度で見込まれる赤字の一番大きな要因は、平成27年度から始まった県全域での1円以上の医療費に対する保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金との部分で、当初見込みと比べると、国保連合会の当初試算と現時点での試算が大きく違ったことによって、赤字部分が大きく拡大したものであり、そのほか最終的には歳入歳出における赤字部分も計画に沿って、一般会計から措置しようとするものである。

保険財政共同安定化事業は、県全体の医療費見込み額に対し、本市の3カ年の医療費の平均額及び被保険者数に応じた額に基づき算定され、今回、拠出金がふえているものである。

- 南薩衛生管理組合で建設を進めている汚泥再生処理施設の契約金額の変更がなされ、本市分として新たに1,467万6,000円の負担が生じることとなったが、その財源について、過疎債としては、全国的に要望額の調整がなされて追加配分は難しいという状況の中、組合からも県に経過説明を行い、本市からも県に要望に伺い、また県も国へ要望を行ってもらい、追加工事分全額の1,460万円の借り入れ申請が認められたところである。

なお、一般財源については、過疎債が全国的に要望額の調整がなされたことにより、既存予算分の汚泥再生処理施設整備事業の中で申請額と予算額に差が生じていたが、今回申請額と予算額との差を減額したことで、補正額に350万円の一般財源負担が生じているかたちになっている。

- 農地整備事業は、当初の全体事業費が5,500万円で、地元負担金は380万4,000円であったが、事業費が1,920万円となったため、負担割合に応じてそれぞれ減額するものである。なお、負担割合は、国が50%、県が29.25%、残り20.75%は市と地元負担で、そのうち市が3分の2、地元が3分の1となっている。
- 青年就農給付金の減額理由は、新規青年就農者への予算に対し、6名の方が相談に来られたが、1名の方しか採択要件に合致しなかったことから、当初見込んでいた予算額を減額するものである。

6名中1名しか採択されなかった原因は、給付要件として、農地の所有が親族以外の方から50%以上を占めることとされており、農地を確保することができずに対応できなかった方、



また、新規作物を導入することとされているが、農業後継者の方の中には、新しい新規作物については着手はしたくないという意向があり、それぞれ給付要件に合わなかったものである。

- 青年就農給付金に関し、地域おこし協力隊の農業関係の活動に対する給付については、国の給付要件が専任的な農業者に限ったものであれば支給は難しいと思われるが、農政・農業関係の就農支援、就農指導のプログラムなどテーマを持って地域に入っていただく方には、該当する補助がないかという検討をして手助けを行えば、地域おこし協力隊も応募が多くなるのではと考えている。
- 本年1月の寒波による農業被害については、国の雪害対策の事業に係る県の説明会が行われることになっており、それを踏まえて3月24日に農家等への説明会を予定している。  
事業の要件として、市が30%以上の雪害被害があったと認める作物となっており、本市では実エンドウ、ソラマメ、ビワについて計画を作成し、国へ提出している。また、本年7月には実績を取りまとめて報告することになっている。  
なお、本事業は、共販をされていない販売農家も対象となる。
- 市内でHACCP認定を受けている加工場は、1工場が対米HACCPの認定を受けている。  
海外輸出に向けたHACCP取得については、対EU、対米、対カナダなど、それぞれ認定要件があり、対米、対カナダは、工場だけ要件を満たせば認定が受けられる。  
本市の加工業者は、有志で進めているフランスかつおぶしをはじめ、対EUを目指して少しずつ進めているが、対EUでは、水揚げ、運搬、冷蔵庫、そして加工場と、すべてに関して衛生管理など食品安全の取り扱いをしなければならぬことから、すぐには認定はとれない状況であり、各工場、平成25年度から水産庁のHACCP対応型の施設改修支援事業を利用しながら改修を進めてきているところである。
- 本市の特に若い後継者のいる加工場では、衛生管理に対して前向きに取り組んでおり、大日本水産会などが開催するHACCP関係の説明会や講習会を受講している。また、今後も市が先頭に立って講習会などを進めていく計画である。
- 学校施設整備費の工事請負費1,854万円の減額は、国の3分の1補助の学校施設環境改善交付金事業により、別府小学校の屋内運動場、立神小学校の格技場、校舎及び屋内運動場について、非構造部材耐震化事業を行い、その執行残として計上したものである。  
今回の事業は、屋内運動場等のつり天井、照明のLED化、外壁などの部分の耐震化事業を行っている。
- 桜山中学校の校舎の雨漏り防水工事は、平成28年度当初予算に計上している。  
また、小学校費・中学校費に、それぞれ修繕費を組んでおり、軽微なものについてはその都度改善し、子供たちの安心・安全の教育環境に努めていきたいと考えている。
- 枕崎小学校の飼育舎については、だいぶ老朽化が進んでいることから、平成28年度に解体を行う予定である。なお、新しい飼育舎については、今後検討をしていかなければならないと思うが、当面は、学校側で小さなウサギ小屋をつくって、子供たちの動物への親しむ教育に努めているところである。
- 桜山小学校近くの交差点付近で発生した事故に関し、横断歩道の表示を手前にする方法や山下側から左折する曲がり角にラバーポールを明示して、曲がり角をわかりやすくする方法等を検討しているところである。

#### ○委員からの意見・要望

- 桜山小学校近くの交差点付近で発生した事故に関し、現実には事故が発生したわけであるので、道路改良、交通安全対策において、安全が図られるよう早急に対応してほしい。
- 地方路線バスの枕崎・道野・金山の循環線は、見通しの非常に厳しい状況にあると思うが、

1年でも延命化するために、例えば、滑川橋の完成に基づいて路線を変更するというようなこともあり得ると思うので、道野から桜山上町の人たちの利用状況を調べておいてほしい。

- ・ 南薩衛生管理組合で建設を進めている汚泥再生処理施設の追加工事に関し、今回は特別に過疎債を充当できることになったことは歓迎すべきことだと思うが、広域で行う事業については、その事業内容や負担のあり方など、本市が主張すべきところはきちっと主張してほしい。
- ・ 本市加工場のHACCP取得に向けての取り組みでは、県内でいち早く取り組んだ東町漁協の施設や、静岡県で斬新的な考えをした施設など、先進的なところの視察等も行ってほしい。

## ◎議案第2号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,054万7,000円を追加し、予算総額を47億6,517万3,000円にしようとするもので、当初予算より7.6%の伸びとなる。
- ・ 補正の主な内容は、平成27年度実績見込み等に基づく歳入歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減である。
- ・ 徴税费については、県特別調整交付金のうち適正賦課・徴収率向上対策分の対象経費に計上した時間外手当相当分53万2,000円を一般会計へ繰り出すものである。
- ・ 共同事業拠出金については、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成27年度拠出金交付金の決定通知に基づき、高額医療費拠出金を313万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を5,556万3,000円増額した。
- ・ 保健事業費については、特定健診未受診者勧奨事業費のうち、国県支出金の対象となった時間外手当相当分16万9,000円を一般会計へ繰り出すものである。
- ・ 償還金及び還付加算金については、平成26年度療養給付費等負担金の精算返納金2,010万6,000円と国及び県の平成26年度特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納金72万6,000円を増額した。
- ・ 繰出金については、市立病院の医療機械等整備に伴う直営診療施設勘定繰出金64万円を増額した。
- ・ 以上の財源として、国庫支出金5,770万4,000円、繰入金2億1,573万2,000円の増と、国民健康保険税1,426万円、県支出金39万5,000円、共同事業交付金5,615万2,000円、諸収入1億2,208万2,000円の減で措置した。
- ・ 平成27年度の保険財政共同安定化事業拠出金が当初の見通しと違う原因については、当初予算を編成するに当たり、国保連合会から示された基準拠出対象額が33億6,000万円程度ふえたということ、また、本市の医療費は平成25年の伸びが大きく、対象となる平成23年から平成25年について、県内での本市の拠出金負担率が上がったことから5,556万円程度の増となった。  
一方、交付金の減の原因についても、国保連合会が当初見込んでいたものとの違いによるものである。
- ・ 保険財政共同安定化事業では、平成27年度確定で、交付金から拠出金を引くとマイナスになるが、平成26年度までは、国の負担率2%が減になった部分が県の特別調整交付金として入ってきており、平成27年度からはその部分について、負担調整のために保険財政共同安定化事業で激変緩和することまで加味すると、プラスになると思われる。
- ・ 県全体での見込みについては、新たな制度改正によって赤字幅が1億9,700万円と大きいところもある。逆にプラスになるところもあり、大きく変動するところについては激変緩和策も講じられるということになる。

- ・ 高額医療費共同事業の拠出金と交付金の差異については、高額医療費の対象レセプト件数は増加しているが、前年度と比較し前期高齢者に係る調整額がふえたことから、対象となる交付金が減ったということになる。
- ・ 高額医療費共同事業については、国・県からの負担金も加味すると、交付金から拠出金を引いて、4,050万円程度プラスになる。
- ・ 制度改正による共同事業の交付金の算定式で変更となった前期高齢者被保険者にかかわるすべてのレセプトの80万円までの部分の額の合算額に掛ける給付率については、27年度が83.55%となっており、毎月の交付通知書内で示されている。
- ・ 給付率については、国保連合会からの総体的なものもなく、また、他市の状況調査も行っておらず比較できないが、その保険者が負担している正確な額を算出するためのものだと思うている。
- ・ 平成27年度の決算見込みについては、12月議会で保険給付費を保守的に見込んで増額したが、現時点で予算より下回ってくること、歳入面では、国庫支出金で療養給付費等負担金が例年申請額より多く来ること、本市は県内でも徴収率が高く、保険税収納率向上対策分として、特別調整交付金が該当するのではないかとということ、今まで国の負担率2%減分を県が負担しており、その本市への影響分を要請していること、共同事業に係る国保連合会の積立金に剰余金が発生し、お返しするという通知が来ていることなどがあり、約1億2,000万円から1億3,000万円程度が現在の予算額よりもプラスになる要因もある。
- ・ 平成30年度からの新しい制度で行う場合の保険料については、国保新制度移行準備連絡会の財政部会で協議中であり、算定方法は現時点では、未定である。
- ・ 国保財政を好転させていく取り組みとしては、まずは生活習慣病対策として、自分の健康状態を知ってもらうため、特定健診を必ず受診するような取り組みをしなければならない。  
平成27年度は、鹿児島大学と共同で尿中の塩分濃度を測定しており、平成28年度については、受診者全員分を測定し、高血圧対策と糖尿病対策に取り組む予定である。  
また、現在策定中の健康まくらざき21の第2次において、市民一人一人に対し取り組んでほしいことを掲載しているが、さまざまな機会を通じて周知し、健康に対する市民の意識を高めるための取り組みを考えている。
- ・ 特定健診の受診率は、平成26年度は1月時点で44.0%で、本年度は44.4%と若干伸びる見込みである。
- ・ 平成26年度に市で行った集団健診は、全体の受診者2,243名のうち1,544名で68.8%である。
- ・ 特定健診受診率の向上のための取り組みとして、平成27年度から受診率が優良な公民館を表彰する制度を設けているが、アンケート調査によると通院しているため受診する必要がないとの回答も多く、今後、医療機関からの情報提供制度を利用していく以外にないのではないかと考えている。

### ◎議案第3号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

#### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ649万9,000円を減額し、予算総額を3億1,938万4,000円にしようとするもので、当初予算額より0.3%の減となる。
- ・ 補正の内容は、後期高齢者医療保険料の減収見込み及び保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金649万9,000円の減額である。
- ・ 以上の財源として、繰入金51万6,000円の増と後期高齢者医療保険料701万5,000円の減で措置した。
- ・ 後期高齢者医療特別会計の保険基盤安定繰入金制度は、国保と同様に、後期高齢者医療保険

料の軽減措置をした分に対して、その4分の3は補助金として入ることになっている。

- ・ 保険料の軽減対象の見込み数については、平成27年度当初予算の算定状況では、全対象見込み数4,396人のうち、軽減に該当する対象見込み数を3,381人で計上しており、その内訳は、9割軽減の対象者は1,098人で全体の32.5%、8.5割軽減の対象者は1,107人で32.7%、7割軽減の被扶養者分で対象者は302人で8.9%、5割軽減の対象者は408人で12.1%、5割軽減の被扶養者分で対象者は94人で2.8%、2割軽減の対象者は372人で11.0%となっている。

#### ◎議案第4号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、予算総額を7億4,317万7,000円にしようとするもので、当初予算額に対し6.5%の減となる。
- ・ 補正予算の主な内容は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増で、一般管理費が1万9,000円の増、処理施設管理費が4万6,000円の減、排水施設管理費が4万1,000円の増、下水道整備費が1万3,000円の増である。
- ・ 以上の財源として、繰越金1,238万5,000円の増、一般会計繰入金1,235万8,000円の減で措置した。

#### ◎議案第5号平成27年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入において、入院収益及び一般会計負担金の増に伴い、医業収益を8,617万4,000円、医業外収益を588万9,000円追加するほか、一般会計補助金の増に伴い、附帯事業収益を176万2,000円追加し、収益的支出において、材料費の増並びに給与費、経費及び減価償却費の減に伴い、医業費用を411万8,000円の減額しようとするものである。
- ・ 補正後の収支は、総収益6億5,935万円に対し、総費用6億8,334万5,000円となり、2,399万5,000円の純損失となる見込である。
- ・ 資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金及び一般会計負担金の増に伴い、収入を221万円追加し、建設改良費の減に伴い、支出を814万3,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、収入221万円に対し、支出が2,597万3,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額2,376万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。
- ・ 市立病院の一般会計からの繰り入れの中には、医業収益に国の基準に基づいた救急医療に関する部分、その他医業外収益に医師派遣に関する部分及び改革プランに関する関係、また、資本的収入では、国の基準に基づく建設改良に係る部分がある。それと今回の補正の不採算地区の病院に対するものである。
- ・ 全国で今回不採算地区の適用の対象となった公立病院については把握していないが、近くの例では、以前から坊津の病院が該当しているようである。
- ・ 改革プランに関する経費の一般会計からの負担金は14万5,000円である。  
改革プランに対する費用については、平成20年度から繰り出しを受けており、年2回経営評価委員会を開催し、改革プランの進捗状況の審査を行う際の旅費、謝金等の経費部分である。
- ・ 新改革プランについては、現在審議中の地域医療構想での市立病院の役割が明らかにならないと計画も立てられない状況である。地域医療構想が来年度の夏場から秋口にまとまる予定になっており、それ以降の策定になると考えている。
- ・ 病院事業の経営の見通しについては、2年に1回の診療報酬の改定があること等があり、黒字化の時期は明言しがたい部分である。

- ・ 平成27年度当初予算で見込んでいた入院患者数1万9,398人、外来患者数1万6,698人、1日平均で入院53人、外来66人に対し、決算見込みでは入院1万8,900人程度、外来1万6,100人程度と見込んでいる。
- ・ 未収金の額168万7,000円の処分については、債務承認等をしていること等もあり、引き続き回収に努めていきたいと考えてる。
- ・ 追徴課税を受けて病院が肩がわりで支払った部分について、現在200万円弱の未収部分が生じているが、5年さかのぼっての調査であり、非常勤医師等現在所在不明の方もいるようなことから、全額回収はなかなか難しいと考えている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 決算や予算の審議の際にも、他会計からの負担金等を省いた病院自体の経営での収支を示してほしい。
- ・ 病院経営の見通しについては、地域医療構想を見定めて云々というよりも、先取りしたかたちで、しっかりした経営計画を早急に立てて、示してほしい。
- ・ 入院患者数、外来患者数の数が落ち込んでいる要因を把握すべきであるので、可能であれば調査してほしい。

#### ◎議案第6号平成27年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増減で、総額で103万9,000円の増額となる。
- ・ 第2条収益的収入及び支出において87万7,000円増額し、合計で4億3,324万8,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.03%の減となる。なお、純利益は2,512万7,000円となり、当初予算額に対し17.3%の増となる。
- ・ 第3条資本的収入及び支出において16万2,000円増額し、合計で2億6,307万6,000円にしようとするもので、当初予算額に対し16%の減となる。
- ・ 第4条職員給与費は、総額で103万9,000円増額し、1億2,204万2,000円となるが、当初予算額に対し2.6%の減となる。

#### ◎議案第44号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

##### ○予算の概要

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,338万4,000円を追加し、予算総額を115億4,568万4,000円にしようとするもので、当初予算額に対し6.0%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、地方創生加速化交付金事業に係る5事業及び雪害対応産地再生緊急支援事業を追加し、平成28年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 補正予算の内容は、平成27年度の国の補正予算に伴うもので、地方創生加速化交付金事業として、新ホームページ作成事業、空き家調査事業、地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業、地場産業・観光PR用動画制作事業及び香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業の5事業を、また、1月に発生した低温による被害対策として、雪害対応産地再生緊急支援事業である。
- ・ 新ホームページ作成事業、地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業及び香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業については、経費の一部を平成28年度当初予算に計上したが、国・県との協議を経て、地方創生加速化交付金事業として決定したことから、今回の補正予算でお願いしたものであり、この3事業については、6月の補正予算において、減額

を予定している。

- ・ 今回の補正財源については、国庫支出金5,278万4,000円、繰入金60万円の増で措置した。

## ○当局説明

- ・ 空き家調査事業については、今後さまざまな情報発信により枕崎市内への移住の増加が想定されることから、実際、活用可能な空家がどの程度あるのかという基礎データとしての空家情報を求めておきたいということで、2,000軒を対象に民間の専門会社に委託し、利活用が可能かどうかを調査するものである。
- ・ 空家情報を把握するために、不動産事業者への情報提供も有効な手だてであると思うが、不動産事業者が管理していない空家もあるので、今回の調査は、利活用可能なものができるだけ拾い上げたいという考え方で行うものがある。
- ・ 空家の調査に当たっては、新聞受けにチラシ・ダイレクトメールが大量にたまっている状況、窓ガラスが割れたままカーテンがない状況、家具がない状況、門から玄関まで草が生え出入りしている様子が見えない状況、売貸物件の表示がある状況、電気メーター等が動いていない状況といったことを判断基準として、実際、利活用が可能かどうかについて調査して、判断していくことになると考えている。
- ・ 地場産業・観光PR用動画制作事業については、PR用動画を鹿児島県観光連盟会員の交通・運輸・旅行業へ、また、ぶえん鯉スタンプラリー、観光協会の関西かごしまファンデーや福岡キャンペーン、薩摩半島観光振興協議会キャンペーン、薩摩半島南部観光実行委員会キャンペーンでのPR活動で県外の旅行エージェントにも配付し利用していただくとともに、さつま黒潮きばらん海枕崎港まつり、Show-1グルメグランプリ、コンカツプロジェクト関係イベント、地場産業振興センターの催事出展など県内外イベントでのPR用として活用するものである。  
また、英語版DVDについては、鹿児島県南部広域観光物流実行委員会セールス活動において活用するものである。
- ・ PR用パンフレット、ポスターについては、市内観光施設に配置するとともに、PR用動画を配付する国内外の交通・運輸・旅行エージェント等を対象にあわせて配付して利用していただくものである。
- ・ 事業効果としては、PR用動画等を市のホームページに掲載すること等により、インターネットを通じて世界中へ発信するとともに、観光展、イベント開催時での放映、旅行会社等へのセールス活動など、さまざまな場面で効果的に活用することで、本市の知名度アップ、国内外からの交流人口の増加、移住・定住促進につながり、本市の観光・地場産業のさらなる振興が期待できるものと考えている。
- ・ 観光施策については、枕崎駅、アートのストリート、青空美術館、明治蔵、火之神公園、特産品の販売・購入ができる地場産業振興センター、かつお公社、食事とともに特産品を購入できる枕崎お魚センター、かつおぶし工場の見学、枕崎市漁協のマイナス50度の冷凍庫の体験等の観光資源を組み合わせたかたちで観光客の皆さんに楽しんでもらいたいということで、毎年、さまざまな施策を導入し進めているが、今後も引き続き新たな観光資源の発掘や、外国人観光客誘致のための広域での取り組みなどを含めて施策を進めていくことが必要だと考えている。
- ・ 香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業の事業主体は、4市1町で構成する鹿児島県南部広域観光物流実行委員会である。
- ・ 具体的な実施事業については、観光部門では香港を対象にした誘客戦略の策定として、4市1町エリア内の観光客の現状が正確に把握できていない中、香港をはじめとしたアジアの観光客動向の分析、検討を行い誘客戦略を策定し、今後、4市1町エリア内の受け入れ体制の

整備や誘客プロモーションに活用するため、この鹿児島県南部広域観光推進計画策定事業を実施するとともに、香港博覧会への出展・参加、セールス活動を行うほか、観光・物流両面において、香港の広告媒体を中心とした情報発信、香港観光関係者を4市1町のエリアに招聘して、実際に観光資源を見てもらい、旅行商品の造成、情報発信を図り、エリア内の観光コンテンツの掘り起こしや磨き上げを行うものである。

- ・ 物流部門においては、香港商談会への出展については、香港フードエキスポ日本パビリオンに出展するという事で、出展業者については、4市1町エリア内において香港への輸出を見込める事業者を優先的に選定することや、貿易商社や物流事業者とのマッチングを行い、輸出に向けた体制を構築するものである。
- ・ 輸出スキルアップとしては、香港輸出セミナー及び個別商談会の実施、地域内輸出商談会の実施、また、観光・物流連携した香港通販への出展として、インターネットを活用した海外から直接受注できる仕組みを確立して、小ロットでも輸出可能なシステムを構築するとともに、本事業の継続的な体制を構築するため、地域企業等を活用した輸出拠点設立の可能性を探る取り組みを実施するほか、旅行会社のホームページ内での4市1町エリア内の特産品販売のシステム構築を図り、エリア内製品の販路拡大と旅行会社と連携した観光客増加を行っていくこととしている。
- ・ 地方創生加速化交付金事業の財源として一般財源を60万円充てていることについては、鹿児島県南部広域観光物流加速化事業で職員の旅費等を計上していたが、これが交付金の対象外であるということから、一般財源で負担するものである。
- ・ 雪害対応産地再生緊急支援事業については、南さつま農協枕崎支所において、実エンドウ・ソラマメ農家等を集め、説明会を開催する予定であり、その内容は、国・県の事業の内容、農家ごとの作付面積等の掌握の仕方、片づけや補助対象となる後作への対処等について説明を行う予定である。
- ・ 10アール当たりの補助金の内容については、種苗代、肥料代、農薬代、マルチ代等を対象として、栽培基準表に基づき、実エンドウでは、必要経費7万9,022円の資材費に対し、消費税を除き2分の1の3万6,584円と片づけ経費として定額1万1,000円の計4万7,584円程度を想定している。  
ソラマメにおいては、資材費合計10万9,254円に対し、5万0,580円と片づけ経費として定額1万1,000円の計6万1,580円を想定している。
- ・ 対象となる農家へは、農協の部会員には農協から、農協系列以外の方へは取扱業者のほうから連絡してもらっているほか、お知らせ版への掲載や公民館の集落放送等をお願いし、周知を図っている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 地場産業・観光PR用動画制作事業等に関し、単にパンフレット等の作成やホームページのリニューアルをただけでは観光客の増加はあり得ないと思うので、観光協会やボランティア等を積極的に活用し、真に有効な宣伝となるように努めてほしい。
- ・ 雪害対応産地再生緊急支援事業については、今回の被害は、かつてない壊滅的なもので、農家の皆さんが非常にめいっている中での支援で、ある程度元気が出てくるのではないかと思う。また、支援事業の対象となる農家が漏れることのないよう、周知を徹底されたい。

#### ◎議案第7号平成28年度枕崎市一般会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 一般会計予算の規模は106億4,700万円で、補助費等や繰出金などの減で、前年度と比較し

て2億4,300万円の減、率にして2.2%の減となっている。

- ・ 義務的経費は61億4,566万6,000円で、扶助費が施設型給付費の増などで増となったものの、人件費が一般職人件費の減などで減、また、公債費も減となったことから、前年度と比較して9,926万6,000円の減、率にして1.6%の減となっている。予算総額に占める義務的経費の割合は57.7%で、前年度に比べ0.4ポイント高くなっている。
- ・ 投資的経費は13億6,950万円で、普通建設事業費において、補助事業費が小・中学校の屋内運動場等の非構造部材耐震化事業の完了で減、県営事業負担金についても広域漁港整備事業負担金の減などで減少したものの、単独事業費が市役所本館の耐震補強工事と外壁改修工事や市営住宅潟山団地の建替事業に着手することに加え、土地開発公社の平成24年度から5カ年での健全化計画に基づく臨空工業団地の取得計画の最終年度として、土地取得費が大幅増になったことから、前年度とほぼ同額の31万円の減、率にして0.0%の減となっている。予算総額に占める投資的経費の割合は12.9%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっている。
- ・ その他の経費は31億3,183万4,000円で、前年度と比較して1億4,342万4,000円の減、率にして4.4%の減となっているが、その内訳は、補助費等が国の補正予算により新たに創設された年金生活者等支援臨時福祉給付金制度により大きくふえる要因はあったものの、汚泥再生処理施設整備事業に係る南薩地区衛生管理組合負担金終了の影響などで減となったのをはじめ、繰出金もこれまで当初予算から計上していた国保会計への繰出金で、県広域化等支援基金貸付金償還金分について終了したことにより減となっている。予算総額に占めるその他の経費の割合は29.4%で、前年度に比べ0.7ポイント低くなっている。
- ・ 市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、21億4,221万2,000円を計上しており、前年度と比較して3,679万2,000円の増、率にして1.7%の増となっている。
- ・ 地方消費税交付金は、地方財政計画における地方消費税の伸び率などを踏まえ、4億2,610万円を計上しており、前年度と比較して4,100万円の増、率にして10.6%の増となっている。
- ・ 地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、33億4,000万円を計上しており、前年度と比較して1億3,000万円の減、率にして3.7%の減となっている。
- ・ 国庫支出金は16億1,828万円を計上しており、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の増などにより、前年度と比較して7,625万4,000円の増、率にして4.9%の増となっている。
- ・ 県支出金は7億4,514万8,000円を計上しており、普通建設事業費の減などにより、前年度と比較して1億3,798万9,000円の減、率にして15.6%の減となっている。
- ・ 財産収入は1億2,373万2,000円を計上しており、臨空工業団地売払いの増などにより、前年度と比較して1億0,810万4,000円の増、率にして691.7%の増となっている。
- ・ 繰入金は、財政調整基金や地域振興基金、庁舎整備基金などからの繰り入れなどで、3億4,010万1,000円を計上しており、前年度と比較して1億0,310万円の増、率にして43.5%の増となっている。
- ・ 市債は10億8,760万円を計上しており、汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金終了の影響などで減となり、前年度と比較して4億4,670万円の減、率にして29.1%の減となっている。
- ・ 自主財源は32億5,658万8,000円で、市税や財産収入、繰入金、諸収入の増などにより、前年度と比較して3億5,108万6,000円の増、率にして12.1%の増となり、歳入全体に占める割合は30.6%で、前年度に比べ3.9ポイント高くなっている。
- ・ 依存財源は73億9,041万2,000円で、地方消費税交付金や国庫支出金は増加しているものの、市債をはじめ、県支出金、地方交付税の減などにより、前年度と比較して5億9,408万6,000円の減、率にして7.4%の減となり、歳入全体に占める割合は69.4%で、前年度に比べ3.9ポイント低くなっている。



- ・ 一般財源は68億4,264万2,000円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は減となったものの、市税や地方消費税交付金、財政調整基金繰入金などが増になったことに加え、臨空工業団地の売却により、財産収入が増加したことにより、前年度と比較して7,012万円の増、率にして1.0%の増となり、歳入全体に占める割合は64.3%で、前年度に比べ2.1ポイント高くなっている。
- ・ 特定財源は38億0,435万8,000円で、市債が大きく減少したことなどにより、前年度と比較して3億1,312万円の減、率にして7.6%の減となり、歳入全体に占める割合は35.7%で、前年度に比べ2.1ポイント低くなっている。
- ・ 平成28年度の特徴的な事業としては、平成27年度から準備を進めてきた枕崎国際芸術賞展が7月から開催される予定となっている。また、同じく27年度から準備を進めてきた地域おこし協力隊についても1名を配置する予定である。さらに、新規事業として、産科医療体制確保支援事業や不妊治療費助成事業、自治公民館再編推進事業などにも取り組む予定としている。
- ・ 地方消費税交付金の社会保障財源化分の収入は1億7,560万円を見込んでおり、社会保障施策に要する経費は34億6,381万4,000円となっている。

### ○当局説明

- ・ 総務費中、防犯灯設置及び維持費補助は、防犯灯の設置費と維持管理費に対する補助があり、防犯灯設置費補助は、毎年度、公民館へ希望を聞き、申し込みがあった公民館等に1灯程度の配分ができるようにしている。また、防犯灯維持費補助は、公民館が実際に支払った電気代の1割程度ではあるが、予算の範囲内で補助している。
- ・ 防犯灯の設置費補助については、老朽化や災害等による交換または新設の際のLED化についても対象としている。
- ・ 防犯灯の設置については、公民館において防犯上必要と判断されて申請がなされ、補助に際しては、現場確認を行い、その新設等をしなければならぬ場所や災害等で壊れた箇所を重点的に配分するが、各公民館からの申請状況を踏まえ、広く行き渡るような配慮も行っている。
- ・ 庁舎整備事業の財源については、庁舎耐震補強工事を単独事業で行った場合、事業費に対し、地方債が充当率100%、交付税措置率は70%、実質的な負担は30%の5,485万7,000円となる。一方、交付金を活用して行った場合は、交付金が3分の1で、残りは地方債で充当率が90%、交付税措置率が22.2%である公共事業等債の対象になり、実質的な負担額は9,743万5,000円と試算され、交付税措置率70%の地方債を活用したほうが実質的な負担額は4,257万8,000円少なくなる。
- ・ 市役所本館の外壁の色合いについては、サンプルを幾つか示してもらった上で、今後、庁内で検討していく。
- ・ 庁舎本館の耐震補強工事については、工期は、平成28年7月から来年の1月ぐらいまでを予定しており、工法は、市の業務に支障を来さないよう外づけタイプの工法で行う予定である。なお、庁舎前の駐車場は現在15台分あり、そのうち10台分は使用ができなくなると見込まれるので、その分は八潮跡の第3駐車場等を利用をしていただくように、看板等を設置するなどして周知していきたいと考えている。
- ・ 公共施設等総合管理計画策定に関し、資産老朽化比率は、有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、取得した資産が耐用年数に対してどの程度の年数が経過しているのかを見るもので、比率が高いほど老朽化が進んでいることになる。本市の資産老朽化比率は、これまでも市の公会計の公表の中で、貸借対照表等の資料の中に記載しており、平成24年度が55.9%、平成25年度が57.3%となっている。
- ・ 資産老朽化比率は、標準的には35%から50%程度とされているが、他の自治体と比較してどういう位置にあるのかということに関しては、現在、財務書類の作成が団体によってさまざ

まな方式で作成されていることから、国から、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、平成27年度から平成29年度までの3年間で、すべての地方公共団体で統一基準により作成をして、予算編成等に活用するよう要請があり、その中で、固定資産台帳の整備が前提となっている。

この固定資産台帳整備は、新たな公会計の整備に必須事項となっており、各団体が統一的な指標により老朽化比率を出すことによって、各団体間の比較も可能になってくると思う。

- ・ 公共施設等総合管理計画は、すべての公共施設を対象に策定する計画であり、国から来年度末までの策定が求められている。現在、庁内に公共施設を所管している18課で公共施設等総合管理計画策定部会を組織して策定準備を進めているところである。

この計画は、各公共施設の老朽化の状況、利用状況などの現状を把握した上で、今後の人口推移を考慮に入れながら、維持管理・更新等の中長期的な経費を明らかにすること、また、現状分析を踏まえて、更新、統廃合、長寿命化など公共施設をどう管理していくかを基本方針として記載するものである。

- ・ 計画策定に要する経費は、平成26年度から平成28年度までの3カ年間は、特別交付税により経費の2分の1が措置されることとなっている。
- ・ 公共施設の取り壊しは、通常、地方債の充当はできないが、当分の間は、特例措置で75%の充当率で一般単独事業債が資金手当てとして充当できる。

また、計画に基づいて公共施設の集約化・複合化を行う場合には、公共施設最適化事業債が充当率90%、交付税措置率50%で充当でき、計画に基づく転用事業については、地域活性化事業債が充当率90%、交付税措置率30%で充当できることになっている。

- ・ 公共施設等総合管理計画に並行して、市全体の固定資産台帳も整備していく計画であり、来年度中には、台帳整備を完了したいと考えている。
- ・ 固定資産台帳の整備については、地方公会計の整備に合わせて、枕崎市としての財産がどの程度あるのかを一つ一つ洗い出した上で、それぞれの財産ごとに台帳として整備をして、今後、新たに取得した場合には、その台帳に追記した上で、すべての財産の実際の価値を市全体として把握していくものである。
- ・ 危険空き家等解体撤去事業補助に関して、枕崎市空家等の適切な管理に関する条例を制定し、危険空家等の取り壊し等に取り組んできており、これまでAランクと判定された危険空家等は49棟で、そのうち22棟が解体されている。

平成28年3月1日現在のA判定の危険空家等は27棟で、校區別には、金山校区は7棟、桜山校区は5棟、立神校区は2棟、枕崎校区は10棟、別府校区は3棟となっている。

- ・ 危険空家等に対し、これまで指導・助言を43件、勧告を4件行っており、A判定以外の危険空家等を含めた解体は35棟となっている。
- ・ 指導・勧告等を行っても解体等をされないときは、命令・代執行の措置をとることが可能であるが、一義的には所有者が適正に管理していくことが求められおり、今後とも指導・助言を行うかたちで、1棟でも多くの解体等が進むように努めていきたいと考えている。
- ・ 地域おこし協力隊の募集については、本年1月に東京で開催されたJOIN（一般社団法人移住・交流推進機構）及び総務省の主催による全国募集説明会に参加し、35名の方と面談を行った。その後、首都圏等からの応募はなかったものの、市ホームページの募集案内を見たという鹿児島市の方から応募があり、面接をして、本年4月1日から本市の地域おこし協力隊として入ってもらうことが決定している。

なお、鹿児島市から本市への地域おこし協力隊が、特別交付税措置の対象となることは確認している。

- ・ 地域おこし協力隊推進事業の予算額は400万1,000円で、内訳としては、研修費、住宅代、

報酬、社会保険料、貸与する箱バンのリース料、燃料費、貸与するパソコンのリース料、隊員が使用する消耗品などである。

- ・ 社会保障・税番号制度に係るシステム改修等改修事業は、住民情報システム等の改修事業として、中間サーバープラットフォーム設備の利用負担金を211万円、厚生労働省分の社会保障・税番号制度に係るシステム改修費用として566万5,000円、合計777万5,000円を計上している。
- ・ マイナンバー制度に関しては、これまで広報紙等で周知を図っているところである。個人番号通知カードを紛失して見つからない場合は、再交付の手続をすることもできるが、マイナンバーカードであれば1回目の取得は無料となっていることから、マイナンバーカードのほうを取得していただくことも説明している。
- ・ マイナンバーカードの申請は、通知カードと一緒に同封された申請用紙やパソコン・スマートフォンにより、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）へ直接、申請することができる。カードが作成されて、市へ届いたときは、市から申請された方へ交付の通知を行い、交付の際は、本人確認を徹底して交付している。
- ・ 海区漁業調整委員会委員選挙費は、本年8月7日に委員の任期が満了することに伴う選挙に要する費用であり、本市の名簿登録者数は100人となっている。

海区漁業調整委員会は、設置された海区の区域内における漁業に関する事項を処理することを所掌事項としており、漁業権の免許を実質上決めること、指示権を有すること、入漁権の設定などの権限を有している。

本市が属する海区は鹿児島海区であり、委員は15名で、そのうち、選挙によって選ばれた委員が9名、知事の選任による学識経験者委員が4名、公益代表委員が2名である。

- ・ 広報まくらざきの配布世帯数は、予算の積算では9,250世帯としている。配布に当たっては、公民館等と委託契約を行い、月々の配布において増減についても対応しているが、実際余っているような状況があれば、印刷部数も含めて調査をして、経費の節減に努めていく。
- ・ 電算費に関し、電算システムの保守・改修等を業者に委託せずに専門の職員を配置したほうが早い対応が可能になるのではないかということについては、システムの保守・管理は、非常に専門的なものであり、これまでも業者に委託し、業者からシステムエンジニア1名の派遣を受けてその業務に当たっており、新たなシステムを入れるときなどは二、三名の体制をとっている。新たに専門の職員を採用してシステムの保守・管理を行うとしても、業者が入れたシステムにすべて精通をしていないと管理ができるものではなく、プログラムの導入自体から保守・管理まですべてを採用した職員が行っていくとなると、委託契約をしている業者のシステムエンジニアの人数ぐらいの雇用をせざるを得ないと思われることから、専門の業者に委託したほうが効果的であると考えている。
- ・ 賦課徴収費の市税等収納管理業務嘱託員に関し、平成26年度から職員削減に伴う事務補助員として窓口収納及び消し込み業務を行う臨時職員を配置していたが、期限付雇用であるため業務作業等の周知を年次的に繰り返さざるを得なかったり、配置後一定期間は正規職員が作業処理の事後確認等を行わなければならないなど、日常業務に支障を来していたところである。今回、臨時職員の嘱託員化を図ることにより継続雇用が可能となり、年次的な業務の引き継ぎの解消等、また市税等の徴収業務に従事させられることなどから、収納率の向上にもつながるものと考えている。
- ・ NOMA研修は、民間事業者が行う滞納整理の実務研修を福岡で2泊3日の日程で受講するものである。
- ・ たばこ税連絡協議会の負担金補助は、たばこ税連絡協議会がたばこの普及を図るための活動に要する経費等に対して負担金を拠出するもので、協議会は、本市、南さつま市の坊津地区、南九州市知覧地区の小売店等おおむね二、三十軒で構成している。

- 平成28年度の職員採用試験の募集に係る予算は、応募者数を一般事務で50人、専門職で50人を見込んで予算計上している。
- 民生費中、児童手当の月額は、3歳未満の児童が15,000円、3歳から小学校修了前の第1子及び第2子並びに中学生は1万円、3歳から小学校修了前までの第3子以降は1万5,000円である。
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業は、新たな補助事業として、現在、障害者手帳を持ってない軽度・中等度の児童で、補聴器を使うことにより日常生活での意思伝達能力に十分効果があると認められる児童に対して、補聴器購入に係る費用への助成を行うものであり、費用負担は、県が3分の1、市が3分の1、利用者負担が3分の1となっている。
- 障害者通所支援事業は、発達障害などがある児童にデイサービスあるいは保育士等の訪問による支援などを行っており、平成27年度当初予算と比較して約3,500万円の増となった理由は、児童の発達支援の対象者が前年度に比べて11人の増、放課後デイサービスの利用者が18人の増といった利用者の増によるものである。  
 障害児に対する市の支援策については広報紙等を通じて周知しているほか、子供の定期健診時に発達障害が疑われる場合などには、保護者へ関係施設の案内などを行っている。  
 対象児童の増加については、児童の発達障害に対する認知度の高まりにより、発達障害があるのではと思われる方たちがふえてきている状況や、デイサービスを行う事業所や発達障害児を対象とした利用施設がふえる傾向もあり、利用しやすい環境ができてきていることなどによるものと考えている。
- 新予防給付マネジメント事業は、介護保険で要支援1・2と認定された方が介護予防サービスを利用するために、指定介護予防支援事業者による介護予防のケアマネジメントを行うものであり、アセスメントの実施、介護予防サービス計画原案の作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング、評価、給付管理業務等が一連の流れとなっている。事業費の内訳は、介護支援専門員の嘱託員の報酬と、4事業所への委託に係る経費等である。  
 この事業を進めることにより、介護費用がふえるのではないかということについては、要支援1・2と認定された方がふえてくるとこの事業費はふえることになるが、要支援の段階でさまざまな予防給付を行うことで要介護への移行をおくらせる効果があると思うので、介護給付費総体の面からすると、この予防給付は進めていくべきだと考えている。
- 臨時福祉給付金等の平成28年度の対象者数は、臨時福祉給付金が6,200人、低所得高齢者に対する年金生活者等支援臨時福祉給付金が4,000人、障害・遺族基礎年金受給者等に対する臨時福祉給付金が450人を見込んでおり、対象と見込まれる方には個別に通知を行うこととしている。
- 敬老祝金が平成27年度当初予算と比較して約17万円の減額になった理由は、平成28年度に見込まれる支給対象者が、12名減となったことによるものである。  
 支給の対象者及び金額は、米寿の方が1万円、白寿の方が2万円、101歳以上の方が3万円、また、特別敬老祝金は、100歳の誕生日のときに10万円となっている。  
 敬老祝金について、以前行っていたように一定の年齢以上の方たちに一律に支給できないかということについては、高齢者は増加傾向にあり、財政の問題もあることから、当面は現行の制度を維持していきたいと考えている。
- 生活保護総務費の報酬に関し、生活困窮者自立相談支援員は、生活に困窮されている方たちに対して、その方が自立した生活が送れるように生活・就労関係のアドバイスなどの相談活動を業務とする非常勤職員である。
- 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法に基づく新しい制度であり、本市では平成27年度から実施している。この制度の市民への周知については、広報紙等を通じて行って

いるが、さらに効果的な周知が図られるよう検討していきたいと考えている。

- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業の対象世帯数は、本年1月末現在で289世帯で、そのうち母子家庭が253世帯、父子家庭が34世帯、養育者に養育されている世帯が2世帯ある。
- ・ ひとり親家庭等医療費は、母子・父子家庭などの親と子を対象に、児童が18歳に達した年度末まで保険診療分の自己負担相当額を助成するが、その対象から外れたときは、中学校3年生修了までの子供であれば子ども医療費の対象となる。
- ・ ひとり親家庭等医療費助成は、児童扶養手当法施行令に規定する所得制限を超えるときは、助成の対象外となる。なお、児童扶養手当の所得制限は、扶養義務者の収入が192万円で、扶養家族が1人増すごとに38万円が加算される額である。
- ・ 高齢者元気度アップポイント事業の実績は、平成25年度は、登録者数が696人、ポイントの交換件数が487件で、平成26年度は、登録者数が1,069人、ポイントの交換件数が770件であった。
- ・ 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業は、従来の個人で行うポイントアップ事業だけではなく、福祉見守り活動を行う団体のボランティア活動などに対して、ポイントを付与して商品券として換金する事業で、平成27年度から取り組んでいる。  
ボランティア活動を行う登録団体はふえてきており、地域の環境美化の活動など自主的な活動を通じて、元気づくり、生きがいくくり、介護予防などにつながることから、一定の効果があると考えている。
- ・ 地域見守りネットワーク支援事業は、地域の独居老人の方たちの日常の安否見守りなどを行うために、在宅福祉アドバイザーを設置して地域の見守り活動を行う事業であり、在宅福祉アドバイザーの方へ謝礼として支給する商品券代、事務に必要な消耗品、電話代、切手代等の経費として152万8,000円を予算計上している。
- ・ 重度心身障害者医療費助成費は、重度心身障害者の医療費の実績に応じて助成するもので、当初予算では前年度当初予算と同額を計上しているが、今後、実績に応じて補正をしていく。
- ・ 特別障害者手当の月額額は、他の自治体も同額であり、財源は、国が4分の3、市が4分の1の負担となっている。
- ・ 食の自立支援事業は、食事をつくれないう高齢者や家族が食事介護をするのが困難な場合に配食サービス等を行うとしており、今後とも現行の事業目的に沿って運営していきたいと考えている。
- ・ 生活保護の申請があったときは、当然申請者本人の財産調査を行うが、そのほかに扶養義務者の扶養能力の照会も行っており、最終的にその扶養義務者に扶養能力がない場合に認定することになっている。
- ・ 衛生費中、産科医療体制確保支援事業は、平成26年5月ごろ、市内の産科医療機関から、1人で全国平均の約3倍近くの出産に立ち会っている現状や、1年中24時間待機をしなければならない大変な状況にあるということから、今回、他の医療機関から医師を派遣してもらう宿日直等の手当について、52週分の約2分の1に相当する額を産科医療機関へ支援しようとするものである。なお、財源は、地域振興基金を300万円取り崩して充当している。
- ・ 鹿児島県の産科医療確保体制支援事業の補助金は、医師、助産師等を新たに確保する場合と、新たにほかの医院から派遣してもらう費用に対しての補助であり、本市が行おうとする既に現在派遣してもらっている医師に対しての費用については、県にも確認したところ、対象とはならないということである。
- ・ 本市、南さつま市、南九州市、指宿市の南薩4市で設けている南薩地域行政懇話会の下部組織として、産科医療体制の確保のあり方についての研究会を発足させて、平成26年から研究を重ねてきているところである。その中で、南さつま市、南九州市、本市の3市の中には2つ

の産科医院があるが、10年後を見た場合、医師の高齢化などにより医療体制の確保の面で不透明であることから、鹿児島県の中に設置されている薩南病院のあり方検討委員会に対して、薩南病院に周産期医療センターを設置して、将来、南薩西部の3市において産み育てる場所を確保してほしいという要望を行っている。

- ・ 地域振興基金は、28年度当初予算では、総合戦略関係に1,200万円、子ども医療費助成事業に1,000万円、ロタウイルスの予防接種事業に200万円の計2,400万円を充当している。この基金は、地域振興に資する事業であれば、広くとらえて活用したいと考えており、ここ数年の間は空港跡の太陽光発電の寄附などを活用する中で、残高の増減にも気をつけながら有効に活用していきたいと考えている。
- ・ がん検診事業で対象としているがん検診は、子宮がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診である。
- ・ 本市の平成26年度のがん検診におけるがんの発見率は、胃がん検診で0.08%、肺がんで0.11%、大腸がんで0.21%、子宮がんは平成26年度は該当者はなく、平成25年度では0.09%であるが、この数値自体は、無料クーポン券を配付する中で受診率22%の方を対象としたものである。本来、国は受診率50%を目指している中、他の自治体においても受診率が低い状況であり、今後、さらに検診受診率を上げるためのさまざまな方策を展開し、早期発見、早期治療のための啓発を行っていかねばならないと考えている。
- ・ 不妊治療費助成事業は、枕崎市地方創生総合戦略の基本目標である若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための施策として平成28年度から取り組むものであり、県の特定不妊治療の助成事業対象となる方に対しては年額20万円、一般不妊治療に対しては5万円、男性不妊治療に対しては10万円をそれぞれ限度として助成するものである。

平成28年度に見込まれる不妊治療の人数は、特定不妊治療は平成26年度に県に申請された方が10人、一般不妊治療では、現在、市内の産科で一般不妊治療を受けている方が20人で、男性不妊治療は人数の把握できていないが、それぞれ約半数を見込んで予算計上しており、利用者が多くなった場合は、対象者全員が助成を受けられるように補正等で対応していきたいと考えている。

また、対象年齢は、早いうちに不妊治療に取り組んでいる若い世代ほど効果が上がり、40代を過ぎると効果が薄くなる傾向が見られるということであり、本市においても、国・県と同じような年齢制限を設けざるを得ないと考えている。

- ・ 環境保全促進事業の内容は、環境保全事業と環境美化活動を行う事業があり、環境保全事業は、河川・海岸等の水質保全に対する市民への啓発活動や、水質浄化運動・森づくり運動などを行うもので、補助率が2分の1で50万円を限度としている。環境美化活動の事業は、これまで実施してきた枕崎市河川水質保全事業補助金を廃止し、河川等の環境美化活動を行う自治会等に対し3万円を限度として補助を行う事業であり、事業期間は5カ年を計画している。
- ・ 馬追川の河口付近の悪臭に関しては、市民から苦情等が来た際は、検査や周辺の調査を実施しており、業者等へも悪臭がでないように定期的に指導を行っている。  
河口付近のヘドロが悪臭の原因ではないかということについては、根本的には河川改修事業などで対応しなければヘドロを取り除くことは難しいと考えている。
- ・ 農林水産業費中、農業振興資金貸付金は、2,000万円を南さつま農協の枕崎支所に農業近代化資金等の原資として活用してもらうため預託するもので、平成26年度実績は3件で1,577万円の融資がなされている。
- ・ 鳥獣被害対策事業については、従来市単独で行っていた鳥獣捕獲の報償金、猟友会への補助金のほか、新たに出てきた国の補助事業も取り込み、今回類似している事業の一つにまとめて事業を一本化したものであり、新規の事業は鳥獣被害防止施設整備事業と鳥獣被害対策実践事

業である。

- ・ 鳥獣被害防止施設整備事業は新規の単独事業で、おおむね1反歩当たりの畑に張れる電気さくくの1セット1万1,000円の補助を7セット、7万7,000円を予算計上してある。
- ・ 鳥獣被害対策実践事業は国の補助事業分に当たり、一つは捕獲活動に対する補助で事業費50万7,600円、もう一つは被害防止活動経費に対する補助金64万2,000円で、この事業内容は、従来捕獲を行う際に連絡をとりあう手段として使っていたアマチュア無線が、本来の使用に関する規定に反するため、今回、有害鳥獣捕獲の際にはデジタル簡易無線を使用してもらうということで、その購入に対する補助をしようとするものである。
- ・ 鳥獣被害対策実施隊設置の補助制度や鳥獣被害の対策に係る交付金の事業については、詳細に把握していないが、その実施隊への民間加入の取り組みは今後検討していかねばならないと考えている。
- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業負担金については、事業主体は養豚農家2件で、事業内容は浄化槽の整備と浄化槽中の残渣を取る脱水機の導入である。
- ・ 多面的機能支払交付金の事業については、平成27年度に新規に取り組んだ地区はないが、この事業の前の事業から4地区に取り組んでいる。
- ・ この事業に取り組むに当たっては、前年度中に、場合によっては現地調査等を踏まえた図面等の確認作業が出てくるほか、組織の規約づくり、協力体制づくりなど、いろんな準備が必要になってくる。これらの準備経費に対する市からの補助金的な支援はないが、準備作業には全面的に協力していきたいと考えている。
- ・ 市有林の整備については、毎年計画的に除間伐を行っており、平成28年度の計画面積としては5.5ヘクタールを予定している。
- ・ 林業振興費の森林づくり推進事業は、推進員の方に市内の森林を見回りしてもらい、境界の確認や除間伐の指導など適正な森林管理について所有者と連携しながら進めていくものであるが、これらの経費の予算計上については、賃金より報償費が妥当ではないかということで平成28年度から報償費の方で計上している。
- ・ 市道蔵多山線の路肩部分が崩落している状況については、工法的な問題や経費面も考慮しながら整備していく必要があるが、現在、まだ結論が出ていないところである。
- ・ 松くい虫防除については、効果の薄かった薬剤散布による防除にかえて、平成23年度から平成24年度にかけて松自体に薬剤を注入する樹幹注入の防除を、火之神公園、松之尾公園、片平山公園及び台場公園で行ってきている。この樹幹注入による効果は約7年程度あるため、現在行っていないが、ここ3年間の対策としては、枯れた松を放置すると新たな感染元となるため、これらを処分する伐倒駆除に取り組んでいる。
- ・ 松くい虫の害に強いといわれる抵抗性松については、火之神公園の一部に植栽されているが、枯れているものもある状況である。松の植林については取り組んでいない。
- ・ 南薩地区翔び魚塾は、南薩地区4市3支所、7漁協及び南薩地域振興局の15団体で構成しており、現在の塾長は南さつま漁協が務めている。事業の内容は、各地区の祭りで魚食普及を目的として海産物を販売し、実践活動を通じて漁村地域の活性化を図るとともに、漁村地域の活性化リーダーとしての資質向上を図るための研修活動などを行っており、特産品販売の活動状況としては、鹿児島のおいどん市場、南さつまのお祭り、きばらん海港まつりなどの各地域イベントに南薩地域の団体として出店しているところである。
- ・ 沿岸海域については地球温暖化の影響等もあり、磯焼けという現象などから藻場が減少しているため、平成21年から藻場・干潟等保全活動支援事業を進めており、トサカノリ礁等への母藻の植えつけをしてきたところである。また、平成24年からは水産多面的機能発揮対策支援事業に名称が変わり、引き続きトサカノリの母藻の植えつけをしようというものである。

- ・ 藻場保全については、これまで長年、ワカメの種苗の設置も行い、一定の効果が出ている中で、新たな事業が出てきたことにより、現在6年継続してトサカノリに移行している。今後は状況を見守りながら新たな藻の種類など研究も進めていきたい。
- ・ 枕崎カツオマイスター検定事業は平成22年から取り組んでいるが、平成27年度の開催で子供マイスター検定は第6回目を迎え、受験者総数、合格者ともに320名で、大人版マイスター検定は第5回目を迎え、受験者総数は393名、合格者は301名である。
- ・ 高度衛生管理型荷捌き所については、鹿児島県を事業主体とした県の施設であるが、利用者は枕崎市漁協で、施設の使用料は枕崎市を通じて鹿児島県に支払うことになる。鹿児島県は、その使用料から県有資産市町村交付金を差し引いた額に3分の2を乗じた額を荷捌き所管理費として枕崎市に交付し委託することになるが、管理状況の報告は市が行うものの、現場における管理は漁協が行うこととなることから、実質的な管理業務は市から漁協に委託することになる。
- ・ 枕崎漁港の整備事業については、平成23年度から国が定めた特定漁港整備計画の中で進められており、平成28年度の広域漁港整備事業の内容は－9m岸壁の新設で、高度衛生管理型荷捌き所前面に完成した－9m岸壁の西側に連続して2バース目として100mを引き続き新設するものである。
- ・ 水産振興資金貸付金は、鹿児島県信用漁業組合連合会枕崎支店に、利用者の借り入れの原資として活用していただくための預託金であり、実績は平成23年に1件、平成26年に1件という状況になっている。
- ・ 商工費中、地場産品販路対策事業は、枕崎市で生産された特色ある農水産物を強力に発信するために、販路開拓や消費拡大に向けた取り組みを委託して行う事業で、委託先は南薩地域地場産業振興センターである。
- ・ 九州新幹線全線開通による効果については、開通前と比較して本市への入り込み客数は減っているものの、宿泊数はふえている状況にある。この実態については様々な要因が考えられるが、はっきりとした分析は難しいと考えている。
- ・ 企業誘致に関する平成27年度の状況については、具体的な検討を進めていただけたところまでこぎつけ、詰めの段階にあるのが1社ある。また、平成28年度の見通しとしては、市が土地開発公社から買い取る臨空工業団地を同年度中にお引き受けいただける会社が1社あって詰めを行っている状況である。
- ・ 新たな工業団地の造成・取得については考えていないが、企業誘致のための水源の課題については、これまでのボーリング調査や水源調査のデータ収集の成果も参考にしながら、今後進出を考えている企業から具体的な相談がきた時点で、水源調査がむだな経費にならないよう企業の意向等を慎重に判断しながら対応していきたい。
- ・ 国内外観光客誘致事業は、平成26年度最終補正で地方創生先行型の事業として取り組んだ事業の継続的な事業でお魚センターに委託しているが、平成28年度の事業内容は、平成27年度に設置したWi-Fi設備と携帯型端末等を利用して枕崎の観光施設や特産品のPR、国外の観光客を誘致するための免税店の模索等に取り組んでいく予定である。
- ・ 商店街空き地空き店舗対策事業は、4カ年事業として平成24年度に制度を策定し、平成28年3月末をもって事業終了となるが、土地・建物の賃借料については借用から2年間は認めることになっており、その継続分を予算計上したものである。なお、この4年間の利用実績は6件である。
- ・ 商店等新規出店支援事業補助は、新たな制度として取り組むものであり、この制度は、市街地において新たに店舗等を出店する者等に対し補助金を交付し、本市市街地における魅力ある商店街づくり及び商工業の振興を推進し、まちの創生に資することを目的とするものである。



事業の内容は、商店街空き地空き店舗対策事業が市内11通り会の通りに面するところで事業を営むことを要件として実施する中で、それ以外のところでもできないかとの意見等も寄せられたことから、今回、枕崎市都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域または枕崎市通り会連合会に加入する通り会の主要道路に面する場所において、新規出店者が営む新たな店舗のために商店団体等や新規出店者またはその所有者が実施する事業で、新店舗及び営業のために必要な駐車場に係る賃借、店舗の新築、改修及び改装並びに新店舗及び駐車場に利用するための敷地整備などの費用に対して予算の範囲内で補助しようとするものである。

- この事業が、これまでの商店街空き地空き店舗対策事業と異なる点は、実施場所の要件のほかに、新規出店者の定義について、①日本標準産業分類に定める業種と除く業種、②1日当たりの最低営業時間と週最低営業日数、③大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店内の店舗を活用するものでないもの、④専ら事務所及び倉庫に利用するものでないもの、⑤2年以上営業を継続できるものと見込まれるもの5点を明確化しているものである。
- なお、空き地空き店舗の利用については、これまで1年以上利用されていない空き地、3カ月以上営業が行われていない空き店舗としていたが、今回、この条件を撤廃するものである。
- また、この制度を利用するに当たり、新規出店者の条件として、2年以上営業を継続できると見込まれるものとしているが、途中で撤退した場合の取り決めは明記していない。
- 食のまち魅力発信事業は、商店街の後継者不足や空き店舗の課題等を打破していくとともに、商店街の活性化を図っていくため、通り会連合会が中心となって、食のまち枕崎のPRの核とも言える鰹船人めしと鰹大トロ井の全国展開を行っていくことを目的とするもので、事業主体は枕崎市通り会連合会で、事業の内容としては両グルメの国内催事への出店、土産用商品のPRパンフレット作成などを考えている。
- 土木費中、まくらざき保育園前の交差点改良については、この箇所は旧南薩線を挟んで両側に2つの市道が通っている変則的な交差点であるので、2つの市道を少し北側で合流させて1本にした上で十字交差点として改良するほか、越脇交差点方面からの車線を交差点手前で2車線にして右折車線も設けることになる。
- 国体に向けたスポーツの施設整備に関連して、平成28年度当初予算では、総合体育館床改修工事ほか5,743万3,000円を計上したが、国の方へは事業費8,450万円で要望書を提出しており、今後国からの内示額が100%ついたときはその差額を補正でお願いする予定である。
- 市営住宅の建設については、低所得者への対策として行政が行わなければならないことになっているものの、現状として、年数が経過し老朽化が著しい住宅の一部は政策空家にせざるを得ない状況にある。一方で、市営住宅への入居者数はほとんど変わらずほぼ満室状態となっている状況にある。このような公営住宅の事情も踏まえ、今回、潟山住宅の建てかえ方針を決めたところであり、今後は火之神、谷原の両住宅についてもある程度建てかえていかなければならないと考えている。
- 市営住宅の長寿命化ということで、これまで平成26年、平成27年にかけて桜山団地と西之原団地の防水、外壁改修及び三点給湯の工事を継続して行っており、平成28年度は権現団地を行うものである。
- 消防費中、消防学校入校経費増額の主なものについては、救急救命士1名及び指導救命士1名の養成に係るもので、いずれも九州研修所にて研修を受けるものである。  
なお、新規採用の職員の研修については、鹿児島県の消防学校において、初任科教育を6カ月間受けることになっている。
- 小型ポンプの積載車については、市内5分団の16の班に配備している。おおむね20年を更新の期間としており、消防団本部の車両も加え、平成26年度に6台、平成27年度に5台更新し、平成28年度に6台の更新予定である。

- 防災行政無線のデジタル化基本設計業務委託については、拡声子局等の設置場所の検討、既存の施設の活用等の検討等を行い、平成28年度に基本設計を立案し、本市の方向性を定めていくものである。

今後、デジタル化になっても現在の基本構成と変わりはなく、防災行政無線の難聴地域の解消にはならないと考えており、更新後もエリアトーク等の公民館放送設備とつなげ、広く迅速に災害情報等を伝えていく考えであり、また、同時に公民館のエリアトーク等の再構築に当たっても経費を節減できないか、研究を行っていく。
- 教育費中、奨学金については、学校の種類に応じて貸与月額に限度があり、卒業1年後からその全額を10年以内に返還することになる。また平成28年2月末現在で滞納者数27人で、収入未済額は1,047万0,560円である。
- 国は地方創生の絡みで、大学を卒業後、特定の分野に就職するような場合について、奨学金を半額または全額免除するようなことを想定した免除制度を考えているが、給付型の制度については、他市の状況を見て、研究していきたいと考えている。
- 奨学金に関し、今後の奨学金の貸付額の増額や奨学生の資格の追加に対する検討については、4月から政策推進係と担当部署で協議し、その原資の調達も含め、しっかり政策検討し、議会での意見も踏まえながら進めていきたいと考えている。
- 小・中学校の施設の改修について、小学校は、1,289万6,000円で枕崎小学校の爆裂補修工事、枕崎小学校の飼育小屋の解体工事、桜山小学校の屋内運動場の床改修工事、桜山小学校のフェンス張りかえ工事の4件を、中学校は2,086万8,000円で枕崎中学校の渡り廊下の改修工事を2カ所、桜山中学校の校舎の屋根防水工事、桜山中学校のグラウンド整備、別府中学校の倉庫屋根補修工事、立神中学校のグラウンド整備、立神中学校の特別支援教室空調設備、西之原教職員住宅のブロック解体工事の7件を行うものである。小規模な修繕等については、小学校費320万円、中学校費304万円の予算の中で対応していきたいと考えている。
- ふるさと応援基金活用事業で、市外の方からの寄附を各小・中学校の図書購入代に合計220万円充てている。
- 図書購入については、各小・中学校の司書が、生徒の希望等を反映し購入している。
- 理科教育振興事業は、理科、算数及び数学に関する教育を実施するための設備の整備等の授業を行う場合、経費の一部を補助し、理科教育の振興に資することを目的としたものである。負担割合については、国2分の1、市2分の1となっている。
- 英語の授業については、小学5・6年生では週1時間である。新聞等によると、もう1時間ふやすかどうか検討中であるが、15分から20分の短時間実施の方向性があるようである。国際人の育成ということで、中学校英語の充実も図っていくことも含めて、今、動いているようである。
- 授業力ブラッシュアップ事業については、活用力を高めることが、今の学校教育の急務である。教師の活用力に対する授業力を高めるため、九州管内の先進校、先進の教育センターに教師を派遣し、その後、校内でそれを還元すること、さらに、夏季休業中に市内の全教職員を集めて、先進校視察の発表を行い、活力を高めるための指導方法、問題作成等を行う研修を行うことが事業の一連の流れである。
- 就学援助費については、就学等について援助を特に必要とする家庭について援助するものであるため、本市の児童・生徒に対して、義務教育すべてを無償化した場合の試算は行っていない。

また、入学の準備費用については、第1回目の支給を1学期末7月としており、入学前の援助は対応できないところである。
- 教職員住宅については、24棟のうち6棟があいている状況である。

教職員が民間の賃貸住宅を借りる場合には半額手当が出るため、教職員住宅の家賃との差がないこともあり、あいている状況である。先生方にも異動のたびに学校を通して利用のお願いを行っている。

- ・ 市内の全教職員は145名で、うち校区内居住は42名、市内居住は25名、市外居住は78名となっており、鹿児島市の近隣市の場合、鹿児島市への居住状況が多くなり、鹿児島市から離れた地域になると、校区内居住が多くなるという状況があると聞いている。
- ・ 自治公民館再編推進委員会補助は、人口の減少や少子高齢化等により公民館活動がままならないところが出てきており、各公民館長へのアンケート結果の中でも統合・再編は必要という考えを持っている方も多く、その後押しをするかたちでの補助金である。
- ・ 国際芸術賞展について、作品募集締め切りは、当初、国内は3月15日、国外が3月20日までとしていたが、審査員や応募者から締め切り期限の延長の意見が多くあり、国内・国外ともに25日までと変更を行った。
- ・ 書類審査については、写真を10枚まで提出でき、アピール部分を拡大することができるとしている。
- ・ 応募状況については、3月14日までに平面が375点、立体が62点の合計437点の応募があり、うちオーストラリアから12点、中国4点、台湾4点の応募がある。また、ベルギーとオランダから応募する予定ということで伺っている。
- ・ 作品の審査については、風の芸術展の場合、南浜館に直接搬入し、1回で審査を行っていたが、国際芸術賞展では、作品が多く寄せられた場合に対応できなくなるため、東京に3人の審査員が集まり、1次審査は書類審査とし、2次審査で実際の作品を見て審査をするというように決定したところである。

また、1次審査の結果については通知するが、審査書類の返還はしない。また、どれくらいの数を2次審査に通過させるかということについては、すべて審査員の先生方にお任せしてある事項になる。

- ・ 国際芸術賞展への応募者は、1次審査が書類審査であることを承知で申し込んでくるため、写真での審査についての苦情はないと思っている。
- ・ 審査を2回に分けて実施している公募展としては、先般開催されたアートオリンピックという国際的な公募展があり、1次審査、2次審査というかたちで行っていると思っている。
- ・ 国際芸術賞展の開催の方向性としては、風の芸術展の開催に当たっては、その都度庁内で協議をしてきており、国際芸術賞展についても、今回の総括をしながら次回開催について決定することになるものと思っている。
- ・ 第10回風の芸術展の入場者数が少なかった理由については、応募点数が少なかったこと、また、第9回展では市内のいろいろな飲食店でチケットを販売し、会場を南浜館、お魚センター、明治蔵に分け、そこでもチケット販売をしていたため、それらが要因と思われる。
- ・ 国際芸術賞展の経費について、第10回風の芸術展と比較した場合、報償費及び賞賜金については、賞金及び審査委員の報償が伸びている。また、準備経費として1人臨時職員も採用している。
- ・ 作品については、風の芸術展と同様に大賞、準大賞を市が買い取り、買い取り額は大賞賞金の200万円と準大賞賞金の100万円というかたちになる。
- ・ 自主文化事業については、ロードリー柳田孝子氏によるオペラリサイタルで、一般財源とチケットの売り上げで賄う予定である。
- ・ 市立図書館について、管理運営を委託してからの年間の来館者数は、平成25年度が3万0,907名、平成26年度が3万2,003名、平成27年度は2月の末日現在で3万1,599名となっている。

- ・ 少年の森については、今後の利用など俵積田公民館の方々の御要望等を聞き、協議した上で廃止条例を出していきたいと考えている。
- ・ 公民館から施設の無償譲渡の要望があった場合は、公民館としての活動で使用する場合は可能かと思われるが、ほか目的での使用となると、国の補助金を返納するという事態が出てくるということを知っている。
- ・ かつお釣り体験アドベンチャーについては、鹿児島水産高校の実習船「拓青」を使用し実施している事業で、平成28年度は、「拓青」の職員体制が整わないということで事業実施ができないこととなるが、平成29年度は再開する予定である。
- ・ 諸支出金中、土地開発公社の保有土地は、平成28年度に臨空工業団地の土地はすべて処分され、残りは市役所東側の千代田町用地の1筆のみになる。  
残りの1筆についても、土地開発公社の健全化計画を策定する中で、5年程度かけて200平米ぐらいずつ取得していければということを考えている。
- ・ 開発公社の役割については、もともと法律的にも公共用地の先行取得という目的で設立されており、企業誘致等の一体となった土地を先行取得するという目的のためにあるものと考えている。
- ・ 企業誘致の条件として無償で土地を提供してはという御意見があるが、現在、一団の広がりを持った土地は、土地開発公社、市有地ともない状況である。  
なお、企業誘致をする際は、原料の調達や取引先など、サプライチェーンがどうつながっていくかという経営上の判断がしっかりできているかというところを経営者と協議し、誘致を判断するようにとの指導がある。進出候補地が他市町村と競合するときには補助が大きいほうがよいということになるが、土地の無償譲渡だけで企業誘致の決め手になるというものではないというところは御理解をいただきたい。

#### (歳入)

- ・ 歳入中、個人市民税は、平成27年度当初予算と比較して、納税義務者数は若干減少しているものの、所得が2億8,000万円程度増加していること等により、現年分の調定額680万円程度の増に収納率の上昇を加味して、現年・滞納繰越分総計で770万円程度の増収を見込んでいる。
- ・ 法人市民税は、法人税割額において、大口事業所を除くその他の事業所分を、平成27年度当初で前年度実績見込み額の93%と推計したが、平成27年度実績見込みが平成27年度当初の167%で3,800万円程度の増収が見込まれること等を勘案して、前年度比較で2,320万円の増を見込み、平成27年度実績見込みの98%で予算計上した。
- ・ 固定資産税については、調定額の前年度比較で、土地は66万円程度の増、償却資産は371万円程度の増となる一方、家屋は615万円程度の減となった影響から、現年・滞納繰越分合計で247万円の減額となっている。この家屋分の減の原因については、消費税増税に伴う駆け込み建設が落ち着いた関係ではないかと考えている。
- ・ 固定資産税に関連し、平成25年4月施行の枕崎市空家等の適正管理に関する条例により空家等の適正な管理に努めているが、空家については、国の空家等対策の推進に関する特措法に基づいて勧告を行った場合のみ住宅用地特例の対象から除外されることになる。これまでに勧告を行った4件のうち3件は既に取り壊しているため、残りの1件は平成28年度から税の優遇措置がなくなることになる。
- ・ 軽自動車税が1,150万円の増額となった理由は、平成28年1月現在の課税登録台数の減により25万円程度の減額となる一方、平成28年度からの税率改定に伴い1,170万円程度の増額が見込まれることによるものである。
- ・ 市たばこ税については、近年の喫煙率の低下傾向に伴う消費量の減少や、旧3級品の税率改

定による増額部分も考慮した上で、平成27年度実績見込みに対して123万5,000本の減、率にして3.9%の減と見込んで算定した。

- ・ 地方交付税については、人口や面積などの団体の規模や、基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金の状況などにより、その伸び率は団体ごとで大きく差が生じてくる。  
平成28年度の算定に当たっては、5年に1回、国勢調査人口の置きかわりによる影響が出てくるが、今回は平成27年の基準財政需要額の算定数値より1,579人程度落ち込むことから、単純にこの数値を置きかえて試算した影響額を1億6,500万円程度と見込んでいる。また、交付税措置のある公債費の元利償還金分で6,149万円程度落ち込むという影響も考慮して算定している。
- ・ 平成28年度予算編成上の地方交付税に係る留意事項等が国から示されており、その中で、地方交付税総額は対前年度比0.3%の減とはなっているが、各地方公共団体が地方交付税の額を見込むに当たっては、この減少率のみで過大に見積もることのないよう示されている。
- ・ 関連し、臨時財政対策債については、前年度当初予算額3億4,620万円に対し4,280万円減の3億0,340万円を予算計上したが、これは平成27年度に実際交付された3億6,250万円に対し、地財計画、地方債計画で示された対前年度比16.3%の減で見積もったものである。
- ・ 農林水産業費県補助金の青年就農給付金事業について、平成28年度の対象者数は、継続の方6名、新規の方1名に、平成28年度中の新規枠2名分を加え合計で9名分を予算計上した。
- ・ 不動産売払収入の臨空工業団地分については、以前に誘致した企業から、平成28年度中に残りの土地を買い取りたいという申し出があったことから、その分を予算計上したものである。  
なお、企業誘致に係る支援策としては、本市の企業誘致促進補助金のほか、鹿児島県の補助金関係でも対象となるものはないか詰めていきたい。また、雇用の確保という点で、企業の方と一緒に優秀な生徒の推薦のお願いに地域の学校を回っているほか、採用された社員の住居探し等にも協力しており、今後でもできる限り支援していきたいと考えている。
- ・ 広報まくらざき広告掲載料は、1枠当たり単価1万1,000円、全部で8枠分の12カ月分として積算している。広告枠の申し込みに関しては、8枠指定で広告を募っていただける代理店に入札を行っている。
- ・ 雑入の市有物件災害共済金は、平成27年度の台風災害に係る保険給付であるが、実績額の算定において、工期の関係で平成27年度中の収入が間に合わないことにより、市有物件共済会から翌年度の交付となると通知があった分を平成28年度収入として計上している。
- ・ 枕崎市誌の平成27年度における売払い実績見込みは4セットで、平成28年3月15日現在での残数は782セットとなっている。将来的には市誌を編さんし直さねばならない時期がくるので、その時点で残数の処理方法もあわせて考えていきたい。
- ・ 枕崎国際芸術賞展出展料は、1点につき7,000円で1次審査通過分を500点と見込み350万円を予算計上した。
- ・ 枕崎国際芸術賞展に対する公益財団法人野村財団助成の30万円については、東京都にある同財団が行う美術関係のイベントに対しての助成金であり、先日採択の通知を受けたところである。

#### (総括)

- ・ 土地開発公社を置いている県内の自治体は、本市、阿久根市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、志布志市、始良市、奄美市、鹿児島市、さつま町、湧水町の15自治体である。
- ・ 浄化槽点検管理業務委託料に関し、浄化槽の保守点検は、浄化槽法施行規則に基づき浄化槽の処理方式・種類ごとに、それぞれの保守点検回数が定められおり、単独浄化槽の分離ばっ気方式の場合、処理人員が20名以下は4カ月に1回、21名以上300名以下までは3カ月に1回、

301名以上は2カ月に1回で、合併浄化槽は、処理対象人員が20人以下は4カ月に1回、21名以上50名以下までは3カ月に1回、51名以上は回転板接触方式となり、2週間に1回となっている。

各家庭の維持管理料は、年間を通して契約しており、これまで年12回実施していたが、アクアセンター万之瀬が稼働することにより、南さつま市まで運搬しなければならないことに伴い、大型の運搬車両の導入、人員、運搬経費等を考慮し、県や保健所等と協議をして年6回に変更したとのことである。

保守点検回数の変更については、市民にも説明をしており、不在の家にはチラシを配布するなどして対応しているとのことであり、現在のところ苦情は特段ないということである。また、点検回数は減ったが、維持管理上、異常などがあった場合は、今までどおり迅速に対応することである。

- 本市の公共施設の浄化槽は、単独浄化槽が24カ所、合併浄化槽が14カ所の合計38カ所で、維持管理については、保守点検と同時に定期的な清掃活動事業も含めての年間契約をしているが、保守点検回数が増えたことに伴う契約内容・金額に変更はないところである。

なお、委託料については、清掃と保守点検を一緒に契約しているが、保守点検回数が増えるに伴って、どのような方法が行革に結びつくのか、内容を精査して検討していきたいと思う。

- 財政健全化の取り組みに関し、平成28年度今後見込における財政調整基金は、平成28年度中積立見込額を65万円、取崩見込額を2億7,000万円としている。

積立見込額は、地方財政法に基づき前年度繰越金の2分の1の額を積立額として、繰越金が確定した後に計上することになり、現時点の繰越金は約6,300万円を見込んでいますが、今後の市税の収納状況、今後発表がある特別交付税の決定状況、執行残の状況等からすると、もう少し見える見込みである。

取崩見込額は、市税や普通交付税など経常的な収入をかたく見積もる必要があり、今後、それらの状況が確定したときは、財政調整的に当初取り崩しているものが予算の中でも減少していくかたちになる。現時点では、普通交付税も大きく減少する予定で見込みを立てているが、今後の積み立てや普通交付税等の決定状況によって、やや改善するのではないかと考えている。

- 基金の積み立てについては、平成26年度末に策定した第3次行革プランに、財政調整基金と減債基金の残高を10億円以上確保すると計画されており、現時点ではその額を保っている状況であるが、財政調整基金、減債基金の合計額の残高としては、19市の中でも非常に少ない額となっている。今後、土地開発公社の負債の改善、国保の繰り出しに係る経費、特に法定外の繰り出しなどの財政需要に対応していく中で、突発的な災害等へ対応できる程度は確保していかなければならないと考えている。
- 財政調整基金と減債基金の残高合計額の標準財政規模に占める割合は、平成26年度決算では19%であり、平成28年度当初予算上では、分母が同じであれば16.7%となる。この割合の適正規模は示されていない。
- 普通交付税は、地方自治体として必要な基準財政需要額により、また特別交付税は、普通交付税に算定されていない特別な財政需要により交付されるものであり、基金残高の多寡によって、普通交付税、特別交付税へ影響を及ぼすことはない。
- 地方債残高に対する交付税措置率は、平成24年度末は63.5%、平成25年度末は66.3%、平成26年度末は66.8%で、地方債残高が減少している中で交付税措置率は上昇していることから、実質の負担分としても減少してきているととらえられる。
- 枕崎市産科医療体制確保支援事業費補助金に関して、市内の産科医療機関においては、独自で助産師を確保しているが、新たに助産師を確保する場合は、鹿児島県が本市負担分の2分の1を補助する産科医療体制確保支援事業を活用して支援していく。

- ・ 施設型給付費（保育所運営費）が平成27年度当初予算と比較して増額となっている理由は、人事院勧告に基づく処遇改善分の増額、各保育所の運営費加算割合が上がったことによる増額、保育単価の高い3歳未満児童の入所の増によるものである。
- ・ 他市の居住者が勤務地等の関係で本市内の保育所に入所を希望される場合は、居住地の市町村に申し込みをしていただき、申し込み先の市町村から本市へ保育の実施についての協議依頼があり、それが適切と判断すれば本市の保育所で保育を実施する。本市居住者で他市の保育所で保育を受けている児童数は、平成27年10月1日現在で4名である。
- ・ 他市居住者から申込みがあったときは、保育所の定員を考慮して、受け入れ可能な範囲内で受け入れている。
- ・ 保育所の定員については、子ども・子育て支援計画では、保育児童数は減少していくと見込んでおり、現在の入所児童数及び他市居住者からの入所希望を考慮しても、現状のままでも十分対応可能であると考えている。
- ・ 地方消費税交付金は、消費税率の引き上げに伴い社会保障経費が増嵩することから、その一部に交付金を充てるものである。社会保障経費は、消費税率にかかわらず伸びてきており、税率8%から10%に上がれば、経費もふえることになり、社会保障財源化分が入ってきたとしても、本市財政上十分であるという話にはならないと今の段階では見込んでいる。
- ・ 枕崎市商店等新規出店支援事業補助制度に関して、これまで取り組んできた事業の効果については、平成24年度から枕崎市商店街空き地空き店舗対策事業を実施してきており、これまで6件の利用がなされている。具体的な売り上げ等は把握していないが、現在も継続して営業されている状況から、ある程度の効果は出ていると考えている。
- ・ 商店出店事業者からの補助申請の際は、事前に審査を行い、要綱に基づき適当と認められるときに決定するもので、例えば途中でやめるなどの悪質な事案があれば、上位の規則を適用し補助金の返還を命ずるなどの措置を行うことになる。
- ・ 鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業は、鹿児島空港からの直行便が就航した香港において、観光キャンペーン、物流構築を目指して交流人口の増加を図ることを目的として、鹿児島県南部4市1町で構成する鹿児島県南部広域観光物流実行委員会において進めていく計画である。  
この実行委員会は、香港の方々が観光・物流面において本県の市町村単位それぞれを対象としてではなく、鹿児島県あるいは鹿児島県南部というくくりでとらえていることから、薩摩半島南部広域観光実行委員会と指宿市、南九州市、南大隅町で構成する観光の実行委員会が合同で本年3月に設立することになっている。
- ・ 本市単独の観光施策は、駅を中心として、火之神公園や食の取り組みなどを進めてきており、平成27年度は枕崎市周遊観光パンフレットの作成事業を進めているところであるが、今後さらに拡充していく上で、史跡などを含めて新たな観光資源を発掘して、観光施策の中に取り込んでいきたいと考えている。
- ・ 鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業に関し、通訳案内の方は、4市1町の構成市町においては正式な資格を持った方はいないと聞いており、この事業の中で通訳の確保等も協議して進めていきたいと考えている。また、通訳の観光客に対する地元紹介など日常会話の範囲では、市の外国語ボランティア登録をされている方々へ依頼をしたいと考えており、業務上の専門的な会話の関係については、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）や県内の輸出業者によるセミナーの開催を考えている。また枕崎フランスかつおぶしのフランス進出に当たり、県内の通訳の組織に依頼した実績もあることから、それらも含めて対応していきたいと考えている。
- ・ 本市の地方創生総合戦略関係の事業で、平成28年度当初予算で計上している事業は16事業であり、新規事業としては、安定した雇用の創出の分野では、商店等新規出店支援事業補助、

商工振興資金利子補給補助、新しい人の流れをつくるという分野では、県の南部広域観光連携物流構築事業、結婚・出産・子育ての分野では、不妊治療費の助成事業、時代に合った地域づくりの分野では、自治公民館の再編推進事業、産科医療体制確保支援事業補助に取り組むこととしている。

- ・ 総合戦略に盛り込んだ事業の実施期間は5年間と示されており、可能な限り5年間で取り組む予定であるが、本市の財政状況を考慮すると、5カ年の間に詰めて実施すると財政に負担をかけ過ぎるところがあり、こつこつ続けていかなければならない状況も出てくるのが予想される。5年間でできなかったものについても引き続き人口減少に対する歯どめをかける施策はやっていかなければならないという審議会の意見も踏まえて、引き続き検討していきたいと考えている。
- ・ 情報機器・システム関係経費に関し、電算費は、平成28年度に向けて増額となったものは、新しいインターネットサーバーの機器と賃貸料、基幹系のシステム利用料、情報のセキュリティー強化対策機器の保守委託等で、前年対比3,303万6,000円の増となり、見直しによって減額となったものは、庁内情報ネットワークの再構築の委託料、住民情報システムの改修委託料、電算組織の賃借料などの4,745万3,000円で、差し引き1,438万6,000円の減となっている。
- ・ 電算化に伴う業務の効率化という面では、権限移譲等事務や少子高齢化に伴う事務などがふえてきている中で、職員の削減も図ってきており、増加した事務や新たなニーズに対応するために電算システム化を図る中で事務の効率化も図られてきていると考えている。
- ・ 保健推進員は、100世帯におおむね1人の配置で、現在119名が活動している。保健推進員の資質向上などを図るための研修は、これまで1時間程度であったが、それに加えて、保健推進関係などの講師を招いての研修も行うことになったことに伴い、時間が長くなること、また、その研修等に参加された保健推進員の時間単価を見直し、平成28年度の事業費は増額となっている。
- ・ 平成27年に発売をしたプレミアム付商品券の使用状況等は集計段階であるが、2億1,000万円の商品券に対し、2億0,977万1,000円が使用され、使用率は99.89%となっている。
- ・ 衛生費の水質検査事業は、河川21カ所に対し年4回、海域10カ所に対し年2回、特定事業所28カ所に対し年2回の水質検査を実施する予定である。また、突発的なものとして、河川2カ所、事業所4カ所の水質検査を実施する費用も含めて予算計上している。
- ・ 水質検査結果に対する対策については、河川において数値的に悪い結果が出た箇所への指導は行っていないが、事業所等については、検査結果を送付し、適正な処置を講ずるよう指導を行っている。なお、指導の際は、事業者等において改善計画を立て、文書で回答してもらうようにしており、あわせて改善状況の報告も受けるようにしている。報告に対する確認等も行っているが、目に見えて改善されている状況ではないため、口頭でも注意をしている。  
水質検査結果では、河川は、馬追川河口と尻無川河口等、海域は、仁田浦湾内と米浦湾内が数字的には悪いようである。
- ・ 墓地埋葬法による葬祭費に関し、市内で死亡した方のうち葬祭を行う者がいない場合は、墓地埋葬法により、その死亡地の市町村が葬祭を行うこととされており、葬儀代等の費用は県が負担することになっている。なお、従来は、行旅死亡人と同じ取り扱いをしてきたが、法の適用関係が違っているため、平成28年度から衛生費負担金として所要の措置をとっている。
- ・ 各公民館等で管理している墓地の中にある無縁墓は、それぞれの地域で無縁墓の置き場を置いているところや、そのまま放置してある墓地も見受けられるが、その数の把握はできていない。
- ・ 悪臭対策については、市民から苦情等があったときは現場の調査を行っている。また、簡易式臭気測定器による年4回の自主測定及び専門検査機関における臭気測定調査を行う中で、異



常は認められていない状況であるが、悪臭への対応を求める意見等を踏まえ、商店街の側溝や周辺の異臭等について自主的に調査を行っており、今後も自主的に調査を行いながら対応策を考えていきたいと考えている。

- ・ 不妊治療費助成事業の周知については、広報まくらぎきや、市のホームページなどにより行う。また、産科医療機関等を通じて、不妊治療の受診等に来られた方へ周知していただくようにしていきたいと考えている。
- ・ 本市のごみの収集量は、平成23年度が5,694トン、平成24年度が5,653トン、平成25年度が5,559トン、平成26年度が5,407トンである。また、ごみ収集に係る委託料は、ごみの収集量が減ったとしても、ごみ集積所394カ所を回る回数が同じであることから、大きな変動はない。
- ・ リサイクル品と家庭ごみの分別については、広報紙等により周知しているところであるが、今後、衛生自治団体連合会の総会等で諮り、各自治団体ごとに説明会を実施して分別の徹底を図っていきたいと考えている。
- ・ ペットボトルは、キャップがついたままのものは収集はしていない。分別に対し、市民の理解が得られるように、今後、説明をしていきたいと考えている。
- ・ 本市のごみの分別については、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみを基本として分別しており、資源ごみは、古紙、スチール、アルミ、ビン類、ペット、廃プラ、トレイなどに分類している。
- ・ 南薩衛生管理組合の構成市では、ごみの分別の種類に違いがあるが、広域でのごみ処理施設ができるので、広域で統一する方向で検討されていくものと考えている。
- ・ ごみの分別については、資源のためにも経費節減のためにも分別するほうがよいが、特に高齢者の方々については、種類の見分け方も難しく苦勞されると思う。ただ、できるだけ分別を進めていくことは、今後、循環型社会の形成を進めていく上でも必要なことになると思うので、住民説明会を開催し、浸透させていきたいと考えている。

## ○委員からの意見・要望

- ・ 庁舎の外壁改修工事では、外壁の色合いについても、新庁舎と変わらないような感じになるようにしてほしい。
- ・ 広報まくらぎきの配布では、公民館において世帯数の減少に伴い、市から配布された部数が余る状況があるので、調査を行い、経費の節減に努めてほしい。
- ・ がん検診では、受診率が低いということであるが、早期発見、早期治療のために、できるだけ受診率を上げる取り組みをしてほしい。
- ・ 不妊治療費助成事業の実施に当たって、本当に悩んでいる人たちへの周知を徹底してほしい。
- ・ 河川等の悪臭対策について、加工場からの排水に際し、グリストラップを高圧水で流す事例があると思われるので、悪臭対策につながる対応策を検討してほしい。
- ・ 浄化槽点検管理業務の委託料に関し、各世帯の浄化槽の点検は、これまでの1月に1回から2カ月に1回になるということであるが、点検の回数が減るのであれば、委託料を見直してほしい。  
また、公衆トイレは、清掃と保守点検を一緒に契約しているということであるが、それを仕分けて、規則等に基づいた内容の契約にしていくことが行革にもつながるものと思う。
- ・ 給食宅配サービスは、近くに家族がいても朝晩対応できない場合もあると思われるので、希望者に対して十分対応できるようにこれから検討してほしい。
- ・ たばこ税連絡協議会の負担金補助に関し、本市の小売店の店舗数は減少しているので、財政状況等をかんがみたまとき、スリム化して重要な部分に対応すべきだと思うので、削減できるものは削減してほしい。

- ・ 特に山間部等で悩まされている有害鳥獣の被害対策について、県の事業で鳥獣被害対策実施隊設置の補助制度というものがあるが、出水市においては、その取り組みが非常に進んでおり、民間人40名ほどが実施隊員として活動し成果を上げているようである。なお、この実施隊の設置には特別交付税も措置されるほか、鳥獣被害対策に関する交付金というものもあり、その交付要件として実施隊における民間単位の加入、民間隊員による鳥獣捕獲の取り組み状況などが勘案されるようであるので、ぜひ前向きに検討していただきたい。
- ・ 市道蔵多山線の路肩部分が市有林の方にだいぶ崩落している状況にあるが、下側の治山ダムへの影響やさらなる市道の崩落も懸念される。これらの災害の原因は、側溝などへの落ち葉等の詰りが引き起こしているものと考えられるので、早めに善処していただきたい。
- ・ 開聞から枕崎にかけての沿岸沿いの松はほとんど枯死し、大きな松の木もこの南薩からなくなることも懸念されるので、今後とも火之神公園等の松林を残していけるよう、害虫に強い松の対策や防除に力を注いで取り組んでほしい。
- ・ 枕崎カツオマイスターは、枕崎のPR面でインパクトも強く非常に効果的であるので、ぜひ鯉船人めしなどの人気と並ぶぐらい、多くの方々にこの検定を受けていただけるよう宣伝に力を入れてほしい。
- ・ 平成28年3月末で終了する商店街空き地空き店舗対策事業にかわる商店等新規出店支援事業補助の助成制度は、利用要件の枠も広がり、今まで以上に出店者の数も見込めると思うので、大いに利用していただいて商店街が活性化するようにお願いしたい。
- ・ 商店等新規出店支援事業補助制度については、新規出店者が途中で撤退した場合の取り決めがなく、事業効果を考えると心配な面もあるので、新規出店者の条件で検討の余地があれば再度検討されたい。
- ・ 今日、市内の空家がふえていく中で、空家の実態を放置したままの市営住宅建設を進める政策には少々の疑問を感じるので、今後の取り組みに当たっては、空家対策というものも念頭に置きながら進めていただきたい。
- ・ 教職員の校区内居住については、これまでも指摘されているとおり、青少年の育成の面からも一番重要なことだと思うので、教職員の家庭の事情等もあるが、改善に向けて努力してほしい。
- ・ 基本的に小・中学校は義務教育であることから、就学援助については、市単独で行うという考え方はあまり好ましくないと思っており、国に対応してもらおうという考え方で対応してほしい。
- ・ 学校施設の補修等に関し、人間の心理として、壁に穴があいているのを見ると横に穴をあけたくなり、壊れてるところが広がっていくことがよくあると言われているので、簡単な修繕については、速やかに改善してほしい。
- ・ 学力向上また、読書時間の面でも携帯電話の使用が弊害になっていると考えられるので、家庭と連携して使用についての管理を行い、学力を伸ばせるようにしてほしい。
- ・ 曾於市に日本で有名な理科の先生がおり、ノーベル賞を曾於市から出そうと頑張っていることが新聞にも掲載されているので、そのような取り組みも参考にしていきたい。
- ・ 日本の文化や芸術・芸能は絶対守っていかなければならないと思っているが、市民の生活状態等を考慮すると、国際芸術賞展を開催することに費用を使うよりほかに使うことがあるという意見もある。先陣を切ってやっていくことは大事であるが、ちょっと浮き立っているような感じがしている。
- ・ 国際芸術賞展の応募作品が非常にふえるということで、今回は、1次審査、2次審査を行うということであるが、結果的には、今までの応募数とそんなに変わらない状況であり、1次審査というのは、今後、できるだけせっかく応募してくださった芸術家の方々にこたえるような

ちゃんとした審査のあり方というのを検討していただきたい。

- ・ 南九州市の図書館では、入り口に地元のお茶を飲めるようにセットしてあり、それが地元の地場産品の活性にもつながると思っているので、本市の図書館においても検討してほしい。
- ・ 少年の森の場所は、枕崎を見るのに一番眺望絶景の場所と理解しており、そこから眺めることにより、自分たちの故郷、ふるさとの行く末をいろんなかたちで夢を描き、ロマンを持つというすばらしい場所であり、跡地利用については、いろんなかたちで生かしていただきたい。
- ・ 地価が上がっていく状況のときには開発公社の役割は大きかったが、地価の値上がりが期待できないような経済状況では、むしろマイナス面が強いのではないかと思っている。人潮跡地をできるだけ早い時期に買い取り、早い段階で開発公社が解散できるよう検討をしていただきたい。
- ・ 本市でも相当数ある危険空家については、積極的に勧告等の適正な措置を講ずることで、空家の解消につながるほか、税の優遇措置がなくなり増収も見込めるので、もっとスピーディな対応をお願いしたい。
- ・ 地方創生総合戦略の計画期間は5年間としているが、計画期間が終了した時点では、本市の地方創生は何をしたのか、成果として残るような取り組みをしてほしい。
- ・ 水質検査に関し、馬追川河口の状況等を踏まえ、指導を行う事業所から改善等の報告がなされたときは、真剣に改善対策が実施されているか確認してほしい。
- ・ 無縁墓の管理等については、地域において周囲の草刈り等を行っているが、都会への人口流出等により子孫が地元に残っておらず、あとの管理をする方がいない状況がある。このことは、集落地域と行政が連携をとって対処すべき問題だと思われるので、対応等について検討してほしい。
- ・ 悪臭対策について、指宿市の優良事例の話聞いたが、その対策等を研修して対策を講じてほしい。また、調査を行う中で、市内の悪臭がどのような状況であるのか確認してほしい。
- ・ リサイクルに関して、ペットボトルのペットとキャップを同じ材料でつくってもらうなど、メーカー等に対してリサイクルが可能となる製品等を製造してもらうように要請してほしい。

#### ◎議案第8号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

#### ◎議案第9号平成28年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

#### ○予算の概要

- ・ 国民健康保険特別会計の予算総額は45億0,412万4,000円で、前年度当初予算より7,548万7,000円の増となっている。
- ・ 歳出の主なものは、総務費では事務的経費である総務管理費を829万5,000円、徴税費532万1,000円、運営協議会費14万8,000円を計上している。
- ・ 保険給付費は、予算総額の63.3%となる28億5,148万8,000円を計上している。このうち療養給付費の24億3,936万6,000円は、平成24年度から平成27年度までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定した。
- ・ 療養費2,227万8,000円、高額療養費3億6,986万5,000円についても、平成24年度から平成27年度までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定した。
- ・ 出産育児諸費は、実績を考慮して25件の1,050万円、葬祭諸費は62件の124万円を計上した。
- ・ 後期高齢者支援金は、概算1人当たり負担見込額5万7,400円に概算対象者6,931人を乗じた額から平成26年度の精算額を控除した額3億5,301万6,000円と事務費拠出金及び病床転換助成関係事務費拠出金の合計額3億5,304万3,000円、予算総額の7.8%を計上した。
- ・ 前期高齢者納付金は、18万2,000円を計上した。
- ・ 老人保健拠出金は、5万円を計上した。

- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金については、第2号被保険者数の見込み2,665人に1人当たり年間負担見込額6万4,300円を乗じた額から平成26年度精算額を控除した額1億4,603万2,000円を計上した。
- ・ 共同事業拠出金10億9,503万7,000円は、医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金9,733万3,000円と保険財政共同安定化事業拠出金9億9,770万4,000円である。
- ・ 保健事業費は、特定健康診査等事業費2,072万4,000円、人間ドック、がん検診補助、レセプト点検等に要する経費として1,923万4,000円を計上した。
- ・ 公債費に90万円、諸支出金に267万円を計上した。
- ・ 歳入の主なものは、国庫支出金は、療養給付費等負担金7億2,059万2,000円と、高額医療費共同事業負担金2,433万3,000円、特定健康診査等負担金544万4,000円、普通調整交付金2億9,342万6,000円、特別調整交付金4,500万円を計上した。
- ・ 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等に係る分として1億9,067万6,000円を計上した。
- ・ 前期高齢者医療に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金を7億8,526万6,000円計上した。
- ・ 県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金2,433万3,000円、特定健康診査等負担金544万4,000円、普通調整交付金及び特別調整交付金の合計1億4,307万4,000円を計上した。
- ・ 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計10億7,200万9,000円を計上した。
- ・ 繰入金のうち保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分1億0,354万2,000円、保険者支援分5,664万2,000円、出産育児一時金等700万円、職員給与費等1,351万3,000円、財政安定化支援事業6,089万4,000円の合計2億4,159万1,000円を計上した。
- ・ 諸収入は第三者納付金350万円、歳入欠陥補填収入3億7,941万円及び滞納処分費等合計で3億8,393万6,000円を計上した。
- ・ 国民健康保険税は、総額5億6,874万7,000円を計上し、平成27年度の当初予算に対して2,692万8,000円、約4.5%の減となった。
- ・ 調定額の算定に際しては、政府は、昨今の経済情勢について雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いているとしているが、平成27年度本賦課時における本市国保被保険者1人当たりの所得を見ると、平成26年度に比べやや減少しており、本市及び県内の景気回復速度は全国と比較しても鈍く、今後の著しい好転は期待できない状況がうかがえること、また、一部に所得減少の不安要素もあることから、平成28年度における国保被保険者1人当たりの所得は平成27年度と変動しないものとして算出した。
- ・ 収納率は、所得状況の著しい好転が期待できず依然として厳しい納税環境の中、健全化行動計画に基づく取り組みの結果を踏まえた上で、これまで取り組んできた納税環境の整備及び滞納処分の強化策等をさらに継続・充実していくことにより、現年課税分については、一般分の普通徴収分、医療分・後期分・介護分の総体を95.0%、対前年度当初プラス0.3ポイントと見込み、また、退職分については、これまでの実績等をもとに98.8%、対前年度当初プラス0.1ポイントと見込み算定した。

その結果、国民健康保険税の現年課税分は、医療給付費分が3億6,367万6,000円、後期高齢者支援金分が1億2,503万5,000円、介護納付金分が5,906万4,000円の合計で5億4,777万5,000円を計上し、また、滞納繰越分は、総体で収納率を前年度当初予算と比較して1ポイントアップの25%と見込み、医療給付費分が1,402万9,000円、後期高齢者支援金分が449万

6,000円、介護納付金分が244万7,000円の合計で2,097万2,000円を計上した。

- ・ 後期高齢者医療特別会計予算の予算総額は3億2,571万5,000円で、前年度当初予算に対して523万7,000円、1.6%の増となる。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、事務的経費である総務管理費を132万5,000円、徴収費を156万4,000円、合計で288万9,000円を計上した。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料を2億1,241万1,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとして保険基盤安定分担金1億0,956万2,000円及び延滞金5万円を計上した。
- ・ 諸支出金として保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上した。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金295万2,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとしての保険基盤安定繰入金を分担金と同額の1億0,956万2,000円計上した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると336万1,000円、約1.6%の増となっている。
- ・ 保険料の内訳は、特別徴収保険料1億5,149万6,000円、普通徴収保険料6,091万5,000円の合計で2億1,241万1,000円を計上した。これは、広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。

#### ○当局説明

- ・ 共同事業交付金及び共同事業の拠出金は、事業主体である鹿児島県国民健康保険団体連合会から当初予算の算定に必要なものとして示された所要額の通知に基づいて、同額を計上している。
- ・ 国民健康保険税の後期高齢者支援金分と介護納付金分の税率改定による徴収額と拠出額との乖離については、平成25年度から平成27年度までの3カ年の合計では、徴収額のほうが、後期高齢者支援金分で約144万7,000円、介護納付金分で約12万7,000円上回っている。なお、各年度で乖離の大小はあるが、徴収額と拠出額はおおむね一致していると考えている。
- ・ 国民健康保険税の調定に対する平成27年度決算見込みの収納率は、当初予算、健全化計画の収納率と同程度の現年度分95.7%、対前年度0.1ポイント増、滞納繰越分を24.0%、対前年度プラス2.5ポイント、総体で86.1%、対前年度0.6ポイントと見込んでいる。また、平成28年度当初予算での滞納繰越分の予定収納率は健全化計画に示されている25%としている。
- ・ 国民健康保険税が平成27年度当初予算と比較して減額となった主な要因は、被保険者数の減少と1人当たりの所得等の減少によるものであり、被保険者数は、平成27年度は6,996名で算定し、平成28年度は216名減の6,780名を見込んで算定している。  
また、1人当たりの所得は、医療分で平成26年度の本賦課時は45万4,608円、平成27年度の本賦課時は45万0,193円で、額で4,415円、率で1%の減となっている。
- ・ 後期高齢者支援金分で算定される対象者数は、2年前の被保険者数に国が示している伸び率等に乗じて算定するので、実際の本市の被保険者数とは算定上は一致しない。ただし、これは2年後に実際の数によって精算されることになっている。
- ・ 保険給付費の退職被保険者等分は、療養給付費、療養費とも、平成24年度から平成26年度までの実績及び平成27年度の実績見込みまでの1人当たり医療費の伸び率をもとにして算出しており、特に、平成26年度・平成27年度において退職の方の80万円を超えるレセプトがふえてきていることから15%を超える伸び率となっている。
- ・ 本市の平成26年度の1人当たり医療費は44万5,773円となっており、県内全市町村で5番目に高い金額で、19市では4番目に高い金額となっている。なお、市町村平均の1人当たり医療費は39万3,564円となっている。
- ・ 平成30年度から始まる国民健康保険制度での保険料は、最終的には、各市町村、国保連合

会、県を委員として、県の国保指導室の中に設置されている国保新制度移行準備に係る関係機関会議で決定される。

保険料算定の見直しに関しては、国からは、年齢構成の差異を調整した医療費や各市町村の所得水準などにより調整するといったイメージが出されているが、市町村によって賦課方式などが異なることなど、今後、協議会での協議が進まなければはっきりと示せない。

- ・ 累積赤字分の解消については、平成27年度補正予算においても、単年度収支分の赤字は一般会計から全額を繰り入れて予算書上の単年度収支は赤字にせず、平成26年度までの赤字分についてはそのまま残したかたちでの予算となっている。ただし、今後、補正予算に組みなかったものや医療費・医療給付費を保守的に組んだ部分で、約1億2,000万円の赤字を減らせるのではないかとみており、現在一般会計から繰り入れている単年度赤字部分で、累積赤字を幾ら減らせるかは、出納整理期間中に庁内で検討して決定したいと考えている。
  - ・ 一般会計からの法定外の繰り入れは、平成25年度から平成27年度最終補正予算までの累計で6億0,384万4,000円となる。
  - ・ 歳入欠陥補填収入が、平成27年度当初予算と比較して2億9,235万8,000円の増となったことは、前期高齢者交付金が3億1,125万6,000円が減となり、歳入が減となることが大きく影響している。
  - ・ 国民健康保険に対する地方消費税交付金の影響については、歳入面で被保険者1人当たり5,000円程度の影響が出ているが、これは保険税の減額などにつなげるというのではなく、保険税が上がるのを抑制できているというかたちである。
  - ・ 前期高齢者交付金の対前年度当初予算に対する増減理由は、前期高齢者交付金は当該年度の概算分と2年前の実績額に対する精算額で構成されており、概算分は対前年度に対して1億6,353万9,000円の減、精算分は1億4,771万7,000円の減となり、合計3億1,125万6,000円の減となったものである。なお、概算分の交付は、各年度の前期高齢者65歳から74歳の方々の数に応じて交付されるものである。
  - ・ 一般被保険者に対する療養給付費は、前期高齢者以外の方に対する保険給付費を9億1,826万8,000円、前期高齢者の方に対する給付費を13億7,864万7,000円と試算し、合計22億9,691万5,000円を予算計上したものである。
  - ・ 職員提案による新たな保健事業のほっとPHOTOウォークは、2人以上のペアで100組の参加者を予定しており、市内のコースを写真を撮りながら楽しんでウォーキングをしてもらうことにより、健康づくりへの意識を高めてもらおうとするものである。
  - ・ 国保税の課税限度額は、現在85万円であるが、4月からの税制改正を加味すると、課税限度額は89万円となる予定である。
  - ・ 課税限度額適用者の大部分は納期内納税がなされている状況である。
  - ・ 滞納されている方の納付状況については、その方の状況に応じて分納等により納付されている。
  - ・ 滞納されている方のうち、納付意識の低い方など悪質な方については、財産等を所有しているときは差し押さえ等の滞納処分に移行する場合もある。
- 国保税に係る平成26年度決算における差し押さえの状況は、22世帯、192件、591万1,467円である。また、差し押さえの主なものは、預金、給与等で、そのほか国税徴収法で徴収吏員に搜索の権限が付与されており、家宅搜索をして公売が可能なものがあれば、動産等を差し押さえることもある。
- ・ 滞納の時効は、納期限後5年経過で消滅する事案と、滞納処分の執行を停止し、その3年経過後に消滅する事案があり、滞納処分の執行を停止した件数は、平成26年度決算では市税全体で155件である。

- ・ 執行停止の要件は、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときとなっている。
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進の効果については、ジェネリック医薬品の割合が、現在、国の目標は60%であるが、本市では平成27年12月末で64%を超しており、平成27年12月の一月で、始めた当時と比較すると300万円を超す効果が上がっている。また、レセプト点検については、現在2人の嘱託職員で対応しており、平成26年度決算では約347万円の効果が上がっている。
- ・ 薬剤の飲み残し等への対策については、広報まくらざきにより、鹿児島県薬剤師会が実施している残薬整理事業の紹介を行っているが、市民への浸透がまだ図られていないと思われるので、薬剤師等に協力をいただきながら、なるべく薬を有効に処方していただくような方策を検討したいと考えている。
- ・ お薬手帳は、処方された薬剤名や服用方法などについて記載されており、複数の医療機関を受診される方の薬剤処方や、飲みあわせ、残薬、多剤のチェックなどメリットが多くある。薬剤管理料として診療報酬上のポイントは上がるが、患者に負担していただく額よりもメリットのほうが大きいと思うので、成人講座等でもお薬手帳の推奨をしていきたいと考えている。
- ・ ヘルスアップ事業は、高齢者等の健康づくりのための体操を行うもので、健康課の保健師が対応しているが、ほかの事業等の対応もあり、回数は月2回としている。
- ・ 後期高齢者の保健事業費は、重複頻回受診をされている方への訪問にかかる経費である。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、所得額に応じて所得割額と均等割額があり、年間負担限度額は57万円となっている。また、所得に応じて軽減措置等があり、年金収入が80万円以下の場合には9割軽減で、軽減後の均等割額は年間5,100円となる。
- ・ 後期高齢者医療制度は、制度の発足までの経緯や、その中で若い人たちだけに負担させるのではなく、なるべく高齢者であっても負担できる人には負担をしていただくといった論議がなされた上で発足したものであり、国民健康保険の広域化に伴って国保などに戻ってくることはないということである。また、もとに戻すよう国へ要望してもらいたいということについては、年金だけの方の保険料軽減策も行っており、高齢者医療制度は定着していると思っているので、国への要望は考えていない。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 本市は高齢者元気度アップ・ポイント事業などを行っているが、医療費の減少にどれだけ貢献しているのかなかなか見えてこない。元気なまちと言う割には元気ではないので、本当に元気なまちにするために保健事業も大々的に取り組んでほしい。

#### ◎議案第10号平成28年度枕崎市介護保険特別会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 介護保険特別会計予算の総額は23億7,196万9,000円で、平成27年度当初予算額より約4.0%、9,224万4,000円の増となる。
- ・ 歳出予算の主なもの、総務費4,952万2,000円、保険給付費22億7,121万円、地域支援事業費5,103万2,000円、諸支出金20万4,000円などである。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金6億4,127万5,000円、国庫支出金6億2,184万円、保険料4億0,703万4,000円、繰入金3億6,015万円、県支出金3億4,134万1,000円、諸収入ほか32万9,000円で措置した。

##### ○当局説明

- ・ 認知症の高齢者の状況については、平成28年1月現在で、要介護認定を受けている1,433名中、軽度なりいろいろ程度の差はあるが、認知症が見られるという方は1,111名である。
- ・ 認知症サポーターの養成については、市民向けの認知症に関する講演会や、高齢者学級、各事業所等からの要請等に基づき職員が出向き、認知症サポーターの養成講座といったものを行っている。この認知症サポーターについては、認知症のことをしっかりと理解して、そっと見守ってあげる方という位置づけで養成を行っている。
- ・ また、行政だけで養成するのではなく、県の一定の研修を受け、認知症サポーターを養成する立場にあるキャラバン・メイト8人で定期的に会合を開き、どういったかたちで養成講座を開いていくかということについて、現在、取り組み始めているところである。
- ・ 講座の開設については、銀行、郵便局、警察など公的な機関への協力依頼や、民生委員に対しても紹介を行っているほか、子供たちへの働きかけも大切だということから、学校の行事の中で取り組んでもらうことについても、教育委員会のほうに調整をお願いしている段階である。また、時間的には1時間20分程度であるので、自治公民館で取り組んでもらえれば、大変ありがたいと思っている。
- ・ 認知症サポーターの数については、現時点の最新の数字として、キャラバン・メイト協議会へ429人との報告がなされている。
- ・ 今後、認知症サポーターの数をふやしていったら、異変等に気がいたら声をかけてあげたり保護するほか、関係機関等へ連絡をするなど、見守りの目をふやしていこうという方策として進めているところである。
- ・ 認知症ケアパスは、認知症が進む間にどのような支援があるかということをも1枚のシートにまとめ、相談を受ける際に、介護の支援に当たっている居宅介護支援事業所のケアマネージャー等が活用しながら、相談を行ける際に、相談者へ提示するために作成するものである。
- ・ 地域包括ケアを考える上では「在宅介護、時々施設」が理想であるが、在宅医療、在宅介護を進める上では、施設としては、機能訓練などにより在宅で過ごせるようにすることを目的とする老健施設の重要性が増してくるのではないかというのは事実だと思う。本市では、第6期の介護保険事業計画の中では老健施設の整備は計画していないが、第5期に老健施設はふやしているところである。
- ・ 介護に携わる職員・従事者の処遇については、本市の介護保険給付の状況を見てみると、各事業所において介護職員の処遇改善加算をとっていることから、改善はしてきているものというふうには思っている。
- ・ 小規模な地域密着型などの各事業の運営については、各事業所ではすべての事業の総体的な運営もやっつけていかなければならないし、かといって職員の配置基準もきちんと満たさなければ各事業そのものが運営できないといったことにもなるので、その均衡も考えた上で経営されているものというふうに思っている。
- ・ 地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センターが支援事業所として行うケアプランの作成業務、相談業務ほか、成年後見制度の権利擁護をするための事業などを行うための経費である。
- ・ 居宅介護サービス給付費の対象者については、訪問介護1,356人、訪問入浴介護24人、訪問看護が408人、訪問リハビリテーション84人、居宅療養管理指導216人、通所介護4,092人、通所リハビリテーション2,820人、短期入所生活介護924人、短期入所療養介護252人、特定施設入居者生活介護60人、福祉用具貸与3,960人を見込んでいる。  
施設介護サービス給付費においては、介護老人福祉施設130人、介護老人保健施設145人、介護療養型医療施設3人を見込んでいる。
- ・ 居宅介護サービス計画給付費は、支援が必要な方にケアプランを作成するためのケアマネー



ジャーの報酬等の経費である。

- ・ 要介護認定者1,433人のうち施設サービスを受けられる要介護3以上については、1月末現在で206人である。
- ・ 居宅介護福祉用具については、シャワーチェア、浴槽台、浴槽に取りつけるクリップなど入浴に関連する用具や、ポータブルトイレ等で共有するには衛生管理上問題があるような道具等である。
- ・ 特別養護老人ホームの待機者については、平成28年2月現在で84人となっている。
- ・ 在宅で介護度が上がっていくと、家族の介護だけでは難しくなる状況に段々になっていく中、やはり施設の必要性もあるのではないかということについて、平成27年度から平成29年度までの3カ年の第6期介護保険事業計画の中での施設整備としては、地域密着型小規模多機能型のような、地域に根差して住み慣れた地域で利用できるような施設を整備するという計画は立てているが、入所施設についての整備については予定していない。

また、介護保険事業計画策定に当たってのアンケートの中でも、6割以上の方が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしたいといった思いがある中で、そういった方々の思いを実現するためにも、御家族もちろん、地域の方、医療施設、介護施設、NPO、民間の方々が、少しずつ役割分担しながら、できることを支援していく地域包括ケアシステムを進めていこうということである。

なお、すべての人が地域で暮らせるようにということではなく、施設入所が必要な方については、当然、施設で介護することになる。

- ・ 現在、24時間体制での介護の体制はできていないが、在宅医療・介護連携といった面でも24時間見れるような体制をつくっていこうということで、今後、地域包括ケアシステムの構築にさらに力を入れていきたいと考えている。
- ・ 生活支援コーディネーターは、地域包括ケアが進展し、在宅介護・在宅医療のほうに向かうように推進するためには、生活支援が重要な事業になってくるので、今後、ボランティア、NPO、協同組合、民間企業等の多様な主体と連携しながら、生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発やネットワークなどを行う役割を担うものである。

また、地域におけるさまざまな社会資源、地域資源等の不足する部分を発掘等をしていかなければならないので、今後、NPO等の団体の方々が集まって協議体を結成することになるが、その協議体につなぐ役割や、地域の方の相談を直接受けるなどの生活支援全般に係る相談業務を行うものである。

## ○委員からの意見・要望

- ・ 介護従事者の処遇改善が進まないと言われている中、そういった問題については、市としても、国・県に対して、改善に向けての声を上げていってほしい。
- ・ 地域で住みたいという高齢者は非常に多い中で、地域密着型による地域づくりは大事であると思うので、そういった取り組みに力を注いでいただきたい。

## ◎議案第11号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

### ○予算の概要

- ・ 平成28年度歳入歳出予算の総額は8億7,749万5,000円で、前年度当初予算より8,247万6,000円の増で、率にして10.4%の増となる。
- ・ 予算の主な内容は、一般管理費が一般管理経費等で3,118万3,000円、施設管理費は終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億7,732万6,000円、排水施設管理費は汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,269万8,000円、下水道整備費が立神北町地区

の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業、松之尾ポンプ場の長寿命化計画に基づく詳細設計、管渠・マンホール等の長寿命化計画策定等で3億1,599万7,000円、公債費は元金が昭和63年度から平成24年度までの借り入れに対する元金償還で2億5,100万1,000円、利子が昭和63年度から平成27年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借り入れ予定額等に対する利子償還見込み額で6,919万円となる。予備費は10万円である。

- ・ 以上の財源として、事業収入2億6,230万円、分担金及び負担金780万円、国庫支出金1億4,585万円、繰入金2億7,586万8,000円、繰越金200万円、諸収入7万7,000円、事業債1億8,360万円で措置した。

#### ○当局説明

- ・ 一般会計繰入金の繰入基準については、雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、高度処理に要する経費、高資本費対策に要する経費と下水道事業債特別措置分の償還に要する経費等がある。

一般会計への平成27年度の普通交付税措置額は1億5,086万1,000円である。

- ・ 事業債の特別措置分については、平成17年度までの発行を許可された下水道事業債に係る各年度の元金償還金の7割の額から当該元金償還金に対し当該年度の地方交付税算定において用いられる割合を乗じて得た額を差し引いた額を対象としており、分流式下水道については本市の場合は5割であることをもとに算出している。
- ・ 事業収入について、前年度と比較して増となっていることについては、現在有収水量をもとに使用料金を計算しているが、工場関係の有収水量が増加傾向にあり、予算増として措置している。

井戸水を使用している事業所の使用料については、ポンプの吐出口にメーター器を設置して計算している。

- ・ 負担金前納報奨金の増については、賦課する地区が広くなり、受益者負担金を納期前に納付する方が多くなると見込んでいるためである。
- ・ 水産加工場関係の接続件数は、供用区域内において、平成28年2月末現在で工場が40件あり、うち接続している工場が31件である。

各区域の接続状況は、1次区域市街地は24件のうち22件、2次区域は6件のうち6件、立神本町地区、塩屋等の3次区域は8件のうち2件、中央町から立神北町の4次区域は2件のうち1件接続している。

- ・ 未接続の工場については、毎年関係機関等と接続の推進をしているが3次区域については接続が進まない状況である。1件については、道路改良工事に伴う補償等があり、接続したいという意思を表示しているが、その他の工場については経済的な面などの理由があり、進まない状況にある。
- ・ 馬追川河口付近のヘドロや水質汚濁の原因については、未接続の工場排水によるものだけではなく、一般家庭の污水等も含め徐々に堆積し、現状になったと推測しており、一般世帯についても個別に接続の推進を行っている。
- ・ 下水道処理施設からの臭気については、直接、地域住民からの苦情等は来ていないが、臭気漏れ対策として、現在、換気ダクトのシャワーミストを行っており、今後、効果等を見ながら対策を検討していく。

根本的な対策として、汚泥処理施設の密閉化、臭気を活性炭に通して排気することについては、長寿命化計画に盛り込んでいる。

- ・ 下水道整備において、現有施設の長寿命化対策は重要であり、それらに係る予算は今後増加するが、地方債については、過疎債や公共下水道事業債等を借り入れる中で、起債残高を大体

平均1億程度減らしながら、計画に基づき事業を進めている。

- ・ 設備等の改築・更新の進捗状況については、平成27年度には長寿命化ということで水処理施設、最終沈殿池の3号汚泥掻寄機の機械設備の改築更新並びにそれに伴う電気設備関係の改築更新を行い、平成28年度には汚泥処理施設の改築と沈砂池施設の改築を、平成29年度には最終沈殿池の4号汚泥掻寄機の改築を行い、年次的に汚水処理に影響のない計画である。
- ・ 松之尾中継ポンプ場については、平成27年度に施設の長寿命化計画策定ということで、健全度調査や現況の基礎調査、詳細調査を行い長寿命化計画策定をしており、県のほうに計画書を申請し、承認されれば、平成28年度から改築更新を実施するスクリーポンプ等の詳細設計を長寿命化計画に基づき策定することになる。
- ・ 補助污水管渠工事と単独污水管渠工事等の区別については、流域や集まってくる面積によって分けられており、現在0.2ヘクタール以上が交付金の対象となっている。
- ・ 管渠・マンホール等の長寿命化の調査については、重要な幹線や地下水位の高い地域の管路のうち供用開始して30年以上経過したヒューム管について行うものであり、現在、陥没事故が全国各地で起きているということもあり、事故防止も含めて、既存の施設の延命化等の判断をするために行うものである。
- ・ 処理施設管理費の委託料は、維持管理業務委託では、終末処理場と中継ポンプ場の運転及び維持管理を委託しており、処理薬品関係の単価の上昇及び電気関係の公共単価等の上昇に伴い増に、汚泥処理委託では、現在、堆肥化の中間処理を3事業所に委託しているが、平成27年度の単価見積もり等と比較して下がったことにより減に、汚泥運搬業務委託では、燃料費が下がったことに伴い減に、保守点検業務委託等については、処理場及び松之尾中継ポンプ場及び町村中継ポンプ場等の電気保安関係は電気等の単価の上昇、残渣等沈砂池での残渣の処分については残渣等の増加に伴い増となっている。
- ・ 下水道事業の公営企業会計法適用化については、平成28年度に適用化における効果、成果、移行業務に要する経費、費用における財政計画、地方債等について調査・研究し、平成29年度からは、移行作業に係る予算措置を行い、平成32年4月からの移行に向けた取り組みをしていこうと考えている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 水産加工場関係が下水道に接続することで、工場内での衛生面が改良されていくなどのメリットを、もっと詳しく丁寧に説明を行い、接続の推進に取り組んでほしい。
- ・ 下水道法で川をきれいにするということはなかなかできないので、今後、馬追川をどうするかということについては、枕崎市の河川をきれいにする条例を、実際にきちんと機能できるようにしていくことを検討してほしい。
- ・ 酵母処理方式については、実際焼津で行っているところもあり、今後の取り組む課題として残しておいていいのではないかと考えている。
- ・ 事業収入より一般会計からの繰り入れが大きいという下水道事業財政の改善のために、できるだけ早い段階で特別会計を企業会計に切りかえるよう取り組んでほしい。

#### ◎議案第12号平成28年度枕崎市立病院事業会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 平成28年度の診療報酬改定は、0.84%マイナスとなる改定で、マイナス改定は8年ぶりとなったが、前回の平成26年度改定も、消費税増額対応分を除くとマイナスで実質的には2年連続の引き下げとなり、極めて厳しい状況が続いている。
- ・ 新年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万8,250人、外来で1万5,624

人、1日平均患者数を入院で50人、外来で62人と定めた。

- ・ 収益的収入は、医業収益5億8,781万6,000円、医業外収益2,794万2,000円、附帯事業収益957万8,000円の合計6億2,533万6,000円で、前年度より5,981万1,000円の増、収益的支出は、医業費用7億0,906万8,000円、医業外費用1,249万5,000円、附帯事業費用999万9,000円の合計7億3,156万2,000円で、前年度より5,881万9,000円の増となり、収支差し引き1億0,622万6,000円の当年度純損失となる見込みである。
- ・ 資本的支出は、建設改良費のうち、有形固定資産購入費として老朽化した機器の更新等に887万2,000円、リース債務支払額に1,367万3,000円、企業債償還金として2,226万3,000円の合計4,480万8,000円を予定し、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。

#### ○当局説明

- ・ 小児科の外来患者数については、平成23年度に受け入れて以降、平成23年度が33人、平成24年度が105人、平成25年度が201人、平成26年度が374人、平成27年2月14日現在429人で、年々ふえてはいるものの、基本的に診療科目が内科のみという影響もあつてか、総体的には外来患者数は年々減少している状況にある。
- ・ 医業収益は、前年度と比較して5,617万4,000円の増額を見込んでいるが、この主な理由としては、平成28年度は当初予算の段階から不採算地区病院の運営に要する経費として、一般会計からの負担金4,631万円を計上したことによるものである。
- ・ 入院収益については、平成27年4月1日から理学療法士1名を採用したことにより、入院患者のリハビリに係る部分の収益増が見込まれるほか、外来収益については、平成26年度の診療報酬改定による在宅医療関係分の増収を見込んでいる。
- ・ 医業費用の増の要因は、平成27年8月から常勤医が1名ふえたことに伴い、給与費が4,600万円程度ふえたためである。
- ・ 市立病院の医師数は、現在、循環器系が専門の常勤医2名、非常勤医13名程度となっているが、常勤医の募集は随時している状況である。
- ・ 県内における病床数の削減等の問題は、現在審議中の地域医療構想の中で審議されていくと思うが、現段階では把握していない。なお、新改革プランについては、介護病床や療養病床の削減問題に係る動向等も十分につかんで対応していかねばならないと考えている。
- ・ 地域包括ケアシステムに関連した市立病院の取り組みとして、まずは市民の健康は予防からということで、医師が各公民館に出向いて健康講座を開催している。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 病院経営の見通しについては、ここ数年赤字が続いている中で、病床数削減などの新たな改革要因が出てくると経営に大きく影響してくることになるので、そこらの情報収集を怠りなく行い、しっかりとした見通しを立てて対応していただきたい。

#### ◎議案第13号平成28年度枕崎市水道事業会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 業務の予定量は、給水戸数を1万0,702戸、年間総給水量を288万6,000立方メートル、1日平均給水量を7,907立方メートルを予定している。これを前年度当初予算と比較すると、給水戸数で38戸の減、率にして0.4%の減、年間総給水量で2万6,000立方メートルの減、率にして0.9%の減、1日平均給水量では71立方メートルの減、率にして0.9%の減となっている。
- ・ 建設改良事業は、工事請負費を8億0,318万6,000円計上し、主な事業として、老朽管更新事業5,011万2,000円、金山浄水場急速ろ過池更新事業6億4,995万5,000円を予定している。
- ・ 老朽管更新工事としては、通山大堀線、小江平通線、立神通線、美初線及び宝寿庵山口線な

どを、また、配水管新設工事としては二本木2号線などを実施するほか、金山浄水場急速ろ過池更新工事は、平成27年度において債務負担行為で契約した工事を実施する予定である。

- ・ 収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億9,785万2,000円、水道事業費用を4億3,291万2,000円とし、差し引き6,494万円で、税抜き後で3,743万2,000円の当年度純利益を予定している。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では、営業収益が4億4,250万2,000円で504万2,000円の減、率にして1.1%の減、営業外収益が5,535万円で3,332万3,000円の増、率にして151.3%の増となり、合計では2,828万1,000円の増、率にして6%の増となる。

水道事業費用では、営業費用が3億8,881万5,000円で1,462万8,000円の増、率にして3.9%の増、営業外費用が4,301万7,000円で1,509万4,000円の減、率にして26%の減となり、合計では46万6,000円の減、率にして0.1%の減となる。

- ・ 資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を3億3,109万5,000円、資本的支出を9億4,684万1,000円とし、差し引き6億1,574万6,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金2億6,202万円、当年度分損益勘定留保資金1億6,333万9,000円、建設改良積立金1億3,013万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,025万7,000円で補てんしようとするものである。
- ・ 収入の負担金109万5,000円は、市からの消火栓設置負担金2基分である。

#### ○当局説明

- ・ 今後の収支見込みについて、水道事業収支計画表に記載のとおり、平成28年度までは純利益を見込み、現体制のままですべていった場合、平成29年度以降は赤字に転じる計画となっているが、業務の見直し等による行革を進めながら、平成30年度までは純利益が出るように努力していきたい。

なお、業務の見直しについては、本格的な急速ろ過池更新工事に入る平成28年度は職員数14名体制は維持しながら、係間の配置転換により施設係1名を増員して進めていくが、平成29年度までには、職員の技術を向上させて施設係1名を削減することにより人件費を抑制したいと考えている。

- ・ その先の見通しとしては、完全に赤字に転じる平成31年度あるいは平成32年度から積立金や剰余金の取り崩しで対応していかねばならないが、平成40年度ごろには完全な赤字経営となることが予想される。
- ・ 給水戸数は、平成15年度実績1万1,017戸をピークに毎年減少している状況である。
- ・ 水道事業経営が厳しさを増す中で、水道料金の値上げをせず経営を維持していくには、企業誘致や上水道への加入促進により給水量をふやしていくか、あるいは行財政改革による経営改善しか手法がないと思うが、本市は水道事業に有益な企業誘致も余り見込めない中で、さらなる行財政改革に取り組んでいくほかないと考えている。なお、本市は平成13年度以来、今日まで行革等に懸命に取り組みながら値上げをしておらず、経営上、限界にきている状況にある。
- ・ 水道料金を値上げする場合は、給水人口の推移なども見据えた上で何年先を見込んだ計画を立てるかにより料金設定が大きく変わってくるので、具体的な検討段階にない今の時点での試算はまだ行っていない。
- ・ 今後の本市における水資源の見通しとしては、指宿市、南九州市、南さつま市などのような豊富な地下水で賄っている近隣市と違い、少ない地下水と金山浄水場で賄っているのが現状である。量的には、ここ10年ほど給水制限が必要となるような渇水も生じていないため心配する状況にはないと考えている。
- ・ 今年1月24日、25日にかけての寒波の被害に関しては、水道管破裂による漏水とみられる件数が130件程度上がってきたが、そのうち100件程度は水道料金の減免申請の受け付けを終

えており、残り30件程度は再調査を行っていく予定である。なお、水道料金の減免については、前3回の使用水量の平均を上回った2分の1の水量の料金を減免していく。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 金山浄水場の更新事業については、資本単価の関係から国の補助事業にのせられないということだが、この国の補助採択基準等に不合理な面があるのであれば、地方から声を上げていくべきであるので、その辺の考え方をきちんと整理しておいていただきたい。
- ・ また、これらの事業を国の補助事業で行えると仮定した場合の財政上のメリット等についても、いずれかの時点で試算しておいていただきたい。
- ・ 水道事業に関しては、業務上、長年の経験を生かした専門職として従事する必要性から、おのずと職員の年齢構成が高くなるのはいたし方がない面もあるが、実態として、労働単価が他の団体より高いという部分については、今後の課題として検討されたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長                      新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員                      俵積田 義 信

枕崎市議会議員                      沖 園              強